官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（八〇）　九
〔府　令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（内閣府一七）　三六
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（同一八）　三三
○公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同一九）　三三
○内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同二〇）　三三
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二一）　三四
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二二）　三四
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係内閣府令の整備に関する内閣府令（同二三）　三五
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同二四）　三六
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（同二五）　三七
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（同二六）　三八
○児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二七）　三八
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（同二八）　三九
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　四〇
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　四一
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　四二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）　四三
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　四四
○国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令（内閣府・国土交通一）　四五
〔デジタル庁令〕
○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令を廃止する庁令（デジタル庁二）　四五
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一二）　四五
〔復興庁令〕
○復興庁組織規則の一部を改正する庁令（復興庁一）　四七
〔省　令〕
○特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（カジノ管理委員会・国土交通一）　四七
○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（総務三八）　四八
○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同三九）　四八
○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　四九
○総務省組織規則の一部を改正する省令（同四一）　四九
○総務省定員規則の一部を改正する省令（同四二）　五〇
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（法務二二）　五〇
○不動産登記規則の一部を改正する省令（同二三）　五一
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同二四）　五一
（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、八ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二条第二号及び第三号ロの主務省令で定める分野を定める省令（**法務・厚生労働**二）　六八
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三）　六九
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**財務**一一）　九九
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（**同**一二）　一〇〇
○民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**一三）　一〇一
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（**同**一四）　一〇一
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**同**一五）　一〇二
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・農林水産**一）　一〇六
○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一五）　一〇七
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（**同**一六）　一一四
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**同**一七）　一一三
○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学・厚生労働**一）　一一三
○精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（**同**二）　一一三
○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（**同**三）　一一三
○言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**四）　一一三
○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（**厚生労働**五一）　一一四
○高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**同**五二）　一一六
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**同**五三）　一一六
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**同**五四）　一一七
○医療法施行規則及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する省令（**同**五五）　一一七
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**同**五六）　一一八
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（**同**五七）　一一八
○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（**同**五八）　一一九
○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五九）　一一九
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（**同**六〇）　一一九
○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**六一）　一一九
○医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令（**同**六二）　一一九
○歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（**同**六三）　一一九
○歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令（**同**六四）　一一九
○歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（**同**六五）　一二〇〇
○厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等に関する省令（**同**六六）　一二〇〇
○厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**同**六七）　一二〇〇
○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産**一）　二〇五
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**二四）　二二三
○農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（**同**二五）　二二四
○農地法施行規則の一部を改正する省令（**同**二六）　二二四
○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二七）　二二五
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**同**二八）　二二五
○独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令（**同**二九）　二二六
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**同**三〇）　二二七
○ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**一）　二二八〇
○公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**一）　二二八二
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**二七）　二二六三
○特定系統整備準備引当金に関する省令（**同**二八）　二二六
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**二九）　二三五一
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（**同**三〇）　二三五一
○鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通**二一）　二三五五

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（同二二）　三五五
○環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（同二三）　三六一
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同二四）　三六九
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二五）　三七四
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　三七八
○特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二七）　三八一
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（同二八）　三八四
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同二九）　三八五
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同三〇）　三九〇
○航空法施行規則の一部を改正する省令（同三一）　三九一
○公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　三九二
○都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同三三）　三九三
○自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（防衛九）　三九四

〔規　則〕

○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（人事院一六―〇―八〇）　三九六
○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（同一六―三―五一）　三九七
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委三）　三九八

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一）　三九九

〔法規的告示〕

○公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する告示（内閣府一五）　三九九
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（同一六）　四〇三
○子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日（同一七）　四〇九
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（同一八）　四一〇
○児童手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（同一九）　四一三
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（同二〇）　四一四
○内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日（同二一）　四一七
○子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（同二二）　四一八
○児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（同二三）　四二一
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（同二四）　四二三
○内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童扶養手当システム及び内閣総理大臣が定める日（同二五）　四二五
○租税特別措置法施行令第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件を廃止する件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境・防衛一）　四二六
○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（内閣府・総務・文部科学・厚生労働一）　四二七
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務二）　四二七
○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（内閣府・厚生労働一）　四二八
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁一一）　四三三
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同一二）　四三四
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（こども家庭庁五）　四三五
○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する件（同六）　四四八
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者の一部を改正する件（同七）　四四八
○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働四）　四四九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（同五）　四四九
○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（同六）　四四九

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同七）　五二七

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（総務一二五）　五二八

○平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一二六）　五二九

○平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一二七）　五三〇

○平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件（同一二八）　五三一

○平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一二九）　五三二

○平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件（同一三〇）　五三三

○平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件（同一三一）　五三四

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する件（同一三二）　五三五

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一三三）　五三六

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一三四）　五三七

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（同一三五）　五三八

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（同一三六）　五三九

○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（同一三七）　五四〇

○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（同一三八）　五四一

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件（法務二七）　五四二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（同二八）　五四三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件等を廃止する件（同二九）　五四四

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野を定める件（法務・厚生労働一）　五四五

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が外国人育成就労機構に事務を行わせることとした件（同二）　五四六

○監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（同三）　五四七

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律の規定により出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が外国人育成就労機構に事務を行わせることとした件（出入国在留管理庁・厚生労働一）　五四八

○資源の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　五四九

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項に基づく主務大臣が定める令和八年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇）　五五〇

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（財務・経済産業二）　五五一

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件及び株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一〇）　五五二

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示（文部科学六九）　五五三

○公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する告示（同七〇）　五五四

○公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件（文部科学・厚生労働三）　五五五

○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示（文部科学・経済産業一）　五五六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（**厚生労働**一三〇）　五九一
○建設雇用改善計画を定める件（**同**一三一）　五九四
○高年齢者等職業安定対策基本方針を定める件（**同**一三二）　六〇四
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**同**一三三）　六〇九
○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（**同**一三四）　六一三
○高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（**同**一三五）　六一三
○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（**同**一三六）　六一五
○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**一三七）
○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**一三八）
○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一三九）　六一五
○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一四〇）　六一六
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一四一）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一四二）
○中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一四三）
○中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一四四）
○中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一四五）
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（**同**一四六）
○基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（**同**一四七）　六四三
○医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等（**同**一四八）　六四七
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**同**一四九）　六四八
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（**同**一五〇）　六五三
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（**同**一五一）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（**同**一五二）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**同**一五三）　六五四
○衛生管理者規程等の一部を改正する告示（**同**一五四）
○生物由来原料基準の一部を改正する件（**同**一五五）　六五五
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき介護分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（**同**一五六）　六五七
○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和八年度の単位掛金額を定める件（**同**一五七）　六六一
○労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法（**同**一五八）
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（**同**一五九）　六六五
○令和八年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ⑵の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（**同**一六〇）
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（**同**一六一）
○令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額（**同**一六二）　六六六
○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示（**農林水産**四六九）
○農産物規格規程の一部を改正する件（**同**四七〇）　六六七
○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件（**同**四七一）　六七六
○一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針の一部を改正する告示（**経済産業**三〇）　六七七
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を改正する告示（**同**三一）　六七八

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（同三二）　七二八
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（同三三）
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（同三四）　七二九
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（同三五）　七三〇
○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示（同三六）　七三一
○インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示（同三七）　七三二
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する指針の一部を改正する告示（同三八）　七三三
○ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（同三九）
○小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和八年度に係る支給率を定める件（同四〇）

○革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針の一部を改正する告示（同四一）　七三三
○評価方法基準の一部を改正する件（国土交通四三六）　七三四
○自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示（同四三七）　七三六
○確認審査等に関する指針の一部を改正する告示（同四三八）　七三七
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十二号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等の一部を改正する件（同四三九）　七三八
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（同四四〇）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同四四一）　七三九
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（同四四二）　七四〇
○遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示（同四四三）

〔その他告示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府二六）　七四一
○所得税法施行令第二百十七条の二第二項及び第三項並びに法人税法施行令第七十七条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件を廃止する件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境・防衛二）　七四三
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委九）
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（同一〇）　七四四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁五）　七四五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務二二）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同二三）　七四七
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（総務一三九）　七四八
○災害対策基本法施行令の規定に基づき令和七年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（同一四〇）　七四九
○令和七年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件（同一四一）　七五〇
○令和六年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件の一部を改正する件（同一四二）　七五一
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件の一部を改正する件（同一四三）　七五二
○国際農業開発基金を設立する協定の改正に関する件（外務一一二）　七五六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同一一三）　七五九
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務七八）　七六一
○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同七九）　七七

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同八〇）　七七
○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（同八一）
○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同八二）
○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（同八三）
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同八四）　七八
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同八五）
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同八六）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（想定単価）の告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一一）
○中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一一）　七八二

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の廃止に関する件（**文部科学**七一）　七八三
○医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件（**厚生労働**一六三）
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一六四）　七九〇
○雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一六五）　七九三
○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額（同一六六）
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一六七）　七九五
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一六八）　七九七
○職業能力開発基本計画（同一六九）
○青少年雇用対策基本方針（同一七〇）　八〇四
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（同一七一）　八一〇
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**二）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（同三）　八一〇
○農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の規定に基づき、同条第一項各号のいずれにも該当する市町村を公告する件（**農林水産**四七二）
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**経済産業**四二）　八一三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（同四三）　八一二
○砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件（**国土交通**四四四、四四五）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四四六～四四九、四五一、四五二）　八一三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同四五〇）
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同四五三）　八一四
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同四五四）　八一六
○青森空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五五）
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件（同四五六）　八一七
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（同四五七、四五八）　八一九
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件（**防衛**八八）　八二一

○飛行場の所在地等の変更に係る告示について（同八九～九四）　八二一
○道路に関する件（**東北地方整備局**六〇～七三）　八四九
○千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**関東地方整備局**一四〇）　八五一
○海岸に関する件（同一四一）
○道路に関する件（同一四二～一四六）　八五三
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一二～二〇）
○新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同二一）　八五四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中部地方整備局**三七）　八五五
○道路に関する件（同三八）
○都市計画に関する件（同三九～四二）　八五五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四九～五六）　八五六
○都市計画に関する件（同五七～六四）　八五七
○道路に関する件（**中国地方整備局**三七）　八五八
○千代川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同三八）
○江の川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同三九）
○芦田川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同四〇）
○道路に関する件（同四一～五六）
○道路に関する件（**四国地方整備局**二四～三二）　八六〇

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**九州地方整備局**四三）　八六二

○長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**同**四四）　八六三

○道路に関する件（**同**四五～五九）　八六三

○道路に関する件（**北海道開発局**二六～三〇）　八六五

○北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**同**三一）　八六六

○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**一一）　八六七

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一〇）　八六七

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同一一）　八六八

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同一二）　八六九

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同一三）　八七〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一四）　八七一

令和八年度塩需給見通しの公表について（財務省）　八七二

登録漁ろう操船講習の登録に関する公示（国土交通省）

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八七三

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　八七三

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八七三

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　八七四

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　八七四

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八七五

北海道開発局公示（北海道開発局）　八七六

登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局）　八七六

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一）　八七六

基本測量関係事項公告（国土交通省）　八七七

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　八七八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年一月分）（財務省）　八六九

本号で公布された法令のあらまし

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第八十号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定する。（別表第二関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十二号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表大洋州の項中「ソロモン

930,000	900,000	846,800	818,900	777,100	707,400	637,700	568,100	512,300	484,400	456,600	428,700	を「ソロモン	930,000	900,000	846,800
818,900	777,100	707,400	636,000	562,300	503,300	473,800	444,300	414,900	に改め、同表中南米の項中「ブラジル		890,000	810,000	752,600	723,300	679,400
606,100	532,800	459,600	401,000	371,700	342,400	313,100	を「ブラジル				890,000	800,000	748,000	719,300	676,200
604,400	532,600	459,600	401,000	371,700	342,400	313,100					1,020,000	990,000	934,300	903,300	856,800
779,400	702,000	624,600	562,600	531,600	500,700	469,700	に、「メキシコ				980,000	940,000	878,600	844,300	792,800
706,900	621,000	535,200	466,500	432,100	397,800	363,500	を「メキシコ				950,000	920,000	859,500	826,300	776,600
693,600	610,700	527,700	461,300	428,200	395,000	361,800	に改め、同表中東の項中「イラン				930,000	910,000	855,500	828,100	787,000
718,400	649,900	581,300	526,500	499,000	471,600	444,200	を「イラン				920,000	900,000	848,500	821,800	781,700
714,800	648,000	581,100	526,500	499,000	471,600	444,200	に改め、同表アフリカの項中「エチオピア				920,000	890,000	842,000	815,900	776,800
711,600	646,400	581,200	529,000	503,000	476,900	450,800	を「エチオピア				840,000	820,000	779,900	756,700	721,900
663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000	に、「セーシェル				840,000	810,000	755,900	727,600	685,300
614,700	544,100	473,500	417,100	388,800	360,600	332,400	を「セーシェル				830,000	800,000	750,100	722,500	681,100
612,100	543,100	473,500	417,100	388,800	360,600	332,400	に改める。								

別表第一のうち二　総領事館の表中南米の項中「クリチバ

730,000	710,600	667,400	595,500	523,600	451,600	394,100	365,300	336,500	307,800	を「クリチバ	730,000	706,900	664,600	594,100	523,600
451,600	394,100	365,300	336,500	307,800	に、「マナウス			800,000	774,200	731,500	660,200	588,900	517,700	460,600	432,100
					リオデジャネイロ			830,000	772,800	727,600	652,300	577,000	501,700	441,500	411,400
					レシフェ			730,000	711,700	670,300	601,400	532,500	463,600	408,400	380,800
					レオン			790,000	759,700	713,500	636,400	559,400	482,300	420,700	389,800
403,600	375,100	を「マナウス			790,000	770,900	729,000	659,100	588,900	517,700	460,600	432,100			
381,300	351,200	リオデジャネイロ			820,000	767,600	723,400	649,700	576,000	501,700	441,500	411,400			
353,300	325,700	レシフェ			730,000	710,200	669,500	601,400	532,500	463,600	408,400	380,800			
359,000	328,200	レオン			770,000	749,200	704,200	629,300	554,400	479,500	419,500	389,600			

403,600	375,100
381,300	351,200
353,300	325,700
359,000	328,200

」に改める。

別表第一のうち「政府代表部の表アフリカの項中「（アフリカ連合）」

920,000	890,000	842,000	815,900	776,800	711,600	646,400	581,200	529,000	503,000					
476,900	450,800	」を「（アフリカ連合）	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000

」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　住居手当の月額に係る控除率及び限度額（第二条関係）

一　大使館

地域	所在国	控除率	限度額 単位	号別 公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	インド	15.5%	インド・ルピー	307,747	250,045	221,193	192,342	173,108	153,874
	インドネシア	10.9%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
	カンボジア	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,312	4,316	3,818	3,320	2,988	2,656
	シンガポール	6.3%	シンガポール・ドル	11,384	9,250	8,182	7,115	6,404	6,404
	スリランカ	20.0%	アメリカ合衆国ドル	2,765	2,246	1,987	1,728	1,555	1,382
	タイ	12.4%	タイ・バーツ	148,485	120,644	106,723	92,803	83,523	74,242
	大韓民国	14.3%	ウォン	5,238,274	4,256,097	3,765,009	3,273,921	2,946,529	2,619,137
	中華人民共和国	8.3%	アメリカ合衆国ドル	6,635	5,391	4,769	4,147	3,732	3,318
	ネパール	24.5%	アメリカ合衆国ドル	2,258	1,834	1,623	1,411	1,270	1,129
	パキスタン	12.9%	アメリカ合衆国ドル	4,301	3,494	3,091	2,688	2,419	2,150
	バングラデシュ	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,950	2,397	2,121	1,844	1,660	1,475
	東ティモール	12.8%	アメリカ合衆国ドル	4,334	3,522	3,115	2,709	2,438	2,167
	フィリピン	14.3%	アメリカ合衆国ドル	3,872	3,146	2,783	2,420	2,178	1,936
	ブータン	36.7%	アメリカ合衆国ドル	1,507	1,225	1,083	942	848	754
	ブルネイ	13.4%	シンガポール・ドル	5,400	4,388	3,881	3,375	3,038	2,700
	ベトナム	9.6%	アメリカ合衆国ドル	5,746	4,668	4,130	3,591	3,232	2,873
	マレーシア	27.3%	マレーシア・リンギ	8,882	7,216	6,384	5,551	4,996	4,441
	ミャンマー	7.5%	アメリカ合衆国ドル	7,394	6,007	5,314	4,621	4,159	4,159
	モルディブ	12.8%	アメリカ合衆国ドル	4,322	3,511	3,106	2,701	2,431	2,161
	モンゴル	24.0%	アメリカ合衆国ドル	2,302	1,871	1,655	1,439	1,295	1,151
	ラオス	20.2%	アメリカ合衆国ドル	2,739	2,226	1,969	1,712	1,541	1,370
大洋州	オーストラリア	16.7%	オーストラリア・ドル	5,146	4,181	3,698	3,216	2,894	2,573
	キリバス	16.4%	オーストラリア・ドル	5,240	4,258	3,766	3,275	2,948	2,620
	クック	19.1%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448
	サモア	19.2%	アメリカ合衆国ドル	2,880	2,340	2,070	1,800	1,620	1,440
	ソロモン	14.8%	アメリカ合衆国ドル	3,738	3,037	2,686	2,336	2,102	1,869

	ツバル	9.4%	アメリカ合衆国ドル	5,894	4,789	4,237	3,684	3,316	2,947
	トンガ	23.6%	アメリカ合衆国ドル	2,339	1,901	1,681	1,462	1,316	1,170
	ナウル	19.1%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448
	ニウエ	22.1%	ニュージーランド・ドル	4,286	3,483	3,081	2,679	2,411	2,143
	ニュージーランド	18.5%	ニュージーランド・ドル	5,123	4,163	3,682	3,202	2,882	2,562
	バヌアツ	13.3%	アメリカ合衆国ドル	4,147	3,370	2,981	2,592	2,333	2,074
	パプアニューギニア	11.7%	アメリカ合衆国ドル	4,715	3,831	3,389	2,947	2,652	2,358
	パラオ	22.0%	アメリカ合衆国ドル	2,518	2,046	1,810	1,574	1,417	1,417
	フィジー	16.4%	アメリカ合衆国ドル	3,363	2,733	2,417	2,102	1,892	1,892
	マーシャル	28.8%	アメリカ合衆国ドル	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	1,079
	ミクロネシア	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,613	2,123	1,878	1,633	1,470	1,306
北米	アメリカ合衆国	9.4%	アメリカ合衆国ドル	5,914	4,805	4,250	3,696	3,326	3,326
	カナダ	15.0%	カナダ・ドル	5,134	4,172	3,690	3,209	2,888	2,567
中南米	アルゼンチン	11.7%	アメリカ合衆国ドル	4,738	3,849	3,405	2,961	2,665	2,369
	アンティグア・バーブーダ	16.5%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	ウルグアイ	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,814	2,287	2,023	1,759	1,583	1,407
	エクアドル	28.9%	アメリカ合衆国ドル	1,915	1,556	1,377	1,197	1,077	958
	エルサルバドル	19.4%	アメリカ合衆国ドル	2,858	2,322	2,054	1,786	1,786	1,607
	ガイアナ	10.9%	アメリカ合衆国ドル	5,062	4,113	3,639	3,164	2,848	2,531
	キューバ	10.2%	ユーロ	4,869	3,956	3,499	3,043	2,739	2,739
	グアテマラ	20.4%	アメリカ合衆国ドル	2,712	2,204	1,949	1,695	1,526	1,356
	グレナダ	16.5%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	コスタリカ	19.3%	アメリカ合衆国ドル	2,869	2,331	2,062	1,793	1,614	1,434
	コロンビア	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,610	2,120	1,876	1,631	1,468	1,305
	ジャマイカ	10.3%	アメリカ合衆国ドル	5,390	4,380	3,874	3,369	3,032	2,695
	スリナム	12.7%	アメリカ合衆国ドル	4,368	3,549	3,140	2,730	2,457	2,184
	セントクリストファー・ネービス	16.5%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	セントビンセント	16.5%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	セントルシア	16.5%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	チリ	20.4%	アメリカ合衆国ドル	2,715	2,206	1,952	1,697	1,527	1,358
	ドミニカ	16.5%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	ドミニカ共和国	19.3%	アメリカ合衆国ドル	2,867	2,330	2,061	1,792	1,613	1,434
	トリニダード・トバゴ	14.3%	アメリカ合衆国ドル	3,861	3,137	2,775	2,413	2,172	1,930
	ニカラグア	24.8%	アメリカ合衆国ドル	2,230	1,812	1,603	1,394	1,255	1,255
	ハイチ	12.8%	アメリカ合衆国ドル	4,320	3,510	3,105	2,700	2,430	2,160
	パナマ	15.9%	アメリカ合衆国ドル	3,478	2,826	2,500	2,174	1,957	1,739
	バハマ	19.3%	アメリカ合衆国ドル	2,867	2,330	2,061	1,792	1,613	1,434
	パラグアイ	21.6%	アメリカ合衆国ドル	2,557	2,077	1,838	1,598	1,438	1,278
	バルバドス	8.9%	アメリカ合衆国ドル	6,195	5,034	4,453	3,872	3,485	3,098
	ブラジル	21.6%	アメリカ合衆国ドル	2,562	2,081	1,841	1,601	1,441	1,281
	ベネズエラ	13.2%	アメリカ合衆国ドル	4,184	3,400	3,007	2,615	2,354	2,092

	ベリーズ	13.0%	アメリカ合衆国ドル	4,267	3,467	3,067	2,667	2,400	2,134
	ペルー	17.4%	アメリカ合衆国ドル	3,179	2,583	2,285	1,987	1,788	1,590
	ボリビア	25.7%	アメリカ合衆国ドル	2,154	1,750	1,548	1,346	1,211	1,077
	ホンジュラス	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,603	2,115	1,871	1,627	1,464	1,302
	メキシコ	13.7%	アメリカ合衆国ドル	4,024	3,270	2,892	2,515	2,264	2,012
欧州	アイスランド	10.8%	スターリング・ポンド	3,902	3,171	2,805	2,439	2,195	2,195
	アイルランド	10.0%	ユーロ	4,979	4,046	3,579	3,112	2,801	2,490
	アゼルバイジャン	11.2%	アメリカ合衆国ドル	4,926	4,003	3,541	3,079	2,771	2,463
	アルバニア	14.8%	ユーロ	3,365	2,734	2,418	2,103	1,893	1,683
	アルメニア	12.4%	アメリカ合衆国ドル	4,477	3,637	3,218	2,798	2,518	2,238
	アンドラ	12.1%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	イタリア	15.3%	ユーロ	3,238	2,631	2,328	2,024	1,822	1,619
	ウクライナ	12.3%	アメリカ合衆国ドル	4,483	3,643	3,222	2,802	2,522	2,242
	ウズベキスタン	12.4%	アメリカ合衆国ドル	4,451	3,617	3,199	2,782	2,504	2,226
	英国	8.7%	スターリング・ポンド	4,872	3,959	3,502	3,045	2,741	2,436
	エストニア	21.4%	ユーロ	2,325	1,889	1,671	1,453	1,308	1,308
	オーストリア	17.0%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	オランダ	13.8%	ユーロ	3,587	2,915	2,578	2,242	2,018	1,794
	カザフスタン	13.1%	アメリカ合衆国ドル	4,229	3,436	3,039	2,643	2,379	2,114
	北マケドニア	26.6%	ユーロ	1,866	1,516	1,341	1,166	1,049	933
	キプロス	14.8%	ユーロ	3,363	2,733	2,417	2,102	1,892	1,682
	ギリシャ	20.6%	ユーロ	2,413	1,960	1,734	1,508	1,357	1,206
	キルギス	16.5%	アメリカ合衆国ドル	3,354	2,725	2,410	2,096	1,886	1,677
	クロアチア	13.9%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	コソボ	14.6%	ユーロ	3,397	2,760	2,441	2,123	1,911	1,698
	サンマリノ	17.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ジョージア	9.7%	アメリカ合衆国ドル	5,701	4,632	4,097	3,563	3,207	2,850
	スイス	8.5%	スイス・フラン	5,448	4,427	3,916	3,405	3,065	2,724
	スウェーデン	18.3%	スウェーデン・クローネ	30,021	24,392	21,577	18,763	16,887	15,010
	スペイン	16.4%	ユーロ	3,032	2,464	2,179	1,895	1,706	1,516
	スロバキア	20.2%	ユーロ	2,458	1,997	1,766	1,536	1,382	1,229
	スロベニア	16.9%	ユーロ	2,934	2,384	2,109	1,834	1,651	1,651
	セルビア	13.9%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	タジキスタン	16.7%	アメリカ合衆国ドル	3,304	2,685	2,375	2,065	1,859	1,652
	チェコ	17.4%	チェコ・コルナ	70,934	57,634	50,984	44,334	39,901	35,467
	デンマーク	11.3%	デンマーク・クローネ	33,005	26,816	23,722	20,628	20,628	18,565
	ドイツ	14.5%	ユーロ	3,432	2,789	2,467	2,145	1,931	1,931
	トルクメニスタン	23.6%	アメリカ合衆国ドル	2,342	1,903	1,684	1,464	1,318	1,171
	ノルウェー	20.5%	ノルウェー・クローネ	28,771	23,377	20,679	17,982	16,184	14,386
	バチカン	15.3%	ユーロ	3,238	2,631	2,328	2,024	1,822	1,619

	ハンガリー	15.7%	ユーロ	3,154	2,562	2,267	1,971	1,774	1,577
	フィンランド	10.9%	ユーロ	4,541	3,689	3,264	2,838	2,554	2,270
	フランス	11.0%	ユーロ	4,506	3,661	3,238	2,816	2,534	2,253
	ブルガリア	28.5%	ユーロ	1,739	1,413	1,250	1,087	978	978
	ベラルーシ	20.7%	アメリカ合衆国ドル	2,677	2,175	1,924	1,673	1,506	1,338
	ベルギー	15.2%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	ポーランド	13.9%	ユーロ	3,558	2,891	2,558	2,224	2,002	1,779
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	15.0%	ユーロ	3,317	2,695	2,384	2,073	1,866	1,658
	ポルトガル	19.3%	ユーロ	2,578	2,094	1,853	1,611	1,611	1,450
	マルタ	13.4%	ユーロ	3,694	3,002	2,655	2,309	2,078	1,847
	モナコ	12.1%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	モルドバ	27.8%	アメリカ合衆国ドル	1,989	1,616	1,429	1,243	1,119	994
	モンテネグロ	13.9%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	ラトビア	16.5%	ユーロ	3,011	2,447	2,164	1,882	1,694	1,506
	リトアニア	19.1%	ユーロ	2,594	2,107	1,864	1,621	1,459	1,297
	リヒテンシュタイン	8.1%	スイス・フラン	5,734	4,659	4,122	3,584	3,226	2,867
	ルーマニア	16.8%	ユーロ	2,949	2,396	2,119	1,843	1,659	1,474
	ルクセンブルク	13.5%	ユーロ	3,664	2,977	2,634	2,290	2,061	1,832
	ロシア	6.6%	アメリカ合衆国ドル	8,378	6,807	6,021	5,236	4,712	4,189
中東	アフガニスタン	9.6%	アメリカ合衆国ドル	5,784	4,700	4,157	3,615	3,254	2,892
	アラブ首長国連邦	6.1%	アラブ首長国連邦ディルハム	33,098	26,892	23,789	20,686	18,617	16,549
	イエメン	13.1%	アメリカ合衆国ドル	4,227	3,435	3,038	2,642	2,378	2,114
	イスラエル	9.1%	アメリカ合衆国ドル	6,064	4,927	4,359	3,790	3,411	3,411
	イラク	5.6%	アメリカ合衆国ドル	9,848	8,002	7,078	6,155	5,540	4,924
	イラン	10.5%	ユーロ	4,723	3,838	3,395	2,952	2,657	2,362
	オマーン	12.8%	アメリカ合衆国ドル	4,318	3,509	3,104	2,699	2,429	2,159
	カタール	8.2%	アメリカ合衆国ドル	6,739	5,476	4,844	4,212	3,791	3,370
	クウェート	9.0%	アメリカ合衆国ドル	6,157	5,002	4,425	3,848	3,463	3,078
	サウジアラビア	8.2%	サウジアラビア・リヤール	25,062	20,363	18,014	15,664	14,098	12,531
	シリア	13.0%	アメリカ合衆国ドル	4,243	3,448	3,050	2,652	2,387	2,122
	トルコ	14.9%	アメリカ合衆国ドル	3,715	3,019	2,670	2,322	2,090	1,858
	バーレーン	12.2%	アメリカ合衆国ドル	4,526	3,678	3,253	2,829	2,546	2,263
	ヨルダン	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,898	3,167	2,801	2,436	2,192	1,949
	レバノン	10.3%	アメリカ合衆国ドル	5,384	4,375	3,870	3,365	3,029	2,692
アフリカ	アルジェリア	8.3%	ユーロ	6,008	4,882	4,318	3,755	3,380	3,004
	アンゴラ	5.1%	アメリカ合衆国ドル	10,754	8,737	7,729	6,721	6,049	5,377
	ウガンダ	12.5%	アメリカ合衆国ドル	4,414	3,587	3,173	2,759	2,483	2,207
	エジプト	15.1%	アメリカ合衆国ドル	3,664	2,977	2,634	2,290	2,061	1,832
	エスワティニ	25.9%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959
	エチオピア	11.7%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655

エリトリア	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,898	3,167	2,801	2,436	2,192	1,949	
ガーナ	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599	
カーボベルデ	15.4%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607	
ガボン	12.8%	ユーロ	3,891	3,162	2,797	2,432	2,189	1,946	
カメルーン	11.4%	ユーロ	4,338	3,524	3,118	2,711	2,440	2,440	
ガンビア	15.4%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607	
ギニア	11.0%	アメリカ合衆国ドル	5,014	4,074	3,604	3,134	2,821	2,507	
ギニアビサウ	15.4%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607	
ケニア	17.5%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,571	2,275	1,978	1,780	1,780	
コートジボワール	13.7%	ユーロ	3,618	2,939	2,600	2,261	2,035	1,809	
コモロ	25.9%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959	
コンゴ共和国	6.3%	アメリカ合衆国ドル	8,805	7,154	6,328	5,503	4,953	4,402	
コンゴ民主共和国	5.6%	アメリカ合衆国ドル	9,861	8,012	7,087	6,163	5,547	4,930	
サントメ・プリンシペ	12.1%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048	
ザンビア	11.0%	アメリカ合衆国ドル	5,034	4,090	3,618	3,146	2,831	2,517	
シエラレオネ	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599	
ジブチ	16.1%	アメリカ合衆国ドル	3,435	2,791	2,469	2,147	1,932	1,932	
ジンバブエ	15.3%	アメリカ合衆国ドル	3,619	2,941	2,601	2,262	2,036	2,036	
スーダン	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,398	2,761	2,443	2,124	1,912	1,699	
セーシェル	11.3%	アメリカ合衆国ドル	4,893	3,975	3,517	3,058	2,752	2,446	
赤道ギニア	12.1%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048	
セネガル	17.1%	ユーロ	2,901	2,357	2,085	1,813	1,632	1,450	
ソマリア	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,379	3,558	3,148	2,737	2,463	2,190	
タンザニア	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,331	4,332	3,832	3,332	2,999	2,666	
チャド	12.1%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048	
中央アフリカ	11.4%	ユーロ	4,338	3,524	3,118	2,711	2,440	2,169	
チュニジア	31.7%	ユーロ	1,566	1,273	1,126	979	881	783	
トーゴ	14.4%	ユーロ	3,456	2,808	2,484	2,160	1,944	1,728	
ナイジェリア	5.8%	アメリカ合衆国ドル	9,523	7,738	6,845	5,952	5,357	4,762	
ナミビア	21.6%	アメリカ合衆国ドル	2,558	2,079	1,839	1,599	1,439	1,279	
ニジェール	14.4%	ユーロ	3,456	2,808	2,484	2,160	1,944	1,728	
ブルキナファソ	18.9%	ユーロ	2,627	2,135	1,888	1,642	1,478	1,478	
ブルンジ	6.3%	アメリカ合衆国ドル	8,805	7,154	6,328	5,503	4,953	4,402	
ベナン	19.2%	ユーロ	2,589	2,103	1,861	1,618	1,456	1,294	
ボツワナ	25.3%	アメリカ合衆国ドル	2,189	1,778	1,573	1,368	1,231	1,231	
マダガスカル	19.7%	ユーロ	2,514	2,042	1,807	1,571	1,414	1,257	
マラウイ	14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,851	3,129	2,768	2,407	2,166	1,926	
マリ	16.3%	ユーロ	3,053	2,480	2,194	1,908	1,717	1,526	
南アフリカ共和国	21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,621	2,129	1,884	1,638	1,474	1,310	
南スーダン	4.3%	アメリカ合衆国ドル	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	
モーリシャス	25.7%	ユーロ	1,931	1,569	1,388	1,207	1,086	966	
モーリタニア	14.6%	ユーロ	3,390	2,755	2,437	2,119	1,907	1,695	

	モザンビーク	9.6%	アメリカ合衆国ドル	5,789	4,703	4,161	3,618	3,256	3,256
	モロッコ	20.4%	ユーロ	2,429	1,973	1,746	1,518	1,366	1,214
	リビア	12.4%	ユーロ	3,997	3,247	2,873	2,498	2,248	1,998
	リベリア	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599
	ルワンダ	15.8%	アメリカ合衆国ドル	3,501	2,844	2,516	2,188	1,969	1,750
	レソト	25.9%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959

二　総領事館

地域	所在地	控除率	限度額					
			単位	号別				
				1号	2号	3号	4号	5号
アジア	コルカタ	38.4%	インド・ルピー	100,684	89,066	77,449	69,704	61,959
	チェンナイ	22.2%	インド・ルピー	174,382	154,261	134,140	120,726	120,726
	ベンガルール	24.7%	インド・ルピー	156,416	138,368	120,320	108,288	96,256
	ムンバイ	11.9%	インド・ルピー	324,735	287,265	249,796	224,816	224,816
	スラバヤ	19.7%	アメリカ合衆国ドル	2,276	2,014	1,751	1,576	1,401
	デンパサール	25.8%	アメリカ合衆国ドル	1,739	1,539	1,338	1,204	1,070
	メダン	20.0%	アメリカ合衆国ドル	2,250	1,991	1,731	1,558	1,385
	チェンマイ	17.5%	タイ・バーツ	85,246	75,410	65,574	59,017	52,459
	済州	20.8%	ウォン	2,927,495	2,589,707	2,251,919	2,026,727	1,801,535
	釜山	24.4%	ウォン	2,497,061	2,208,938	1,920,816	1,728,734	1,536,653
	広州	10.8%	アメリカ合衆国ドル	4,172	3,690	3,209	2,888	2,567
	上海	9.2%	アメリカ合衆国ドル	4,901	4,336	3,770	3,393	3,393
	重慶	12.4%	アメリカ合衆国ドル	3,618	3,200	2,783	2,505	2,226
	瀋陽	12.7%	アメリカ合衆国ドル	3,543	3,134	2,725	2,453	2,180
	青島	14.9%	アメリカ合衆国ドル	3,011	2,663	2,316	2,084	1,853
	香港	5.6%	香港ドル	63,067	55,790	48,513	43,662	38,810
	カラチ	16.6%	アメリカ合衆国ドル	2,712	2,399	2,086	1,877	1,669
	セブ	15.3%	アメリカ合衆国ドル	2,933	2,594	2,256	2,030	1,805
	ダバオ	19.0%	アメリカ合衆国ドル	2,366	2,093	1,820	1,638	1,456
	ダナン	12.4%	アメリカ合衆国ドル	3,610	3,194	2,777	2,499	2,222
	ホーチミン	9.2%	アメリカ合衆国ドル	4,905	4,339	3,773	3,396	3,018
	ペナン	36.9%	マレーシア・リンギ	5,339	4,723	4,107	3,696	3,286
大洋州	シドニー	11.1%	オーストラリア・ドル	6,262	5,540	4,817	4,335	3,854
	パース	16.6%	オーストラリア・ドル	4,203	3,718	3,233	2,910	2,586
	ブリスベン	16.9%	オーストラリア・ドル	4,131	3,655	3,178	3,178	2,860
	メルボルン	15.7%	オーストラリア・ドル	4,437	3,925	3,413	3,072	2,730
	オークランド	15.3%	ニュージーランド・ドル	5,032	4,452	3,871	3,484	3,097
北米	アトランタ	13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,341	2,956	2,570	2,313	2,056
	サンフランシスコ	7.4%	アメリカ合衆国ドル	6,052	5,353	4,655	4,190	3,724
	シアトル	13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,403	3,011	2,618	2,356	2,356
	シカゴ	11.1%	アメリカ合衆国ドル	4,061	3,593	3,124	2,812	2,499
	デトロイト	12.8%	アメリカ合衆国ドル	3,517	3,111	2,705	2,435	2,164
	デンバー	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,167	2,801	2,436	2,192	1,949
	ナッシュビル	13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,409	3,015	2,622	2,360	2,098

	ニューヨーク	6.3%	アメリカ合衆国ドル	7,146	6,322	5,497	4,947	4,398
	ハガッニャ	12.6%	アメリカ合衆国ドル	3,558	3,148	2,737	2,463	2,190
	ヒューストン	13.3%	アメリカ合衆国ドル	3,379	2,989	2,599	2,339	2,079
	ボストン	7.6%	アメリカ合衆国ドル	5,914	5,231	4,549	4,094	3,639
	ホノルル	9.9%	アメリカ合衆国ドル	4,544	4,019	3,495	3,146	2,796
	マイアミ	11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,848	3,404	2,960	2,664	2,368
	ロサンゼルス	9.0%	アメリカ合衆国ドル	5,005	4,428	3,850	3,465	3,080
	カルガリー	24.0%	カナダ・ドル	2,610	2,309	2,008	1,807	1,606
	トロント	16.1%	カナダ・ドル	3,883	3,435	2,987	2,688	2,390
	バンクーバー	16.1%	カナダ・ドル	3,875	3,428	2,981	2,683	2,385
	モントリオール	16.7%	カナダ・ドル	3,753	3,320	2,887	2,598	2,310
中南米	クリチバ	29.4%	アメリカ合衆国ドル	1,529	1,352	1,176	1,058	941
	サンパウロ	19.7%	アメリカ合衆国ドル	2,276	2,014	1,751	1,576	1,401
	マナウス	34.3%	アメリカ合衆国ドル	1,309	1,158	1,007	906	806
	リオデジャネイロ	15.5%	アメリカ合衆国ドル	2,902	2,567	2,232	2,009	1,786
	レシフェ	26.6%	アメリカ合衆国ドル	1,690	1,495	1,300	1,170	1,040
	レオン	18.4%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,160	1,878	1,690	1,502
欧州	ミラノ	13.5%	ユーロ	2,989	2,644	2,299	2,069	1,839
	エディンバラ	16.6%	スターリング・ポンド	2,070	1,831	1,592	1,433	1,274
	バルセロナ	15.0%	ユーロ	2,683	2,374	2,064	1,858	1,651
	デュッセルドルフ	19.0%	ユーロ	2,122	1,877	1,632	1,469	1,306
	ハンブルク	16.8%	ユーロ	2,399	2,122	1,845	1,661	1,476
	フランクフルト	13.5%	ユーロ	2,993	2,647	2,302	2,072	1,842
	ミュンヘン	12.0%	ユーロ	3,374	2,984	2,595	2,336	2,076
	ストラスブール	19.6%	ユーロ	2,055	1,818	1,581	1,423	1,265
	マルセイユ	18.8%	ユーロ	2,144	1,896	1,649	1,484	1,319
	ウラジオストク	13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,353	2,966	2,579	2,321	2,063
	サンクトペテルブルク	15.5%	アメリカ合衆国ドル	2,907	2,571	2,236	2,012	1,789
	ハバロフスク	27.1%	アメリカ合衆国ドル	1,656	1,465	1,274	1,147	1,019
	ユジノサハリンスク	28.4%	アメリカ合衆国ドル	1,581	1,398	1,216	1,094	973
中東	ドバイ	9.4%	アラブ首長国連邦ディルハム	17,300	15,304	13,308	11,977	10,646
	ジッダ	7.8%	サウジアラビア・リヤール	21,516	19,034	16,551	14,896	13,241
	イスタンブール	10.4%	アメリカ合衆国ドル	4,319	3,820	3,322	2,990	2,658

三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	号			別		
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	10.9%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
北米	ニューヨーク （国際連合）	6.3%	アメリカ合衆国ドル	8,795	7,146	6,322	5,497	4,947	4,398
	モントリオール （国際民間航空機関）	16.7%	カナダ・ドル	4,619	3,753	3,320	2,887	2,598	2,310
欧州	ローマ （在ローマ国際機関）	17.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ウィーン （在ウィーン国際機関）	17.0%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	7.1%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	7.1%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ （経済協力開発機構）	12.1%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	12.1%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル （欧州連合）	15.2%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	（北大西洋条約機構）	15.2%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	11.7%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655
	ナイロビ （在ナイロビ国際機関）	17.5%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,571	2,275	1,978	1,780	1,780

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在カンボジア、在ブルネイ、在バヌアツ、在ハイチ、在バラグアイ、在ベリーズ、在アルメニア、在コソボ、在ジョージア、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ロシア、在オマーン、在バーレーン、在アンゴラ、在エリトリア、在ギニア、在ジブチ及び在ボツワナの各日本国大使館並びに在広州、在上海、在瀋陽、在青島、在ダバオ、在ダナン、在マナウス、在レシフェ、在ウラジオストク及び在サンクトペテルブルクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であつて、令和八年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　高市　早苗

府　令

○内閣府令第十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令

（趣旨）

第一条　この府令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第二条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「子ども・子育て支援システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号ワからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（子ども・子育て支援システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　子ども・子育て支援システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　子ども・子育て支援システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については、内閣総理大臣が定める。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定の管理に係る機能を備えること。

二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第三項（同法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用の調整に係る機能を備えること。

三　特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。第五号において同じ。）又は同法第四十三条第四項に規定する特定地域型保育事業の利用に係る契約その他の契約に係る機能を備えること。

四　子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定証の発行及び返還に係る機能を備えること。

五　特定教育・保育施設及び子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者の管理に係る機能を備えること。

六　子ども・子育て支援法第十一条の施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求の管理に係る機能を備えること。

七　利用者負担額（子ども・子育て支援法第二十七条第三項第二号及び第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。）等の納付の管理に係る機能を備えること。

八　子ども・子育て支援法第十一条の施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費に関する統計又は報告等の集計に係る機能を備えること。

九　子ども・子育て支援法第三十条の五第二項に規定する施設等利用給付認定の管理に係る機能を備えること。

十　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等の管理に係る機能を備えること。

十一　子ども・子育て支援法第三十条の二の施設等利用費の請求の管理に係る機能を備えること。

十二　子ども・子育て支援法第三十条の二の施設等利用費に関する統計又は報告等の集計に係る機能を備えること。

十三　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業（同条第二号に掲げるものに限る。）に係る機能を備えること。

十四　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業（同条第三号に掲げるものに限る。）に係る機能を備えること。

十五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　子ども・子育て支援システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面の様式を出力する機能を備えるものとし、その実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目については内閣総理大臣が定める。

一　教育・保育給付認定決定通知書

二　教育・保育給付認定申請却下通知書

三　教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

四　教育・保育給付認定延期通知書

五　教育・保育給付認定申請者一覧

六　教育・保育給付認定変更通知書

七　教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証

八　給付認定区分更新予定者一覧

九　給付認定区分変更対象者一覧

十　認定期間満了（予定）対象者一覧

十一　教育・保育給付認定取消通知書

十二　認定取消対象者一覧表

十三　現況届

十四　現況届対象者・対象外一覧

十五　現況届提出状況一覧

十六　現況届提出先一覧

十七　現況届変更情報一覧
十八　施設利用申請者一覧
十九　施設利用内定通知書
二十　施設利用保留通知書
二十一　選考対象者一覧
二十二　施設利用保留証明書
二十三　契約締結登録者一覧（第十九条の児童向け）
二十四　保育利用あっせん通知書
二十五　選考結果一覧
二十六　内定者一覧
二十七　保留者一覧
二十八　待機者一覧
二十九　在園児童一覧
三十　保育施設等利用実施状況表
三十一　保育委託書
三十二　受託回答書
三十三　委託解除通知書
三十四　委託取下通知書
三十五　入所決定者一覧
三十六　施設利用承諾通知書
三十七　在籍証明書
三十八　保育実施停止通知書
三十九　保育実施解除通知書
四十　退所者一覧
四十一　地域型保育所卒園児童一覧
四十二　利用者負担額決定通知書
四十三　保育料無償のお知らせ
四十四　利用者負担額変更通知書
四十五　利用者負担額減免申請却下通知書
四十六　利用者負担額減免通知書
四十七　利用者負担額算定一覧
四十八　多子軽減対象者一覧
四十九　保育必要量一覧
五十　利用者負担額未決定一覧
五十一　利用者負担額切替対象者一覧
五十二　利用承諾兼利用者負担額決定通知書
五十三　副食費免除通知書
五十四　副食費徴収免除対象者一覧
五十五　副食費免除解除通知書
五十六　支給認定証
五十七　支給認定証交付一覧
五十八　平均年齢別児童数（見込）一覧
五十九　国基準利用者負担額一覧
六十　給付費一覧
六十一　給付費集計表
六十二　教育・保育給付認定　情報変更票
六十三　給付費支弁台帳
六十四　事業所支払一覧
六十五　調定一覧表
六十六　口座振替開始（変更）通知書
六十七　通知書（納付書）
六十八　口座振替依頼一覧
六十九　口座振替済通知書
七十　消込結果一覧
七十一　収納消込エラーリスト
七十二　口座振替済一覧
七十三　口座振替不能一覧
七十四　収入内訳日計表
七十五　保育料等納付証明書
七十六　口座振替不能通知書
七十七　口座振替不能通知書兼納付書
七十八　未納状況一覧
七十九　収納状況一覧
八十　督促状
八十一　督促状兼納付書
八十二　催告書
八十三　催告書兼納付書
八十四　滞納者調書
八十五　過誤納一覧
八十六　保育料等還付・充当通知書
八十七　還付・充当一覧
八十八　還付金振込口座確認票
八十九　分割納付計画書
九十　分割納付誓約書
九十一　納付誓約書
九十二　滞納明細書
九十三　時効対象一覧
九十四　不納欠損一覧
九十五　繰越調定データ一覧
九十六　決算調書
九十七　福祉行政報告例第五十四表・第五十四表の二
九十八　子どものための教育・保育給付費支弁台帳
九十九　施設等利用給付認定決定通知書
百　施設等利用給付認定申請却下通知書
百一　施設等利用給付認定延期通知書
百二　施設等利用給付認定申請者一覧
百三　施設等利用給付認定申請情報取込エラーリスト
百四　施設等利用給付認定者一覧

百五　施設等利用給付認定変更通知書
百六　施設等利用給付認定変更予定者一覧
百七　施設等利用給付認定取消通知書
百八　施設等利用給付認定取消対象者一覧表
百九　認定期間満了（予定）対象者一覧
百十　現況届
百十一　現況届対象者・対象外一覧
百十二　現況届提出状況一覧
百十三　現況届提出先一覧
百十四　現況届変更情報一覧
百十五　施設等利用給付対象外一覧
百十六　施設等利用給付一覧
百十七　施設等利用給付集計表
百十八　給付費支弁台帳
百十九　施設等利用給付支払一覧
百二十　施設等利用費支払通知書（償還払い）
百二十一　施設等利用費支払通知書（代理受領）
百二十二　施設等利用費不支給決定通知書
百二十三　子育てのための施設等利用給付支弁台帳
百二十四　延長保育利用者一覧
百二十五　延長保育申請者一覧
百二十六　延長保育利用承諾通知書
百二十七　延長保育利用保留通知書
百二十八　延長保育の利用調整結果一覧
百二十九　延長保育料決定通知書
百三十　延長保育料変更通知書
百三十一　延長保育実施解除通知書
百三十二　延長保育事業実績一覧
百三十三　補足給付費交付対象者一覧
百三十四　税未申告者一覧
百三十五　補足給付費交付認定通知書
百三十六　補足給付費交付申請却下通知書
百三十七　補足給付費交付決定通知書（償還払い）
百三十八　補足給付費交付決定通知書（代理受領）
百三十九　補足給付費交付認定取消通知書
百四十　補足給付費交付実績一覧
百四十一　不現住情報一覧
百四十二　保護者・施設送付先情報一覧
百四十三　保護者等連絡先情報一覧
百四十四　保護者口座情報一覧
百四十五　世帯情報一覧
百四十六　特記事項情報一覧
百四十七　世帯員住民税情報一覧
百四十八　所得照会書
百四十九　所得照会情報一覧
百五十　公示送達対象者情報一覧
百五十一　児童台帳
百五十二　事業所台帳
百五十三　教育・給付認定結果登録一覧
百五十四　一次選考結果通知書
百五十五　子どものための教育・保育給付支払通知書
百五十六　口座振替開始（変更）通知書（はがき様式）
百五十七　口座振替不能通知書兼納付書（はがき様式）
百五十八　督促状兼納付書（はがき様式）
百五十九　催告書兼納付書（はがき様式）
百六十　還付金支払一覧
百六十一　施設等利用給付認定結果登録一覧
百六十二　子どものための教育・保育給付請求書（幼稚園）
百六十三　給付請求明細書・在籍児童一覧（幼稚園）
百六十四　子どものための教育・保育給付請求書（保育所）
百六十五　給付請求明細書・在籍児童一覧（保育所）
百六十六　子どものための教育・保育給付請求書（認定こども園）
百六十七　給付請求明細書・在籍児童一覧（認定こども園）（教育）
百六十八　給付請求明細書・在籍児童一覧（認定こども園）（保育）
百六十九　子どものための教育・保育給付請求書（家庭的保育事業）
百七十　給付請求明細書・在籍児童一覧（家庭的保育事業）
百七十一　子どものための教育・保育給付請求書（小規模保育事業Ａ型）
百七十二　給付請求明細書・在籍児童一覧（小規模保育事業Ａ型）
百七十三　子どものための教育・保育給付請求書（小規模保育事業Ｂ型）
百七十四　給付請求明細書・在籍児童一覧（小規模保育事業Ｂ型）
百七十五　子どものための教育・保育給付請求書（小規模保育事業Ｃ型）
百七十六　給付請求明細書・在籍児童一覧（小規模保育事業Ｃ型）
百七十七　子どものための教育・保育給付請求書（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ａ型基準））
百七十八　給付請求明細書・在籍児童一覧（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ａ型基準））
百七十九　子どものための教育・保育給付請求書（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ｂ型基準））
百八十　給付請求明細書・在籍児童一覧（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ｂ型基準））
百八十一　子どものための教育・保育給付請求書（事業所内保育事業（定員二十人以上））
百八十二　給付請求明細書・在籍児童一覧（事業所内保育事業（定員二十人以上））
百八十三　子どものための教育・保育給付請求書（居宅訪問型保育事業）
百八十四　給付請求明細書・在籍児童一覧（居宅訪問型保育事業）
百八十五　転園申請児童一覧（選考中）
百八十六　認定状態一覧表（利用調整中）
百八十七　選考結果・同点対象者リスト
百八十八　選考結果一覧（受託児童）

百八十九　施設・事業利用終了通知書（保育）
百九十　入所決定者一覧（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定）及び自治体が独自に運営費助成を行っている認可外保育施設分を含む）
百九十一　副食費支払要否決定通知書
百九十二　契約児童情報変更票（第十九条の児童向け）
百九十三　副食費遡及変更対象者一覧
百九十四　利用者負担額遡及変更対象者一覧
百九十五　月別年齢別入所児童数一覧
百九十六　納入通知書送付対象者一覧（施設別・支払方法別）
百九十七　契約締結登録者一覧（第三十条の児童向け）
百九十八　契約児童情報変更票（第三十条の児童向け）
百九十九　前各号に準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの（子ども・子育て支援システムに実装してはならない機能）

第六条　子ども・子育て支援システムには、前二条の規定（これに基づく告示を含む。以下この条において同じ。）において実装してはならない機能として定めるもの及び前二条の規定に定めるもの以外の機能は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和八年四月一日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システムで、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、内閣総理大臣が定める。

2　この府令の施行の際現に子ども・子育て支援システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する子ども・子育て支援システムを利用するものとして内閣総理大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認めるものについては、この府令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において内閣総理大臣が定める日から適用する。

内閣総理大臣　高市　早苗

○内閣府令第十八号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十四及び第二十四条の八の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十八条の二十六　高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は被保険者番号（介護保険法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。） ［②　略］	**第十八条の二十六**　高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 四　当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。） ［②　同上］

第二十五条の十七　高額障害児入所給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該入所給付決定保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　当該申請を行う入所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該入所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは障害福祉サービスを受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号、受給者証番号又は被保険者番号

［②　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府令第十九号

公益認定等委員会令（平成十九年政令第六十四号）第五条の規定に基づき、公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公益認定等委員会事務局組織規則（平成十九年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総務課の所掌事務） **第二条**　［略］ ［一～九　略］ 十　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）（以下これらを「認定法等」という。）に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議並びに認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関すること（審査監督官の所掌に属するものを除く。）。 十一　［略］ （審査監督官の職務） **第三条**　審査監督官は、命を受けて、認定法等に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議並びに認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（総務課の所掌事務） **第二条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下これらを「認定法等」という。）に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問並びに内閣総理大臣への勧告に関すること（審査監督官の所掌に属するものを除く。）。 十一　［同上］ （審査監督官の職務） **第三条**　審査監督官は、命を受けて、認定法等に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）を実施するため、内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和三年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十八条第一項	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○内閣府令第二十一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第九十七条の二第二項の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）	（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）
第四十八条の三　法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。	**第四十八条の三**　［同上］
一　総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額	一　［同上］

イ　当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第百四十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。イにおいて同じ。）及び株式（出資を含む。イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者のいずれかである場合における当該同一人が発行する社債及び株式を除く。 (1)・(2)　略 ロ　当該同一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。ロにおいて同じ。）及び貸付有価証券（現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。ロにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である場合における当該同一人に対する貸付金及び貸付有価証券を除く。） ハ　当該同一人に対する預金（当座預金及び普通預金並びに当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。） ニ　当該同一人に対する債務の保証（当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。） ホ　当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの（当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。） ヘ　当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）に限り、当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。） 二　［略］ ［2・3　略］	イ　当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第百四十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。）及び株式（出資を含む。以下イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。 (1)・(2)　同上 ロ　当該同一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。）及び貸付有価証券（現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。） ハ　当該同一人に対する預金（当座預金及び普通預金を除く。） ニ　当該同一人に対する債務の保証 ホ　当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの ヘ　当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）に限る。） 二　［同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十二号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十五条第二項及び第四十四条第二項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法） **第九条**　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項第三号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。 （弁明の機会の付与の通知の方法） **第十七条の二**　法第十五条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、消費者庁の使用に係る電子計算機と同項に規定する事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（消費者庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十五条第二項に規定する事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下第二十五条第二号において同じ。）を使用するもの （公示送達の方法） **第二十五条**　法第四十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、消費者庁の使用に係る電子計算機と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（消費者庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十四条第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの （公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料の作成） **第二十六条**　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法） **第九条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　第一項第三号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。 ［条を加える。］ ［条を加える。］ （公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料の作成） **第二十五条**　［同上］

附　則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月十五日）から施行する。

○内閣府令第二十三号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第一条　内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	日本学術会議会員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、<u>カジノ管理委員会の非常勤の委員、サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員</u>、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	日本学術会議会長及び同副会長	東宮大夫、式部官長	

改正前

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	日本学術会議会員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、<u>カジノ管理委員会の非常勤の委員</u>、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	日本学術会議会長及び同副会長	東宮大夫、式部官長	

10 級			
経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	日本学術会議会員（会長及び副会長を除く。）	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
［略］	［略］		

備考　［略］

（内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部改正）

第二条　内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする（内閣総理大臣が別に定めるものを除く。）。ただし、内閣府沖縄総合事務局長に委任する事務の範囲については、第一号の規定にかかわらず、第一号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が定めるものとする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする（内閣総理大臣が別に定めるものを除く。）。ただし、内閣府沖縄総合事務局長に委任する事務の範囲については、第一号の規定にかかわらず、第一号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が定めるものとする。
一　［略］	一　［同上］
二　委任を受ける者	二　委任を受ける者
「1～7　略］	［1～7　同上］
8　サイバー通信情報監理委員会の所掌に属する補助金等の事務　サイバー通信情報監理委員会事務局長	［号の細分を加える。］
9～11　［略］	8～10　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部改正）

第三条　内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**
部局長	部局長
［略］	［同上］
部局	部局
［略］	［同上］

カジノ管理委員会事務局長
サイバー通信情報監理委員会事務局長
［略］

カジノ管理委員会
サイバー通信情報監理委員会
［略］

カジノ管理委員会事務局長
［同上］

カジノ管理委員会
［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○内閣府令第二十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、港湾空港技術対策官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官）	（企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官）
第十一条　開発建設部に、企画調整官、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、港湾空港技術対策官、主任監査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。	**第十一条**　開発建設部に、企画調整官、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。
［2～5　略］	［2～5　同上］
6　技術管理官は、命を受けて、開発建設部の所掌事務（港湾計画課、港湾建設課、空港整備課、港湾空港防災・危機管理課、港湾空港情報管理官及び港湾空港技術対策官の所掌に属するものを除く。）のうち、技術に関する事務の一部を整理する。	6　技術管理官は、命を受けて、開発建設部の所掌事務（港湾計画課、港湾建設課、空港整備課、港湾空港防災・危機管理課、港湾空港情報管理官及び港湾空港技術対策官の所掌に属するものを除く。）のうち、技術に関する事務の一部を整理する。
［7～9　略］	［7～9　同上］
10　港湾空港技術対策官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。 一　港湾の整備、利用及び保全に係る技術の開発に関すること。 二　航路の整備及び保全に係る技術の開発に関すること。 三　港湾に係る海岸の整備、利用及び保全に係る技術の開発に関すること。 四　空港等に関する国の直轄の土木施設の整備に係る技術の開発に関すること。 五　港湾及び空港等の整備、利用及び保全に係る設計、試験及び研究並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。	［項を加える。］
11～18　［略］	10～17　［同上］

（総務部に置く課等）

第十二条　総務部に、次の八課並びに調査官、監査官及び庁舎管理官それぞれ一人を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整課
防災・危機管理課
情報システム管理課
跡地利用対策課
公正取引課

（調査官、監査官及び庁舎管理官の職務）

第十九条　［略］

［２・３　略］

［項を削る。］

（経済調査室並びに調査官、上席調査官及び地域連携調整官）

第二十八条　財務課に、経済調査室並びに調査官二人以内、上席調査官一人及び地域連携調整官五人以内を置く。

［２～６　略］

（総合農政推進官、主任農政推進専門官、食料安全保障専門官及び検査官）

第四十三条　［略］

［２～４　略］

５　検査官は、命を受けて、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、沖縄県農業信用基金協会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会及び中央卸売市場を開設する者の業務及び会計の検査の実施に関する事務を行う。

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十五課及び二室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術検査官、港湾空港技術専門官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術課
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課

（総務部に置く課等）

第十二条　総務部に、次の八課並びに調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整課
防災・危機管理課
情報システム管理課
跡地利用対策課
公正取引課

（調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官の職務）

第十九条　［同上］

［２・３　同上］

４　安心・安全対策推進官は、振興開発計画の作成及び推進に関する事務のうち、沖縄における犯罪の抑止に関する業務をつかさどる。

（経済調査室並びに調査官、上席調査官及び地域連携調整官）

第二十八条　財務課に、経済調査室並びに調査官三人以内、上席調査官一人及び地域連携調整官五人以内を置く。

［２～６　同上］

（総合農政推進官、主任農政推進専門官、食料安全保障専門官及び検査官）

第四十三条　［同上］

［２～４　同上］

５　検査官は、命を受けて、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、沖縄県農業協同組合中央会、沖縄県農業信用基金協会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、中央卸売市場を開設する者及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者の業務及び会計の検査の実施に関する事務を行う。

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十五課及び二室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術検査官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術課
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課

港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全課
（技術管理課の所掌事務）

第六十二条の二　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

五　土木工事用材料の試験（港湾空港技術対策官、港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

［六～十五　略］

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務（港湾建設課及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　略］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四の二　略］

四の三　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

［五・五の二　略］

六　特定荷主（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十六条に規定する特定荷主をいう。）の指定、指導及び監督に関すること。

六の二　［略］

［七～三十三　略］

三十四　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること。

［三十五～四十　略］

港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全課
（技術管理課の所掌事務）

第六十二条の二　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　土木工事用材料の試験（港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

［六～十五　同上］

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務（港湾建設課、港湾空港技術対策官及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　同上］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四の二　同上］

［号を加える。］

［五・五の二　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

［七～三十三　同上］

三十四　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること。

［三十五～四十　同上］

（港湾空港技術検査官の職務）

第七十三条　港湾空港技術検査官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾等の整備及び保全に関する工事の検査に関すること。

二　港湾等の整備及び保全、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備並びに港湾等及び空港等に関する国の直轄の事業についての入札契約手続きに係る技術的審査に関すること（次条において「技術的審査事務」という。）（那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所の所掌に属するものに限る。）。

（港湾空港技術専門官の職務）

第七十三条の二　港湾空港技術専門官は、命を受けて、第十一条第十項各号に掲げる事務をつかさどる。

（総務運航課の所掌事務）

第八十三条　［略］

［一～七　略］

八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

［九・十　略］

（事務所）

第九十二条　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［略］			
土地改良総合事務所	豊見城市	沖縄県の全区域	国営の土地改良事業の実施に関する調査、国営の土地改良事業によって造成された施設の管理、土地改良事業の実施に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導に関する事務を行うこと。
［略］			

2　［略］

（港湾空港技術対策官の職務）

第七十三条　港湾空港技術対策官は、開発建設部の所掌事務のうち、港湾等の整備及び保全並びに空港等に関する国の直轄の土木施設の整備に係る技術の開発に関する事務をつかさどる。

（港湾空港技術検査官）

第七十三条の二　港湾空港技術検査官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾等の整備及び保全に関する工事の検査に関すること。

二　港湾等の整備及び保全、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備並びに港湾等及び空港等に関する国の直轄の事業についての入札契約手続きに係る技術的審査に関すること（次条において「技術的審査事務」という。）（那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所の所掌に属するものに限る。）。

（総務運航課の所掌事務）

第八十三条　［同上］

［一～七　同上］

八　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第二号総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

［九・十　同上］

（事務所）

第九十二条　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［同上］			
土地改良総合事務所	豊見城市	沖縄県の全区域	国営の土地改良事業の実施に関する調査及び国営の土地改良事業によって造成された施設の管理、土地改良事業の実施に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導並びに国営施設応急対策事業に関する事務を行うこと。
［同上］			

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令

（趣旨）

第一条　この府令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第一条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「児童手当システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イから二までに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（児童手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　児童手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　児童手当システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣が定める。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する児童手当又は旧児童手当法附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）並びに児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格並びにその額についての認定に係る機能を備えること。

二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する児童手当又は旧特例給付の額の改定に係る機能を備えること。

三　児童手当又は旧特例給付を支給すべき事由の消滅及び児童手当法第十二条（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による未支払の児童手当又は旧特例給付に係る機能を備えること。

四　児童手当又は旧特例給付の受給者に関する情報の変更に係る機能を備えること。

五　児童手当法第十一条に規定する同法第二十六条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は児童手当法第二十六条第二項に規定する届出をしなかったことによる児童手当及び旧特例給付の支払の差止め並びに当該届出に係る機能を備えること。

六　児童手当法第八条第一項（同法第十七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当又は旧特例給付の支給、児童手当法第十三条（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払の調整、児童手当法第二十一条（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る機能を備えること。

七　児童手当法第十一条に規定する同法第二十六条第三項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する書類の未提出による児童手当又は旧特例給付の支払の差止めに係る機能を備えること。

八　統計又は報告等に係る機能を備えること。

九　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　児童手当システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その実装区分及び適合基準日並びに書面の出力に際し必要な事項については内閣総理大臣が定める。

一　児童手当認定請求書
二　児童手当認定請求書（施設等受給者用）
三　児童手当認定請求者一覧
四　児童手当関係書類返戻・保留通知書
五　返戻・保留対象者一覧
六　不足書類等の提出について
七　児童手当関係書類返戻・保留情報
八　児童手当認定・認定請求却下通知書
九　児童手当認定・認定請求却下通知書（施設等受給者用）
十　児童手当における同居父母に係る認定について（通知）
十一　児童手当父母指定者指定届
十二　児童手当額改定認定請求書額改定届
十三　児童手当額改定認定請求書額改定届（施設等受給者用）
十四　額改定対象者一覧
十五　児童手当・特例給付額改定・額改定請求却下通知書
十六　児童手当額改定・額改定請求却下通知書
十七　児童手当額改定・額改定請求却下通知書（施設等受給者用）
十八　監護相当・生計費の負担についての確認書
十九　児童手当受給事由消滅届
二十　児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）
二十一　児童手当・特例給付支給事由消滅通知書
二十二　児童手当支給事由消滅通知書
二十三　児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）
二十四　児童手当・特例給付における父母指定者の受給事由消滅について（通知）
二十五　児童手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）
二十六　未支払児童手当請求書
二十七　未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）
二十八　未支払児童手当支給決定・請求却下通知書
二十九　未支払児童手当支給決定・請求却下通知書（施設等受給者用）
三十　児童手当氏名・住所等変更届
三十一　児童手当氏名・住所等変更届（施設等受給者用）
三十二　異動対象者一覧
三十三　受給者所得更正一覧
三十四　現況届提出対象者一覧
三十五　児童手当・特例給付現況届
三十六　児童手当現況届
三十七　児童手当現況届（施設等受給者用）
三十八　児童手当現況届の提出について
三十九　支給要件変更対象者一覧
四十　現況届未提出者一覧
四十一　必要書類未提出者一覧
四十二　児童手当現況届の提出について（督促）
四十三　児童手当支払差止通知書
四十四　児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）
四十五　児童手当・特例給付支払差止解除通知書

四十六　児童手当支払差止解除通知書
四十七　児童手当支払差止解除通知書（施設等受給者用）
四十八　差止者一覧
四十九　現況届提出切替対象者一覧
五十　時効成立予定者一覧
五十一　児童手当・特例給付継続認定通知書兼支払通知書
五十二　児童手当継続認定通知書兼支払通知書
五十三　児童手当継続認定通知書兼支払通知書（施設等受給者用）
五十四　児童手当・特例給付認定通知書及び児童手当・特例給付支給事由消滅通知書
五十五　支払対象者一覧
五十六　支払対象者一覧（定例払い）
五十七　支払対象者一覧（随時払い）
五十八　口座振込依頼書
五十九　児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書
六十　児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書
六十一　保育料特別徴収通知書
六十二　児童手当に係る寄附受領証明書
六十三　受給者・児童数調べ
六十四　支給状況報告書に必要な基礎資料となる帳票
六十五　交付金概算交付申請書又は必要な基礎資料となる帳票
六十六　支払件数（見込）等調べ
六十七　前各号に準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの
（児童手当システムに実装してはならない機能）
第六条　児童手当システムには、前二条の規定（これに基づく告示を含む。以下この条において同じ。）において実装してはならない機能として定めるもの及び前二条の規定に定めるもの以外の機能は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）
第一条　この府令は、令和八年四月一日から施行する。
（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）
第二条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する児童手当システムで、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、内閣総理大臣が定める。
２　この府令の施行の際現に児童手当システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する児童手当システムを利用するものとして内閣総理大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。
（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）
第三条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する児童手当システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認めるものについては、この府令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において内閣総理大臣が定める日から適用する。

○内閣府令第二十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令

（趣旨）
第一条　この府令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「児童扶養手当システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（児童扶養手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　児童扶養手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　児童扶養手当システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣が定める。

一　外部システムとの連携及び庁内の他の業務システムとの連携、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第六条第一項に規定する受給資格者の属する世帯の情報（以下「児童扶養手当用世帯情報」という。）その他の項目の管理並びに検索、照会及び操作に係る機能を備えること。

二　児童扶養手当用世帯情報その他の項目について一括して処理する機能を備えること。

三　論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、抑止する機能を備えること。また、論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、注意喚起を行う機能を備えること。

四　児童扶養手当法第五条の児童扶養手当額の自動改定に係る機能を備えること。

五　児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る機能を備えること。

六　児童扶養手当法第七条の児童扶養手当の支給に係る機能を備えること。

七　児童扶養手当法第八条第一項の児童扶養手当の額の改定の請求に係る機能を備えること。

八　児童扶養手当法第十三条の三の一部支給停止に係る機能を備えること。

九　児童扶養手当法第十五条の児童扶養手当の支払の一時差止めに係る機能を備えること。

十　児童扶養手当法第十六条の未支払の児童扶養手当の請求に係る機能を備えること。

十一　児童扶養手当法第三十一条の児童扶養手当の支払の調整に係る機能を備えること。

十二　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項、第二項及び第三条の三の支給停止に関する届出に係る機能を備えること。

十三　児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る機能を備えること。

十四　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る機能を備えること。

十五　児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る機能を備えること。

十六　児童扶養手当法施行規則第六条の住所変更の届出に係る機能を備えること。

十七　児童扶養手当法施行規則第九条の児童扶養手当証書の再交付の申請及び同令第十条の児童扶養手当証書の亡失の届出に係る機能を備えること。

十八　児童扶養手当法施行規則第十一条の児童扶養手当受給資格喪失の届出及び同令第十二条の死亡の届出に係る機能を備えること。

十九　統計機能を備えること。

二十　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　児童扶養手当システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面の様式を出力する機能を備えるものとし、その実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目については内閣総理大臣が定める。

一　宛名シール

二　宛名状

三　児童扶養手当証書

四　保留通知書

五　補正命令書

六　児童扶養手当証書等交付について

七　児童扶養手当証書受領書
八　児童扶養手当関係書類提出命令書
九　町村への送付書
十　児童扶養手当認定通知書
十一　児童扶養手当認定請求却下通知書
十二　児童扶養手当受給資格者台帳
十三　児童扶養手当受給資格者名簿
十四　児童扶養手当所得状況届
十五　児童扶養手当所得状況届提出命令書
十六　児童扶養手当所得状況届未提出について（お知らせ）
十七　児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書
十八　児童扶養手当住所変更（転出・転入）・支払金融機関変更届
十九　児童扶養手当額改定通知書
二十　児童扶養手当額改定請求却下通知書
二十一　児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書
二十二　児童扶養手当資格喪失通知書
二十三　未支払児童扶養手当請求却下通知書
二十四　児童扶養手当支払通知書
二十五　児童扶養手当支給停止通知書
二十六　児童扶養手当支給停止解除通知書
二十七　児童扶養手当支払差止通知書
二十八　児童扶養手当支払差止解除通知書
二十九　児童扶養手当障害認定通知書
三十　児童扶養手当在留期間延長通知書
三十一　児童扶養手当現況届
三十二　児童扶養手当現況届案内
三十三　児童扶養手当現況届提出命令書
三十四　児童扶養手当現況届未提出のお知らせ
三十五　現況届提出前のおねがい
三十六　児童扶養手当一部支給停止適用除外通知書
三十七　児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ
三十八　児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書
三十九　支払実績調書
四十　児童扶養手当口座振込依頼書
四十一　児童扶養手当内払調整決定通知書
四十二　こどもの福祉と保健に関する状況報告
四十三　執行状況調べ
四十四　様式第２号　児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について
四十五　様式第２号―付表１　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額調書
四十六　様式第２号―付表２　所要額算定基礎
四十七　様式第３号　児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について
四十八　様式第３号―付表１　児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書
四十九　様式第３号―付表２　所要額算定基礎
五十　様式第３号―付表３　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書
五十一　様式第４号　児童扶養手当給付国庫負担金の変更交付申請について

五十二　様式第４号―付表１　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額調書
五十三　様式第４号―付表２　所要額算定基礎
五十四　様式第５号　児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について
五十五　様式第５号―付表１　児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書
五十六　様式第５号―付表２　所要額算定基礎
五十七　様式第５号―付表３　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書
五十八　様式第８号　児童扶養手当給付国庫負担金に係る事業実績報告について
五十九　様式第８号―付表１　児童扶養手当給付費負担金精算書
六十　様式第８号―付表２　対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表
六十一　様式第８号―付表３　受給者等の月別状況
六十二　様式第８号―付表４　支払調整
六十三　様式第８号―付表５　現年度分支払取消額内訳
六十四　様式第９号　児童扶養手当給付費国庫負担金に係る事業実績報告について
六十五　様式第９号―付表１　児童扶養手当給付費負担金精算書（都道府県分）
六十六　様式第９号―付表２　対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（都道府県分）
六十七　様式第９号―付表３　受給者等の月別状況（都道府県分）
六十八　様式第９号―付表４　支払調整（都道府県分）
六十九　様式第９号―付表５　現年度分支払取消額内訳（都道府県分）
七十　様式第９号―付表６　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書
七十一　様式第９号―付表７　対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（市等分）
七十二　様式第９号―付表８　受給者等の月別状況（市等分）
七十三　様式第９号―付表９　支払調整（市等分）
七十四　様式第９号―付表10　現年度分支払取消額内訳（市等分）
七十五　障害認定診断書提出案内
七十六　在留期間延長手続き案内
七十七　在留期間延長手続きのお知らせ
七十八　児童扶養手当額変更のお知らせ
七十九　前各号に準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの
（児童扶養手当システムに実装してはならない機能）

第六条　児童扶養手当システムには、前二条の規定（これに基づく告示を含む。以下この条において同じ。）において実装してはならない機能として定めるもの及び前二条の規定に定めるもの以外の機能は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和八年四月一日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する児童扶養手当システムで、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、内閣総理大臣が定める。

２　この府令の施行の際現に児童扶養手当システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する児童扶養手当システムを利用するものとして内閣総理大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する児童扶養手当システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認めるものについては、この府令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において内閣総理大臣が定める日から適用する。

○内閣府令第二十七号

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十二条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第五号の五（表面）及び様式第六号を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）　（表　面）

※※　第　号

※経由町村名	※市区町村受付年月日　令和・・	※町村提出第　号	※町村再提出第　号

児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて

①ふりがな 氏名・性別	---------- 男・女	③生年月日	大正 昭和 平成 令和　・・生	④障害の有無	ある・ない
②個人番号				⑤配偶者の有無	ある・ない
⑥住所	TEL（　）	⑦支払希望金融機関	名称 / 口座番号	□公金受取口座を利用します。	
⑧職業又は勤務先名	TEL（　）	⑨勤務先所在地			

⑩公的年金受給状況	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号・年金コード（　） 年額（　円）	種類（　）	⑪児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	受けることができる 支給停止 受けることができない 年額（　円）	種類（　）
⑫養育費の取決めの有無	ある・ない				

児童のことについて

		児童①	児童②	児童③
⑬	児童の氏名（生年月日）	（平成 令和　・・生）	（平成 令和　・・生）	（平成 令和　・・生）
⑭	個人番号			
⑮	請求者との続柄・同居・別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居
⑯	監護等を始めた年月日	平成 令和　・・	平成 令和　・・	平成 令和　・・
⑰	障害の状態の有無	ある・ない	ある・ない	ある・ない
⑱	父母の状況について（該当するものに○をする）	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他
⑲	父 氏名			
	父 生年月日	（　）	（　）	（　）
	父 現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	昭和 平成 令和　・・	昭和 平成 令和　・・	昭和 平成 令和　・・
⑳	母 氏名			
	母 生年月日	（　）	（　）	（　）
	母 現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	昭和 平成 令和　・・	昭和 平成 令和　・・	昭和 平成 令和　・・
㉑	児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号・年金コード（　） 年額（　円） 種類（　）	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号・年金コード（　） 年額（　円） 種類（　）	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号・年金コード（　） 年額（　円） 種類（　）
㉒	あなたが障害基礎年金を受けることができる場合等にあなたが受けることができる公的年金（児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況	受けることができる 支給停止 基礎年金番号・年金コード（　） 年額（　円） 種類（　）	受けることができる 支給停止 基礎年金番号・年金コード（　） 年額（　円） 種類（　）	受けることができる 支給停止 基礎年金番号・年金コード（　） 年額（　円） 種類（　）
㉓	父又は母が障害者であるときは、身体障害者手帳の番号及び障害等級			
	年金の種類・障害等級			
	父又は母の職業又は勤務先			

※※認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	支払期別金額				証書番号
	年　月	人	支給	月から　円	1月	円	7月	円	第　号
			一部停止	月から　円	3月	円	9月	円	
			全部停止	月から　円	5月	円	11月	円	

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いてください。

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

		請求者㉕	配偶者㉖	扶養義務者㉗	扶養義務者
㉔	平成・令和　年分所得				
	氏名				
㉘	個人番号				
㉙	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋑特定扶養親族の数㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人（㋐　人）（㋑　人）（㋒　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）
㉚	㉙以外で請求者によって生計を維持していた児童	人			
所得額 ㉛	児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※円	円 ※円	円 ※円
所得額 ㉜	児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円		
	母又は父に対し支払われた額	円	円		
	母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円		
	児童に対し支払われた額	円	円		
	児童に対し支払われた額の８割相当　B	円	円		
	合計　A＋B	円	円		
控除 ㉝	障害者控除	障　人 特　人　円	障　人 特　人　円	障　人 特　人　円	障　人 特　人　円
控除 ㉞	寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡・ひとり・勤 円	寡・ひとり・勤 円	寡・ひとり・勤 円	寡・ひとり・勤 円
控除 ㉟	雑損控除	円	円	円	円
控除 ㊱	医療費控除	円	円	円	円
控除 ㊲	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円
控除 ㊳	配偶者特別控除	円	円	円	円
控除 ㊴	特定親族特別控除	円	円	円	円
控除 ㊵	地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円
	児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除		円		円
㊶	控除後の所得額		円		円
所得制限限度額	全部支給		円		円
	一部支給		円		

関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

令和　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　殿

氏名

※審査	公的年金照会	あり　種類 / なし（　）	㉕～㊶の欄及びその他の事項	
	上記のとおり相違ありません。令和　年　月　日　町村長			

※添付書類　戸籍　イ 公的年金調書　ロ 診断書・X線フイルム　ハ 生死不明証明書　ニ 遺棄申立書・証明　ホ 保護命令決定書　ヘ 拘禁の証明書　ト 養育費等に関する申告書　チ 養育申立書・証明
住民票　リ 別居監護申立書・証明　ヌ 前住地の所得証明書　ル 公的年金給付等受給証明書
その他（　）

備考

（裏　面）

注　意

1　⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第３条第１項、第４条第１項及び第５条第２項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、⑦の欄に記載する必要はありません。

2　⑩、⑪、㉑及び㉒の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

3　⑩及び㉑から㉓までの欄の「年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉒の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。

4　⑯欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。

5　⑲及び⑳の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

6　㉑の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

7　㉒の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。

8　㉗の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9　㉙の欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める同一生計配偶者及び扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。）の合計数を記入してください。
　なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
⑴　請求者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
⑵　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

10　㉚の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
　また、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の12月31日時点において請求者によつて生計を維持していた児童の人数を記入してください。

11　㉛の欄は、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

12　㉜の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

13　㉞の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

14　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
⑴　あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
⑵　請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
⑶　請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
⑷　請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
⑸　児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エツクス線直接撮影写真
　呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
⑹　次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
　㋐父又は母が生死不明の場合、㋑父又は母が１年以上遺棄している場合、㋒父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、㋓父又は母が１年以上拘禁されている場合
⑺　本年１月２日以後現住所に転入された方は、㉙から㊵までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
⑻　児童若しくはあなたが公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
⑼　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

15　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

様式第五号の五（第三条の五関係）

（表　面）

※※整理番号　第　　号			
※経由町村名	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※町村提出　令和　・　・　第　　号	※町村再提出　令和　・　・　第　　号

児　童　扶　養　手　当　所　得　状　況　届

①証書番号	第　　号	②氏名		③住所	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

④　平成・令和　年分所得		⑤　請求者		⑥　配偶者		⑦　扶　養　義　務　者			
氏　名									
⑧	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋺特定扶養親族の数㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （㋑　人） （㋺　人） （㋩　人）		人 （　人）		人 （　人）		人 （　人）	
⑨	⑧以外で前年の12月31日において請求者によつて生計を維持していた児童	人							
所得額	⑩児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※　円	円	※　円	円	※　円	円	※　円
	⑪児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円						
	母又は父に対し支払われた額	円	円						
	母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円						
	児童に対し支払われた額	円	円						
	児童に対し支払われた額の８割相当額　B	円	円						
	合　計　A＋B	円	円						
控除	⑫障　害　者　控　除	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円
	⑬寡婦控除・寡婦控除特別加算（請求者が母の場合は控除しない。）、寡夫控除（請求者が父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円	寡・寡特・勤・みなし（寡・寡特）	円
	⑭雑　損　控　除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑮医　療　費　控　除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑯小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑰配　偶　者　特　別　控　除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑱特　定　親　族　特　別　控　除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑲地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除			円		円		円		円
⑳控　除　後　の　所　得　額			円		円		円		円
所得制限限度額	全部支給		円		円		円		円
	一部支給		円						

上記のとおり、所得状況を届け出ます。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　殿

氏　名

※審査	支給停止の状況	前年度	今年度
		支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止
	本年又は前年の被災の有無	有（　）・無 令和　・　・	その他の事項
	上記のとおり、相違ありません。 令和　　年　　月　　日 町村長		

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。字は楷書ではつきりと書いてください。

様式第六号（第四条関係）　　（第　1　面）

※※　整理番号　第　　号

※　経由町村名

※　市区町村受付年月日　令和　・　・

※　町村提出　令和　・　・　第　　号

※　町村再提出　令和　・　・　第　　号

児童扶養手当現況届　（令和　年分）

①証書番号　第　　号　※既認定・新規認定

②氏名　（　歳）　個人番号

③障害の有無　ある・ない

※第９条・第９条の２の区分　前年度　第９条・第９条の２　今年度　第９条・第９条の２

④住所　TEL（　）

⑤職業又は勤務先名　TEL（　）

⑥勤務先所在地

⑦支払金融機関　変更　有・無　名称　口座番号

□公金受取口座を利用します。

平成・令和　年分所得	氏名	⑫一生計配偶者及び同一生計配偶者以外の老人扶養親族の数（①70歳以上の同一生計配偶者及び⑪老人扶養親族の合計数（受給者については、①及び⑪の合計数））	⑬前年の12月31日において引き続いて児童以外の者を生計を維持した	所得額 ⑭児童扶養手当の額の計算の基礎となる所得（養育費の８割相当額を加算した額）（養育費の８割相当額を加算した額）A	所得額 ⑮児童扶養手当の額の計算の基礎となる所得（養育費の８割相当額を加算した額）（養育費の８割相当額を加算した額）B	所得額 ⑭⑮の合計 A＋B	控除 ⑯障害者控除	控除 ⑰寡婦控除（寡婦又は寡夫控除、ひとり親控除等）	控除 ⑱雑損控除	控除 ⑲医療費控除	控除 ⑳小企業共済等掛金控除	控除 ㉑配偶者特別控除	控除 ㉒特定親族特別控除	控除 ㉓地方税法第314条の２第１項第１号に掲げる事業所得（牛馬の売却による所得を除く。）を有する者で同法附則第61条第１項の規定により同法第314条の２第１項第１号に掲げる事業所得に対する個人の道府県民税が免除されるもの	㉔養育費に係る扱いの特例（児童扶養手当法施行令第４条第１項第１号に掲げる児童を有する者に限る。）を受ける者で児童扶養手当法施行令第４条第１項の規定により児童扶養手当の額の計算の基礎となる所得の額の計算上控除しないこととされる額を有するもの	㉕控除後の所得額	所得制限限度額 全部支給	所得制限限度額 一部支給
⑧受給者		人（⑦　人）（⑪　人）（⑰　人）	人	円	円	円	障害　人　特障　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円		円	円	円
				※　円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
⑨孤児等の養育者		人（　人）	人	円			障害　人　特障　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円			円	円	円	円	円	円	円	円	円			
⑩配偶者		人（　人）		円			障害　人　特障　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円			円	円	円	円	円	円	円	円	円			
⑪扶養義務者		人（　人）		円			障害　人　特障　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円			円	円	円	円	円	円	円	円	円			

㉕本年8月1日における対象児童の状況

児童氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	受給理由	入所施設名	障害の有無	身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号	※再診
						有・無	・　・	
						有・無	・　・	
						有・無	・　・	
						有・無	・　・	

㉖父又は母の障害について

氏名

公的年金の受給状況

1　（ア）受けることができない　（イ）受給停止　（ウ）受けることができる　（種類：　障害等級：　基礎年金番号・年金コード：　）

2　㉕に記載なしつつ㉕に記載ありたてて児童がいる　（加算の年額：　円）

身体障害者手帳の番号及び障害等級

父又は母の職業又は勤務先名

㉗父又は母が拘禁されている場合　氏名　拘禁終了予定年月日　令和　・　・

㉘父又は母の死亡に関し㉕に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況

1　受けることができる　2　支給停止　3　受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

㉙受給者の公的年金受給状況

1　受けることができる　2　支給停止　3　受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

㉚受給者が障害基礎年金等を受けることができる場合における受給者が受けることができる公的年金（㉕に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況

1　受けることができる　2　支給停止　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。

令和　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）

市町村長（福祉事務所長）　殿　　氏名

※添付書類　1　世帯の全員の住民票の写し　2　別居監護申立書・証明　3　養育申立書・証明　4　生死不明証明書　5　遺棄申立書・証明　6　拘禁の証明書　7　戸籍の謄本又は抄本　8　前住地の所得証明書　9　養育費等に関する申告書　10　その他（　）

※審査

本年又は前年の被災の有無	有（　）・無　令和　・　・	支給停止の状況	前年度	今年度	その他の事項
			支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止	

上記のとおり、相違ありません。　令和　年　月　日

◎　裏面をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきりと書いてください。

注　意

１　この届けは、毎年８月１日から８月３１日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

２　⑦の欄は、「有・無」のうち該当する文字を○で囲んでください。「有」の場合は、変更を希望する金融機関の名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第３条第１項、第４条第１項及び第５条第２項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、⑦の欄に記載する必要はありません。

３　⑪の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

４　⑫の欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める同一生計配偶者及び扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。以下「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
（１）　受給者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
（２）　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

５　⑬の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

６　⑭の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

７　⑮の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

８　⑯の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑰の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。

９　⑰の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

10　㉕の欄の「受給理由」には、次のイからヨまでに該当する事項を選び、その符号を記入してください。
イ　父母が婚姻を解消した。
ロ　父がが死亡した。
ハ　父がが児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ニ　父のが生き死が明らかでない。
ホ　父がが引き続き１年以上遺棄している。
ヘ　父がが母の申立てにより保護命令を受けた。
ト　父がが法令により引き続き１年以上拘禁されている。
チ　母がが死亡した。
リ　母がが児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ヌ　母のが生き死が明らかでない。
ル　母がが引き続き１年以上遺棄している。
ヲ　母がが父の申立てにより保護命令を受けた。
ワ　母がが法令により引き続き１年以上拘禁されている。
カ　母がが婚姻によらないで懐胎した。
ヨ　その他

11　㉕の欄の「身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入してください。

12　㉖の欄は、㉕の欄の「受給理由」にハ又はリと記入した方だけが記入してください。公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

13　㉖、㉘から㉚までの欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けとることができる状態にあるときをいいます。

14　㉘から㉚までの欄は、対象児童又はあなたが公的年金、遺族補償若しくは障害基礎年金等を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、下の「公的年金の種類」、「遺族補償の種類」若しくは「障害基礎年金等の種類」から該当する事項を全て選び、その全て符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。なお、「公的年金の種類」と「障害基礎年金等の種類」の両方に該当する給付がある場合にあっては、「障害基礎年金等の種類」からその符号を記入してください。

◎　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

公的年金の種類

イ　老齢福祉年金
ロ　イ以外の国民年金
ハ　厚生年金保険の年金
ニ　船員保険の年金
ホ　恩給
ヘ　国家公務員共済組合の年金
ト　条例による地方公務員の年金
チ　地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金
リ　日本私立学校振興・共済事業団の年金
ヌ　農林漁業団体職員共済組合の年金
ル　国会議員互助年金
ヲ　日本製鉄八幡共済組合の年金
ワ　執行官の恩給
カ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金
ヨ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
タ　未帰還者留守家族手当又は特別手当
レ　労働者災害補償保険の年金
ソ　国家公務員災害補償の制度の年金
ツ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ネ　地方公務員災害補償制度の年金

遺族補償の種類

ナ　労働基準法による遺族補償
ラ　国会職員法による災害補償
ム　船員法による遺族手当
ウ　災害救助法による遺族扶助金
キ　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償
ノ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付
オ　海上保安官の職務に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付
ク　証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

障害基礎年金等の種類

ヤ　障害基礎年金
マ　旧国民年金法による障害年金
ケ　旧厚生年金保険法による障害年金
フ　旧船員保険法による障害年金
コ　恩給法にの増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給
エ　戦傷病者の障害年金
テ　未帰還者留守家族手当
ア　労働者災害補償保険の障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金
サ　国家公務員災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金
キ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金
ユ　地方公務員災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金（条例による補償でこれらに相当するものを含む。）
メ　旧国家公務員等共済組合法による障害年金
ミ　旧地方公務員等共済組合法による障害年金
シ　旧私立学校教職員共済組合法による障害年金
エ　旧国会議員の公務傷病年金
ヒ　執行官の増加恩給

※　なお、ケ、メ、ミ及びシは障害の程度が一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。

（第　３　面）

添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

1　本年の１月２日以降現住所に転入された方は、②から⑨までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
2　あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。
3　あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
4　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
5　あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
6　あなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
イ　父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし、既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ　父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ　父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
7　⑮の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。
8　⑮の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。
9　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第二十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（流動負債の区分表示）	（流動負債の区分表示）
第四十九条　［略］	**第四十九条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。	3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。
［4～6　略］	［4～6　同上］
（当期純利益又は当期純損失）	（当期純利益又は当期純損失）
第九十五条の五　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。	**第九十五条の五**　［同上］
一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）	一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）
［二・三　略］	［二・三　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］

（切放し法の適用に関する注記）

第二百二条の二　当中間会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用した場合には、その旨を注記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第二百九十三条　［略］

２　［略］

３　前二項の規定にかかわらず、第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

（切放し法の適用に関する注記）

第三百五条の二　当中間会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用した場合には、その旨を注記しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（流動負債の区分表示） **第三十七条**　［略］ ２　［略］ ３　第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。 ［４～７　略］ （当期純利益又は当期純損失） **第六十五条**　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。 一　当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。） 二　［略］ ［２～６　略］ （切放し法の適用に関する注記） **第百七十五条の二**　当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用した場合には、その旨を注記しなければならない。 （営業外費用の表示方法） **第二百七十五条**　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、第五十八条第二項の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。 （切放し法の適用に関する注記） **第二百八十七条の二**　当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用した場合には、その旨を注記しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（流動負債の区分表示） **第三十七条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。 ［４～７　同上］ （当期純利益又は当期純損失） **第六十五条**　［同上］ 一　当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。） 二　［同上］ ［２～６　同上］ ［条を加える。］ （営業外費用の表示方法） **第二百九十三条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。 ［条を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第四十九条及び第九十五条の五の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。

第三条　新財務諸表等規則第二百二条の二及び第三百五条の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る第一種中間財務諸表又は第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る第一種中間財務諸表又は第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第三十七条及び第六十五条の規定は、令和八年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。

第五条　新連結財務諸表規則第百七十五条の二及び第二百八十七条の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第五条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託の受益者から除かれる者に係る契約） **第三条**　令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託に係る信託契約 八　［略］	（信託の受益者から除かれる者に係る契約） **第三条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約 八　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第33条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）業務報告書 年　月　日 殿 住所 認可特定保険業者名 代表理事　氏名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目次 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ ［第１・第２　略］	**別紙様式第１号**（第33条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）業務報告書 年　月　日 殿 住所 認可特定保険業者名 代表理事　氏名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目次 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ ［第１・第２　同左］

第３　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（認可特定保険業者）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部） ［略］ 有形固定資産 ［略］ 使用権資産 ［略］ 無形固定資産 ［略］ 使用権資産 ［略］		（負債の部） ［略］ その他負債 ［略］ リース負債 ［略］ ［略］	
［略］		（純資産の部） ［略］	
資　産　の　部　合　計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥・⑦　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

第３　［同左］

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（認可特定保険業者）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部） ［同左］ 有形固定資産 ［同左］ リース資産 ［同左］ 無形固定資産 ［同左］ リース資産 ［同左］		（負債の部） ［同左］ その他負債 ［同左］ リース債務 ［同左］ ［同左］	
［同左］		（純資産の部） ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦・⑧　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸不動産の時価に関する事項

［⑺～⑾　同左］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　会計方針に関する情報 ②　リース特有の取引に関する情報 ③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 認可特定保険業者が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、認可特定保険業者が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ファイナンス・リースの借手である認可特定保険業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第108条第４項の規定に従い記載すること。	⑿　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
［⒀～⒆　略］	［⒀～⒆　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」を除く。）に含めることができる。	５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
［６～12　略］	［６～12　同左］
第４　損益計算書	第４　［同左］
年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）損益計算書	年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）損益計算書
（認可特定保険業者）	（認可特定保険業者）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）	［加える。］
６　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。	［加える。］
７　［略］	５　［同左］
第５　［略］	第５　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令（以下「新命令」という。）別紙様式第一号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

２　前項の規定により事業年度に係る業務報告書に初めて新命令の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新命令に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新命令の規定を適用して業務報告書を作成する最初の事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

○内閣府総務省令第二号
文部科学省

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（経理単位） **第六条**　第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。 一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。） ［二～十三　略］ ［2　略］ （埋葬料及び家族埋葬料） **第百十二条**　法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（組合員が死亡した場合にあつては当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあつては当該被扶養者の個人番号を除く。）を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団	（経理単位） **第六条**　［同上］ 一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。） ［二～十三　同上］ ［2　同上］ （埋葬料及び家族埋葬料） **第百十二条**　［同上］

体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

［一～六　略］

七　介護保険法による給付を受けていた者が死亡したときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び同法に規定する被保険者証に記載された保険者の名称

（傷病手当金）

第百十三条　法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　介護保険法による給付を受けたときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び同法に規定する被保険者証に記載された保険者の名称

［七～十三　略］

［2　略］

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三及び第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十条第一項第十一号	イからニまで	［略］
［略］	［略］	［略］

［一～六　同上］

七　介護保険法による給付を受けていた者が死亡したときは、同法の規定による被保険者証に記載された保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

（傷病手当金）

第百十三条　［同上］

［一～五　同上］

六　介護保険法による給付を受けたときは、同法の規定による被保険者証に記載された保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

［七～十三　同上］

［2　同上］

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イからニまで	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

第四十四条第一項第九号	イから二まで	［略］
［略］	［略］	［略］
第六十条第一項第十四号	イから二まで	［略］
［略］	［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	イから二まで	［略］
［略］	［略］	［略］

第百二十五条　前章及びこの款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。

［一　略］

二　国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金等改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を明らかにすることができる書類

［三　略］

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百三十二条　前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第三号中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三」と、同条第二項第一号中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第二号中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四各号」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三各号」と、「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同号ロ中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三」と、同条第三項各号列記以外の部分中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第四号中「法第七十九条第一項第三号」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項第三号」と読み替えるものとする。

別表第一号表

第一号表の一

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借			貸		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	イから二まで	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イから二まで	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イから二まで	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

第百二十五条　前章及びこの章第三節第一款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの章第三節第一款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。

［一　同上］

二　国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（国民年金等改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を明らかにすることができる書類

［三　同上］

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百三十二条　前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第二条の六の四」と、「組合員であつた当時の所属機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と読み替えるものとする。

別表第一号表

第一号表の一

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借			貸		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

			剰余金（欠損金）	利益剰余金又は欠損金（△）	［略］ 当期介護利益金又は当期介護損失金（△） 子ども・子育て支援積立金又は子ども・子育て支援繰越欠損金（△） 当期子ども・子育て支援利益金又は当期子ども・子育て支援損失金（△）

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［略］	［略］	経常収益	［略］ 介護負担金 子ども・子育て支援負担金	［略］ 地方公共団体負担金 国庫負担金 組合負担金 職員団体負担金 地方公共団体負担金 国庫負担金 組合負担金 職員団体負担金
				［略］ 介護掛金	［略］ 標準報酬月額掛金 標準期末手当等掛金

			［同左］	［同左］	［同左］ 当期介護利益金又は当期介護損失金（△）

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［同左］	［同左］	経常収益	［同左］ 介護負担金	［同左］ 地方公共団体負担金 国庫負担金 組合負担金 職員団体負担金
				［同左］ 介護掛金	［同左］ 標準報酬月額掛金 標準期末手当等掛金

| | | |

○**内閣府厚生労働省令第二号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第二項及び第三十七条第一項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス） **第三十四条の二十**　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二第一項において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型及び共同生活援助とする。 （指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請） **第三十四条の二十二**　法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　共同生活援助　第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員 2　（略）	（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス） **第三十四条の二十**　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二第一項において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型とする。 （指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請） **第三十四条の二十二**　法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　（略） （新設） 2　（略）

附　則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。

○**内閣府農林水産省令第二号**

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　（略）	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　（略）

二　法第十一条第一項第十二号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

ニ～ト　（略）

三　（略）

2～4　（略）

附　則

この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○内閣府令・国土交通省令第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

二　法第十一条第一項第十二号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

ニ～ト　（略）

三　（略）

2～4　（略）

デジタル庁令

○デジタル庁令第二号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令を廃止する庁令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令を廃止する庁令

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令（令和三年デジタル庁令第六号）は、廃止する。

附　則

この庁令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第三十条　法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第三十条**　［同上］
［一～二十七　略］	［一～二十七　同上］
二十八　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。第三十三号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）附則第五十二条、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十一条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第六十六条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務	二十八　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十一条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務
［二十九～三十二　略］	［二十九～三十二　同上］
三十三　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）又は平成二十七年所得税法等改正法附則第百五条によるたばこ特別税の申告その他の賦課又は徴収に関する事務	三十三　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）又は所得税法等の一部を改正する法律附則第百五条によるたばこ特別税の申告その他の賦課又は徴収に関する事務
［三十四～三十八　略］	［三十四～三十八　同上］
三十九　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）による防衛特別法人税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

復興庁令

○復興庁令第一号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第五項の規定に基づき、及び復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）を実施するため、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した項（以下「対象項」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象項を改正後欄に掲げる対象項として移動し、改正後欄に掲げる対象項で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（復興局の副局長、次長及び参事官）	（復興局の次長及び参事官）
第三条　福島復興局に、副局長、次長及び参事官を置く。	**第三条**　岩手復興局に参事官を、宮城復興局及び福島復興局にそれぞれ次長及び参事官を置く。
2　副局長は、復興局長を助け、命を受けて復興局の事務をつかさどる。	［項を加える。］
3　次長は、復興局長及び副局長を助け、復興局の所掌事務を整理する。	2　次長は、復興局長を助け、復興局の所掌事務を整理する。
4　［略］	3　［同上］
5　副局長の定数は一人と、次長の定数は、併任の者四人を除き一人と、参事官の定数は、併任の者を除き二十六人とする。	4　次長の定数は、宮城復興局にあっては一人、福島復興局にあっては併任の者四人を除き一人と、参事官の定数（併任の者を除く。）は、岩手復興局にあっては五人、宮城復興局にあっては六人、福島復興局にあっては十九人とする。
6　［略］	5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この庁令は、令和八年四月一日から施行する。

省令

○国土交通省令第一号

カジノ管理委員会規則

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第四項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

国土交通大臣　金子　恭之

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年カジノ管理委員会規則国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記第三十二号様式（第八条第二項関係） 【表紙】 （略） 第１【法人の概況】 １～４（略） （削る） 第２【事業の状況】 １～３（略） ４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(3) ５・６（略） ７【カジノ事業の収益の活用等の状況】 (1)【入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付状況】(4) (2)【カジノ事業の収益を活用して実施した措置等】(5) 第３【設備の状況】 １【設備投資等の概要】(6) ２【主要な設備の状況】(7) ３【設備の新設、除却等の計画】(8) 第４【提出会社の状況】 １～３（略） ４【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(9) (2)（略） (3)【監査の状況】(10) (4)・(5)（略） ５【従業者の状況等】 (1)【人材戦略に関する基本方針等】 (2)【従業者の状況】 第５【経理の状況】 １【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】(11) (2)【その他】(12) ２【個別財務諸表等】 (1)【個別財務諸表】(13) (2)（略） (3)【その他】(14) （記載上の注意） (1)　（略）	別記第三十二号様式（第八条第二項関係） 【表紙】 （略） 第１【法人の概況】 １～４（略） ５【従業者の状況】(3) 第２【事業の状況】 １～３（略） ４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(4) ５・６（略） ７【カジノ事業の収益の活用等の状況】 (1)【入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付状況】(5) (2)【カジノ事業の収益を活用して実施した措置等】(6) 第３【設備の状況】 １【設備投資等の概要】(7) ２【主要な設備の状況】(8) ３【設備の新設、除却等の計画】(9) 第４【提出会社の状況】 １～３（略） ４【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(10) (2)（略） (3)【監査の状況】(11) (4)・(5)（略） （新設） 第５【経理の状況】 １【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】(12) (2)【その他】(13) ２【個別財務諸表等】 (1)【個別財務諸表】(14) (2)（略） (3)【その他】(15) （記載上の注意） (1)　（略）

⑵　事業の内容

当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。⑻において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

（削る）

⑶　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第５号に規定する連結会社をいう。⑺及び⑻において同じ。）（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⑻において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑶において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。⑷から⑺までにおいて同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

ｂ　（略）

⑷～⑹　（略）

⑺　主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業者（役員及び代理人を除く。）数を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑻～⑾　（略）

⑵　事業の内容

当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。⑶及び⑼において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

⑶　従業者の状況

ａ　当連結会計年度末現在の連結会社における従業者（役員を除く。以下同じ。）数を業務区分に関連付けて記載すること。

また、提出会社の当事業年度末現在の従業者について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業者数を業務区分に関連付けて記載すること。

ｂ　連結会社又は提出会社において、臨時従業者が相当数以上ある場合には、当連結会計年度末までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業者の総数が従業者数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

ｃ　当連結会計年度末までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業者の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

⑷　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⑼において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑷において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。⑸から⑻までにおいて同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

ｂ　（略）

⑸～⑺　（略）

⑻　主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑼～⑿　（略）

⑿　その他
　提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下⑿において同じ。）に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。
⒀・⒁　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定に基づき、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から令和十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備（特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。次条において同じ。）に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 二　不動産取得税　公示日から令和十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特	（法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 二　不動産取得税　公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特

⑿　その他
　提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下⑿において同じ。）に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。
⒀・⒁　（略）

別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三　固定資産税　特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第三号までに掲げるものに限る。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省令第三十九号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の五第四項第二号（同条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第百四十四条の三十三第一項第二号並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（法第七十条の五第四項第二号の総務省令で定める率） **第二条の五の十三**　［略］ 2　前項第一号の標準報酬の月額が、法第七十条の五第五項に規定する基準報酬月額相当額を超える場合における同号の規定の適用については、同号中「標準報酬の月額」とあるのは「法第七十条の五第五項に規定する基準報酬月額相当額」とする。 （社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［略］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十七号に規定する事務 ［3　略］	（法第七十条の五第四項第二号の総務省令で定める率） **第二条の五の十三**　［同上］ ［新設］ （社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［同上］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十六号に規定する事務 ［3　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （令和八年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和八年度において負担すべき金額は、令和八年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。 一　都道府県の議会の議員　百分の十二・九 二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の二十四・八 三　町村の議会の議員　百分の二十四・八 2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和八年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。 一　地方公共団体の議会の議員が、令和八年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日 二　地方公共団体の議会の議員が、令和八年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日 三　令和八年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日 四　令和八年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日 3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額　令和八年五月 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額　令和八年八月 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額　令和八年十一月	**附　則** （令和七年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和七年度において負担すべき金額は、令和七年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。 一　都道府県の議会の議員　百分の十四・三 二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の二十六・九 三　町村の議会の議員　百分の二十六・九 2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和七年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。 一　地方公共団体の議会の議員が、令和七年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日 二　地方公共団体の議会の議員が、令和七年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日 三　令和七年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日 四　令和七年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日 3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。 ［同上］　令和七年五月 ［同上］　令和七年八月 ［同上］　令和七年十一月

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和九年二月	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法施行規則第二条の十第二項第三号の改正規定は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○総務省令第四十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第七項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（平均給与額の計算の特例） **第三条**　［略］ 2　採用の日に災害を受けた場合の平均給与額は、給料の月額、第二種初任給調整手当の月額、扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額並びにへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額又はこれらに相当する給与の月額の合計額を三十で除して得た金額とする。 ［3・4　略］ 5　職員が、法第二条第四項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（新幹線鉄道等及び橋等以外の交通機関等をいう。）、自動車等、新幹線鉄道等、橋等若しくは駐車場等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（給与に関する条例（当該条例により委任された規則その他の規程を含む。以下この項において「条例」という。）で定める支給日をいう。以下同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに条例で定める返納事由が発生した月（以下「事由発生月」という。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として一箇月を単位として条例で定める期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（災害発生の日の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から条例で定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の法第二条第四項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。 ［6・7　略］	（平均給与額の計算の特例） **第三条**　［同上］ 2　採用の日に災害を受けた場合の平均給与額は、給料の月額、扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額並びにへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額又はこれらに相当する給与の月額の合計額を三十で除して得た金額とする。 ［3・4　同上］ 5　職員が、法第二条第四項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（新幹線鉄道等及び橋等以外の交通機関等をいう。）、自動車等、新幹線鉄道等若しくは橋等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（給与に関する条例（当該条例により委任された規則その他の規程を含む。以下この項において「条例」という。）で定める支給日をいう。以下同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに条例で定める返納事由が発生した月（以下「事由発生月」という。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として一箇月を単位として条例で定める期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（災害発生の日の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から条例で定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の法第二条第四項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。 ［6・7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月

○総務省令第四十一号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　施設等機関	第二節　施設等機関
［第一款　略］	［第一款　同上］
第二款及び第三款　削除	第二款　削除
［第四款・第五款　略］	第三款　削除
［第三節　略］	［第四款・第五款　同上］
［第二章～第四章　略］	［第三節　同上］
附則	［第二章～第四章　同上］
（情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官）	附則
第四十五条　［略］	（情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官）
2　情報活用支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第四十五条**　［同上］
一　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること。	2　［同上］
［二　略］	一　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
［3～6　略］	［二　同上］
第二節　施設等機関	［3～6　同上］
［**第一款**　略］	**第二節**　施設等機関
第二款及び第三款　削除	［**第一款**　同上］
第八十八条から第百八十三条まで　削除	**第二款**　削除
第二百三十七条から第二百四十八条まで　削除	**第八十八条から第百七十一条まで**　削除
	第三款　削除
	第百七十二条から第百八十三条まで　削除
	第二百三十七条　削除
	第二百三十八条　削除
	第二百三十九条　削除
	第二百四十条　削除
	第二百四十一条　削除
	第二百四十二条　削除
	第二百四十三条　削除
	第二百四十四条　削除
	第二百四十五条　削除

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省令第四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び消防庁の定員）		
第一条　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、六一六人	
［略］		
合計	四、七九一人	

改正前		
（本省及び消防庁の定員）		
第一条　［同上］		
区分	定員	備考
本省	四、六一七人	
［同上］		
合計	四、七九二人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号及び第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第一号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあっては、第二号、第四号から第九号まで又は第十三号から第十六号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針で定める水準を満たす技能とする。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第一号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあっては、第二号から第八号まで、又は第十一号から第十四号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　リネンサプライ分野	［号を加える。］

第二百四十六条　削除
第二百四十七条　削除
第二百四十八条　削除

総務大臣　林　芳正

法務大臣　平口　洋

四～十一　［略］
十二　物流倉庫分野
十三～十八　［略］
十九　資源循環分野

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十三号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十五条及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十七条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検索用情報管理ファイル） **第百五十八条の三十八**　法務大臣は、所有権の登記名義人（自然人である者に限る。以下この款において同じ。）についての次に掲げる事項を記録する検索用情報管理ファイルを備えるものとする。 ［一～五　略］ 六　国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下この款において同じ。） 七　［略］ ［２・３　略］ （検索用情報の申出） **第百五十八条の三十九**　所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）を申請する場合には、これらの登記の申請人は、登記官に対し、所有権の登記名義人となる者（これらの登記の申請人である場合に限る。）についての次に掲げる事項（以下この条及び次条において「検索用情報」という。）を申請情報の内容として申し出るものとする。 ［一～五　略］ 六　国籍等 ２　前項の規定による申出（次項及び第五項において「検索用情報同時申出」という。）をする場合には、当該所有権の登記名義人となる者の前項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。ただし、同号に掲げる事項を証する情報にあっては、当該申出に係る国籍等が当該所有権の登記名義人となる者の国籍等であることを登記官が確認することができる事項を申請情報の内容としたときを除く。	（検索用情報管理ファイル） **第百五十八条の三十八**　法務大臣は、所有権の登記名義人（自然人である者に限る。以下この款において同じ。）についての次に掲げる事項を記録する検索用情報管理ファイルを備えるものとする。 ［一～五　同上］ ［号を加える。］ 六　［同上］ ［２・３　同上］ （検索用情報の申出） **第百五十八条の三十九**　所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）を申請する場合において、所有権の登記名義人となる者（これらの登記の申請人である場合に限る。）が国内に住所を有するときは、これらの登記の申請人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人となる者についての次に掲げる事項（以下この条及び次条において「検索用情報」という。）を申請情報の内容として申し出るものとする。 ［一～五　同上］ ［号を加える。］ ２　前項の規定による申出（次項及び第五項において「検索用情報同時申出」という。）をする場合には、当該所有権の登記名義人となる者の前項第二号及び第四号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

三～十　［同上］
［号を加える。］
十一～十六　［同上］
［号を加える。］

3　電子申請の申請人が検索用情報同時申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が第一項第二号及び第四号に掲げる事項を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する情報に限る。）の提供に代えることができる。

［4・5　略］

第百五十八条の四十　所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人についての検索用情報を検索用情報管理ファイルに記録するよう申し出ることができる。

［2～12　略］

13　第六項第一号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする申出人が検索用情報申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第八項第一号及び第三号に掲げる情報（国籍等を証する情報を除く。以下この号において同じ。）の提供に代えることができる。ただし、同号に掲げる情報については、登記官が所有権の登記名義人の検索用情報（電子メールアドレス及び国籍等を除く。）を確認することができるものを提供したときに限る。

［14～17　略］

18　前項の場合のほか、登記官は、所有権の登記名義人についての国籍等を確認したときは、当該所有権の登記名義人についての国籍等及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十月五日から施行する。

○法務省令第二十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十三条の二第一項及び第五十五条の十四第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第五（第十二条の二関係）

改正前		改正後	
番号	施設	番号	施設
［一～七　略］		［一～七　同上］	
八	新千歳空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	［項を加える］	

3　電子申請の申請人が検索用情報同時申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が第一項第二号及び第四号に掲げる事項を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

［4・5　同上］

第百五十八条の四十　国内に住所を有する所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人についての検索用情報を検索用情報管理ファイルに記録するよう申し出ることができる。

［2～12　同上］

13　第六項第一号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする申出人が検索用情報申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第八項第一号及び第三号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、同号に掲げる情報については、登記官が所有権の登記名義人の検索用情報（電子メールアドレスを除く。）を確認することができるものを提供したときに限る。

［14～17　同上］

［項を加える。］

別表第六（第五十条の四関係）

名称	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設	
東日本地区入国者収容所等視察委員会	東京出入国在留管理局	［一・二　略］ 三　別表第五第一号、第二号、第五号及び第八号に掲げる施設
西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪出入国在留管理局	［一～三　略］

別表第六（第五十条の四関係）

名称	出入国在留管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
東日本地区入国者収容所等視察委員会	東京出入国在留管理局	［一・二　同上］ 三　別表第五第一号、第二号及び第五号に掲げる施設
西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪出入国在留管理局	［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省・厚生労働省令第二号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二号及び第三号ロの主務省令で定める分野を定める省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二条第二号及び第三号ロの主務省令で定める分野を定める省令

第一条　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号の主務省令で定める分野は、次に掲げる分野とする。

一　介護分野
二　ビルクリーニング分野
三　リネンサプライ分野
四　工業製品製造業分野
五　建設分野
六　造船・舶用工業分野
七　自動車整備分野
八　宿泊分野
九　鉄道分野
十　物流倉庫分野
十一　農業分野
十二　漁業分野
十三　飲食料品製造業分野
十四　外食業分野
十五　林業分野
十六　木材産業分野
十七　資源循環分野

第二条　法第二条第三号ロの主務省令で定める分野は、次に掲げる分野とする。

一　農業分野
二　漁業分野

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

○法務省厚生労働省令第三号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省厚生労働省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（育成就労計画の添付書類） **第八条**　法第八条第四項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める書類 ［イ・ロ　略］ ［二～十九　略］	（育成就労計画の添付書類） **第八条**　法第八条第四項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める書類 ［イ・ロ　同上］ ［二～十九　同上］
（育成就労計画の認定の手数料の納付） **第九条**　法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める額は、一件につき六千百円とする。 ２　法第八条第六項の手数料（法第十二条第五項の規定により当該手数料を機構に納付する場合を含む。）については、次の各号に掲げるものに該当する場合には、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が納付するものとする。 一　密接関係法人育成就労に係るもの　申請者のうちいずれかの者 二　労働者派遣等監理型育成就労に係るもの　本邦の派遣元事業主等	（育成就労計画の認定の手数料の納付方法） **第九条**　法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料（法第十二条第五項の規定により当該手数料を機構に納付する場合を含む。）については、申請者のうち、密接関係法人育成就労に係るものである場合にあってはそのいずれかの者が、労働者派遣等監理型育成就労に係るものである場合にあっては本邦の派遣元事業主等が納付するものとする。
（育成就労の目標及び内容の基準） **第十三条**　法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　育成就労外国人が次のいずれにも該当する者であること。 ［イ～ヘ　略］ ト　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれかに該当すること。 (1)　［略］ (2)　法第二条第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である場合にあっては、当該外国にある事業所において業務に従事していた期間が継続して一年以上であること。 ［四・五　略］ 六　育成就労の実施に関し次のいずれにも該当すること。 ［イ～ハ　略］ ニ　育成就労外国人が一年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合は、次のいずれにも該当すること。 (1)　従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野が労働者派遣等育成就労産業分野としても定められている分野であること。 (2)　［略］	（育成就労の目標及び内容の基準） **第十三条**　［同上］ ２　法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　育成就労外国人が次のいずれにも該当する者であること。 ［イ～ヘ　同上］ ト　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれかに該当すること。 (1)　［同上］ (2)　法第二条第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である場合にあっては、当該外国にある事業所において業務に従事していた期間が一年以上であること。 ［四・五　同上］ 六　育成就労の実施に関し次のいずれにも該当すること。 ［イ～ハ　同上］ ニ　育成就労外国人が一年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合は、次のいずれにも該当すること。 (1)　従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野が労働者派遣等監理型育成就労産業分野としても定められている分野であること。 (2)　［同上］

七　入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

(1)・(2)　略

ロ～ヘ　略

ト　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させないこと。

(1)・(2)　略

八・九　略

（主務省令で定める評価）

第十四条　法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、当該各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二　略

2　略

（育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

第十五条　法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一　略

七　入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定める者が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

(1)・(2)　同上

ロ～ヘ　同上

ト　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定める科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させないこと。

(1)・(2)　同上

八・九　同上

（主務省令で定める評価）

第十四条　法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二　同上

2　同上

（育成就労を行わせる体制及び事業所の設備）

第十五条　法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一　同上

二　育成就労を行わせる事業所ごとに、育成就労の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、次のいずれにも該当する者の中から育成就労指導員を一名以上選任していること。

イ～ニ　略

三　育成就労外国人の生活の相談に応じ、又は必要な助言をする者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、前号イ及びニに該当する者であって、過去三年以内に生活相談員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了したものの中から生活相談員を一名以上選任していること。

四　略

五　単独型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

イ～ニ　略

ホ　法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、単独型育成就労実施者が機構に当該事実を報告することとされていること。

六～十三　略

2　略

（育成就労外国人の数）

第十九条　略

2　申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有するものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認

二　育成就労の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、次のいずれにも該当する者の中から育成就労指導員を一名以上選任していること。

イ～ニ　同上

三　育成就労外国人の生活の相談に応じ、又は必要な助言をする者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、前号イ及びニに該当する者であって、過去三年以内に生活相談員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了したものの中から生活相談員を一名以上選任していること。

四　同上

五　単独型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

イ～ニ　同上

ホ　法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、単独型育成就労実習実施者が機構に当該事実を報告することとされていること。

六～十三　同上

2　同上

（育成就労外国人の数）

第十九条　同上

2　申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有するものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認

めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における法第九条第一項第十号の主務省令で定める数は、次に掲げる数とする。

［一・二　略］

三　前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。）であり、かつ、申請者の住所が法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める区域（以下「指定区域」という。）にある場合にあっては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

イ　［略］

ロ　監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

［ハ・ニ　略］

ホ　監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

［3・4　略］

（労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準）

第二十二条　法第九条第二項第三号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　本邦の派遣元事業主等が、次のいずれかに該当し、かつ、監理型育成就労外国人が従事する業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当と認められる者であること。

イ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

［ロ・ハ　略］

ニ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野が農業分野である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の五第一項に規定する特定機関であること。

三　［略］

四　労働者派遣等監理型育成就労を共同して行わせる本邦の派遣先の数が次のイ又はロに掲げる労働者派遣等監理型育成就労の区分に応じ、当該イ又はロに定める数を超えないこと。

［イ・ロ　略］

［五～七　略］

八　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における法第九条第一項第十号の主務省令で定める数は、次に掲げる数とする。

［一・二　同上］

三　前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。）であり、かつ、申請者の住所が法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める区域（以下「指定区域」という。）にある場合にあっては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

イ　［同上］

ロ　監理支援に係る監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

［ハ・ニ　同上］

ホ　監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組状況

［3・4　同上］

（労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準）

第二十二条　法第九条第二項第三号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［同上］

二　本邦の派遣元事業主等が、次のいずれかに該当し、かつ、監理型育成就労外国人が従事する業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当と認められる者であること。

イ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

［ロ・ハ　同上］

ニ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野が農業分野である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の五第一項に規定する特定機関であること。

三　［同上］

四　労働者派遣等監理型育成就労を共同して行わせる本邦の派遣先の数が次のイ又はロに掲げる労働者派遣等監理型育成就労の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこと。

［イ・ロ　同上］

［五～七　同上］

八　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

第二十三条　法第九条第二項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2　法第九条第二項第四号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一　［略］

二　前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（法第九条の二第四号ハの主務省令で定める基準）

第二十八条　法第九条の二第四号ハ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　略］

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

第二十三条　法第九条第二項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　同上］

七　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2　法第九条第二項第四号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一　［同上］

二　前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（法第九条の二第四号ハの主務省令で定める基準）

第二十八条　法第九条の二第四号ハ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人との雇用契約の締結に関し、監理支援機関、機構、公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部を含む。以下この号及び第九十三条第三号において同じ。）以外の者が行う職業紹介及び特定募集情報等提供事業を行う者（監理支援機関、機構、公共職業安定所又は地方運輸局を除く。次号及び第六号において同じ。）が行う特定募集情報等提供（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定募集情報等提供をいう。次号及び第六号において同じ。）を受けていないこと。

［五・六　略］

七　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人を育成就労の対象とする直近の育成就労計画が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合には、当該イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を法第八条の五第二項第三号の育成就労実施者に支払うこととしていること。

［イ・ロ　略］

（許可の申請等）

第四十一条　［略］

2　法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、一万六百円（監理支援事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、四千四百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に一万六百円を加えた額）とする。

3　法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、八万一千円（監理支援事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、五万七千六百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に八万一千円を加えた額）とする。

四　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人との雇用契約の締結に関し、監理支援機関、機構、公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部を含む。第九十三条第三号において同じ。）以外の者が行う職業紹介及び特定募集情報等提供事業を行う者が行う特定募集情報等提供（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定募集情報等提供をいう。次号及び第六号において同じ。）を受けていないこと。

［五・六　同上］

七　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人を育成就労の対象とする直近の育成就労計画が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める額を法第八条の五第二項第三号の育成就労実施者に支払うこととしていること。

［イ・ロ　同上］

（許可の申請）

第四十一条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（監理支援事業を遂行する能力）

第四十五条　法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ　［略］

ロ　監理支援に係る監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

［三～五　略］

（外部監査人）

第四十七条　［略］

2　法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であって役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる能力を有するものであることとする。

［一・二　略］

三　次のいずれにも該当しない者

イ　［略］

ロ　申請者の構成員（監理支援を行う監理型育成就労に係る育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ハ　育成就労実施者（監理支援を行う監理型育成就労実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

［二～チ　略］

3　［略］

（監理支援事業を遂行する能力）

第四十五条　法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［同上］

二　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ　［同上］

ロ　監理支援を受ける監理型育成就労外国人の対象となっている監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

［三～五　同上］

（外部監査人）

第四十七条　［同上］

2　法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であって役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる能力を有するものであることとする。

［一・二　同上］

三　次のいずれにも該当しない者

イ　［同上］

ロ　申請者の構成員（申請者が監理支援を行う監理型育成就労に係る育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ハ　育成就労実施者（申請者が監理支援を行う監理型育成就労実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

［二～チ　同上］

3　［同上］

（許可証）

第五十七条　［略］

2　［略］

3　許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。

［一～三　略］

4　［略］

（許可の有効期間の更新の申請等）

第五十九条　［略］

2　法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、四千四百円に監理支援事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

3　法第三十一条第五項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、五万七千六百円に監理支援事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

4　［略］

（連絡調整等に関する基準）

第六十六条　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　監理支援に係る監理型育成就労外国人が育成就労実施者の変更を希望する場合において、当該監理型育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする者に対し、当該育成就労に係る育成就労計画の認定の申請のために必要な情報を提供すること。

三　［略］

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六十七条　法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　略］

（許可証）

第五十七条　［同上］

2　［同上］

3　許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。

［一～三　同上］

4　［同上］

（許可の有効期間の更新の申請等）

第五十九条　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］

（連絡調整等に関する基準）

第六十六条　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［同上］

二　監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている外国人が育成就労実施者の変更を希望する場合において、当該外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする者に対し、当該育成就労に係る育成就労計画の認定の申請のために必要な情報を提供すること。

三　［同上］

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六十七条　法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　監理支援責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、監理型育成就労実施者が認定育成就労計画に従って監理型育成就労を行わせているかについて実地による確認（監理型育成就労外国人が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、他の適切な方法による確認）及び監理型育成就労実施者に対する必要な指導を行うこと。ただし、監理支援に係る監理型育成就労外国人が育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間に限る。）の合計が一年を超えている場合は、この限りでない。

［五～二十　略］

（手数料の納付方法等）

第九十一条　［略］

2　法第八条第六項又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四　監理支援責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、監理型育成就労実施者が認定育成就労計画に従って監理型育成就労を行わせているかについて実地による確認（監理型育成就労外国人が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、他の適切な方法による確認）及び監理型育成就労実施者に対する必要な指導を行うこと。ただし、監理支援を受ける監理型育成就労外国人が育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間に限る。）の合計が一年を超えている場合は、この限りでない。

［五～二十　同上］

（手数料の納付方法等）

第九十一条　［同上］

2　法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3　［同上］

別記様式第一号から別記様式第五号まで、別記様式第十五号及び別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第１号（第４条第１項関係）

第１面

（日本産業規格Ａ列４）

認定番号（機構記載欄）	

育成就労計画認定申請書

（法第８条第１項関係）

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

育　成　就　労　計　画

作成日：　　年　　月　　日

１申請者	法人	①育成就労実施者届出受理番号												
		②氏名又は名称（ふりがな）												
		③住所	〒　－ （電話　　―　　―　　）											
		④代表者の氏名（ふりがな）												
		⑤法人番号												
		⑥労働保険番号												
		⑦常勤職員数	合計　　人											
		⑧役員の氏名、役職名及び住所（ふりがな）		氏名	役職名	住所								
			(1)			〒　－								
			(2)			〒　－								
			(3)			〒　－								
			(4)			〒　－								
			(5)			〒　－								
			(6)			〒　－								
		⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職（ふりがな）		役職名										
		⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び第２号技能実習生の数）	単独型	人 （　　人）	監理型	人 （　　人）								
		⑪加入している分野別協議会の名称（分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容）												
		⑫業種	大分類（　　、　　） 中分類（　　、　　） 小分類（　　、　　） 細分類（　　、　　）											
２育成就労を行わせる事業所		①名称（ふりがな）												
		②所在地	〒　－ （電話　　―　　―　　）											
		③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴（ふりがな）		役職名		養成講習の受講歴	年月日							
		④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴（ふりがな）		役職名		養成講習の受講歴	年月日							
		⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴（ふりがな）		役職名		養成講習の受講歴	年月日							
３育成就労外国人		①氏名	ローマ字											
			漢字											
		②国籍・地域												
		③生年月日及び性別	年　月　日　　性別（男・女）											
			（□　育成就労の開始時点で18歳以上である）											

	④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容	（□　無　□　有） （「有」の場合は、具体的な処分の内容）
４育成就労の区分		□　単独型育成就労　□　監理型育成就労
５育成就労の内容	①育成就労産業分野	分野の名称　（　　） 業務区分の名称　（　　）
	②入国前講習の有無	□　有　□　無
	③Ａ１相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	□　合格　□　未合格
	④入国後講習	第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり
	⑤育成就労の内容	第４面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥過去に技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	（過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　年　月　日 （　年　月　日　～　年　月　日） 職種・作業名（　・　） 技能実習の目標としていた試験 （　） （過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　年　月　日 （　年　月　日　～　年　月　日） 特定産業分野・業務区分（　・　）
６育成就労の目標		・　技能試験　（試験名：　級：　） ・　日本語能力の試験（試験名：　級：　）
７育成就労の期間及び時間数		合計期間　年　月　日 （　年　月　日　～　年　月　日） 合計時間　時間 （入国後講習　時間、育成就労　時間）

	１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間	（毎年　月　日頃　～　月　日頃）
８育成就労実施者の変更を制限する期間		□　分野別運用方針で定める期間（　年　月） □　分野別運用方針と異なる期間として１年
９監理支援機関	①監理支援機関の許可番号	
	②監理支援機関の名称	（ふりがな）
	③監理支援機関の住所	〒　－ （電話　－　－　）
	④監理支援機関の代表者の氏名	（ふりがな）
	⑤監理支援責任者の氏名	（ふりがな）
	⑥担当事業所の名称	（ふりがな）
	⑦担当事業所の所在地	〒　－ （電話　－　－　）
	⑧計画指導担当者の氏名	（ふりがな）
	⑨取次送出機関の氏名又は名称	
	⑩送出機関番号又は整理番号	送出機関番号　　整理番号
10報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇		雇用条件書等のとおり

11 送出機関に支払った費用	・育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計 （　　円） ・育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額 （　　円）
12 育成就労期間中の待遇等に関する説明	第13条第２項第６号ロ（３）又は同号ハ（４）の待遇等の説明を実施した日 年　　月　　日 説明者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
13 備考	・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号） 【　認　　―　　】 ・過去１年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無 □　有　　□　無 ・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無 □　有（別紙のとおり）　　□　無

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
3　１欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　１欄の⑫は、日本標準産業分類の大分類、中分類、小分類及び細分類の記号及び名称を記載すること。
6　２欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
8　３欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
9　５欄の④及び⑤は、その内容について第３面及び第４面に記載して提出すること。
10　６欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
11　７欄の「１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第13条第２項第６号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
12　９欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
13　11欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
14　13欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第３面

入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

１　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。
（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）
□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所（媒体・施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間						時間

２　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	講習実施者の氏名、職業及び所属機関		講習実施者の資格・免許、専門知識の有無	実施場所（施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
4			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
5			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間							時間

（注意）
※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。
※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。
※A1相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1相当講習を100時間以上履修していなければならない。
※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第４面

育 成 就 労 実 施 計 画

年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所
① 事業所名　　所在地
② 事業所名　　所在地
③ 事業所名　　所在地
育成就労の期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）	事業所	合計時間	月・時間数											
			1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
合　計　時　間　(h)		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第２号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第１面

認定番号 （機構記載欄）	

育 成 就 労 計 画　　認 定 申 請 書

（法第８条の５第１項関係）

年　　月　　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条の５第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

別記様式第２号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

育　成　就　労　計　画

作成日：　　年　　月　　日

１申請者	①育成就労実施者届出受理番号					
	（ふりがな） ②氏名又は名称					
	③住所	〒　－ （電話　　―　　―　　）				
	法人	（ふりがな） ④代表者の氏名				
		⑤法人番号				
		⑥労働保険番号				
		⑦常勤職員数	合計　　人			
		⑧役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
			(1)			〒　－
			(2)			〒　－
			(3)			〒　－
			(4)			〒　－
			(5)			〒　－
			(6)			〒　－
		（ふりがな） ⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職			役職名	

	⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び第２号技能実習生の数）	単独型	人 （　　人）	監理型	人 （　　人）	
		法第８条の５第１項の認定を受けた育成就労計画に係る育成就労外国人の数（当該育成就労外国人のうち直近の育成就労実施者の住所が第19条第２項第３号の「指定区域」にあった者の数） 人（　　人）				
	⑪加入している分野別協議会の名称（分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容）					
	⑫申請に係る育成就労外国人の直近の育成就労実施者に対して第28条第７号に規定する金額を支払うことを誓約している事実の有無	□　有　□　無				
	⑬申請に係る育成就労外国人と雇用契約を締結するに至った経緯	職業紹介を行った者（該当するもの全てにチェックしてください。） □　監理支援機関 □　外国人育成就労機構 □　公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部を含む。） □　その他 （　　） 特定募集情報等提供事業者による特定募集情報等提供について □　申請に係る育成就労外国人は、雇用契約の締結に際し、特定募集情報等提供事業者による特定募集情報等提供を受けていない。 □　申請者は、過去１年以内に、特定募集情報等提供事業者に対し、主として育成就労外国人に向けた特定募集情報等提供を依頼していない。				
	⑭業種	大分類（　　、　　） 中分類（　　、　　） 小分類（　　、　　） 細分類（　　、　　）				
２育成就労を行わせる事業所	（ふりがな） ①名称					
	②所在地	〒　－ （電話　　―　　―　　）				
	（ふりがな） ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日

	（ふりがな） ④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日	
	（ふりがな） ⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日	
３育成就労外国人	①氏名	ローマ字					
		漢字					
	②国籍・地域						
	③生年月日及び性別		年　月　日　性別（男・女）				
			（□　育成就労の開始時点で18歳以上である）				
	④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容		（□　無　□　有） （「有」の場合は、具体的な処分の内容）				
	⑤法第９条の２第４号ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情の有無		（□　無　□　有） （「有」の場合は、具体的な事情） □　３欄の育成就労外国人の都合以外の理由で従前の育成就労計画に基づく育成就労の継続が困難となったこと。 □　３欄の育成就労外国人と従前の育成就労実施者との間で締結された雇用契約において定められた事項について当該育成就労実施者による重大な違反があったこと。 □　従前の育成就労実施者が３欄の育成就労外国人に対して暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為をしたこと。 □　従前の育成就労実施者が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたこと。 □　その他 （上記について、具体的な内容を以下に記載すること）				
４育成就労の区分			□　単独型育成就労　□　監理型育成就労				

５育成就労の内容	①育成就労産業分野	分野の名称（　　） 業務区分の名称（　　） □上記について、直近の育成就労産業分野と同一である
	②入国前講習の有無	□　有　□　無
	③Ａ１相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	□　合格　□　未合格
	④入国後講習	第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり
	⑤育成就労の内容	第４面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥過去に育成就労の対象となっていた事実、技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	（過去に育成就労の対象となっていた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　年　月　日 （　年　月　日～　年　月　日） 育成就労産業分野・業務区分（　・　） ※　上記期間のうち、異なる業務区分の業務に従事していた期間がある場合には、それぞれの業務区分ごとに業務区分の名称及びその期間を記載すること。 （過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　年　月　日 （　年　月　日～　年　月　日） 職種・作業名（　・　） 技能実習の目標としていた試験 （　） （過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　年　月　日 （　年　月　日～　年　月　日） 特定産業分野・業務区分（　・　）
６育成就労の目標		・技能試験　（試験名：　級：　） ・日本語能力の試験（試験名：　級：　）
	合格している技能試験及び日本語能力の試験	・技能試験　（試験名：　級：　） ・日本語能力の試験（試験名：　級：　）

７育成就労の期間及び時間数		合計期間　　年　　月　　日 （　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日） 合計時間　　時間 （入国後講習　　時間、育成就労　　時間）
	１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間	（毎年　　月　　日頃　～　　月　　日頃）
８育成就労実施者の変更を制限する期間		□　分野別運用方針で定める期間（　　年　　月） □　分野別運用方針と異なる期間として１年
９監理支援機関	①監理支援機関の許可番号	
	②監理支援機関の名称（ふりがな）	
	③監理支援機関の住所	〒　　－ （電話　　－　　－　　）
	④監理支援機関の代表者の氏名（ふりがな）	
	⑤監理支援責任者の氏名（ふりがな）	
	⑥担当事業所の名称（ふりがな）	
	⑦担当事業所の所在地	〒　　－ （電話　　－　　－　　）
	⑧計画指導担当者の氏名（ふりがな）	
	⑨取次送出機関の氏名又は名称	
	⑩送出機関番号又は整理番号	送出機関番号　　整理番号
10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇		雇用条件書等のとおり

11 育成就労期間中の待遇等に関する説明	第 13 条第２項第６号ロ（３）又は同号ハ（４）の待遇等の説明の実施日 年　　月　　日 説明者の氏名　　＿＿＿＿＿＿＿＿
12 備考	・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号） 【　認　　－　　】 ・過去１年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無 □　有　　□　無 ・直近の育成就労実施者氏名又は名称 （育成就労実施者番号：実　　） （実施者名：　　） ・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無 □　有（別紙のとおり）　　□　無

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
3　１欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　１欄の⑫について、「有」と記載した場合であっても、やむを得ない事情により育成就労実施者の変更が認められる場合、第 28 条第７号の金額を支払うことを要しない。
6　１欄の⑭は、日本標準産業分類の大分類、中分類、小分類及び細分類の記号及び名称を記載すること。
7　２欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
9　３欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
10　５欄の④及び⑤は、その内容について第３面及び第４面に記載して提出すること。
11　６欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
12　７欄の「１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第 13 条第２項第６号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
13　９欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
14　12 欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

別記様式第２号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第３面

入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

１　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。

（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所（媒体・施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間						時間

２　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	講習実施者の氏名、職業及び所属機関		講習実施者の資格・免許、専門知識の有無	実施場所（施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
4			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
5			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間							時間

（注意）

※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。

※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。

※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1 相当講習を 100 時間以上履修していなければならない。

※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

別記様式第２号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第４面

育成就労実施計画

＿＿＿＿年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所

①　事業所名　　所在地

②　事業所名　　所在地

③　事業所名　　所在地

育成就労の期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）		事業所	合計時間	月・時間数 1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合　計　時　間　(h)			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第３号（１）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第１面

認定番号 （機構記載欄）	

育成就労計画　認定申請書

（法第８条の６第１項関係）

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条の６第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

別記様式第３号（１）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第２面

育成就労計画

作成日：　年　月　日

１申請者	①育成就労実施者届出受理番号					
	（ふりがな） ②氏名又は名称					
	③住所	〒　－ （電話　—　—　）				
	法人	（ふりがな） ④代表者の氏名				
		⑤法人番号				
		⑥労働保険番号				
		⑦常勤職員数	合計　人			
		（ふりがな） ⑧役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
			(1)			〒　－
			(2)			〒　－
			(3)			〒　－
			(4)			〒　－
			(5)			〒　－
			(6)			〒　－
		（ふりがな） ⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職			役職名	

	⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び第２号技能実習生の数）	単独型	人 （　　人）	監理型	人 （　　人）	
	⑪加入している分野別協議会の名称（分野別協議会の加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容）					
	⑫業種	大分類（　　、　　） 中分類（　　、　　） 小分類（　　、　　） 細分類（　　、　　）				
２育成就労を行わせる事業所	（ふりがな） ①名称					
	②所在地	〒　　－ （電話　　－　　－　　）				
	（ふりがな） ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
	（ふりがな） ④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
	（ふりがな） ⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
３育成就労外国人	①氏名 ローマ字					
	①氏名 漢字					
	②国籍・地域					
	③生年月日及び性別	年　月　日　性別（男・女） （□　育成就労の開始時点で18歳以上である）				

	④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容	（□　無　□　有） （「有」の場合は、具体的な処分の内容） （　　）
４育成就労の区分		□　単独型育成就労　□　監理型育成就労
５育成就労の内容	①育成就労産業分野	分野の名称　（　　） 業務区分の名称（　　）
	②入国前講習の有無	□　有　□　無
	③Ａ１相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	□　合格　□　未合格
	④入国後講習	第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり
	⑤育成就労の内容	第４面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥過去に育成就労の対象となっていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	（過去に育成就労の対象となっていた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　年　月　日 （　年　月　日～　年　月　日） 育成就労産業分野・業務区分（　・　） （過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　年　月　日 （　年　月　日～　年　月　日） 特定産業分野・業務区分（　・　）
	⑦育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無	（育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無） ※　再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した者を除く。 □　無　□　有 （同出国の後に育成就労の対象となっていた事実の有無） □　無　□　有

	⑧後記６の育成就労の目標として定める技能が従前の育成就労計画において目標としていた技能と同一でない場合にあっては、その理由	※⑦「本邦から出国した事実の有無」が「有」の場合のみ以下を記載 （　　）
	⑨従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一の技能を要する業務に従事する場合にあっては、法第９条の３第３号ロの主務省令で定めるやむを得ない事情の有無	（以下の該当する項目にチェックマークを付し、理由を記載） □　育成就労認定が取り消された （理由：　　） □　在留資格の変更許可を受けた（専ら本認定申請による新たな育成就労計画の認定を受けることを目的として在留資格の変更許可を受けた場合を除く。） □　本邦から出国の確認を受けて出国した（専ら本認定申請による新たな育成就労計画の認定を受けることを目的として本邦から出国した場合を除く。）
６育成就労の目標		・　技能試験　（試験名：　　級：　　） ・　日本語能力の試験（試験名：　　級：　　）
７育成就労の期間及び時間数		合計期間　　年　　月　　日 （　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日） 合計時間　　時間 （入国後講習　　時間、育成就労　　時間）
	１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間	（毎年　　月　　日頃　～　　月　　日頃）
８育成就労実施者の変更を制限する期間		□　分野別運用方針で定める期間（　　年　　月） □　分野別運用方針と異なる期間として１年
９監理支援機関	①監理支援機関の許可番号	
	②監理支援機関の名称（ふりがな）	
	③監理支援機関の住所	〒　　－ （電話　　－　　－　　）
	④監理支援機関の代表者の氏名（ふりがな）	
	⑤監理支援責任者の氏名（ふりがな）	
	⑥担当事業所の名称（ふりがな）	
	⑦担当事業所の所在地	〒　　－ （電話　　－　　－　　）
	⑧計画指導担当者の氏名（ふりがな）	
	⑨取次送出機関の氏名又は名称	
	⑩送出機関番号又は整理番号	送出機関番号　　整理番号
10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇		雇用条件書等のとおり
11 送出機関に支払った費用		・育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計 （　　円） ・育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額 （　　円）
12 育成就労期間中の待遇等に関する説明		第13条第２項第６号ロ（３）又は同号ハ（４）の待遇等の説明の実施日 年　　月　　日 説明者の氏名　　＿＿＿＿＿＿＿＿
13 備考		・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号） 【　認　　－　　】 ・過去１年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無 □　有　　□　無 ・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無 □　有（別紙のとおり）　　□　無

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
3　１欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　１欄の⑫は、日本標準産業分類の大分類、中分類、小分類及び細分類の記号及び名称を記載すること。
6　２欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
8　３欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
9　５欄の④及び⑤は、その内容について第３面及び第４面に記載して提出すること。

10　５欄の⑦において、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した場合であっても、出国している間に当該再入国許可の効力が失われた場合は、「育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無」は「有」とすること。
11　６欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
12　７欄の「１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第 13 条第２項第６号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
13　９欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
14　11 欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
15　13 欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

別記様式第３号（１）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第３面

入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

１　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。
（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）
□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所（媒体・施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間						時間

２　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	講習実施者の氏名、職業及び所属機関		講習実施者の資格・免許、専門知識の有無	実施場所（施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
4			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
5			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間							時間

（注意）
※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。
※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。
※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1 相当講習を 100 時間以上履修していなければならない。
※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

別記様式第３号（１）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第４面

育 成 就 労 実 施 計 画

年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所
① 事業所名　　所在地
② 事業所名　　所在地
③ 事業所名　　所在地
育成就労の期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）	事業所	合計時間	月・時間数											
			１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
合　計　時　間　(h)		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第３号（２）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第１面

認定番号 （機構記載欄）	

育 成 就 労 計 画　認 定 申 請 書

（旧技能実習生に係る法第８条の６第１項関係）

年　　月　　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条の６第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

（号外第75号）　官　報　令和8年3月31日　火曜日

別記様式第３号（２）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

育　成　就　労　計　画

作成日：　　年　　月　　日

１申請者		①育成就労実施者届出受理番号				
		（ふりがな） ②氏名又は名称				
		③住所	〒　－ （電話　　－　　－　　）			
	法人	（ふりがな） ④代表者の氏名				
		⑤法人番号				
		⑥労働保険番号				
		⑦常勤職員数	合計　　人			
		（ふりがな） ⑧役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
			(1)			〒　－
			(2)			〒　－
			(3)			〒　－
			(4)			〒　－
			(5)			〒　－
			(6)			〒　－
		（ふりがな） ⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職		役職名		

	⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び２号技能実習生の数）	単独型	人 （　　人）	監理型	人 （　　人）
	⑪加入している分野別協議会の名称（分野別協議会の加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容）				
	⑫業種	大分類（　　、　　） 中分類（　　、　　） 小分類（　　、　　） 細分類（　　、　　）			

２育成就労を行わせる事業所	（ふりがな） ①名称					
	②所在地	〒　－ （電話　　－　　－　　）				
	（ふりがな） ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
	（ふりがな） ④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
	（ふりがな） ⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日

３育成就労外国人	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍・地域		
	③生年月日及び性別	年　月　日　性別（男・女）	
		（□　育成就労の開始時点で18歳以上である）	

	④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容	（□　無　□　有） （「有」の場合は、具体的な処分の内容） （　　）
４育成就労の区分		□　単独型育成就労　□　監理型育成就労
５育成就労の内容	①育成就労産業分野	分野の名称　（　　） 業務区分の名称（　　）
	②入国前講習の有無	□　有　□　無
	③Ａ１相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	□　合格　□　未合格
	④入国後講習	第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり
	⑤育成就労の内容	第４面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥過去に技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	（過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　　年　　月　　日 （　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日） 職種・作業名（　　・　　） 技能実習の目標としていた試験（　　） （過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間） □　無 □　有 合計期間　　年　　月　　日 （　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日） 特定産業分野・業務区分（　　・　　）
	⑦技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無	（技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無） ※　再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国した場合を除く。 □　無　□　有 （同出国の後に技能実習の対象となっていた事実の有無） □　無　□　有

	⑧後記６の育成就労の目標として定める技能が従前の技能実習計画において目標としていた技能等と密接に関連するものでない場合にあっては、その理由	※⑦「本邦から出国した事実の有無」が「有」の場合のみ以下を記載 （　　）
６育成就労の目標		・　技能試験　　（試験名：　　級：　　） ・　日本語能力の試験（試験名：　　級：　　）
７育成就労の期間及び時間数		合計期間　　年　　月　　日 （　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日） 合計時間　　時間 （入国後講習　　時間、育成就労　　時間）
	１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間	（毎年　　月　　日頃　～　　月　　日頃）
８育成就労実施者の変更を制限する期間		□　分野別運用方針で定める期間（　　年） □　分野別運用方針と異なる期間として１年
９監理支援機関	①監理支援機関の許可番号	
	②監理支援機関の名称	（ふりがな）
	③監理支援機関の住所	〒　　－ （電話　　－　　－　　）
	④監理支援機関の代表者の氏名	（ふりがな）
	⑤監理支援責任者の氏名	（ふりがな）
	⑥担当事業所の名称	（ふりがな）
	⑦担当事業所の所在地	〒　　－ （電話　　－　　－　　）
	⑧計画指導担当者の氏名	（ふりがな）

	⑨取次送出機関の氏名又は名称	
	⑩送出機関番号又は整理番号	送出機関番号 ／ 整理番号
10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇		雇用条件書等のとおり
11 送出機関に支払った費用		・育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計 （　　円） ・育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額 （　　円）
12 育成就労期間中の待遇等に関する説明		第13条第２項第６号ロ（３）又は同号ハ（４）の待遇等の説明の実施日 年　　月　　日 説明者の氏名
13 備考		・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号） 【　認　　―　　】 ・過去１年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無 □　有　　□　無 ・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無 □　有（別紙のとおり）　　□　無

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む）の人数を記載すること。
3　１欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　１欄の⑫は、日本標準産業分類の大分類、中分類、小分類及び細分類の記号及び名称を記載すること。
6　２欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
8　３欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
9　５欄の④及び⑤は、その内容について第３面及び第４面に記載して提出すること。
10　５欄の⑦において、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した場合であっても、出国している間に当該再入国許可の効力が失われた場合は、「技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無」は「有」とすること。
11　６欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
12　７欄の「１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第13条第２項第６号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
13　９欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
14　11欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
15　13欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

別記様式第３号（２）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第３面

入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

１　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。
（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）
□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所（媒体・施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間						時間

２　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	講習実施者の氏名、職業及び所属機関		講習実施者の資格・免許、専門知識の有無	実施場所（施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
4			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
5			外部委託 □有 □無			年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間							時間

（注意）
※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。
※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。
※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1 相当講習を 100 時間以上履修していなければならない。
※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

別記様式第３号（２）（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第４面

育成就労実施計画

年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所
①　事業所名　　所在地
②　事業所名　　所在地
③　事業所名　　所在地
育成就労の期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）		事業所	合計時間	月・時間数 1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合　計　時　間　(h)			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第４号（第５条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

育成就労計画　認定通知書

殿

外国人育成就労機構　理事長　㊞

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第８条第１項、第８条の５第１項又は第８条の６第１項の認定の申請があった育成就労計画について、下記のとおり育成就労計画の認定をしましたので通知します。

記

１認定番号			
２申請年月日			年　月　日
３認定年月日			年　月　日
４育成就労の期間 （１年ごとに本国に一時帰国する場合の育成就労の休止期間）			年　月　日　～　年　月　日 （毎年　月　日頃　～　月　日頃）
５申請者	(1)-1　育成就労実施者届出受理番号		
	(1)-2 氏名又は名称		
	(2)-1　育成就労実施者届出受理番号		
	(2)-2 氏名又は名称		
	(3)-1　育成就労実施者届出受理番号		
	(3)-2 氏名又は名称		
	(4)-1　育成就労実施者届出受理番号		
	(4)-2 氏名又は名称		
６育成就労外国人	氏名	ローマ字	
		漢字	
	国籍・地域		
	生年月日及び性別		年　月　日　（男・女）
７監理支援機関	(1)許可番号		
	(2)名称		
８育成就労の区分			□　単独型育成就労　　□　監理型育成就労
９備考			

（注意）

１　５欄の(1)各欄は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載を行う。また、複数の実施者において育成就労を行わせる場合は、実施者ごとに記載する。

２　６欄の氏名は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載する。

３　７欄は監理型育成就労の場合について記載する。

別記様式第５号（第11条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

育成就労実施者の変更希望の申出受理届出

外国人育成就労機構　理事長　殿

届出者

育成就労外国人から、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第８条の２第１項の申出を受けたため、下記のとおり同条第２項、第６項又は第７項の届出をします。

記

１育成就労実施者	①育成就労実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	④（法人の場合）代表者の氏名		
２育成就労計画	①認定番号		
	②認定年月日		年　　月　　日
３申出をした育成就労外国人	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍・地域		
	③生年月日及び性別		年　　月　　日　　性別（　男　・　女　）
４監理支援機関	①許可番号		
	②名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５育成就労外国人が主張する育成就労実施者の変更を希望する理由			（育成就労実施者を変更することにつきやむを得ない事情の有無） □　有　□　無 （「有」の場合はその事情の詳細） （　　）
６育成就労実施者の変更に係る要件に関する事項の確認			（育成就労実施者を変更することにつきやむを得ない事情の有無の確認結果） □　有　□　無 （「有」の場合はその事情の詳細） （　　） （「無」の場合は法第９条の２の基準（同条第４号ただし書及び同号ハに係る基準を除く。）に関する事項の確認結果） 日本語能力に関する試験の合格状況（試験名　　） 技能試験に関する試験の合格状況（試験名　　） 前記１の育成就労実施者が前記３の育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間（　　年　　月） （日本語能力に関する試験又は技能に関する試験の今後の受験予定） （　　） （「育成就労実施困難時届出書」の提出の有無） □　提出済み □　提出予定あり □　提出予定なし
７育成就労外国人の現状			
８育成就労の継続のための措置			（育成就労実施者の変更の連絡調整の状況等）
９育成就労外国人が申出をした年月日			年　　月　　日
10申出を受けた者			□　育成就労実施者 □　監理支援機関 （「育成就労実施者」の場合は11の記載不要）
11育成就労実施者への速やかな通知の希望			□有　□　無

（注意）

1　届出者は、育成就労外国人に対し、法第８条の２第１項の申出をしたことを理由として、解雇するなどの不利益な取扱いをしてはならない。
2　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
3　４欄は、法第８条の２第１項の申出をした者に係る育成就労が単独型育成就労である場合、記載不要。
4　11 欄には、必ず育成就労外国人本人に確認の上で記載すること。

別記様式第 15 号（第 41 条、第 52 条第１項及び第 59 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第１面

※　許可番号	
※　許可・更新年月日	

収入印紙（消印してはならない。）

□監理支援機関許可申請書
（法第 23 条第２項の規定による監理支援機関の許可の申請）
□監理支援機関許可有効期間更新申請書
（法第 31 条第２項の規定による監理支援機関の許可の有効期間の更新の申請）

年　月　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者

申請者は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第 26 条各号に規定する欠格事由（第２面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理支援責任者が同条第５号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約し、下記のとおり申請します。

記

１申請者	（ふりがな） ①名称				
	②住所	〒　－ （電話　－　－　）			
	（ふりがな） ③代表者の氏名				
	④法人番号				
	（ふりがな） ⑤役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
		i			〒　－

		ii		〒　－
		iii		〒　－
		iv		〒　－
		v		〒　－
		vi		〒　－
	⑥責任役員の氏名（ふりがな）			
	⑦外部監査人の氏名又は名称（ふりがな）			
	⑧外部監査人の資格等	□弁護士　□弁護士法人　□社会保険労務士 □社会保険労務士法人　□行政書士 □行政書士法人　□その他（　　）		
	⑨法人の種類	□商工会議所　□商工会　□中小企業団体 □職業訓練法人　□農業協同組合　□漁業協同組合 □公益社団法人　□公益財団法人　□その他（　　）		
	⑩監理型育成就労の取扱職種の範囲等			
２監理支援事業を行う事業所	①名称（ふりがな）			
	②所在地	〒　－ （電話　　―　　―　　）		
	監理支援責任者 ③氏名（ふりがな）			
	監理支援責任者 ④住所	〒　－ （電話　　―　　―　　）		
	※事業所枝番号			
３外国の送出機関	①氏名又は名称 （送出機関番号又は整理番号を記載すること。）			
		送出機関番号		整理番号
	②住所			
	③代表者の氏名（ふりがな）			
	④監理型育成就労の申込みを取り次いで送り出す監理型育成就労外国人の国籍・地域			
４取次ぎを受けずに監理型育成就労の申込みを受けようとする場合における監理型育成就労の申込みを受ける方法の概要				
５許可年月日		年　月　日		
６許可番号				
７監理支援事業を開始する予定年月日		年　月　日		
８監理型育成就労外国人からの相談に応じる体制の概要				
９備考				

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　許可を申請するときは、表題中「監理支援機関許可申請書」にチェックマークを付すこと。
3　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理支援機関許可有効期間更新申請書」にチェックマークを付すこと。また、２欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理支援機関許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　表題中のチェックボックスについては「監理支援機関許可申請書」、「監理支援機関許可有効期間更新申請書」のいずれか片方のみにチェックマークを付すこととし、両方にチェックマークを付さないように留意すること。
5　１欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　１欄の⑨は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
7　１欄の⑩は、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、分野名及び業務区分名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　法第27条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第１項の規定による届出は、１欄の⑩の記載により行うものとすること。
9　２欄は、申請者が監理支援事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

10　３欄は、申請者が監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①について、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
11　４欄は、申請者が監理型育成就労外国人になろうとする者から直接監理型育成就労の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
12　５欄及び６欄は許可の有効期間の更新を申請するときにのみ、また、７欄は許可を申請するときにのみ、それぞれ記載すること。
13　９欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
14　収入印紙は、消印をしないこと。

別記様式第15号（第41条、第52条第１項及び第59条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

私（申請者）は、法第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理支援責任者が同条第５号イ（法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【法第26条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（許可の欠格事由）

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、許可を受けることができない。

一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二　第三十七条第一項の規定により許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　第三十七条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理支援事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

四　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ　第三十七条第一項の規定により許可を取り消された場合（同項第二号の規定により許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ　第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理支援事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該監理支援事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

六　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項、第八条の五第一項及び第八条の六第一項の認定を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五　心身の故障により育成就労実施者としての責務を果たすことができない者として主務省令で定めるもの

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七　第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

八　第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者が法人である場合（第十六条第

一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

九　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式第 24 号（第 71 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

※　事業報告受理番号	

事　業　報　告　書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

提出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第 42 条第２項の規定により、下記のとおり監理支援事業に関する事業報告書を提出します。

記

１報告対象育成就労事業年度		年度（　　年　月　日 ～　　年　月　日）
２許可番号		
３監理支援機関	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　－ （電話　　―　　―　　）
４監理支援事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　－ （電話　　―　　―　　）
	③事業所枝番号	
５監理支援を行った監理型育成就労実施者の数		者
６監理支援を行った監理型育成就労外国人の数		人（うち、法第８条第１項の規定により育成就労計画の認定を受け、１欄の期間に育成就労を開始した育成就労外国人　　人）
７監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数		（　　人）
		（　　人）
		（　　人）

８監理支援事業の実務に従事した職員の数	合計　　人（うち常勤役員　　人、常勤職員　　人）			
９実施体制		受講者名	受講講習名	受講年月日
	監理支援責任者の講習受講歴			

10 技能評価試験受験状況	試験区分	受験対象者数（A）	合格者数（B）	合格率（B／A）
	①基礎級程度（１年経過時）	人	人	%
	②特定技能１号評価試験・技能検定３級程度	人	人	%
11 日本語能力試験受験状況	試験区分	受験対象者数（A）	合格者数（B）	合格率（B／A）
	①Ａ１程度	人	人	%
	②Ａ２程度	人	人	%

12 行方不明者の発生状況	行方不明者　　人（行方不明率　　%）	
13 他の育成就労実施者における育成就労の継続が困難となった育成就労外国人の受入れ状況及び育成就労先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	人数	人
	登録の有無	有　・　無
14 監理支援費徴収実績	別紙のとおり	

15 監理支援を行った監理型育成就労が実施された地域	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名
		01 北海道		11 埼玉県		21 岐阜県		31 鳥取県		41 佐賀県
		02 青森県		12 千葉県		22 静岡県		32 島根県		42 長崎県
		03 岩手県		13 東京都		23 愛知県		33 岡山県		43 熊本県
		04 宮城県		14 神奈川県		24 三重県		34 広島県		44 大分県
		05 秋田県		15 新潟県		25 滋賀県		35 山口県		45 宮崎県
		06 山形県		16 富山県		26 京都府		36 徳島県		46 鹿児島県
		07 福島県		17 石川県		27 大阪府		37 香川県		47 沖縄県
		08 茨城県		18 福井県		28 兵庫県		38 愛媛県		
		09 栃木県		19 山梨県		29 奈良県		39 高知県		
		10 群馬県		20 長野県		30 和歌山県		40 福岡県		

16 母国語相談の状況	従事する職員数	合計　　人 （常勤職員　　人、非常勤職員　　人、委託　　人）
	相談方法	□対面で対応 □電話で対応 □メール、ＳＮＳ等で対応
17 備考		

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　１欄は、報告を行おうとする育成就労事業年度について記載すること。
3　４欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
4　５欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労実施者の数について記載すること。
5　６欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の数について記載すること。なお、括弧書きには、報告対象となる事業年度において、新たに入国して育成就労を開始した育成就労外国人の数を記載すること。
6　７欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　９欄は、報告対象育成就労事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　10 欄及び 11 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に育成就労を終了し、又は終了する予定であった育成就労外国人について記載すること。したがって、報告対象育成就労事業年度内に受験した者であっても、育成就労の終了予定が次育成就労事業年度の場合は、次育成就労事業年度の本報告書に計上すること。
9　12 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、６欄の記載の対象となる監理支援を行った監理型育成就労外国人の数を分母として算出し記載すること。
10　13 欄は、他の監理支援機関が監理支援を行っていた育成就労外国人のうち、新たに育成就労計画の認定を受けて監理支援を行うこととなった者（育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者を変更した場合を除く。）について記載すること。
11　17 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
12　外国人育成就労機構が指定する書類を添付すること。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○財務省令第十一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条及び国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第十四項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（経理単位） **第六条**　［略］ 一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等並びに同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金（第二十三条第三号において「子ども・子育て支援納付金」という。）並びに法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。） ［二～十　略］ ２　［略］ （事業計画の内容） **第二十三条**　［略］ ［一・二　略］ 三　短期経理における給付並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係るものに限る。）との割合の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画 ［四～十二　略］ （月間の高額療養費の決定の請求等） **第百五条の四**　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、高額療養費の支給を受けるべき者について、当該者の属する組合の運営規則で定めるところにより、高額療養費を支給することができる。	（経理単位） **第六条**　［同上］ 一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等並びに同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等並びに法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。） ［二～十　同上］ ２　［同上］ （事業計画の内容） **第二十三条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　短期経理における給付並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付及び介護納付金に係るものに限る。）との割合の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画 ［四～十二　同上］ （月間の高額療養費の決定の請求） **第百五条の四**　［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経理単位に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第六条の規定は、この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る経理単位について適用する。

（高額療養費の支給に関する経過措置）

第三条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。）の支給については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等） **第四条**　［略］	（存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等） **第四条**　［同上］
［略］ ［略］ ［略］ 第二十三条第三号 ［略］ 短期経理における給付並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係るものに限る。）との割合 ［略］ ［略］ ［略］	［同上］ ［同上］ ［同上］ 第二十三条第三号 ［同上］ 短期経理における給付並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付及び介護納付金に係るものに限る。）との割合 ［同上］ ［同上］ ［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省令第十二号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）附則第三十六条の施行に伴い、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（強制履行の請求等の手続） **第二十一条**　歳入徴収官等は、法第十五条、法第十八条第二項若しくは第四項若しくは法第二十八条の規定により、又は法第十七条（第二号、第七号及び第八号を除く。）若しくは法第十八条第三項若しくは第五項の措置として法務大臣に対しその措置をとることを求める場合には、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所掌する法務大臣（その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長）に送付するものとする。	（強制履行の請求等の手続） **第二十一条**　歳入徴収官等は、法第十五条、法第十八条第二項若しくは第四項若しくは法第二十八条の規定により、又は法第十七条（第二号、第六号及び第七号を除く。）若しくは法第十八条第三項若しくは第五項の措置として法務大臣に対しその措置をとることを求める場合には、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所掌する法務大臣（その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長）に送付するものとする。

附　則

この省令は、令和八年五月二十五日から施行する。

○財務省令第十三号

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十五年財務省令第百六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、当事者、事件の関係人又はその他の者が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条、第三条の二又は第七条の規定による手数料を同法第八条ただし書きの規定により納付する場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。ただし、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する申立て等を行ったことにより得られた納付情報により納付させる場合を除く。	歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、当事者、事件の関係人又はその他の者が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条又は第七条の規定による手数料を同法第八条ただし書きの規定により納付する場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。ただし、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する申立て等を行ったことにより得られた納付情報により納付させる場合を除く。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第十四号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　略］ 3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～特定基地局開設料債権　略］ 独立行政法人納付金債権 特定高周波数無線局開設価額競争落札金債権 ［諸納付金債権　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　同上］ 3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～特定基地局開設料債権　同上］ 独立行政法人納付金債権 ［諸納付金債権　同上］

4　保険料及び掛金の類	4　保険料及び掛金の類
［保険料債権～子ども・子育て拠出金債権　略］	［保険料債権～子ども・子育て拠出金債権　同上］
石綿健康被害救済拠出金債権	石綿健康被害救済拠出金債権
子ども・子育て支援納付金債権	
［5～9　略］	［5～9　同上］
10　貸付金回収金の類	10　貸付金回収金の類
［自衛隊学資貸与金債権～地すべり防止事業資金貸付金債権　略］	［自衛隊学資貸与金債権～地すべり防止事業資金貸付金債権　同上］
治山事業資金収益回収償還時貸付金債権	治山事業資金収益回収償還時貸付金債権
	発明実施化試験費貸付金債権
［小企業等経営改善資金貸付金債権～諸貸付金債権　略］	［小企業等経営改善資金貸付金債権～諸貸付金債権　同上］
［11～15　略］	［11～15　同上］
［二～四　略］	［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上席証券検査官及び証券検査官）	（上席証券検査官及び証券検査官）
第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十人以内を置く。	**第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十二人以内を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（上席証券調査官及び証券調査官）	（上席証券調査官及び証券調査官）
第百九十一条の二　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。	**第百九十一条の二**　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十一人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）	（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）
第百九十二条　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十四人以内を置く。	**第百九十二条**　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十五人以内を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）	（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）
第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百四十四人以内を置く。	**第二百二十八条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官七百四十七人以内を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官六十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百九十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百二十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十人以内を置く。

［２・３　略］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官三十三人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十二人以内及び調査官百十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十五人以内及び監視官三百七十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百四十四人以内及び審査官二百六十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官六十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百九十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百二十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官二十八人以内を置く。

２　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十二人以内及び調査官百十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十五人以内及び監視官三百八十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百四十四人以内及び審査官二百六十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十四人以内及び調査官百十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百九人以内及び調査官三百四十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官三十五人以内を置く。

［２・３　略］

（法人課税課の所掌事務）

第三百九十六条　法人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法人税及び地方法人税、法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税並びに所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税（以下「法人税等」という。）の賦課に関する事務のうち、法人税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること（課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

［二～六　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百九十人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十九人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十九人以内を置く。

２　［略］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十八人以内、教育官七十七人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課

教務課

研究部

総合教育部

専門教育部

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万五千七十七人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十四人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十四人以内及び調査官百二十人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百九人以内及び調査官三百五十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官三十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（法人課税課の所掌事務）

第三百九十六条　法人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法人税並びに地方法人税並びに法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税並びに所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税（以下「法人税等」という。）の賦課に関する事務のうち、法人税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること（課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

［二～六　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百八十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十七人以内を置く。

２　［同上］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十八人以内、教育官七十六人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課

教務課

研究部

総合教育部

専門教育部

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万五千十九人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百十三人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百四十八人以内を置く。

2　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百五十人以内を置く。

2　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百四十一人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十八人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十九人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百五十人以内を置く。

2　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官百一人以内を、徴収課に、国税実査官二十一人以内を置く。

［2・3　略］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十八人以内を置く。

［2・3　略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十九人以内を置く。

2　［略］

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官五千九百五十九人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百四十一人以内を置く。

2　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百四十七人以内を置く。

2　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百三十九人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十六人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十六人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十九人以内を置く。

2　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官九十九人以内を、徴収課に、国税実査官二十一人以内を置く。

［2・3　同上］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十七人以内を置く。

［2・3　同上］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十八人以内を置く。

2　［同上］

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官五千九百七十六人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百五十九人以内を置く。

2　［同上］

［1～44　略］ 45　当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税、防衛特別法人税」と、第三百九十六条第一号、第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税、復興特別法人税及び防衛特別法人税」と、第四百四十七条第十一号、第四百六十八条第一項第三号及び第四号、第四百六十八条の二第三号及び第四号、第四百七十四条第一号及び第二号、第五百二十五条第五号及び第六号並びに第五百三十条第一号及び第二号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税、防衛特別法人税」とする。 46　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［1～44　同上］ 45　当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第三百九十六条第一号中「地方法人税並びに」とあるのは「地方法人税並びに復興特別法人税並びに」と、同条第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第四百四十七条第十一号、第四百六十八条第一項第三号及び第四号、第四百六十八条の二第三号及び第四号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第五百三十条第一号及び第二号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」とする。 46　［同上］
附　則 （施行期日） 1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。 （調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部改正） 2　調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改　正　後	改　正　前
附　則 ［1・2　略］ 3　当分の間、第一項第一号及び第二項第一号中「及び地方法人税」とあるのは、「、地方法人税、復興特別法人税及び防衛特別法人税」とする。	**附　則** ［1・2　同上］ 3　当分の間、第一項第一号及び第二項第一号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第二項第一号中「及び当該法人税に係る地方法人税」とあるのは「、当該法人税に係る地方法人税及び当該法人税に係る復興特別法人税」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○財務省・農林水産省令第一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十二条第二項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国） **第三十条**　法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、カナダ及び欧州連合の加盟国 四　（略）	（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国） **第三十条**　法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及び欧州連合の加盟国 四　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項及び第三項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第三項、第五条第二項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第十七条並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の三第二号及び第八条の四並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第三条第一項第二号の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一・二　［略］ 三　確認大学等に在学する学生のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの イ　［略］ ロ　高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者 (1)　［略］ (2)　第四十二条第五号の入学をした者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日 ハ　学校教育法施行規則第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者 ニ　認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が五年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が五年を経過するまでに認定試験合格者となることが困難であったと認められる場合にあっては、七年）を経過した者（機構確認者を除く。） ホ　認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者	**第二十三条の二**　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一・二　［同上］ 三　確認大学等に在学する学生のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの イ　［同上］ ロ　高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者 (1)　［同上］ (2)　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日 ハ　学校教育法施行規則第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者 ニ　認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構確認者を除く。） ホ　認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

へ　認定試験受験資格取得年度の前年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が八年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が八年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、十年）を経過した者

ト　学校教育法施行規則第百五十条第六号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過したもの

チ　学校教育法施行規則第百五十条第七号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、二十歳に達した日までに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、二十二歳）に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

リ　［略］

2～4　［略］

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一～八　［略］

九　確認大学等が、給付奨学生が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認める場合において、給付奨学生認定の効力の停止について、当該給付奨学生から申出があったとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。

2　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～八　［略］

九　前項第九号に該当する者　給付奨学生認定の効力の停止の日から、前項第三号の休学の期間を除き十二月を超えない範囲で確認大学等が定める期間を経過したとき。

十　前項第十号に該当する者　給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。

3・4　［略］

5　前項の規定により学資支給金の支給が停止された月から同項の規定により学資支給金の支給が再開された月の前月までの月数は、令第八条の三各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同項第四号及び第九号のいずれにも該当するときを除く。）又は同項第九号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

［号の細分を加える。］

へ　学校教育法施行規則第百五十条第六号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト　学校教育法施行規則第百五十条第七号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

チ　［同上］

2～4　［同上］

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一～八　［同上］

［号を加える。］

九　前八号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。

2　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～八　［同上］

［号を加える。］

九　前項第九号に該当する者　給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。

3・4　［同上］

5　前項の規定により学資支給金の支給が停止された月から同項の規定により学資支給金の支給が再開された月の前月までの月数は、令第八条の三各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）

第四十二条　令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一～四　［略］

五　確認大学等に在学した者（確認を受けた大学、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の専門課程（修業年限が四年以上のものに限る。）若しくは適格専攻科を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が、給付奨学生が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。）。 二～四　［略］
停止	［略］
警告	［略］
備考　［略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十条　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一　［略］ 二　高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあっては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者 イ　［略］	**第十条**　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一　［同上］ 二　高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあっては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者 イ　［同上］

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）

第四十二条　令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一～四　［同上］

五　短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 二～四　［同上］
停止	［同上］
警告	［同上］
備考　［同上］	

改正後	改正前
第十条　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一　［同上］ 二　高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあっては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者 イ　［同上］	**第十条**　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一　［同上］ 二　高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあっては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者 イ　［同上］

ロ　第二十条第五号の入学をした者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

三　学校教育法施行規則第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者

四　機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する認定試験受験資格取得年度（第六号において「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から機構省令第二十一条第一項第二号に規定する認定試験合格者（次号において単に「認定試験合格者」という。）となった日の属する年度の末日までの期間が五年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が五年を経過するまでに認定試験合格者となることが困難であったと認められる場合にあっては、七年）を経過した者（機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する機構確認者（次項第一号において単に「機構確認者」という。）を除く。）

五　認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者

六　認定試験受験資格取得年度の前年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が八年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が八年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、十年）を経過した者

七　学校教育法施行規則第百五十条第六号（第百八十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過したもの

八　学校教育法施行規則第百五十条第七号（第百八十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、二十歳に達した日までに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、二十二歳）に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

九・十　［略］

２～７　［略］

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一～九　［略］

ロ　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

三　学校教育法施行規則第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

四　機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する認定試験受験資格取得年度の初日から機構省令第二十一条第一項第二号に規定する認定試験合格者（次号において単に「認定試験合格者」という。）となった日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する機構確認者（次項第一号において単に「機構確認者」という。）を除く。）

五　認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

［号を加える。］

六　学校教育法施行規則第百五十条第六号（第百八十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

七　学校教育法施行規則第百五十条第七号（第百八十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

八・九　［同上］

２～７　［同上］

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一～九　［同上］

十　確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認める場合において、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

2　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～九　［略］

十　前項第十号に該当する者　減免認定又は減免変更認定の効力の停止の日から、前項第三号の休学の期間を除き十二月を超えない範囲で確認大学等が定める期間を経過したとき。

十一　前項第十一号に該当する者　減免認定又は減免変更認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3・4　［略］

5　前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）又は同項第九号（同項第四号及び第九号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条　施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一～四　［略］

五　確認大学等に在学した者（確認を受けた大学、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の専門課程（修業年限が四年以上のものに限る。）若しくは適格専攻科を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。）。 二～四　［略］
停止	［略］
警告	［略］
備考　［略］	

［号を加える。］

十　前九号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

2　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～九　［同上］

［号を加える。］

十　前項第十号に該当する者　減免認定又は減免変更認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3・4　［同上］

5　前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条　施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一～四　［同上］

五　短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 二～四　［同上］
停止	［同上］
警告	［同上］
備考　［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号

年　　月　　日

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕　　〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第３条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 （いずれかに○を付すこと）	（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　確認申請
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

□　更新確認申請書の提出
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

□　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第３条第２項第３号及び第４号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第１号			
第２号の１			
第２号の２			
第２号の３			
第２号の４			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

□　実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「⑵-①学外者である理事の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

□　客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

□　《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

□　確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

○文部科学省令第十六号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局等	第一節　内部部局等
第一款　大臣官房（第一条―第十四条）	第一款　大臣官房（第一条―第十四条）
第二款　総合教育政策局（第十五条―第二十一条の三）	第二款　総合教育政策局（第十五条―第二十一条の三）
第三款　初等中等教育局（第二十二条―第三十四条）	第三款　初等中等教育局（第二十二条―第三十四条）
第四款　高等教育局（第三十五条―第四十五条）	第四款　高等教育局（第三十五条―第四十五条）
第五款　科学技術・学術政策局（第四十六条―第五十二条）	第五款　科学技術・学術政策局（第四十六条―第五十二条）
第六款　研究振興局（第五十三条―第六十二条）	第六款　研究振興局（第五十三条―第六十二条）
第七款　研究開発局（第六十三条―第六十九条の二）	第七款　研究開発局（第六十三条―第六十九条の二）
第八款　国際統括官（第七十条）	第八款　国際統括官（第七十条）
第二節　施設等機関	第二節　施設等機関
第一款　国立教育政策研究所（第七十一条）	第一款　国立教育政策研究所（第七十一条）
第二款　科学技術・学術政策研究所（第七十二条）	第二款　科学技術・学術政策研究所（第七十二条）
第二章　外局	第二章　外局
第一節　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）	第一節　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）
第二節　文化庁（第七十九条―第八十八条）	第二節　文化庁（第七十九条―第八十六条）
第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十九条）	第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十七条）
第四章　雑則（第九十条）	第四章　雑則（第八十八条）
附則	附則
（企画官、連絡調整官、情報開示官、個人情報保護専門官、危機管理専門官及び能率専門官）	（広報室並びに企画官、連絡調整官、情報開示官、個人情報保護専門官、危機管理専門官及び能率専門官）
第五条　総務課に、企画官二人並びに連絡調整官、情報開示官、個人情報保護専門官、危機管理専門官及び能率専門官それぞれ一人を置く。	**第五条**　総務課に、広報室並びに企画官二人、連絡調整官一人、情報開示官一人、個人情報保護専門官一人、危機管理専門官一人及び能率専門官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
［項を削る。］	3　広報室は、広報に関する事務をつかさどる。
［項を削る。］	4　広報室に、室長及び報道専門官一人を置く。
［項を削る。］	5　報道専門官は、報道事務に関する専門的事項についての処理に当たる。
3～8　［略］	6～11　［同上］

（総務班、文書管理班及び審議班）

第六条　総務課に、総務班、文書管理班及び審議班を置く。

2～5　［略］

6　審議班は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

［号を削る。］

四～六　［略］

7　［略］

（政策推進室、サイバーセキュリティ・情報化推進室及び広報室並びに企画官）

第九条　政策課に、政策推進室、サイバーセキュリティ・情報化推進室及び広報室並びに企画官一人を置く。

2　政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［略］

二　文部科学省の所掌事務に係る行政改革の推進の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

三　［略］

四　文部科学省の所掌事務に係る法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の監督に関する基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

五　［略］

3～8　［略］

9　広報室は、広報に関する事務をつかさどる。

10　広報室に、室長及び報道専門官一人を置く。

11　報道専門官は、報道事務に関する専門的事項についての処理に当たる。

12　［略］

（企画官、学校給食振興調整官、健康教育調査官、食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）

第十七条　健康教育・食育課に、企画官及び学校給食振興調整官それぞれ一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。

2　［略］

3　学校給食振興調整官は、命を受けて、学校給食の振興に係る重要事項に関する企画及び立案並びに調整に当たる。

4～7　［略］

（教育課程企画室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）

第二十六条　教育課程課に、教育課程企画室及び外国語教育推進室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。

2　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（第二十九条において単に「産業教育」という。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに幼児教育課、特別支援教育課及び参事官並びに外国語教育推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（総務班、文書管理班及び審議班）

第六条　総務課に、総務班、文書管理班及び審議班を置く。

2～5　［同上］

6　審議班は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［同上］

四　文部科学省の所掌事務に係る法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の監督に関する基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

五～七　［同上］

7　［同上］

（政策推進室及びサイバーセキュリティ・情報化推進室並びに企画官）

第九条　政策課に、政策推進室及びサイバーセキュリティ・情報化推進室並びに企画官一人を置く。

2　政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

［号を加える。］

三　［同上］

3～8　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

9　［同上］

（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）

第十七条　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

［項を加える。］

3～6　［同上］

（教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）

第二十六条　教育課程課に、教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。

2　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（第三十二条において単に「産業教育」という。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに幼児教育課及び特別支援教育課並びに情報教育振興室及び外国語教育推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　［略］

［項を削る。］

4～6　［略］

7　学校教育官は、命を受けて、小学校、中学校若しくは高等学校における教育の教育課程（総合教育政策局並びに幼児教育課、特別支援教育課及び参事官並びに外国語教育推進室の所掌に属するものを除く。）又は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における道徳教育の教育課程の企画及び立案に参画する。

8・9　［略］

10　第一項及び第五項の教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに特別支援教育課及び参事官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

11　第一項及び第五項の教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（生徒指導室）

第二十七条　児童生徒課に、生徒指導室を置く。

2～7　［略］

［項を削る。］

（高校修学支援室及び産業教育振興室）

第二十九条　高等学校振興課に、高校修学支援室及び産業教育振興室を置く。

2　高校修学支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

二　生徒の奨学に関すること。

3　［同上］

4　情報教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育（以下この条において単に「情報教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　情報教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

四　学校教育における視聴覚教育（大学及び高等専門学校におけるものを除く。）に関すること（学校情報基盤・教材課の所掌に属するものを除く。）。

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

六　教育関係職員その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

5　情報教育振興室に、室長並びに情報教育調査官一人及び教科調査官二人を置く。

6　情報教育調査官は、情報教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（特別支援教育課及び前項の教科調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7～9　［同上］

10　学校教育官は、命を受けて、小学校、中学校若しくは高等学校における教育の教育課程（総合教育政策局並びに幼児教育課及び特別支援教育課並びに情報教育振興室及び外国語教育推進室の所掌に属するものを除く。）又は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における道徳教育の教育課程の企画及び立案に参画する。

11・12　［同上］

13　第一項、第五項及び第八項の教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

14　第一項、第五項及び第八項の教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（生徒指導室及び進路指導調査官）

第二十七条　児童生徒課に、生徒指導室及び進路指導調査官一人を置く。

2～7　［同上］

8　進路指導調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における進路指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

［条を加える。］

3　高校修学支援室に、室長及び修学支援システム専門官一人を置く。
4　修学支援システム専門官は、高等学校等就学支援金の支給及び生徒の奨学に係る情報システムの開発及び運用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。
5　産業教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　産業教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
二　産業教育のための補助に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
三　産業教育の基準の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
四　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
五　産業教育に係る教育用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に関すること。
六　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容（保健教育、安全教育及び情報教育に係るものを除く。）に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること。
七　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
八　教育関係職員その他の関係者に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
九　看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。
6　産業教育振興室に、室長並びに産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。
7　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
8　産業教育調査官は、命を受けて、産業教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（特別支援教育課及び教科調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
9　教科調査官は、命を受けて、産業教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

第三十条　［略］

2　［略］
3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（次項及び第三十二条第三項において「特別支援教育」という。）に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに教育職員政策課及び参事官並びに医療的ケア対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
4　［略］

第三十一条　［略］

［条を削る。］

第二十九条　［同上］

2　［同上］
3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（次項において「特別支援教育」という。）に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課並びに医療的ケア対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
4　［同上］

第三十条　［同上］

第三十一条　削除

（情報教育振興企画官、情報教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、情報教育振興企画官及び情報教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官二人を置く。

2　［略］

3　情報教育振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

一　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育（特別支援教育に係るものを除く。次号、第六号及び第七号並びに次項及び第五項において単に「情報教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　情報教育の基準の設定に関すること。

三　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

四　学校教育における視聴覚教育（大学及び高等専門学校におけるものを除く。）に関すること。

五　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における情報教育（特別支援教育に係るものを除く。）の振興に関する援助及び助言に関すること。

六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七　教育関係職員その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

4　情報教育調査官は、参事官のつかさどる職務のうち情報教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に関するもの（教科調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

5　教科調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。

［項を削る。］

［項を削る。］

（計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官及び大規模データ利活用推進専門官）

第六十一条　研究振興局に、計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官及び大規模データ利活用推進専門官それぞれ一人を置く。

2～5　［略］

［項を削る。］

（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官及び産業教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官七人を置く。

2　［同上］

3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

二　生徒の奨学に関すること。

4　産業教育振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育に関する重要事項についての企画及び立案に関するもの（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

5　修学支援システム専門官は、参事官のつかさどる職務のうち高等学校等就学支援金の支給及び生徒の奨学に係る情報システムの開発及び運用に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

6　産業教育調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に関するもの（特別支援教育課及び教科調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

7　教科調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

（計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、大規模データ利活用推進専門官及びナノテクノロジー推進専門官）

第六十一条　研究振興局に、計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、大規模データ利活用推進専門官及びナノテクノロジー推進専門官それぞれ一人を置く。

2～5　［同上］

6　ナノテクノロジー推進専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちナノテクノロジーに関する研究開発の推進に係る専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

（パラスポーツ振興室並びに女性スポーツ推進専門官及びヘルスケア調査官）

第七十四条　健康スポーツ課に、パラスポーツ振興室並びに女性スポーツ推進専門官及びヘルスケア調査官それぞれ一人を置く。

2　パラスポーツ振興室は、次に掲げる事務（地域スポーツ課及び競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　パラスポーツの振興（障害のある者が行うスポーツ並びに障害のある者及び障害のない者が共に行うスポーツの振興（学校における体育の振興を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　パラスポーツの振興のための補助に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　全国的な規模において行われるスポーツ事業（パラスポーツの振興に係るものに限る。）に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、パラスポーツの振興に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　スポーツの指導者その他の関係者に対し、パラスポーツの振興に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

3　パラスポーツ振興室に、室長及びパラスポーツ推進専門官一人を置く。

4　パラスポーツ推進専門官は、パラスポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（地域スポーツ課及び競技スポーツ課並びにヘルスケア調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5・6　［略］

（企画官並びに美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館運営推進調査官）

第八十条　企画調整課に、企画官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館運営推進調査官それぞれ一人を置く。

2　［略］

［項を削る。］

3～5　［略］

（文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官）

第八十四条　文化資源政策・記念物課に、文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官それぞれ一人を置く。

2～4　［略］

［項を削る。］

5・6　［略］

（美術工芸品公開促進調査官）

第八十五条　美術学芸課に、美術工芸品公開促進調査官三人を置く。

2　美術工芸品公開促進調査官は、命を受けて、有形文化財（建造物であるものを除く。）の所有者及び管理団体以外の者による地域における公開の促進に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

（障害者スポーツ振興室並びに女性スポーツ推進専門官及びヘルスケア調査官）

第七十四条　健康スポーツ課に、障害者スポーツ振興室並びに女性スポーツ推進専門官及びヘルスケア調査官それぞれ一人を置く。

2　障害者スポーツ振興室は、次に掲げる事務（地域スポーツ課及び競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　障害者スポーツ（学校における体育を除く。以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　障害者スポーツのための補助に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　全国的な規模において行われるスポーツ事業（障害者スポーツに係るものに限る。）に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、障害者スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　スポーツの指導者その他の関係者に対し、障害者スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

3　障害者スポーツ振興室に、室長及び障害者スポーツ推進専門官一人を置く。

4　障害者スポーツ推進専門官は、障害者スポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（地域スポーツ課及び競技スポーツ課並びにヘルスケア調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5・6　［同上］

（企画官並びに感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館運営推進調査官）

第八十条　企画調整課に、企画官、感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館運営推進調査官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

3　感染症対策専門官は、文化施設における感染症のまん延の防止のための対策に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

4～6　［同上］

（文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、文化財防災専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官）

第八十四条　文化資源活用課に、文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、文化財防災専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官それぞれ一人を置く。

2～4　［同上］

5　文化財防災専門官は、文化財の防災及び防犯に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

6・7　［同上］

［条を加える。］

（文化財防災専門官）

第八十六条　建造物課に、文化財防災専門官一人を置く。

2　文化財防災専門官は、文化財の防災及び防犯に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

第八十七条　［略］

（地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十八条　文化庁に、地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官及び博物館支援調査官それぞれ一人並びに教科調査官四人を置く。

2・3　［略］

4　コンテンツ振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちコンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の創造、保護及び活用の促進を通じた文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5～8　［略］

［項を削る。］

9～11　［略］

第八十九条・第九十条　［略］

附　則

（初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室修学支援システム専門官の設置期間の特例）

第六条　第二十九条第三項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（初等中等教育局高等学校振興課産業教育振興室の所掌事務の特例）

第七条　初等中等教育局高等学校振興課産業教育振興室は、第二十九条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

（研究開発局企画官の設置期間の特例）

第八条　第六十九条第一項の企画官は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

［条を削る。］

（文化庁文化資源政策・記念物課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）

第九条　［略］

［条を削る。］

［条を加える。］

第八十五条　［同上］

（地方創生企画官、地方展開企画調整官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、美術工芸品公開促進調査官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官、地方展開企画調整官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官及び企画調整専門官それぞれ一人、美術工芸品公開促進調査官三人、文化観光支援調査官及び博物館支援調査官それぞれ一人並びに教科調査官四人を置く。

2・3　［同上］

4　地方展開企画調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち国が所有する建造物以外の有形文化財の地域における活用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

5～8　［同上］

9　美術工芸品公開促進調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち有形文化財（建造物であるものを除く。）の所有者及び管理団体以外の者による地域における公開の促進に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に関するものを助ける。

10～12　［同上］

第八十七条・第八十八条　［同上］

附　則

（初等中等教育局修学支援システム専門官の設置期間の特例）

第六条　第三十二条第一項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

［条を加える。］

（研究開発局企画官の設置期間の特例）

第七条　第六十九条第一項の企画官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁企画調整課感染症対策専門官の設置期間の特例）

第八条　第八十条第一項の感染症対策専門官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁文化資源活用課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）

第九条　［同上］

（文化庁地方展開企画調整官の設置期間の特例）

第十条　第八十六条第一項の地方展開企画調整官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁美術学芸課美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第十条　第八十五条第一項の美術工芸品公開促進調査官は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十七号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（埋葬料及び家族埋葬料） **第十一条**　埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［略］ 七　介護保険法の給付を受けている者が死亡したときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び同法に規定する被保険者証に記載された保険者の名称 八・九　［略］ 2　［略］ （加入者等記号・番号等の利用制限等） **第三十七条の四**　［略］ 2　法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～三　［略］ 四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハ又は第六号イに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）を行う場合 五～十一　［略］	（埋葬料及び家族埋葬料） **第十一条**　埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［同上］ 七　介護保険法の給付を受けている者が死亡したときは、同法の規定による被保険者証に記載された保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称 八・九　［同上］ 2　［同上］ （加入者等記号・番号等の利用制限等） **第三十七条の四**　［同上］ 2　法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～三　［同上］ 四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）を行う場合 五～十一　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の四第二項第四号の改正規定は、令和八年六月一日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第一号

高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に伴い、及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第七条第二号の規定に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

厚生労働大臣　上野賢一郎

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） **第五条**　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。 一～二十五　（略） 二十六　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に規定する高次脳機能障害者支援センター 二十七　（略）	（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） **第五条**　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。 一～二十五　（略） （新設） 二十六　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省厚生労働省令第二号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第一号の規定に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目） **第一条**　（略） 2　前項第十九号から第二十二号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数以上としなければならない。 一～三　（略） 四　前項第二十二号に掲げる科目　二百十時間（ただし、このうち九十時間以上を、精神科病院又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条第一項若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）（以下「精神科病院等」という。）において実施するものとする。） 3～13　（略）	（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目） **第一条**　（略） 2　前項第十九号から第二十二号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数以上としなければならない。 一～三　（略） 四　前項第二十二号に掲げる科目　二百十時間（ただし、このうち九十時間以上を、精神科病院又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）（以下「精神科病院等」という。）において実施するものとする。） 3～13　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○**文部科学省厚生労働省令第三号**

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（実習演習科目） **第三条**　（略） ２　実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。 一　心理演習又は心理実習　学生十五人につき一人 二　（略） ３～５　（略）	（実習演習科目） **第三条**　（略） ２　実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。 一　心理演習又は心理実習　学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）十五人につき一人 二　（略） ３～５　（略）
附　則 この省令は、令和八年四月一日から施行する。	

○**文部科学省厚生労働省令第四号**

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に言語聴覚士法（以下「法」という。）第三十三条第一号の指定を受けている学校又は言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新指定規則第四条第一項第三号及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 ２　令和八年四月一日までに法第三十三条第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 ３　令和七年四月一日までに法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	**附　則** （経過措置） **第二条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に言語聴覚士法（以下「法」という。）第三十三条第一号の指定を受けている学校又は言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第一項第三号及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 ２　令和八年四月一日までに法第三十三条第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 ３　令和七年四月一日までに法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
附　則 この省令は、公布の日から施行する。	

○厚生労働省令第五十一号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（中途採用に関する情報の公表） **第九条の二**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十七条の二第一項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる者であつて、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒等（学校教育法第百二十八条第一号に規定する生徒等をいう。）であつて卒業することが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの イ～ニ　（略）	（中途採用に関する情報の公表） **第九条の二**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十七条の二第一項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる者であつて、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒であつて卒業することが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの イ～ニ　（略）

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（編入等の場合における訓練の実施方法） **第二十一条**　（略） ２～４　（略） ５　公共職業能力開発施設の長は、学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校その他これらに準ずる教育施設において学科の科目（専修学校については、当該専修学校が行う高等課程若しくは専門課程又は専攻科の学科の科目に限る。以下この項において同じ。）を修めた者に対して職業訓練を行う場合には、その者が修めた学科の科目（当該職業訓練の教科の科目に相当するものに限る。）に応じて、当該職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。 ６　（略） （一級の技能検定の受検資格） **第六十四条の二**　（略） ２　法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一～五　（略）	（編入等の場合における訓練の実施方法） **第二十一条**　（略） ２～４　（略） ５　公共職業能力開発施設の長は、学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校その他これらに準ずる教育施設において学科の科目（専修学校については、当該専修学校が行う専門課程又は高等課程の学科の科目に限る。以下この項において同じ。）を修めた者に対して職業訓練を行う場合には、その者が修めた学科の科目（当該職業訓練の教科の科目に相当するものに限る。）に応じて、当該職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。 ６　（略） （一級の技能検定の受検資格） **第六十四条の二**　（略） ２　法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一～五　（略）

六　学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程に限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後当該検定職種に関し五年以上の実務の経験を有するもの

七～九　（略）

3　（略）

（二級の技能検定の受検資格）

第六十四条の三　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～二　（略）

三　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程、学校教育法施行規則第百五十条第三号若しくは第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

四　（略）

（単一等級の技能検定の受検資格）

第六十四条の六　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～二　（略）

三　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

四　（略）

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

第三条　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会福祉士の養成施設の指定基準） **第三条**　法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ～ハ　（略）	（社会福祉士の養成施設の指定基準） **第三条**　法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ～ハ　（略）

ニ　別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生（生徒を含む。以下同じ。）の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ～チ　（略）

リ　ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を教授する教員の員数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。

ヌ　（略）

ル　少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ヲ～カ　（略）

ヨ　一の実習施設等におけるソーシャルワーク実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

タ～ソ　（略）

二　通信課程に係る基準

イ～ト　（略）

チ　少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ・ヌ　（略）

第四条　法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ～ハ　（略）

ニ　別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ～ト　（略）

二　（略）

（介護福祉士の養成施設の指定基準）

第五条　法第四十条第二項第一号に規定する養成施設（別表第四において「第一号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

ニ　別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ～チ　（略）

リ　ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を教授する教員の員数は、それぞれ生徒二十人につき一人以上とすること。

ヌ　（略）

ル　少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ヲ～カ　（略）

ヨ　一の実習施設等におけるソーシャルワーク実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

タ～ソ　（略）

二　通信課程に係る基準

イ～ト　（略）

チ　少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ・ヌ　（略）

第四条　法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ～ハ　（略）

ニ　別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ～ト　（略）

二　（略）

（介護福祉士の養成施設の指定基準）

第五条　法第四十条第二項第一号に規定する養成施設（別表第四において「第一号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五～十四　（略）

十五　一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六～十八　（略）

第七条の二　法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ロ　（略）

ハ　別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ～ヲ　（略）

二　（略）

（令第五条の規定により報告を要する事項）

第十条　令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該学年度の学年別学生数

二～四　（略）

（指定取消しの申請書の記載事項）

第十一条　令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　在籍中の学生があるときは、その措置

2　（略）

別表第二（第三条―第七条の二関係）

学生の総定員	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{学生の総定員}-80}{40}$
二百一人以上	$6+\frac{\text{学生の総定員}-200}{50}$

四　別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五～十四　（略）

十五　一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六～十八　（略）

第七条の二　法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ロ　（略）

ハ　別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ～ヲ　（略）

二　（略）

（令第五条の規定により報告を要する事項）

第十条　令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該学年度の学年別生徒数

二～四　（略）

（指定取消しの申請書の記載事項）

第十一条　令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　在籍中の生徒があるときは、その措置

2　（略）

別表第二（第三条―第七条の二関係）

生徒の総定員	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒の総定員}-80}{40}$
二百一人以上	$6+\frac{\text{生徒の総定員}-200}{50}$

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則第六十四条の二第二項第六号、第六十四条の三第三項第三号及び第六十四条の六第三項第三号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る技能検定の受検資格については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十二号

高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条第一項及び第七十四条第一項並びに精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第四号の規定に基づき、高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準） **第三十八条の四**　法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。 一　（略） 二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）であること。 三　（略） （特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） 2～9　（略） 10　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）である発達障害者又は難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。 ロ～ホ　（略） 二　（略） 11　（略） （トライアル雇用助成金） **第百十条の三**　（略） 2　（略） 3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。 一　障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。第五号において同じ。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（イからニまでに掲げる者（ニに掲げる者のうち精神障害者を除く。）のうち、情報通信技術を活用した勤務（在宅又はその事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異	（法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準） **第三十八条の四**　法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。 一　（略） 二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）であること。 三　（略） （特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） 2～9　（略） 10　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）である発達障害者又は難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。 ロ～ホ　（略） 二　（略） 11　（略） （トライアル雇用助成金） **第百十条の三**　（略） 2　（略） 3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。 一　障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。第五号において同じ。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（イからニまでに掲げる者（ニに掲げる者のうち精神障害者を除く。）のうち、情報通信技術を活用した勤務（在宅又はその事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異

なる事務所で勤務を行うものに限る。以下同じ。）を一週間の所定労働時間の二分の一以上行う者にあつては六箇月以内、精神障害者（ニに掲げる者に限る。）にあつては十二箇月以内、ホに掲げる者にあつては三箇月以上十二箇月以内）の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

イ～ニ　（略）

ホ　精神障害者又は発達障害者（精神障害者を除く。）のうち、その障害の特性等により、一週間の所定労働時間を十時間以上二十時間未満として雇い入れられることを希望する者であつて、当該雇入れの日から起算して一年を経過する日までの間に一週間の所定労働時間を二十時間以上とすることを希望するもの

二～七　（略）

4　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

2～11　（略）

12　障害者正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第二条第二項に規定する高次脳機能障害者若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ～ヘ　（略）

二　（略）

13　（略）

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害者介助等助成金） **第十九条の二**　障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。ただし、事業主が第二号に掲げる事業主（同号イに掲げる事業主又は同号ハに掲げる事業主（同号イに掲げる措置を行つたことにより同号ハに該当するものに限る。）に限る。）に該当することにより当該助成金の支給を受ける場合においては、第三号の事業主に該当することによる当該助成金は支給しないものとする。 一　その雇用する労働者のうち、その雇入れ後に、障害により、一箇月以上の療養及びその職務開発その他職場への適応を促進するための措置（以下この号及び第二号ニにおいて「職場適応措置」という。）が必要とされた障害者（障害者のうち、身体障害者若しくは精神障害者（発達障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害をいう。）のみを有するものを除く。）又は高次脳機能障害者（高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第二条第二項に規定する高次脳機能障害者をいう。第二号ニ、第二十条の二第一項第一号イ及び第三十四条において同じ。）若しくは難治性疾患を有するも	（障害者介助等助成金） **第十九条の二**　障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。ただし、事業主が第二号に掲げる事業主（同号イに掲げる事業主又は同号ハに掲げる事業主（同号イに掲げる措置を行つたことにより同号ハに該当するものに限る。）に限る。）に該当することにより当該助成金の支給を受ける場合においては、第三号の事業主に該当することによる当該助成金は支給しないものとする。 一　その雇用する労働者のうち、その雇入れ後に、障害により、一箇月以上の療養及びその職務開発その他職場への適応を促進するための措置（以下この号及び第二号ニにおいて「職場適応措置」という。）が必要とされた障害者（障害者のうち、身体障害者若しくは精神障害者（発達障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害をいう。）のみを有するものを除く。）又は高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（当該職場適応措置が特に必要であると機構が認める者に限る。第二号ニにおいて同じ。）に限る。以下この号及び次号イにおいて同じ。）の休職期間中又は復職の日か

の（当該職場適応措置が特に必要であると機構が認める者に限る。第二号ニにおいて同じ。）に限る。以下この号及び次号イにおいて同じ。）の休職期間中又は復職の日から三箇月以内に当該障害者に対する職場適応措置を実施する事業主（当該障害者の継続雇用のため、当該職場適応措置を実施することが必要であると機構が認めるものに限る。）であつて、当該職場適応措置に係る障害者を継続して雇用するもの

一の二　（略）

二　次のイからチまでのいずれかに該当する措置を行う事業主（障害によりその雇用するイからチまでの障害者である労働者の継続雇用のため、当該措置を行うことが必要であると機構が認めるものに限る。）

イ～ハ　（略）

ニ　その雇用する障害者（障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者をいう。第二十条の二第一項第一号イ及び第三十四条において同じ。）、高次脳機能障害若しくは難治性疾患を有するものに限る。第四号ハにおいて同じ。）である労働者の雇入れの日若しくは所定労働時間の延長、配置転換、業務内容の変更若しくは職場復帰（その障害により、一箇月以上の療養及び職場適応措置が必要とされた障害者が休職から復職することをいう。）の日の前日又は第二十条の二第一項第二号の計画に基づく援助が終了した日から起算して六箇月を経過する日までの間における、職場支援員（当該雇用する障害者である労働者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務を行う者であつて、当該業務について相当程度の経験又は能力を有すると機構が認めるものをいう。第四号ハにおいて同じ。）の配置又は委嘱

ホ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二　職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　法第四十九条第一項第四号の二イの社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下この項及び第二十五条の二第一項において「社会福祉法人等」という。）であつて、次に掲げる事業を行うもの（当該事業を適切に行うことができると機構が認めるもの（以下「認定社会福祉法人等」という。）に限る。）

イ　障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害者若しくは難治性疾患を有するもの（職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものに限る。）その他職場適応援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。以下この項において同じ。）である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（上級職場適応援助者（次項に規定する上級職場適応援助者をいう。以下この項において同じ。）（訪問型職場適応援助者（第三項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下この項及び次項において同じ。）であるものに限る。以下この号

ら三箇月以内に当該障害者に対する職場適応措置を実施する事業主（当該障害者の継続雇用のため、当該職場適応措置を実施することが必要であると機構が認めるものに限る。）であつて、当該職場適応措置に係る障害者を継続して雇用するもの

一の二　（略）

二　次のイからチまでのいずれかに該当する措置を行う事業主（障害によりその雇用するイからチまでの障害者である労働者の継続雇用のため、当該措置を行うことが必要であると機構が認めるものに限る。）

イ～ハ　（略）

ニ　その雇用する障害者（障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者（第二十条の二第一項第一号及び第三十四条において「発達障害者」という。）、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するものに限る。第四号ハにおいて同じ。）である労働者の雇入れの日若しくは所定労働時間の延長、配置転換、業務内容の変更若しくは職場復帰（その障害により、一箇月以上の療養及び職場適応措置が必要とされた障害者が休職から復職することをいう。）の日の前日又は第二十条の二第一項第二号の計画に基づく援助が終了した日から起算して六箇月を経過する日までの間における、職場支援員（当該雇用する障害者である労働者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務を行う者であつて、当該業務について相当程度の経験又は能力を有すると機構が認めるものをいう。第四号ハにおいて同じ。）の配置又は委嘱

ホ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二　職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　法第四十九条第一項第四号の二イの社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下この項及び第二十五条の二第一項において「社会福祉法人等」という。）であつて、次に掲げる事業を行うもの（当該事業を適切に行うことができると機構が認めるもの（以下「認定社会福祉法人等」という。）に限る。）

イ　障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害者を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものに限る。）その他職場適応援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。以下この項において同じ。）である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（上級職場適応援助者（次項に規定する上級職場適応援助者をいう。以下この項において同じ。）（訪問型職場適応援助者（第三項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下この項及び次項において同じ。）であるものに限る。

並びに第三号ヘにおいて同じ。）が作成した計画又は社会福祉法人等の訪問型職場適応援助者が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号イにおいて同じ。）の作成に係る事業

ロ～ヘ　（略）

二・三　（略）

2～8　（略）

（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）

第二十二条の二　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、次のいずれにも該当する事業所の事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　当該事業所において、現に雇用されている重度身体障害者（法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以下この号において同じ。）、知的障害者又は精神障害者（以下この項において「重度身体障害者等」という。）である労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者、法第二条第五号に規定する重度知的障害者又は精神障害者を除く。）及び重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である法第七十条に規定する特定短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）の数が十人以上であり、かつ、当該重度身体障害者等である労働者の数の現に雇用されている労働者の数のうちに占める割合が十分の二以上である事業所であること。

二　（略）

2　（略）

第三十四条　法第七十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の厚生労働省令で定めるものに相当する業務は、同欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とする。

発達障害者、高次脳機能障害者及び難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。以下この条において「発達障害者等」という。）	法第四十九条第一項第四号、第七号及び第十一号（同項第四号及び第七号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務
（略）	（略）

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第三条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十四　（略） 十四の二　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に規定する高次脳機能障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） 十五　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十四　（略） （新設） 十五　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保健所長等の指示）	（保健所長等の指示）
第一条の二　法第五条第一項の規定による市町村長に対する保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第十二条第二項において「保健所を設置する市」という。）にあっては都道府県知事。）の指示は、予防接種施行の時期、予防接種の対象者の範囲、予防接種の技術的な実施方法その他必要な事項とする。	**第一条の二**　法第五条第一項の規定による市町村長に対する保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市にあっては都道府県知事。以下同じ。）の指示は、予防接種施行の時期、予防接種の対象者の範囲、予防接種の技術的な実施方法その他必要な事項とする。
（法第六条の二第二項の厚生労働省令で定める方法）	（新設）
第二条の十一　法第六条の二第二項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）の提供を受ける方法とする。	（予防接種に関する記録）
（削る）	**第三条**　市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した当該定期の予防接種等に関する記録を作成し、かつ、これを当該定期の予防接種等を行ったときから五年間保存しなければならない。 一　予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所 二　予防接種を行った年月日 三　予防接種の種類 四　予防接種を行った医師の氏名 五　接種液の接種量 六　接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項 七　予防接種を受けた者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。） 八　前各号に掲げる事項のほか、予防接種の実施に関し必要な事項 2　市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 3　前二項（第一項第四号を除く。）の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種等を行ったとき」とあるのは「定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種等に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けたとき又はその内容を記

（予防接種済証の様式）

第三条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種を行った者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。次項において同じ。）の提供を受けた者」と、「定期の予防接種を受けた者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者」と、前項中「臨時の予防接種を行った者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該臨時の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該臨時の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と、「臨時の予防接種を受けた者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者」とする。

4　（略）

（予防接種に関する記録）

第四条　市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した当該定期の予防接種等に関する記録を作成し、かつ、これを電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）として当該定期の予防接種等を行ったときから当該定期の予防接種等を受けた者が死亡した日の翌日から五年を経過する日までの間保存しなければならない。ただし、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等に関する記録を電磁的記録として保存することが困難な場合においては、当該記録を当該定期の予防接種等を行ったときから五年間保存しなければならない。

一　予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所

二　予防接種を行った年月日

三　予防接種の種類

四　予防接種を行った医師の氏名

五　接種液の接種量

六　接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項

七　予防接種を受けた者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。）

八　前各号に掲げる事項のほか、予防接種の実施に関し必要な事項

（予防接種済証の様式）

第四条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種を行った者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）の提供を受けた者」と、「定期の予防接種を受けた者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者」と、第二項中「臨時の予防接種を行った者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該臨時の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該臨時の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と、「臨時の予防接種を受けた者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者」とする。

4　（略）

（新設）

２　市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

３　前二項（第一項第四号を除く。）の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種等を行ったときは」とあるのは「定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種等に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けたとき又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下この項において同じ。）の提供を受けたときは」と、「定期の予防接種等に関する記録」とあるのは「定期の予防接種等に相当する予防接種に関する記録」と、「電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）」とあるのは「電磁的記録」と、「当該定期の予防接種等を行ったとき」とあるのは「当該定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種等に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けたとき又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けたとき」と、「定期の予防接種等を受けた者」とあるのは「定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者」と、前項中「定期の予防接種等を受けた者」とあるのは「定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者」とする。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構による情報の整理に係る情報の提供）

第七条の三　厚生労働大臣が法第十四条第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構に法第十三条第三項に規定する情報の整理を行わせる場合において、同条第四項によりワクチン製造販売業者（同項に規定するワクチン製造販売業者をいう。以下同じ。）に対し同条第三項に規定する調査を実施するため必要な協力を求めるときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、当該調査を行うため必要な限度において、ワクチン製造販売業者に対し、法第十四条第三項の規定により報告された情報（予防接種を受けた者の氏名及び生年月日を除く。）を提供することができる。

（電磁的記録媒体等による手続）

第十一条の二十七　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

一～二十四　（略）

（予防接種の有効性及び安全性の向上に関する厚生労働大臣の調査等）

第十二条　法第二十三条第二項の規定により、厚生労働大臣に対し第四項各号（第三号を除く。）に掲げる情報を提供する場合には、市町村長又は都道府県知事は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村又は都道府県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならない。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構による情報の整理に係る情報の提供）

第七条の三　厚生労働大臣が法第十四条第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構に法第十三条第三項に規定する情報の整理を行わせる場合において、同条第四項によりワクチン製造販売業者（同項に規定するワクチン製造販売業者をいう。以下この条において同じ。）に対し同条第三項に規定する調査を実施するため必要な協力を求めるときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、当該調査を行うため必要な限度において、ワクチン製造販売業者に対し、法第十四条第三項の規定により報告された情報（予防接種を受けた者の氏名及び生年月日を除く。）を提供することができる。

（電磁的記録媒体等による手続）

第十一条の二十七　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

一～二十四　（略）

第十二条及び第十三条　削除

２　法第二十三条第二項の規定により、厚生労働大臣に対し第四項第三号に掲げる情報を提供する場合においては、市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、当該情報を都道府県の設置する保健所の長（特別区又は保健所を設置する市にあっては、特別区又は当該市の設置する保健所の長）に提供し、当該保健所の長は、当該情報を審査し、都道府県知事に提供するものとする。

３　前項の規定に基づき情報の提供を受けた都道府県知事は、当該情報を審査し、厚生労働大臣に提供するものとする。

４　法第二十三条第二項の厚生労働省令で定める情報は、次のとおりとする。

一　定期の予防接種等の実施状況に関する情報

二　定期の予防接種等を受けようとする者の性別、生年月その他の当該者に関する情報

三　死亡した者に関する性別、生年月、死亡の日、死亡の原因その他の死亡した者に関する情報

５　第一項の規定は、法第二十三条第三項の規定による厚生労働大臣からの求めに応じ、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者が、同条第一項の規定による調査及び研究に必要な情報を提供する場合について準用する。

（法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める者）

第十三条　法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、予防接種等関連情報（同項に規定する予防接種等関連情報をいう。以下同じ。）に係る特定の定期の予防接種等の対象者、当該対象者の保護者、当該対象者に予防接種を行った医師その他の予防接種等関連情報によって識別される特定の個人とする。

（法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める基準）

第十三条の二　法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　予防接種等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　予防接種等関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三　予防接種等関連情報と当該予防接種等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該予防接種等関連情報と当該予防接種等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（新設）

五　前各号に掲げる措置のほか、予防接種等関連情報に含まれる記述等と当該予防接種等関連情報を含む予防接種等関連情報データベース（予防接種等関連情報を含む情報の集合物であって、特定の予防接種等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成する他の予防接種等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該予防接種等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（匿名予防接種等関連情報の提供に係る手続等）

第十三条の三　法第二十四条第一項の規定により匿名予防接種等関連情報（同項に規定する匿名予防接種等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名予防接種等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名予防接種等関連情報の提供の申出をしなければならない。

一　提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　当該匿名予防接種等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七　当該匿名予防接種等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名予防接種等関連情報を特定するために必要な事項

八　当該匿名予防接種等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法

九　当該匿名予防接種等関連情報の利用目的

十　当該匿名予防接種等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報

十一　当該匿名予防接種等関連情報を取り扱う者が第十三条の七第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

（新設）

十二　前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名予防接種等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ　次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項

(1)　提供申出者が公的機関である場合　当該匿名予防接種等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨

(2)　提供申出者が大学その他の研究機関である場合　当該匿名予防接種等関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨

(3)　提供申出者が次条に規定する者である場合　当該匿名予防接種等関連情報の直接の利用目的が第十三条の五第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ　当該匿名予防接種等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ　当該匿名予防接種等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名予防接種等関連情報を利用して作成する成果物の内容

ニ　当該業務の成果物を公表する方法

ホ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

ヘ　第十三条の七に規定する措置として講ずる内容

ト　当該匿名予防接種等関連情報の提供を受ける方法及び年月日

チ　イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

2　提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険法第五十一条の三第一項に規定する書面、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書面又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3　提供申出者は、匿名予防接種等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名予防接種等関連情報を除く。）	同表の下欄に掲げる提供の申出

4　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5　厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名予防接種等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6　前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名予防接種等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7　提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

（法第二十四条第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第十三条の四　法第二十四条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報を規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

（新設）

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三　法人等であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五　前各号に掲げる者のほか、匿名予防接種等関連情報等（匿名予防接種等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第十三条の七第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名予防接種等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（法第二十四条第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第十三条の五　法第二十四条第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　医療分野の研究開発に資する分析であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ　第十三条の七に規定する措置が講じられていること。

二　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。

ハ　前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四　保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

（新設）

五　国民保健の向上に資する業務であって前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

2　提供申出者が行う業務が法第二十四条第二項の規定により匿名予防接種等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（匿名予防接種等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第十三条の六　法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。（新設）

（法第二十七条の厚生労働省令で定める措置）

第十三条の七　法第二十七条の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。（新設）

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　匿名予防接種等関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　匿名予防接種等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　匿名予防接種等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第十三条の四第一号に該当する者

(2)　暴力団員等

(3) 匿名予防接種等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名予防接種等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ　匿名予防接種等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

ニ　匿名予防接種等関連情報を削除し、又は匿名予防接種等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名予防接種等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名予防接種等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五　次に掲げるその他の安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名予防接種等関連情報の安全管理のための必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名予防接種等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

（法第三十一条の厚生労働省令で定める者）

第十三条の八　法第三十一条の厚生労働省令で定める者は、国立健康危機管理研究機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構又は同条に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。　（新設）

（手数料に関する手続）

第十三条の九　厚生労働大臣は、法第二十四条第一項の規定により匿名予防接種等関連情報を提供するときは、匿名予防接種等関連情報利用者（法第二十五条に規定する匿名予防接種等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名予防接種等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第三十二条第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。　（新設）

2　前項の通知を受けた匿名予防接種等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（法第四十四条の厚生労働省令で定める者）

第十三条の十　法第四十四条の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人国民健康保険中央会とする。

（法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者等）

第十三条の十一　法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　厚生労働大臣

二　都道府県知事

三　市町村長

四　保健所長

五　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金

六　連合会

七　病院又は診療所

2　法第五十四条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第三十一条の規定により厚生労働大臣から法第二十三条第一項の規定による調査及び研究並びに法第二十四条第一項の規定による匿名予防接種等関連情報の利用又は提供に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者が、当該事務を行う場合

二　法第五十七条第一項の規定により市町村長又は都道府県知事から同項各号に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者が、当該事務を行う場合

（法第五十七条第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第十三条の十二　法第五十七条第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

附　則

第十七条　第四条第一項の規定に基づき、市町村長が作成した臨時の予防接種に関する記録（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の法附則第七条第一項の規定による予防接種に関するものに限る。）については、第四条第一項の規定にかかわらず、当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から五年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行った市町村長が法第二十三条第二項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。

（新設）

（新設）

附　則

第十七条　第三条第一項の規定に基づき、市町村長が作成した臨時の予防接種に関する記録（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の法附則第七条第一項の規定による予防接種に関するものに限る。）については、第三条第一項の規定にかかわらず、当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から五年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行った市町村長が改正法第六条の規定による改正後の法第二十三条第二項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。

（新設）

様式第一号から第三号までを次のように改める。

様式第一号（第三条第一項関係）

No. ＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿予防接種済証（第　期）（定期）

住　所
氏　名

年　　月　　日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第　　回		年　　月　　日		
第　　回		年　　月　　日		
第　　回		年　　月　　日		
第　　回		年　　月　　日		

年　　月　　日

都道府県
市区町村長　印

※　デジタル形式により出力した予防接種済証を第三者に提供する場合は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）の検証が可能な環境においてのみ効力を有します。

備考　不要の文字は抹消して用いること

様式第二号（第三条第二項関係）

No. ＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿予防接種済証（第　期）（臨時）

住　所
氏　名

年　　月　　日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第　　回		年　　月　　日		
第　　回		年　　月　　日		
第　　回		年　　月　　日		
第　　回		年　　月　　日		

年　　月　　日

都道府県
知事又は市区町村長　　印

※　デジタル形式により出力した予防接種済証を第三者に提供する場合は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）の検証が可能な環境においてのみ効力を有します。

備考　不要の文字は抹消して用いること

様式第三号（第三条第二項関係）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　予防接種済証

Vaccination Certificate of＿＿＿＿＿

姓（旧姓）（別姓）　名（別名）
[Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY―MM―DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号[Passport Number]

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY―MM―DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

証明書発行年月日[Issue Date] (YYYY―MM―DD)

※　デジタル形式により出力した予防接種済証を第三者に提供する場合は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）の検証が可能な環境においてのみ効力を有します。[When a vaccination certificate is issued in digital format and provided to a third party, its validity shall be recognized only in an environment where the electronic signature - defined in Article 2, Paragraph 1 of Act on Electronic Signatures and Certification Business (Act No. 102 of 2000) - can be duly verified.]

備考　不要の文字は抹消して用いること

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第五号において同じ。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三～五　（略） （法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。	（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第五号において同じ。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三～五　（略） （法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
（略）	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四第五項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報	（略）
予防接種法第二十四条第一項に規定する予防接種等関連情報	予防接種法第三十一条の規定により厚生労働大臣から同法第二十三条第一項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
（略）	（略）

2　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等、生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等、予防接種法第三十一条の規定により厚生労働大臣から委託を受けた者が、同法第二十三条第三項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて提供された情報（予

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
（略）	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四第五項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

2　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等とする。

防接種の実施状況に関する情報であって、当該予防接種の対象者に係るものに限る。）を管理するための番号として当該対象者ごとに定めるもの及び同法第五十七条第一項の規定により市町村長又は都道府県知事から同項第一号に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者が、定期の予防接種等の対象者に係る情報を管理するための番号として当該対象者ごとに定めるものとする。

３・４　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等） **第五条の五**　（略） ２　（略） ３　提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。	（匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等） **第五条の五**　（略） ２　（略） ３　提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。
（略）　（略） 児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報（以下「匿名障害児福祉等関連情報」という。）　（略） 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項に規定する匿名予防接種等関連情報（以下「匿名予防接種等関連情報」という。）　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第十三条の三第一項に規定する提供の申出 （略）　（略）	（略）　（略） 児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報（以下「匿名障害児福祉等関連情報」という。）　（略） （新設）　（新設） （略）　（略）
４～７　（略） （法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者） **第五条の六**　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金若しくは資金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一～四　（略）	４～７　（略） （法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者） **第五条の六**　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金若しくは資金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一～四　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により次の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（略）	（略）
（略）	厚生労働大臣
匿名小児慢性特定疾病関連情報	
匿名予防接種等関連情報	
（略）	
（略）	（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第五条の七　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（略）	（略）
匿名障害児福祉等関連情報	（略）
匿名予防接種等関連情報	予防接種法施行規則第十三条の五第一項各号に掲げる業務
（略）	（略）

（法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第五十三条の二　法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　予防接種法第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。）の医療費の支給

二～十三　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～五　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により次の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（略）	（略）
（略）	厚生労働大臣
匿名小児慢性特定疾病関連情報	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第五条の七　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（略）	（略）
匿名障害児福祉等関連情報	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第五十三条の二　法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。）の医療費の支給

二～十三　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～五　（略）

六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合

七～十三　（略）

（健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第百五十六条の二　（略）	**第百五十六条の二**　（略）
2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合	六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
七～十三　（略）	七～十三　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第五条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第百八十八条の二　（略）	**第百八十八条の二**　（略）
2　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合	六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
七～十二　（略）	七～十二　（略）

（生活保護法施行規則の一部改正）

第六条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第二十二条の五　（略）	**第二十二条の五**　（略）
2　法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　（略）	一　（略）

二　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合

三～六　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第七条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第四十四条の二**　（略） ２　法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～五　（略） 六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合 七～十三　（略）	（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第四十四条の二**　（略） ２　法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～五　（略） 六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合 七～十三　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

（経過措置）

２　第一条の規定による改正後の予防接種法施行規則第十二条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、改正法附則第十四条第一項の規定により予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定による予防接種についても適用する。

３　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

４　この省令の施行際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十四号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（傷病手当金の支給の申請） **第八十四条**　法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。 一～八　（略）	（傷病手当金の支給の申請） **第八十四条**　法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。 一～八　（略）

九　労務に服することができなかった期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び同法に規定する被保険者証に記載された保険者の名称

十・十一　（略）

2～8　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条　法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一～八　（略）

九　職務に服することができなかった期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けたときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者証に記載された保険者の名称

十・十一　（略）

2～8　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正前

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条　法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一～八　（略）

九　職務に服することができなかった期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

十・十一　（略）

2～8　（略）

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　市町村又は特別区が被保険者（介護保険法第九条の規定による介護保険の被保険者をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために行う、被保険者、介護サービス事業者（介護保険法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に関する事務 四・五　（略） （法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　（略） ２　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等、生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等及び介護保険法第百十五条の四十七第十項の規定により市町村から同法第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業の実施に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者が被保険者（被保険者であった者を含む。）に係る情報を管理するための番号として当該被保険者ごとに定めるものとする。 ３・４　（略）	（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　市町村又は特別区が被保険者（介護保険法第九条の規定による介護保険の被保険者をいう。以下この号において同じ。）の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために行う、被保険者、介護サービス事業者（介護保険法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に関する事務 四・五　（略） （法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　（略） ２　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等とする。 ３・４　（略）

第四条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（介護保険法施行規則の一部改正）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） **第二十五条**　被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一～三　（略）	（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） **第二十五条**　被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一～三　（略）

四　被保険者番号（法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。以下同じ。）
五　（略）
2　（略）
（負担割合証の交付等）
第二十八条の二　（略）
2・3　（略）
4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、その再交付を申請しなければならない。また、当該申請書に要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行い、その再交付を申請しなければならない。
一　次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　個人番号又は被保険者番号
ハ　（略）
二・三　（略）
5・6　（略）
（氏名変更の届出）
第二十九条　被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　被保険者番号
（住所変更の届出）
第三十条　被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者番号
五　（略）
（世帯変更の届出）
第三十一条　第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があった第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者番号
五　（略）
（資格喪失の届出）
第三十二条　被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～四　（略）
五　被保険者番号

四　被保険者証の番号
五　（略）
2　（略）
（負担割合証の交付等）
第二十八条の二　（略）
2・3　（略）
4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、その再交付を申請しなければならない。また、当該申請書に要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行い、その再交付を申請しなければならない。
一　次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　個人番号又は被保険者証の番号
ハ　（略）
二・三　（略）
5・6　（略）
（氏名変更の届出）
第二十九条　被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　被保険者証の番号
（住所変更の届出）
第三十条　被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者証の番号
五　（略）
（世帯変更の届出）
第三十一条　第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があった第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者証の番号
五　（略）
（資格喪失の届出）
第三十二条　被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～四　（略）
五　被保険者証の番号

（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四　令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該要介護被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二　（略）

２・３　（略）

（高額医療合算介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四の四　法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び被保険者番号

二　当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、生年月日、個人番号及び被保険者番号

三・四　（略）

２～７　（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　被保険者番号

六　（略）

２～10　（略）

（特定入所者の負担限度額に関する特例）

第八十三条の八　（略）

２　前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　被保険者番号

３・４　（略）

（高額介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二　令第二十九条の二の二の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該居宅要支援被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二　（略）

２・３　（略）

（法第百十五条の四十七第十一項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第百四十条の七十二の二　法第百十五条の四十七第十一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四　令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該要介護被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二　（略）

２・３　（略）

（高額医療合算介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四の四　法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号

二　当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号

三・四　（略）

２～７　（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　被保険者証の番号

六　（略）

２～10　（略）

（特定入所者の負担限度額に関する特例）

第八十三条の八　（略）

２　前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　被保険者証の番号

３・４　（略）

（高額介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二　令第二十九条の二の二の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該居宅要支援被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二　（略）

２・３　（略）

（新設）

（会議）

第百四十条の七十二の二　（略）

一～六　（略）

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析）

第百四十条の七十二の五　（略）

2～5　（略）

6　法第百十八条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会又は公益社団法人国民健康保険中央会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録媒体を提出する方法により提出しなければならない。

7　前項の規定は、法第百十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県、市町村、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者が、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（以下「介護保険等関連情報」という。）を提供する場合について準用する。この場合において、前項中「市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会又は公益社団法人国民健康保険中央会が使用する電子計算機」とあるのは、「都道府県若しくは市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機又は介護サービス事業者若しくは特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者が使用する電子計算機と厚生労働省が使用する電子計算機」と読み替えるものとする。

8　第六項の規定は、法第百十八条の二第四項に規定する市町村からの求めに応じ、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者が、同条第一項第三号に掲げる事項に関する情報を提供する場合について準用する。この場合において、第六項中「市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会又は」とあるのは、「介護サービス事業者又は特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と」と読み替えるものとする。

（匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等）

第百四十条の七十二の九　（略）

2　提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険法第五十一条の三第一項に規定する書面、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。）第二十五条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書面又は地方公務員等共済組合法（昭

（会議）

第百四十条の七十二の二　（略）

一～六　（略）

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析）

第百四十条の七十二の五　（略）

2～5　（略）

6　法第百十八条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録媒体を提出する方法により提出しなければならない。

7　前項の規定は、法第百十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県、市町村、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者が、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（以下「介護保険等関連情報」という。）を提供する場合について準用する。この場合において、前項中「市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機」とあるのは、「都道府県若しくは市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機又は介護サービス事業者若しくは特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者が使用する電子計算機と厚生労働省が使用する電子計算機」と読み替えるものとする。

（新設）

（匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等）

第百四十条の七十二の九　（略）

2　提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険法第五十一条の三第一項に規定する書面、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。）第二十五条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規定する

和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　（略）

3～7　（略）

（保険料納付原簿の記載事項）

第百五十九条　法第百四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一号被保険者の被保険者番号

三・四　（略）

2　（略）

（事業の実施の状況の報告）

第百六十五条の二の二　法第百九十七条の二の規定による報告は、毎月の事業の実施の状況（法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六条第七項、法第四十八条第七項、法第五十一条の三第八項、法第五十三条第七項、法第五十四条の二第九項、法第五十八条第七項及び法第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から審査及び支払に関する事務の委託を受けている国民健康保険団体連合会又は国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）から厚生労働大臣に提出があった事項を除く。）を記載した報告書を翌月十五日までに都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（法第二百一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百六十五条の二の三　法第二百一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　厚生労働大臣

二　市町村

三　都道府県

四　介護保険事業又は当該事業に関連する事務を行う一部事務組合及び広域連合

五　地域包括支援センター

六　介護支援専門員

七　介護サービス事業者

八　特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者

九　法第百八十四条に規定する保険審査会

十　社会福祉法人

十一　国民健康保険団体連合会

十二　指定法人

十三　法の規定により第一号、第二号、第三号、第五号又は第十一号に掲げる者から介護保険事業又は当該事業に関連する事務の委託を受けた者

書面又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　（略）

3～7　（略）

（保険料納付原簿の記載事項）

第百五十九条　法第百四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一号被保険者の被保険者証の番号

三・四　（略）

2　（略）

（事業の実施の状況の報告）

第百六十五条の二の二　法第百九十七条の二の規定による報告は、毎月の事業の実施の状況（法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六条第七項、法第四十八条第七項、法第五十一条の三第八項、法第五十三条第七項、法第五十四条の二第九項、法第五十八条第七項及び法第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から審査及び支払に関する事務の委託を受けている国民健康保険団体連合会又は国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人から厚生労働大臣に提出があった事項を除く。）を記載した報告書を翌月十五日までに都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（新設）

2　法第二百一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　保険者から委託を受けた者が、当該委託を受けた介護保険事業に関連する事務を行う場合

二　被保険者の同意を得た者又は被保険者の委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた市町村に対する申請その他の行為を行う場合

三　介護サービス事業者若しくは特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者から同意又は介護サービス事業者若しくは特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた市町村に対する保険給付等に係る請求その他の行為を行う場合

四　高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者又は健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会が、医療保険各法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

五　市町村が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

六　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

八　法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ　国の行政機関（前項第一号に掲げる者を除く。）及び地方公共団体（前項第二号から第四号に掲げる者を除く。）　保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査

ロ　大学その他の研究機関　国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究

ハ　民間事業者　介護分野の調査研究に関する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

（年金保険者の市町村に対する通知）

第百六十五条の四の二　（略）

2～13　（略）

14　年金保険者（地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。次項において同じ。）を除く。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、指定法人及び国民健康保険団体連合会の順に経由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

15～17　（略）

（年金保険者の市町村に対する通知）

第百六十五条の四の二　（略）

2～13　（略）

14　年金保険者（地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。次項において同じ。）を除く。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び国民健康保険団体連合会の順に経由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

15～17　（略）

附　則

（令附則第二十一条第一項第三号に規定する収入の申請）

第三十三条　被保険者が令附則第二十一条第一項第三号に規定する収入の合計額が五百二十万円（当該被保険者が属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たないことを申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者番号

（令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請）

第三十五条　令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村（同項に規定する基準日市町村をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二　（略）

２～４　（略）

第三十六条　令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二～四　（略）

２～５　（略）

（令附則第二十二条第一項第三号に規定する収入の申請）

第三十八条　被保険者が令附則第二十二条第一項第三号に規定する収入の合計額が五百二十万円（当該被保険者が属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たないことを申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者番号

（令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の支給の申請）

第四十条　令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二　（略）

２～４　（略）

附　則

（令附則第二十一条第一項第三号に規定する収入の申請）

第三十三条　被保険者が令附則第二十一条第一項第三号に規定する収入の合計額が五百二十万円（当該被保険者が属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たないことを申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者証の番号

（令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請）

第三十五条　令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村（同項に規定する基準日市町村をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二　（略）

２～４　（略）

第三十六条　令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二～四　（略）

２～５　（略）

（令附則第二十二条第一項第三号に規定する収入の申請）

第三十八条　被保険者が令附則第二十二条第一項第三号に規定する収入の合計額が五百二十万円（当該被保険者が属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たないことを申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者証の番号

（令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の支給の申請）

第四十条　令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二　（略）

２～４　（略）

第四十一条　令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二～四　（略）

２～５　（略）

（社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五条　社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十一年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経理原則） **第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百六十条第一項各号に掲げる業務（以下「介護保険関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 （勘定区分） **第二条**　法第百六十四条の特別の会計（介護保険関係業務に係る経理に限る。以下「介護保険特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。 ２　支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　（略） 二　介護保険関係業務に関する事務の処理に係る経理 （予算の添付書類） **第六条**　支払基金は、法第百六十五条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　支払基金は、法第百六十五条第一項後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 （事業計画及び資金計画） **第十条**　法第百六十五条第一項の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　法第百六十五条第一項の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ３　支払基金は、法第百六十五条第一項後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（経理原則） **第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百六十条第二項に規定する介護保険関係業務（以下「介護保険関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 （勘定区分） **第二条**　法第百六十四条の特別の会計（以下「介護保険特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。 ２　支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　（略） 二　法第百六十条第一項各号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理 （予算の添付書類） **第六条**　支払基金は、法第百六十五条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　支払基金は、法第百六十五条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 （事業計画及び資金計画） **第十条**　法第百六十五条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　法第百六十五条の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ３　支払基金は、法第百六十五条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第四十一条　令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二～四　（略）

２～５　（略）

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部改正）

第六条　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項の表中「その他の生活支援サービス費」を「その他生活支援サービス費」に改める。

様式第一の二を次のように改める。

様式第一の二（附則第二条関係）

令和			年			月分

介護予防・日常生活支援総合事業費
請求書

保　険　者

（別　記）殿

下記のとおり請求します。　　令和　　年　　月　　日

事業所番号		
請求事業所	名　称	
	所在地	〒　－
	連絡先	

事業費請求

区分	サービス費用					
	件数	単位数	費用合計	事業費請求額	公費請求額	利用者負担
訪問型サービス費・通所型サービス費・その他生活支援サービス費						
介護予防ケアマネジメント費						
合　計						

公費請求

区　分		サービス費用			
		件数	単位数	費用合計	公費請求額
12	生　保 訪問型サービス費・通所型サービス費・その他生活支援サービス費				
	生　保 介護予防ケアマネジメント費				
81	被爆者助成				
58	障害者・支援措置（全額免除）				
25	中国残留邦人等				
合　計					

様式第一の三を次のように改める。

様式第二の三（附則第二条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他生活支援サービス費）

公費負担者番号								
公費受給者番号								

令和			年			月分
保険者番号						

被保険者				請求事業者		
被保険者番号					事業所番号	
（フリガナ）					事業所名称	
氏名					所在地	〒　－
生年月日	1．明治　2．大正　3．昭和　年　月　日	性別	1．男　2．女			
要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2 （継続利用の場合　要介護1・2・3・4・5）				連絡先	電話番号
認定有効期間	1．平成 2．令和　年　月　日　から 令和　年　月　日　まで					

介護予防サービス計画等	1．居宅介護支援事業者作成（継続利用の場合のみ）　3．介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成			
	事業所番号		事業所名称	

開始年月日	令和　年　月　日	中止年月日	令和　年　月　日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称					
③サービス実日数	日	日	日	日	
④計画単位数					
⑤限度額管理対象単位数					
⑥限度額管理対象外単位数					給付率（／100）
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥					事業
⑧公費分単位数					公費
⑨単位数単価	円／単位	円／単位	円／単位	円／単位	合計
⑩事業費請求額					
⑪利用者負担額					
⑫公費請求額					
⑬公費分本人負担					

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率　％	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

枚中	枚目

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第七条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九十条第一項の規定による支給の申請等） **第三十条**　法第九十条第一項の規定による支給を受けようとする被災介護保険被保険者（同項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　介護保険法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号 ２～９　（略）	（法第九十条第一項の規定による支給の申請等） **第三十条**　法第九十条第一項の規定による支給を受けようとする被災介護保険被保険者（同項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十六条第一項の被保険者証の番号 ２～９　（略）

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行規則の臨時特例に関する省令の一部改正）

第八条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行規則の臨時特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村の認定） **第二条**　前条各項の規定による市町村の認定を受けようとする者は、それぞれ、次に掲げる事項（同条第二項の規定による市町村の認定を受けようとする者にあっては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号 ２～４　（略）	（市町村の認定） **第二条**　前条各項の規定による市町村の認定を受けようとする者は、それぞれ、次に掲げる事項（同条第二項の規定による市町村の認定を受けようとする者にあっては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　被保険者証の番号 ２～４　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第九条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和八年厚生労働省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第五号において同じ。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三～五　（略）	（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第五号において同じ。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三～五　（略）

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等）

第八条　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
（略）	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四第五項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報	（略）
予防接種法第二十四条第一項に規定する予防接種等関連情報	予防接種法第三十一条の規定により厚生労働大臣から同法第二十三条第一項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
（略）	（略）

2　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等、生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等、予防接種法第三十一条の規定により厚生労働大臣から委託を受けた者が、同法第二十三条第三項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて提供された情報（予防接種の実施状況に関する情報であって、当該予防接種の対象者に係るものに限る。）を管理するための番号として当該対象者ごとに定めるもの及び同法第五十七条第一項の規定により市町村長又は都道府県知事から同項第一号に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者が、定期の予防接種等の対象者に係る情報を管理するための番号として当該対象者ごとに定めるもの並びに介護保険法第百十五条の四十七第十項の規定により市町村から同法第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業の実施に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者が被保険者（被保険者であった者を含む。）に係る情報を管理するための番号として当該被保険者ごとに定めるものとする。

3・4　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第六条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等）

第八条　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
（略）	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四第五項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

2　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等、生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等及び介護保険法第百十五条の四十七第十項の規定により市町村から同法第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業の実施に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者が被保険者（被保険者であった者を含む。）に係る情報を管理するための番号として当該被保険者ごとに定めるものとする。

3・4　（略）

○厚生労働省令第五十五号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第六十八号）の施行に伴い、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の三、第六十九条の四第一項及び第六十九条の五、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十四の二第三項並びに第五条の十四の三第一項第二号及び第三号並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに医療法を実施するため、医療法施行規則及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行規則及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章の四　（略）	第一章～第四章の四　（略）
第五章　医療法人	第五章　医療法人
第一節～第九節　（略）	第一節～第九節　（略）
第十節　医療法人に関する情報の調査及び分析等（第三十八条の三―第三十九条の二の十二）	第十節　医療法人に関する情報の調査及び分析等（第三十八条の三―第三十九条）
第六章　地域医療連携推進法人（第三十九条の二の十三―第三十九条の三十）	第六章　地域医療連携推進法人（第三十九条の二―第三十九条の三十）
第七章　（略）	第七章　（略）
附則	附則
第一条の十四　（略）	**第一条の十四**　（略）
2～12　（略）	2～12　（略）
13　法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第十項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十一項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制（以下「医療提供体制」という。）の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）のうち、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。	13　法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第十項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十一項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）のうち、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。
第三十九条　（略）	**第三十九条**　（略）
（委託による統計の作成等に係る手続等）	（新設）
第三十九条の二　法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣（厚生労働大臣が法第六十九条の七の規定により独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に法第六十九条の三の規定による同条の統計の作成等（以下「統計の作成等」という。）又は法第六十九条の四第一項の規	

定による医療法人情報（法第六十九条の二第三項に規定する「医療法人情報」をいう。以下同じ。）の提供に係る事務の全部を委託するときは、機構。以下この節において同じ。）に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、委託の申出をするものとする。

一　委託申出者が国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体（以下「公的機関」という。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（第三十九条の六の見出しを除き、以下「法人等」という。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　委託申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　委託申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　統計の作成等に必要となる医療法人情報に係る年次その他の当該医療法人情報を特定するために必要な事項

七　委託に係る統計の作成等の内容

八　統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。以下同じ。）の利用目的

九　統計の作成等の委託をする者が第三十九条の二の三第二項各号に掲げる者に該当しない旨

十　前各号に掲げるもののほか、第三十九条の二の三第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　第三十九条の二の三第一項第一号に該当する申出　次に掲げる事項

(1)　統計成果物の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(2)　研究の成果を公表する方法

(3)　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

(4)　統計成果物の提供を受ける方法及び年月日

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

ロ　第三十九条の二の三第一項第二号に該当する申出　次に掲げる事項
(1)　統計成果物の直接の利用目的が教育（第三十九条の二の三第一項第二号イに掲げる学校における教育に限る。）である旨
(2)　統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに当該統計成果物を授業科目で利用する必要性及び期間
(3)　授業科目の実施結果を公表する方法
(4)　イ(3)及び(4)に掲げる事項
(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
ハ　第三十九条の二の三第一項第三号に該当する申出　次に掲げる事項
(1)　統計成果物が医療提供体制の確保に資する旨及びその内容
(2)　統計成果物を利用して行う事業等の名称、必要性、内容及び実施期間
(3)　統計成果物を利用して行つた事業等の内容を公表する方法
(4)　イ(3)及び(4)に掲げる事項
(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

2　委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
一　委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
二　代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

4　委託申出者は、第一項の規定により提出した委託申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

第三十九条の二の二　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3　前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（新設）

（医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成及び統計的研究）

第三十九条の二の三　法第六十九条の三の医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究は、次の各号に掲げるものとする。

一　学術研究の発展に資すると認められる統計の作成及び統計的研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ　統計成果物を研究の用に供すること。

ロ　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1)　統計成果物を利用して行つた研究の成果が公表されること。

(2)　統計成果物及びこれを用いて行つた研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

二　教育の発展に資すると認められる統計の作成及び統計的研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ　統計成果物を学校教育法第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する一般課程を除く。）における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　統計成果物を利用して行つた教育内容が公表されること。

ハ　前号ハに掲げる要件に該当すること。

三　医療提供体制の確保に係る統計の作成及び統計的研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ　統計成果物を研究の用に供することにより、医療提供体制の確保に資すると認められるもの

ロ　統計成果物を利用して行つた事業等の内容が公表されること。

ハ　第一号ハに掲げる要件に該当すること。

2　前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当しない者とする。

一　法、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三　法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五　前各号に掲げる者のほか、医療法人情報を利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

第三十九条の二の四　統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行つた研究、教育又は事業等が終了したときは、遅滞なく、当該研究の成果、教育内容の概要又は事業等内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

（新設）

（新設）

２　統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第三十九条の二第一項第八号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、厚生労働大臣の同意を得たとき又は前条第一項第一号の場合において当該統計成果物を用いて行つた研究の終了後に当該統計成果物が公表されたときは、この限りでない。

（法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に係る手続等）

第三十九条の二の五　法第六十九条の四第一項の規定により厚生労働大臣に医療法人情報の提供を依頼しようとする者（以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該医療法人情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、医療法人情報の提供の依頼の申出をするものとする。

一　提供申出者が公的機関であるときは、第三十九条の二第一項第一号イ及びロに掲げる事項

二　提供申出者が法人等であるときは、第三十九条の二第一項第二号イ及びロに掲げる事項

三　提供申出者が個人であるときは、第三十九条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項

四　提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によつて申出をするときは、第三十九条の二第一項第五号イ及びロに掲げる事項

六　医療法人情報に係る年次その他の当該医療法人情報を特定するために必要な事項

七　医療法人情報の利用場所

八　医療法人情報の利用目的

九　当該医療法人情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限度である旨及びその判断の根拠となる情報

十　医療法人情報を取り扱う者が次のいずれにも該当しない旨

イ　第三十九条の二の三第二項第一号から第四号までに掲げる者

ロ　イに掲げる者のほか、医療法人情報を利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により医療法人情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

十一　前各号に掲げるもののほか、医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有することを確認するために厚生労働大臣が特に必要と認める事項

２　提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

（新設）

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

4　提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

（新設）

第三十九条の二の六　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る医療法人情報の提供を行う旨並びに当該医療法人情報の提供に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る医療法人情報の提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が定める医療法人情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3　前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（法第六十九条の五の厚生労働省令で定める措置）

（新設）

第三十九条の二の七　法第六十九条の五の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一　統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）第十一条第一項第一号に規定する公的機関等（厚生労働省を除く。）　次に掲げる措置

イ　組織的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(2)　医療法人情報に係る管理簿を整備すること。

(3)　医療法人情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(4)　医療法人情報を取り扱う者以外の者が、医療法人情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(5)　医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ　人的管理措置として医療法人情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ　物理的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。

(2)　医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

(3)　医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4)　医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ　技術的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二号ニ(2)及び第三号ロ(2)において同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

(1) 医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(2) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

二 法人等（前号に掲げる者を除く。）次に掲げる措置

イ 組織的管理措置

(1) 医療法人情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

(2) 医療法人情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(3) 医療法人情報に係る管理簿を整備すること。

(4) 医療法人情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(5) 医療法人情報を取り扱う者以外の者が、医療法人情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(6) 医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ 人的管理措置

(1) 医療法人情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i) 法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(ii) 暴力団員等

(iii) 医療法人情報を利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により医療法人情報を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(2) 医療法人情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ 物理的管理措置

(1) 医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。

(2) 医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。

(3) 医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4) 医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ 技術的管理措置

(1) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ　その他の管理措置

(1)　医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(2)　(1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　前二号に掲げる者以外の者　次に掲げる措置

イ　物理的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。

(2)　医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。

(3)　医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4)　医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ロ　技術的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　その他の管理措置

(1)　医療法人情報の提供を受けた者が、医療法人情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること。

(2)　医療法人情報に係る管理簿を整備すること。

(3)　医療法人情報の提供を受けた者以外の者が、医療法人情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(4)　医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。

(5)　医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(6)　(5)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（令第五条の十四の二第三項の厚生労働省令で定める書面）

第三十九条の二の八　令第五条の十四の二第三項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める業務）

第三十九条の二の九　令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める業務は、法第六十九条の三に規定する統計及び統計的研究又は医療法人情報を利用して行う業務であつて、良質かつ適切な医療の効率的な提供に特に資すると厚生労働大臣が認めるものとする。

（新設）

（新設）

（令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等）

第三十九条の二の十　令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。

一　独立行政法人経済産業研究所

二　国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人

三　地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人

四　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（学校教育法第一条に規定する大学を設置するものに限る。）

五　地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人（第三号に掲げるものを除く。）

六　公益社団法人日本医師会

七　公益社団法人日本歯科医師会

八　公益社団法人日本薬剤師会

九　公益社団法人日本看護協会

十　前各号に掲げる者のほか、良質かつ適切な医療の効率的な提供に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者

（令第五条の十四の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第三十九条の二の十一　令第五条の十四の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金若しくは資金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて法第六十九条の三に規定する統計の作成及び統計的研究の委託又は法第六十九条の四第一項に規定する相当の公益性を有する調査、学術研究若しくは分析を行う個人とする。

（手数料の減免に関する手続）

第三十九条の二の十二　厚生労働大臣は、法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者から令第五条の十四の三第六項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定による手数料の減額又は免除の許否を決定し、当該者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、前項中「令第五条の十四の三第六項」とあるのは「令第五条の十四の三第七項において読み替えて準用する同条第六項」と、「同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定」と読み替えるものとする。

第三十九条の二の十三　（略）

（大都市の特例）

第四十三条の三　令第五条の二十三の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで、第九条の十五の二、

（新設）

（新設）

第三十九条の二　（略）

（大都市の特例）

第四十三条の三　令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条か

第二十三条、第四十八条の二、第五十条、第五十一条の二、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十四条の二並びに第五十五条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の四、第五十二条の二第二項、第五十三条の二第二項、第五十四条の二第二項並びに第五十五条の二第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十三条、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十五条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と読み替えるものとする。

（独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部改正）

第二条　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第二条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） 十二　機構法第十二条第一項第十二号に規定する統計の作成等及び医療法人情報の提供に関する業務に関する事項 十三～十五　（略）	（業務方法書の記載事項） **第二条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） （新設） 十二～十四　（略）

附　則

この省令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第五十六号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（建設・個人事業者安全対策室） **第三十七条**　安全課に、建設・個人事業者安全対策室を置く。 ２　建設・個人事業者安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　前二号に掲げるもののほか、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う個人事業者に係る産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。 ３　建設・個人事業者安全対策室に、室長を置く。 （企画調整主幹及び統括研究官） **第五百三十八条**　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び統括研究官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２・３　（略）	（建設安全対策室） **第三十七条**　安全課に、建設安全対策室を置く。 ２　建設安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） （新設） ３　建設安全対策室に、室長を置く。 （企画調整主幹及び統括研究官） **第五百三十八条**　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２・３　（略）

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の七部並びに保健医療情報政策研究センター、保健医療経済評価研究センター及び防災・公衆衛生レジリエンス研究センターを置く。

総務部

疫学・統計研究部

公衆衛生政策研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

建築・施設管理研究部

（削る）

第五百五十条　削除

（防災・公衆衛生レジリエンス研究センターの所掌事務）

第五百五十三条　防災・公衆衛生レジリエンス研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、災害及び健康危機時における保健医療等に関する技術的支援並びにこれに関連する評価に係るものをつかさどる。

第五百五十四条から第五百六十条まで　削除

（次長）

第七百二十七条の四　麻薬取締部（関東信越厚生局に限る。）に、次長を置く。

2　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一・二　（略）

三　関東信越厚生局及び近畿厚生局　密輸・広域事犯管理官一人

四・五　（略）

（調査総務調整官及び再乱用防止対策官）

第七百三十条の六　関東信越厚生局の調査総務課に調査総務調整官二人及び再乱用防止対策官一人を置く。

2　（略）

3　再乱用防止対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（薬物使用に係るものに限る。）を犯した者の再犯の防止に関する事務を行う。

（密輸対策官）

第七百三十四条の七　関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官二人を置く。

2　（略）

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の八部並びに保健医療情報政策研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

総務部

疫学・統計研究部

公衆衛生政策研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

建築・施設管理研究部

健康危機管理研究部

（健康危機管理研究部の所掌事務）

第五百五十条　健康危機管理研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、健康危機管理に係るものをつかさどる。

（新設）

第五百五十三条から第五百六十条まで　削除

（次長）

第七百二十七条の四　麻薬取締部（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）に、次長を置く。

2　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一・二　（略）

三　関東信越厚生局　密輸・広域事犯管理官一人

四・五　（略）

（調査総務調整官）

第七百三十条の六　関東信越厚生局の調査総務課に調査総務調整官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（密輸対策官）

第七百三十四条の七　関東信越厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官二人を、近畿厚生局の密輸対策課に密輸対策官三人を置く。

2　（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び主任ＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び主任ＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

２～４　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
広島検疫所徳島小松島出張所	小松島市小松島町
広島検疫所徳島空港出張所	徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野
広島検疫所坂出出張所	坂出市入船町

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
北海道	（略）	（略）	（略）
	滝川	滝川市	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益、空知郡のうち奈井江町、上砂川町、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡（旭川労働基準監督署の管轄区域を除く。）
	（略）	（略）	（略）
茨城	（略）	（略）	（略）
	常総	常総市	常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
北海道	（略）	（略）	（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び主任ＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官二人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び主任ＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

２～４　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
広島検疫所徳島小松島出張所（新設）	小松島市小松島町（新設）
広島検疫所坂出出張所	坂出市入船町

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
北海道	（略）	（略）	（略）
	滝川	滝川市	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡のうち奈井江町、上砂川町、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡（旭川労働基準監督署の管轄区域を除く。）
	（略）	（略）	（略）
茨城	（略）	（略）	（略）
	常総	常総市	常総市、守谷市、板東市、つくばみらい市
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
北海道	（略）	（略）	（略）

滝川（（深川））（砂川）	（略）	（略）	（略）
滝川市（（深川市））（砂川市）	（略）	（略）	（略）
芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益、空知郡（旭川公共職業安定所及び岩見沢公共職業安定所の管轄区域を除く。）、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡（旭川公共職業安定所の管轄区域を除く。）	（略）	（略）	（略）
茨城			
（略）	（略）	（略）	（略）
常総	（略）	（略）	（略）
常総市	（略）	（略）	（略）
常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第三項第二号、第十七条（同法第二十条の七第二項及び第二十二条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の二（同法第二十条の九第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第三十七条及び第四十九条の四、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十八条の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（葬祭料の額）	（葬祭料の額）
第十七条　葬祭料の額は、三十三万円に給付基礎日額（法第八条第一項の算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に当該葬祭料を支給すべき事由が生じた場合にあつては、当該葬祭料を法第十六条の六第一項第一号の遺族補償一時金とみなして法第八条の四の規定を適用したときに得られる給付基礎日額に相当する額。以下この条において同じ。）の三十日分を加えた額（その額が給付基礎日額の六十日分に満たない場合には、給付基礎日額の六十日分）とする。	**第十七条**　葬祭料の額は、三十一万五千円に給付基礎日額（法第八条第一項の算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に当該葬祭料を支給すべき事由が生じた場合にあつては、当該葬祭料を法第十六条の六第一項第一号の遺族補償一時金とみなして法第八条の四の規定を適用したときに得られる給付基礎日額に相当する額。以下この条において同じ。）の三十日分を加えた額（その額が給付基礎日額の六十日分に満たない場合には、給付基礎日額の六十日分）とする。

滝川（（深川））（砂川）	（略）	（略）	（略）
滝川市（（深川市））（砂川市）	（略）	（略）	（略）
芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡（旭川公共職業安定所及び岩見沢公共職業安定所の管轄区域を除く。）、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡（旭川公共職業安定所の管轄区域を除く。）	（略）	（略）	（略）
茨城			
（略）	（略）	（略）	（略）
常総	（略）	（略）	（略）
常総市	（略）	（略）	（略）
常総市、守谷市、板東市、つくばみらい市	（略）	（略）	（略）

（介護補償給付の額）

第十八条の三の四　介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が九万七百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　九万七百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が九万七百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

２　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十八万六千五十円」とあるのは「九万二千九百八十円」と、「九万七百九十円」とあるのは「四万五千四百円」と読み替えるものとする。

（労災就学援護費）

第三十三条　（略）

２　労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有するものと都道府県労働局長が認める者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者若しくは前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有するものと都道府県労働局長が認める者を対象とする教育訓練等を受ける者　対象者一人につき月額二万一千円（ただし、通信による教育を行う課程に在学する者にあつては、一人につき月額一万八千円）

四　大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者又は公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、高度職業訓練を受ける者若しくは前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。）　対象者一人につき月額三万九千円（ただし、通信による教育を行う課程に在学する者にあつては、一人につき月額三万円）

３　（略）

第四十六条の二十　（略）

２～６　（略）

７　前項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうち複数事業労働者に関し支給する葬祭料、複数事業労働者葬祭給付又は葬祭給付の額に係る第十七条（第十八条の三の十三及び第十八条の十一において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十七条中「三十三万円」に給

（介護補償給付の額）

第十八条の三の四　介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が八万五千四百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　八万五千四百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

２　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十八万六千五十円」とあるのは「九万二千九百八十円」と、「八万五千四百九十円」とあるのは「四万二千七百円」と読み替えるものとする。

（労災就学援護費）

第三十三条　（略）

２　労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有するものと都道府県労働局長が認める者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者若しくは前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有するものと都道府県労働局長が認める者を対象とする教育訓練等を受ける者　対象者一人につき月額二万円（ただし、通信による教育を行う課程に在学する者にあつては、一人につき月額一万七千円）

四　大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、高度職業訓練を受ける者若しくは前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。）　対象者一人につき月額三万九千円（ただし、通信による教育を行う課程に在学する者にあつては、一人につき月額三万円）

３　（略）

第四十六条の二十　（略）

２～６　（略）

７　前項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうち複数事業労働者に関し支給する葬祭料、複数事業労働者葬祭給付又は葬祭給付の額に係る第十七条（第十八条の三の十三及び第十八条の十一において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十七条中「三十一万五千円

付基礎日額」とあるのは「三十三万円に給付基礎日額（第九条の二の二の規定により算定した給付基礎日額（法第三十三条第一号及び第二号に掲げる事業でない事業に係る給付基礎日額に限る。）及び第四十六条の二十第一項の給付基礎日額（二以上の事業において法第三十三条に掲げる者である場合にあつては、各事業における第四十六条の二十第一項に掲げる給付基礎日額に相当する額の合算額）の合算額）」と、「法第八条の四」とあるのは「第四十六条の二十第五項」と、「六十日分」とする」とあるのは「六十日分」とし、法第八条の五の規定の例による」とする。

8～10　（略）

別表第二　傷病等級表（第十八条、第三十六条関係）

傷病等級	給付の内容	障害の状態
（略）	（略）	（略）
第二級	同二七七日分	一～三　（略） 四　両上肢を手関節以上で失つたもの 五・六　（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護料）	（介護料）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき九万七百九十円、六万八千九十円又は四万五千四百円とする。	3　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき八万五千四百九十円、六万四千九十円又は四万二千七百円とする。
4　（略）	4　（略）

（労働基準法施行規則の一部改正）

第三条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第四十条関係） 身体障害等級表	**別表第二**（第四十条関係） 身体障害等級表
等級　身体障害	等級　身体障害
（略）　（略）	（略）　（略）

に給付基礎日額」とあるのは「三十一万五千円に給付基礎日額（第九条の二の二の規定により算定した給付基礎日額（法第三十三条第一号及び第二号に掲げる事業でない事業に係る給付基礎日額に限る。）及び第四十六条の二十第一項の給付基礎日額（二以上の事業において法第三十三条に掲げる者である場合にあつては、各事業における第四十六条の二十第一項に掲げる給付基礎日額に相当する額の合算額）の合算額）」と、「法第八条の四」とあるのは「第四十六条の二十第五項」と、「六十日分」とする」とあるのは「六十日分」とし、法第八条の五の規定の例による」とする。

8～10　（略）

別表第二　傷病等級表（第十八条、第三十六条関係）

傷病等級	給付の内容	障害の状態
（略）	（略）	（略）
第二級	同二七七日分	一～三　（略） 四　両上肢を腕関節以上で失つたもの 五・六　（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

第二級 （労働基準法第十二条の平均賃金の一一九〇日分）	一～二の三　（略） 三　両上肢を手関節以上で失つたもの 四　（略）
（略）	（略）
第五級 （労働基準法第十二条の平均賃金の七九〇日分）	一～一の三　（略） 二　一上肢を手関節以上で失つたもの 三～六　（略）
（略）	（略）

備考　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に支給すべき事由の生じた労働者災害補償保険法の規定による葬祭料、複数事業労働者葬祭給付及び葬祭給付の額については、なお従前の例による。

第三条　令和八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

第四条　令和八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法の規定による労災就学援護費の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十八号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十八条第一項第九号並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十三条第七項第一号及び第十七条に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十八条第一項第三号ただし書の厚生労働省令で定める補正方法） **第八十三条**　令第十八条第一項第三号ただし書の基礎控除後の総所得金額等（同号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下この項、次項及び第八十五条において同じ。）の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び令第十八条第一項第二号に規定する被保険者均等割額の合計額（以下「補正前の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額（同項第七号の額をいう。次項において同じ。）を上回る被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を減額して行うものとする。 ２　前項の均衡所得割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額を所得割額（令第十八条第一項第三号に規定する所得割額をいう。次条において同じ。）として算定した被保険者に対する補正前の基礎賦課額（当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を超える場合には、当該被保険者に対する基礎賦課額を基礎賦課限度額として計算した基礎賦課額）の総額のうち被保険者に係る所得割総額（令第十八条第三項第三号に規定する所得割総額をいう。以下この項において同じ。）が、同条第三項第一号に規定する基礎賦課総額のうち所得割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。	（令第十八条第一項第二号ただし書の厚生労働省令で定める補正方法） **第八十三条**　令第十八条第一項第二号ただし書の基礎控除後の総所得金額等（同号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び同項第一号に規定する被保険者均等割額の合計額（以下「補正前の保険料の賦課額」という。）が賦課限度額（同項第六号の額をいう。次項において同じ。）を上回る被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を減額して行うものとする。 ２　前項の均衡所得割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額を所得割額（令第十八条第一項第二号に規定する所得割額をいう。以下同じ。）として算定した被保険者に対する補正前の保険料の賦課額（当該賦課額が賦課限度額を超える場合には、当該被保険者に対する保険料の賦課額を賦課限度額として計算した賦課額）の総額のうち被保険者に係る所得割総額（同条第三項第三号に規定する所得割総額をいう。以下同じ。）が、同条第三項第一号に規定する賦課総額のうち所得割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（特定地域被保険者に対して課される所得割額の算定方法）

第八十四条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第三号イの特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者（令第十八条第一項各号列記以外の部分に規定する特定地域被保険者をいう。以下同じ。）に対して課される所得割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、令第十八条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる所得割額の合計額等を勘案するものとする。

（基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額の算定方法）

第八十五条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第三号ロの特定期間における各年度の基礎賦課額に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における基礎賦課額に係る過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

（被保険者均等割額の算定方法）

第八十六条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第五号の特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、同条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる被保険者均等割額の合計額等を勘案するものとする。

2　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第五号の特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における被保険者の数等を勘案するものとする。

（令第十八条第一項第九号ただし書の厚生労働省令で定める補正方法）

第八十六条の二　令第十八条第一項第九号ただし書の基礎控除後の総所得金額等（同号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下この項、次項及び次条において同じ。）の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び令第十八条第一項第八号に規定する被保険者均等割額の合計額（以下「補正前の子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）が子ども・子育て支援納付金賦課限度額（同項第十三号の額をいう。次項において同じ。）を上回る被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を減額して行うものとする。

2　前項の均衡所得割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額を所得割額（令第十八条第一項第八号に規定する所得割額をいう。）として算定した被保険者に対する補正前の子ども・子育て支援納付金賦課額（当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該被保険者に対する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を子ども・子育て支援納付金賦課限度額として計算した子ども・子育て支援納付金賦課額）の総額のうち被保険者に係る所得割総額（同条第四項第二号に規定する所得割総額をいう。以下この項において同じ。）が、同項第一号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課総額のうち所得割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

第八十六条の三　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第九号ロの当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における子ども・子育て支援納付金賦課額に係る過去の年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

（特定地域被保険者に対して課される所得割額の算定方法）

第八十四条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第二号イの特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者（令第十八条第一項各号列記以外の部分に規定する特定地域被保険者をいう。以下同じ。）に対して課される所得割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、令第十八条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる所得割額の合計額等を勘案するものとする。

（基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額の算定方法）

第八十五条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第二号ロの特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

（被保険者均等割額の算定方法）

第八十六条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第四号の特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、同条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる被保険者均等割額の合計額等を勘案するものとする。

2　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第四号の特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における被保険者の数等を勘案するものとする。

（新設）

（新設）

（特定地域所得割率の算定方法）

第八十七条　令第十八条第二項第四号に規定する特定地域所得割率（附則第五条において「特定地域所得割率」という。）は、当該特定地域（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域をいう。次条において同じ。）における過去の法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額（次条において「療養の給付等に要する費用の額」という。）等を勘案して後期高齢者医療広域連合が定めた率とする。

（令第十八条第二項第五号の被保険者均等割額の算定方法）

第八十八条　令第十八条第二項第五号に規定する被保険者均等割額は、当該特定地域における過去の療養の給付等に要する費用の額等を勘案して後期高齢者医療広域連合が定めた額とする。

附　則

（令第十八条第二項第五号の被保険者均等割額の算定方法に関する経過措置）

第六条　平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る令第十八条第二項第五号に規定する被保険者均等割額の算定に当たって、第八十八条の規定を適用する場合においては、同条中「療養の給付等に要する費用の額等」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の二十二に規定する老人医療費等」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法） **第二十三条**　算定政令第十条第一項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）第十八条第五項第四号に規定する場合に該当することが、同年度の十月二十日までの間に明らかになった被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）に係る同年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）が同項の基準に従い施行令第十八条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る同年度分の法第九十九条第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。 ２　算定政令第十条第二項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にあることが、同年度の十月二十日までの間に明らかになった施行令第十八条第六項第一号に規定する被扶養者であった被保険者に係る同年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が同号の基準に従い同条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る同年度分の法第九十九条第二項に規定する減	（市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法） **第二十三条**　算定政令第十条第一項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）第十八条第四項第四号に規定する場合に該当することが、同年度の十月二十日までの間に明らかになった被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）に係る同年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）が同項の基準に従い施行令第十八条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る同年度分の法第九十九条第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。 ２　算定政令第十条第二項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にあることが、同年度の十月二十日までの間に明らかになった施行令第十八条第五項第一号に規定する被扶養者であった被保険者に係る同年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が同号の基準に従い同条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る同年度分の法第九十九条第二項に規定する減

（特定地域所得割率の算定方法）

第八十七条　令第十八条第二項第三号に規定する特定地域所得割率（附則第五条において「特定地域所得割率」という。）は、当該特定地域（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域をいう。次条において同じ。）における過去の法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額（次条において「療養の給付等に要する費用の額」という。）等を勘案して後期高齢者医療広域連合が定めた率とする。

（令第十八条第二項第四号の被保険者均等割額の算定方法）

第八十八条　令第十八条第二項第四号に規定する被保険者均等割額は、当該特定地域における過去の療養の給付等に要する費用の額等を勘案して後期高齢者医療広域連合が定めた額とする。

附　則

（令第十八条第二項第四号の被保険者均等割額の算定方法に関する経過措置）

第六条　平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る令第十八条第二項第四号に規定する被保険者均等割額の算定に当たって、第八十八条の規定を適用する場合においては、同条中「療養の給付等に要する費用の額等」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の二十二に規定する老人医療費等」とする。

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）及び法第九十五条第二項に規定する子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　当該特定期間の各年度における施行令第十八条第三項第一号ロ及び第四項第一号ロに掲げる額の合計額のうち前号の額に係るものの額の合計額

（基金事業対象収入額の算定方法）

第二十三条　算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金等及び子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金等及び子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金等及び子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十九号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）第十七条第二項の規定に基づき、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　当該特定期間の各年度における施行令第十八条第三項第一号ロに掲げる額の合計額のうち前号の額に係るものの額の合計額

（基金事業対象収入額の算定方法）

第二十三条　算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和五年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号を次のように改める。

別紙様式第２号（第31条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

殿

住　所
共済団体名
代表理事　氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

第１　事業報告書
　１　共済団体の現況に関する事項
　（１）事業の経過及び成果等
　（２）事務所及び共済代理店の数
　（３）使用人の数
　（４）子会社等の状況
　（５）その他共済団体の現況に関する重要な事項
　２　理事及び監事に関する事項
　３　会計監査人に関する事項
第２　附属明細書
　１　損益の状況
　２　その他重要事項
第３　貸借対照表
第４　損益計算書
第５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第123条第２項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

１　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和３年法律第80号。以下「法」という。）第５条第１項の申請書又は中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和５年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。）第50条第２項の届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①子　会　社　法第11条第５項に規定する子会社をいう。
②子会社等　法第11条第４項に規定する子会社等をいう。
③子法人等　法第29条第２項に規定する子法人等をいう。
④関連法人等　規則第18条第３項に規定する関連法人等をいう。

３　法人の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

４　この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。

５　この様式中「第３　貸借対照表」及び「第４　損益計算書」に注記すべき事項は、「第４　損益計算書」の次に一括して記載することができる。

第１　事業報告書

年 度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

１　共済団体の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

１　共済団体の主要な共済事業の内容、当該事業年度における共済事業の経過及び成果を記載すること。

２　共済団体が対処すべき課題を記載すること。

（２）事務所及び共済代理店の数

（記載上の注意）

当該事業年度末における事務所（共済事業に係る業務を行うものに限る。）及び共済代理店（法第28条に規定する共済代理店をいう。）の数を記載すること。

（３）使用人の数

（記載上の注意）

当該事業年度末における使用人の数を記載すること。

（４）子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	共済団体が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	

（記載上の注意）

１　子会社等のうち重要なものについて記載すること。

２　重要な業務提携の概況を「その他」欄に付記すること。

（５）その他共済団体の現況に関する重要な事項

（記載上の注意）

その他共済団体の現況に関する重要な事項を記載すること。

２　理事及び監事に関する事項

（事業年度末現在）

氏　名	地位及び担当	兼職法人等名	そ　の　他

（記載上の注意）

１　直前の定時社員総会又は評議員会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（２を除く。）。

２　辞任した理事若しくは監事又は解任された理事若しくは監事があるときは、「そ

の他」欄に次に掲げる事項を記載すること（当該事業年度より前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）。

①　辞任した旨又は解任された旨

②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第１項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第１項）の意見があるときは、その意見の内容

③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第２項）の理由があるときはその理由

３　兼職をしている理事及び監事については、兼職先の法人等の名称を「兼職法人等名」欄に記載すること。この場合において、当該兼職先の法人等が金融業を行う場合には、その旨を「その他」欄に併せて記載すること。

４　監事については、当該監事が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」欄に記載すること。

５　その他理事及び監事に関する重要な事項を欄外に記載すること。

３　会計監査人に関する事項

（単位：千円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

（記載上の注意）

１　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該共済団体の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の４第２項に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。

２　報酬等とは、報酬その他の職務遂行の利益として受ける財産上の利益をいう。

３　以下の事項を「その他」欄に記載すること。

①　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務をいう。）の内容

②　会計監査人が過去２年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（共済団体が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）

③　会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

４　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会（一般財団法人にあっては、評議員会）の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」欄に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」欄に次に掲げる事項（当該事業年度よりも前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）を記載すること。

①　辞任した旨又は解任された旨

②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第71条第３項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第71条第３項）の理由があるときは、その理由

③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４

項において読み替えて準用する同条第1項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項）の意見があるときは、その意見の内容

④　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項）の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

第２　附属明細書

年 度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　損益の状況

（単位：千円、％）

項　　目	
１　共済掛金	
２　再共済収入	
３　支払備金戻入額	
４　責任準備金戻入額	
５　資産運用収益	
６　その他経常収益	
７　共済金	
８　解約返戻金	
９　その他返戻金	
10　再共済掛金	
11　支払備金繰入額	
12　責任準備金繰入額	
13　資産運用費用	
14　事業費	
15　その他経常費用	
16　法第20条繰延額（△）	
17　粗経常損益	
18　契約者割戻し準備金戻入額	
19　契約者割戻し準備金繰入額	
20　経常損益	
21　契約者割戻し還元率(％)	

（記載上の注意）

１　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

２　「粗経常損益」とは、上表の１から６までの合計額から同表の７から16までの合計額を控除して得た金額をいう。

３　「経常損益」とは、粗経常損益の額と契約者割戻し準備金戻入額の合計額から契約者割戻し準備金繰入額を控除して得た金額をいう。

４　「契約者割戻し還元率」とは、契約者割戻し準備金繰入額から契約者割戻し準備金戻入額を控除して得た額を粗経常損益で除して得た率をいう。

２　その他重要事項

（記載上の注意）

共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第31条の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）その他損益の状況の内容を補足するために必要な事項はその項目を掲げて記載すること

第３　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（共済団体）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		共済契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
		契約者割戻し準備金	
有価証券		代理店借	
国債		再共済借	
地方債		その他負債	
		借入金	
		未払法人税等	
		未払金	
その他の証券		未払費用	
貸付金		前受収益	
有形固定資産		預り金	
土地		リース負債	
建物		資産除去債務	
使用権資産		仮受金	
建設仮勘定		その他の負債	
その他の有形固定資産		退職給付引当金	
無形固定資産		役員退職慰労引当金	
ソフトウェア		価格変動準備金	
使用権資産		繰延税金負債	
その他の無形固定資産		負債の部　合計	
代理店貸		（純資産の部）	
再共済貸		基金	
その他資産		代替基金	

未収金		指定正味財産	
未収共済掛金		剰余金	
前払費用		基金等合計	
未収収益		その他有価証券評価差額金	
仮払金			
法第20条繰延資産			
その他の資産			
繰延税金資産			
貸倒引当金		純資産の部　合計	
資　産　の　部　合　計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

（１）　継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（２）　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　退職給付引当金の計上方法

④　価格変動準備金の計上方法

⑤　収益の計上方法（利用者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における利用者との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑥　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

（３）　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（４）　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

（５）　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

（６）　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

（７）　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

（８）　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

（９）　子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

(10)　理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、共済規程による取引に係るものは、この限りでない。

(11)　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

(12)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

共済団体が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、共済団体が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である共済団体が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第108条第４項の規定に従い記載すること。

(13)　手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(14)　契約者割戻し準備金の増減異動及び契約者割戻しの支払額

(15)　子会社等の株式又は出資金の額

(16)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17)　以下に掲げる金額

①　規則第44条第４項において準用する規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

②　規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(18)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(19)　その他財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　「法第20条繰延資産」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等

の金額をいう。

３　法令等に基づき、又は共済団体の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

４　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

７　「基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。

８　「代替基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第144条の規定により計上した額をいう。

９　「指定正味財産」とは、寄付によって受け入れた資産であって、寄付者等の意思により当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられているものの価額をいう。

10　「その他有価証券評価差額金」とは、売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）、満期保有目的の債券（満期まで保有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券の評価差額（時価と取得原価との差額をいう。）をいう。

第４　損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（共済団体）

（単位：千円）

科　目	金　額
経常収益	
共済掛金等収入	
共済掛金	
再共済収入	
責任準備金等戻入額	
支払備金戻入額	
責任準備金戻入額	
契約者割戻し準備金戻入額	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
有価証券利息・配当金	
貸付金利息	
その他利息配当金	

その他経常収益	
経常費用 　共済金等支払金 　　共済金 　　解約返戻金 　　その他返戻金 　　再共済掛金 　責任準備金等繰入額 　　支払備金繰入額 　　責任準備金繰入額 　　契約者割戻し準備金繰入額 　資産運用費用 　事業費 　　営業費及び一般管理費 　　税金 　　減価償却費 　　退職給付引当金繰入額 　その他経常費用 　　法第20条繰延資産償却費 　　その他の経常費用 　法第20条繰延額（△）	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失 　減損損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純剰余（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

（１）　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

（２）　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

（３）　子会社等との取引高の総額

（４）　以下の収益及び費用に関する金額

①　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

②　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げら

れた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

③　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

（５）　利用者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

（６）　以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

２　「法第20条繰延資産償却費」とは、法第20条後段の規定により資産の部に計上した事業費等を償却した額をいう。

３　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

４　法令等に基づき、又は共済団体の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

５　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

（１）　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

（２）　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

（３）　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

６　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

７　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条第２項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

一般社団法人又は一般財団法人として作成した直近の事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第二号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第十七条第一項の規定による業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により事業年度に係る業務報告書に初めて新規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新規則の規定を適用して業務報告書を作成する最初の事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

○厚生労働省令第六十号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の七及び第三十二条の十四の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十二条の七に関する事項）	（法第三十二条の七に関する事項）
第二十三条　（略）	**第二十三条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出（次項に掲げる届出を除く。）にあつては、前項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、同号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を添付することを要しない。	３　法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、同号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を添付することを要しない。
４　法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出（事業所の新設に当たつて第二十四条の六第一項第三号の規定に基づき有料職業紹介事業者が職業紹介責任者を兼任させる場合に限る。）にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類及び当該兼任に関する書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したとき又は兼任させたときは、同号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。	（新設）
５～８　（略）	４～７　（略）
（法第三十二条の十四に関する事項）	（法第三十二条の十四に関する事項）
第二十四条の六　法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。	**第二十四条の六**　法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

三　前二号の規定にかかわらず、有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合にあつては、当該事業所（以下この項において「新設事業所」という。）を新設する事業年度の翌事業年度末までの間、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者（職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して十年以上である者に限る。）を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができること。この場合において、当該他の事業所（次号において「既存事業所」という。）又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の合計の人数は、職業紹介責任者一人につき五十人以下とすること。

四　前号の場合において、既存事業所又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超える事業所の職業紹介責任者のうち少なくとも一人以上は、当該事業所に専属の職業紹介責任者とすること。

2　（略）

（法第三十三条に関する事項）

第二十五条　第十八条第一項から第八項まで、第十九条、第二十一条、第二十二条第一項及び第七項、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条並びに第二十四条の四から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号、第二十四条の六第一項第三号及び第四号並びに前条第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項」と、「有料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」と、同条第二項中「第三十条第二項第五号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第五号」と、同条第三項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、同条第四項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、「有料職業紹介事業計画書（様式第二号）」とあるのは「無料職業紹介事業計画書（様式第二号）」と、同条第五項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、同条第六項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「無料の職業紹介事業」とあるのは「有料の職業紹介事業」と、同条第七項及び第八項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第十九条中「第三十二条第三号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条第三号」と、「有料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業」と、第二十一条第一項中「第三十二条の四第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第一項」と、「有料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「無料許可証」という。）」と、同条第二項中「第三十二条の四第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第三項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」と、同条第三項及び第四項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十二条第一項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」と、同条第七項中「第三十二条の

（新設）

（新設）

2　（略）

（法第三十三条に関する事項）

第二十五条　第十八条第一項から第八項まで、第十九条、第二十一条、第二十二条第一項及び第七項、第二十三条、第二十四条並びに第二十四条の四から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに前条第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項」と、「有料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」と、第十八条第二項中「第三十条第二項第五号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第五号」と、第十八条第三項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、第十八条第四項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、「有料職業紹介事業計画書（様式第二号）」とあるのは「無料職業紹介事業計画書（様式第二号）」と、第十八条第五項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第十八条第六項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「無料の職業紹介事業」とあるのは「有料の職業紹介事業」と、第十八条第七項及び第八項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第十九条中「第三十二条第三号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条第三号」と、「有料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業」と、第二十一条第一項中「第三十二条の四第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第一項」と、「有料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「無料許可証」という。）」と、第二十一条第二項中「第三十二条の四第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第三項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」と、第二十一条第三項及び第四項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十二条第一項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」と、第二十二条第七項中「第三十二条の

六第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第一項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、同条第二項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」と、同条第三項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「届出（次項に掲げる届出を除く。）」とあるのは「届出」と、「前項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する前項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、同条第五項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二十五条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、「第二項」とあるのは「第二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十三条第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、同条第六項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、同条第七項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、同条第八項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、同条第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、同条第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、同条第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第一項」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と、同条第三項中「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、同条第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第三項」と読み替えるものとする。

2　（略）

あるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第一項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、同条第二項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）」と、「有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」と、同条第三項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十三条第二項」と、「第二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十三条第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第四項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十三条第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第五項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二十三条第七項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第一項」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と、第二十四条の八第三項中「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、第二十四条の八第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第三項」と読み替えるものとする。

2　（略）

（法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三　（略）

2　第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十三条（第四項及び第八項を除く。）、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号、第二十四条の六第一項第三号及び第四号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条第三項	法第三十二条の七第一項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の七第一項
	届出（次項に掲げる届出を除く。）	届出
	前項の有料職業紹介事業変更届出書	第二十五条の三第二項において準用する前項の特別の法人無料職業紹介事業変更届出書
	（略）	（略）
第二十三条第五項	（略）	（略）
第二十三条第六項	（略）	（略）
第二十三条第七項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

3～5　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　法第三章から法第三章の四までの規定及びこの命令の規定により提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十八条第三項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二第一項、第四項及び第五項に規定する書類については、一通）を添えて提出しなければならない。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三　（略）

2　第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条第三項	法第三十二条の七第一項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の七第一項
	（新設）	（新設）
	第二項の有料職業紹介事業変更届出書	第二十五条の三第二項において準用する第二十三条第二項の特別の法人無料職業紹介事業変更届出書
	（略）	（略）
第二十三条第四項	（略）	（略）
第二十三条第五項	（略）	（略）
第二十三条第六項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

3～5　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　法第三章から法第三章の四までの規定及びこの命令の規定により提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十八条第三項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二第一項、第四項及び第五項に規定する書類については、一通）を添えて提出しなければならない。

○厚生労働省令第六十一号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金） **第一条**　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における地域福祉推進支援臨時特例交付金 （法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定める給付金） **第二条**　法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害の影響に鑑み、当該災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅の再建の支援等の観点から、住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして、次の各号に掲げる予算に基づき石川県から支給される給付金をいう。以下同じ。）とする。 一　令和五年度石川県一般会計補正予算 二　令和六年度石川県一般会計補正予算 三　令和七年度石川県一般会計予算 四　令和八年度石川県一般会計予算	（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金） **第一条**　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） （新設） （法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定める給付金） **第二条**　法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害の影響に鑑み、当該災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅の再建の支援等の観点から、住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして、令和五年度石川県一般会計補正予算、令和六年度石川県一般会計補正予算又は令和七年度石川県一般会計予算に基づき石川県から支給される給付金をいう。以下同じ。）とする。 （新設） （新設） （新設） （新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）を実施するため、医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十三条　診療録の記載事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　病名及び主要症状（美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整え、又は体重を減ずるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う場合にあつては、患者の主訴及び希望する治療の内容を含む。） 三・四　（略）	**第二十三条**　診療録の記載事項は、左の通りである。 一　（略） 二　病名及び主要症状 三・四　（略）

（歯科医師法施行規則の一部改正）

第二条　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十二条　診療録の記載事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　病名及び主要症状（美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整えるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う場合にあつては、患者の主訴及び希望する治療の内容を含む。） 三・四　（略）	**第二十二条**　診療録の記載事項は、左の通りである。 一　（略） 二　病名及び主要症状 三・四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指示書） **第十二条**　法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称、所在地及び次条第三項の歯科技工所番号（届出事項等） **第十三条**　（略） 2　（略） 3　歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長）は、法第二十一条第一項前段の規定による届出があつたときは、開設者に、歯科技工所番号を通知するものとする。	（指示書） **第十二条**　法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地（届出事項） **第十三条**　（略） 2　（略） （新設）

様式第三号（第五条関係）

様式第三号を次のように改める。

歯科技工士業務従事者届

氏　名		性　別		年　齢	歳
住　　所					
歯科技工士名簿登録	番　　号				
	年　月　日				
業務に従事する場所	１　歯科技工所　（歯科技工所番号：　　） ２　病院又は診療所 ３　歯科技工士学校又は養成所 ４　事業所 ５　その他				
	所　在　地				
	名　　称				
備　　考					

（注意）　１．該当する数字を○で囲むこと。
２．「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
３．「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の歯科技工所番号を記載すること。
４．名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
５．昭和57年３月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の第十二条第七号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行される指示書について適用し、施行日前に発行された指示書については、なお従前の例による。

第三条　都道府県知事（歯科技工所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長）は、施行日前に法第二十一条第一項の規定により既に届出を行った歯科技工所の開設者であって、同条第二項の規定による廃止の届出を行っていないものに対して、施行日の前日までに、この省令による改正後の第十三条第三項の規定の例により、歯科技工所番号の通知をするものとする。

○厚生労働省令第六十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第一項第一号の規定に基づき、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
歯科医師法第十一条第一項第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令 （この省令の趣旨） **第一条**　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。 **附　則** （歯科医師法の一部改正に伴う経過措置） 3　施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一項第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。	歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令 （この省令の趣旨） **第一条**　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）第十七条の二第一項に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。 **附　則** （歯科医師法の一部改正に伴う経過措置） 3　施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十五号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告の徴収等） **第十三条**　（略） ２　（略） ３　厚生労働大臣は、臨床研修施設又はその指定を受けようとする病院若しくは診療所が第六条第一項から第三項までに規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、臨床研修施設の開設者若しくは管理者又はその指定の申請者に対し、当該者の同意を得て実地に調査することができる。 ４　厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は第二項の必要な指示をすることができる。	（報告の徴収及び指示） **第十三条**　（略） ２　（略） （新設） ３　厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等に関する省令

第一条　厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生労働省令第四号）は、廃止する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生労働省令第四号）の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　公益信託に関する法律（以下「改正法」という。）による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「旧法」という。）第一条に規定する公益信託で改正法の施行の日前に旧法第二条第一項の許可を受けてその効力が生じたものについては、第二条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第一の一の表中厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の項の規定は、当該施行の日から起算して二年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第六十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項等の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

第一条　厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電子署名等） **第五条**　前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行おうとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。 一～四　（略） ２～８　（略）	（電子署名等） **第五条**　前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行おうとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 一～四　（略） ２～８　（略）

（署名等に代わる措置）

第六条　法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　（略）

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録を送信すること

三～五　（略）

２・３　（略）

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第二条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第八条　身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該身体障害者手帳を破り若しくは汚した場合に係る申請又は当該身体障害者手帳を失つた場合（第二号に掲げる書類を提示するとき及び第三号に掲げる記録の送信（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録を送信する方法に限る。）を行うときに限る。）に係る申請にあつては第一号イ及びハに掲げる事項に限る。）を申請書に記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。 一・二　（略） 三　身体障害者の個人識別事項に係る記録 ２　（略）	**第八条**　身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該身体障害者手帳を破り若しくは汚した場合に係る申請又は当該身体障害者手帳を失つた場合（第二号に掲げる書類を提示するときに限る。）に係る申請にあつては第一号イ及びハに掲げる事項に限る。）を申請書に記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。 一・二　（略） （新設） ２　（略）

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十条　令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請をしようとする精神障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う精神障害者が当該精神障害者に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録を送信する方法に限る。）を行う場合の申請書については、当該精神障害者の個人番号を記載することを要しない。 一・二　（略） 三　精神障害者の個人識別事項に係る記録 ２　（略）	**第三十条**　令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請をしようとする精神障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う精神障害者が当該精神障害者に係る第二号に掲げる書類を提示する場合の申請書については、当該精神障害者の個人番号を記載することを要しない。 一・二　（略） （新設） ２　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格確認書の再交付及び返還） **第七条**　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失つたときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、その再交付を申請することができる。ただし、当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によりカード代替電磁的記録を送信する方法に限る。以下第二十四条の四を除き同じ。）を行う場合に限り、その再交付を申請することができるものとする。 一・二　（略） 三　世帯主の個人識別事項に係る記録 2～4　（略） 5　世帯主以外の者が世帯主を代理して第一項の申請をする場合には、同項第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、その再交付を申請しなければならない。この場合において、当該世帯主以外の者は、当該申請書に、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が世帯主の依頼により又は法令の規定により世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして次に掲げるいずれかの書類を添えなければならないほか、当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合においては、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて当該世帯主以外の者に係る同項第二号イからハまでのいずれかに該当するものを提示し、又は当該世帯主以外の者の個人識別事項に係る記録の送信を行わなければならないものとする。 一～三　（略） 6　（略） （資格情報通知書による再通知） **第七条の三の二**　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格情報通知書を破り、汚し、又は失つたときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、その再通知を申請することができる。ただし、当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第七条第一項第二号に掲げる書類を提示し、又は同項第三号に掲げる記録の送信を行う場合に限り、その再通知を申請することができるものとする。 一～三　（略） 2・3　（略）	（資格確認書の再交付及び返還） **第七条**　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失つたときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請することができる。 一・二　（略） （新設） 2～4　（略） 5　世帯主以外の者が世帯主を代理して第一項の申請をする場合には、同項第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該世帯主以外の者に係る同項第二号イからハまでのいずれかに該当するもの（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。この場合において、当該世帯主以外の者は、当該申請書に、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が世帯主の依頼により又は法令の規定により世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 一～三　（略） 6　（略） （資格情報通知書による再通知） **第七条の三の二**　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格情報通知書を破り、汚し、又は失つたときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再通知を申請することができる。 一～三　（略） 2・3　（略）

（高齢受給者証の交付等）

第七条の四　（略）

２・３　（略）

４　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、その再交付を申請しなければならない。また、当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第七条第一項第二号に掲げる書類を提示し、又は同項第三号に掲げる記録の送信を行い、その再交付を申請しなければならない。

一～三　（略）

５～７　（略）

（申請書の記載事項）

第二十八条の二　第六条、第七条の二の二、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六、第二十七条の十七の二、第二十七条の十七の三、第二十七条の二十六、第二十七条の二十七及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。

第五条　介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者証の再交付及び返還） **第二十七条**　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によりカード代替電磁的記録を送信する方法に限る。第二十八条の二第四項及び第八十三条の六第七項において同じ。）を行う場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一・二　（略） 三　被保険者の個人識別事項に係る記録 ２・３　（略） （負担割合証の交付等） **第二十八条の二**　（略） ２・３　（略） ４　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、その再交付を申請しなければならない。また、当該申請書に当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行い、その再交付を申請しなければならない。 一・二　（略） 三　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の個人識別事項に係る記録 ５・６　（略）	（被保険者証の再交付及び返還） **第二十七条**　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一・二　（略） （新設） ２・３　（略） （負担割合証の交付等） **第二十八条の二**　（略） ２・３　（略） ４　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一・二　（略） （新設） ５・６　（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　（略）

２～６　（略）

７　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一・二　（略）

三　要介護被保険者の個人識別事項に係る記録

８～10　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格確認書の再交付及び返還） **第十七条**　資格確認書の交付を受けている者は、当該資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出して、その再交付を申請することができる。ただし、当該申請書に個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によりカード代替電磁的記録を送信する方法に限る。第二十一条第一項において同じ。）を行う場合に限り、その再交付を申請することができるものとする。 一　（略） 二　氏名及び生年月日又は住所（以下この項において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次のいずれかに該当するもの イ～ハ　（略） 三　当該被保険者の個人識別事項に係る記録 ２～４　（略） （資格情報通知書による再通知） **第二十一条**　被保険者は、資格情報通知書を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出して、その再通知を申請することができる。ただし、当該申請書に個人番号を記載しない場合においては、第十七条第一項第二号に掲げる書類を提示し、又は同項第三号に掲げる記録の送信を行う場合に限り、その再通知を申請することができるものとする。 一～三　（略） ２　（略）	（資格確認書の再交付及び返還） **第十七条**　資格確認書の交付を受けている者は、当該資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請することができる。 一　（略） 二　氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次のいずれかに該当するもの イ～ハ　（略） （新設） ２～４　（略） （資格情報通知書による再通知） **第二十一条**　被保険者は、資格情報通知書を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第十七条第一項第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再通知を申請することができる。 一～三　（略） ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　（略）

２～６　（略）

７　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一・二　（略）

（新設）

８～10　（略）

○厚生労働省農林水産省令第一号

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第七十九条第二項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農業者老齢年金に係る受給権者の現況の届出） **第三十九条**　基金は、農業者老齢年金に係る受給権者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることができる者を除く。）に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を、提出日までに提出することを求めるものとする。 一・二　（略） 2　受給権者は、前項の規定による届書の提出を求められたときは、同項に規定する提出日までに、当該届書を基金に提出しなければならない。 3　第一項の規定は、農業者老齢年金の裁定が行われた日以後一年以内に提出日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。	（農業者老齢年金に係る受給権者の現況の届出） **第三十九条**　農業者老齢年金に係る受給権者は、毎年提出日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を基金に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 2　前項の規定は、農業者老齢年金の裁定が行われた日以後一年以内に提出日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第三項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）、同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十四条の三第一項、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第二十九条第一項並びに水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十九条第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の提供） **第二十一条の二**　（略） 2～9　（略） 10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。 一　（略） 二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。 イ　（略） ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号に規定する書面の交付を請求することができる旨 11・12　（略） （資産の部の区分） **第九十五条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　（略） 二　次に掲げる資産　有形固定資産 イ～ヘ　（略） ト　使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する組合をいう。第百三十一条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）（対応する原資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。） チ・リ　（略） 三　次に掲げる資産　無形固定資産 イ～ト　（略） チ　使用権資産（対応する原資産がロからトまで及びリに掲げるものである場合に限る。） リ　（略） 四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産 イ～ホ　（略） ヘ　使用権資産（対応する原資産がトに掲げるものである場合に限る。） ト　（略） 五　（略）	（情報の提供） **第二十一条の二**　（略） 2～9　（略） 10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。 一　（略） 二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。 イ　（略） ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号の規定にする書面の交付を請求することができる旨 11・12　（略） （資産の部の区分） **第九十五条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　（略） 二　次に掲げる資産　有形固定資産 イ～ヘ　（略） ト　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件（リース契約により使用する物件をいう。以下この項において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。） チ・リ　（略） 三　次に掲げる資産　無形固定資産 イ～ト　（略） チ　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びリに掲げるものである場合に限る。） リ　（略） 四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産 イ～ホ　（略） （新設） ヘ　（略） 五　（略）

（負債の部の区分）

第九十六条　（略）

２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ニ　（略）

ホ　リース負債のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ヘ・ト　（略）

（注記表の区分）

第百二十三条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十三　（略）

十四　リースに関する注記

十五～二十　（略）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百二十六条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～六　（略）

（削る。）

七～十　（略）

２・３　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百二十七条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（削る。）

四～十二　（略）

２・３　（略）

（金融商品に関する注記）

第百二十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。この場合においては、金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を第二号に記載しなければならない。

一　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

三　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

２　（略）

（負債の部の区分）

第九十六条　（略）

２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ニ　（略）

ホ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ヘ・ト　（略）

（注記表の区分）

第百二十三条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十三　（略）

（新設）

十四～十九　（略）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百二十六条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～六　（略）

七　リース取引の処理方法

八～十一　（略）

２・３　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百二十七条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く。）があるときは、その旨及び当該固定資産の内容

五～十三　（略）

２・３　（略）

（金融商品に関する注記）

第百二十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。この場合においては、金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を第二号に記載しなければならない。

一　（略）

二　金融商品の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

三　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

２　（略）

（リースに関する注記）

第百三十一条の二　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

ロ　リース特有の取引に関する情報

ハ　当該事業年度及び翌事業年度以降又は当該連結会計年度（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する組合をいう。）である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報

ロ　当該事業年度及び翌事業年度以降又は当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

2　前項の規定にかかわらず、リースにより使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く。）がある場合の注記表におけるリースに関する注記は、当該固定資産がある旨及びその内容に関する事項とする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第百三十一条の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この項において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、第一号に掲げるものとする。

一・二　（略）

2　前項の「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有するものをいう。

第百三十一条の四・第百三十一条の五　（略）

（注記表に関する特例）

第百三十四条　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号から第十五号まで（第十四号にあっては、第百三十一条の二第一項に掲げる事項に限る。）、第十八号及び第十九号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一・二　（略）

2　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十五号及び第十九号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

（新設）

（賃貸等不動産に関する注記）

第百三十一条の二　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

2　前項の「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。

第百三十一条の三・第百三十一条の四　（略）

（注記表に関する特例）

第百三十四条　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一・二　（略）

2　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

（令第二十九条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第二百一条　（略）

2　令第二十九条第一項第一号の固定資産の価額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二　（略）

三　貸借対照表に計上したリース負債の額

四　（略）

3　（略）

第二百五条　法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　（略）

(2)　直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(i)～(vi)　（略）

ハ・ニ　（略）

二　（略）

別表第五（第二百四条第一項第二号ハ(3)関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

（注）　（略）

（令第二十九条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第二百一条　（略）

2　令第二十九条第一項第一号の固定資産の価額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二　（略）

三　貸借対照表に計上したリース債務の額

四　（略）

3　（略）

第二百五条　法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　（略）

(2)　直近の五連結会計年度（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(i)～(vi)　（略）

ハ・ニ　（略）

二　（略）

別表第五（第二百四条第一項第二号ハ(3)関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

（注）　（略）

別紙様式第１号の２⑴（第106条第１号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（農業協同組合名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） １～４　（略） ５　固定資産 ⑴　有形固定資産 （略） 使用権資産 （略） ⑵　無形固定資産 使用権資産 （略） ６～10　（略）		（負 債 の 部） １～４　（略） ５　雑負債 ⑴　（略） ⑵　リース負債 ⑶・⑷　（略） ６～８　（略） （略） （略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第２号⑴（第106条第２号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（信用農業協同組合連合会名）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 有形固定資産 （略） 使用権資産 （略） 無形固定資産 （略） 使用権資産 （略） （略）		（負 債 の 部） （略） その他負債 （略） リース負債 （略） （略） 負債の部合計 （純 資 産 の 部） （略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第１号の２⑴（第106条第１号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（農業協同組合名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） １～４　（略） ５　固定資産 ⑴　有形固定資産 （略） リース資産 （略） ⑵　無形固定資産 リース資産 （略） ６～10　（略）		（負 債 の 部） １～４　（略） ５　雑負債 ⑴　（略） ⑵　リース債務 ⑶・⑷　（略） ６～８　（略） （略） （略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第２号⑴（第106条第２号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（信用農業協同組合連合会名）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 有形固定資産 （略） リース資産 （略） 無形固定資産 （略） リース資産 （略） （略）		（負 債 の 部） （略） その他負債 （略） リース債務 （略） （略） 負債の部合計 （純 資 産 の 部） （略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第３号(1)（第106条第３号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
（略）		流動負債	
固定資産		（略）	
有形固定資産		雑負債	
（略）		（略）	
使用権資産		リース負債	
（略）		（略）	
無形固定資産		固定負債	
使用権資産		長期金融債務	
（略）		（略）	
（略）		リース負債	
（略）		（略）	
		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第４号(1)（第106条第４号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（共済農業協同組合連合会名）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
（略）		（略）	
業務用固定資産		その他負債	
有形固定資産		（略）	
（略）		リース負債	
使用権資産		（略）	
（略）		（略）	
無形固定資産		（略）	
使用権資産		（略）	
（略）			
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第３号(1)（第106条第３号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
（略）		流動負債	
固定資産		（略）	
有形固定資産		雑負債	
（略）		（略）	
リース資産		リース債務	
（略）		（略）	
無形固定資産		固定負債	
リース資産		長期金融債務	
（略）		（略）	
（略）		リース債務	
（略）		（略）	
		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第４号(1)（第106条第４号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（共済農業協同組合連合会名）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
（略）		（略）	
業務用固定資産		その他負債	
有形固定資産		（略）	
（略）		リース債務	
リース資産		（略）	
（略）		（略）	
無形固定資産		（略）	
リース資産		（略）	
（略）			
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第５号(1)（第106条第５号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（厚生農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
（略）		流動負債	
固定資産		（略）	
有形固定資産		雑負債	
（略）		（略）	
使用権資産		リース負債	
（略）		（略）	
無形固定資産		（略）	
（略）		固定負債	
使用権資産		長期金銭債務	
（略）		（略）	
（略）		リース負債	
（略）		（略）	
		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　　務　　報　　告　　書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

農業協同組合名

所在地

（略）

目　　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	
（略）	（略）

別紙様式第５号(1)（第106条第５号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（厚生農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
（略）		流動負債	
固定資産		（略）	
有形固定資産		雑負債	
（略）		（略）	
リース資産		リース債務	
（略）		（略）	
無形固定資産		（略）	
（略）		固定負債	
リース資産		長期金銭債務	
（略）		（略）	
（略）		リース債務	
（略）		（略）	
		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　　務　　報　　告　　書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

農業協同組合名

所在地

（略）

目　　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

⑴　（略）

⑵　固定資産　（単位：千円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑺　（略）

２　（略）

第７～第13　（略）

第14　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース負債の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第15・第16　（略）

第６　附属明細書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

⑴　（略）

⑵　固定資産　（単位：千円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑺　（略）

２　（略）

第７～第13　（略）

第14　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース債務の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第15・第16　（略）

別紙様式第６号⑵（第202条第５項第１号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

農業協同組合名

所在地

（略）

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（略）	
１～４　（略）		（略）	
５　固定資産			
⑴　有形固定資産			
（略）			
使用権資産			
（略）			
⑵　無形固定資産			
（略）			
使用権資産			
（略）			
６～10　（略）			
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１　（略）

２　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース負債」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

別紙様式第６号⑵（第202条第５項第１号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

農業協同組合名

所在地

（略）

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（略）	
１～４　（略）		（略）	
５　固定資産			
⑴　有形固定資産			
（略）			
リース資産			
（略）			
⑵　無形固定資産			
（略）			
リース資産			
（略）			
６～10　（略）			
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１　（略）

２　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第８号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	

第７　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）

信用農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

(1)　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	

第７　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）

信用農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

(1)　（略）

⑵　固定資産　（単位：百万円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	業務用							
	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
（略）								
計								
無形固定資産	業務用							
	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
（略）								
（略）								
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑺　（略）

２　（略）

第７～第11　（略）

第12　自己資本の基準の状況　（単位：百万円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース負債の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第13・第14　（略）

⑵　固定資産　（単位：百万円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	業務用							
	（略）							
	リース資産							
	（略）							
（略）								
計								
無形固定資産	業務用							
	（略）							
	リース資産							
	（略）							
（略）								
（略）								
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑺　（略）

２　（略）

第７～第11　（略）

第12　自己資本の基準の状況　（単位：百万円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース債務の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第13・第14　（略）

別紙様式第７号⑵（第202条第５項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

信用農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 有形固定資産 （略） 使用権資産 （略） 無形固定資産 （略） 使用権資産 （略） （略）		（負 債 の 部） （略） 負債の部合計 （純 資 産 の 部） （略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１　（略）

２　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース負債」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

別紙様式第７号⑵（第202条第５項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

信用農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 有形固定資産 （略） リース資産 （略） 無形固定資産 （略） リース資産 （略） （略）		（負 債 の 部） （略） 負債の部合計 （純 資 産 の 部） （略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１　（略）

２　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第８号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	

第７　（略）

別紙様式第８号(1)（第202条第３項第３号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

(1)　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	

第７　（略）

別紙様式第８号(1)（第202条第３項第３号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

(1)　（略）

⑵　固定資産

（単位：千円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
（略）	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑺　（略）

２　（略）

第７～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（単位：千円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース負債の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第12・第13　（略）

別紙様式第８号⑵（第202条第５項第３号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

農業協同組合連合会名

所在地

（略）

⑵　固定資産

（単位：千円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
（略）	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑺　（略）

２　（略）

第７～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（単位：千円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース債務の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第12・第13　（略）

別紙様式第８号⑵（第202条第５項第３号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 固定資産 有形固定資産 （略） 使用権資産 （略） 無形固定資産 （略） 使用権資産 （略） （略） （略）		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１　（略）

２　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース負債」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 固定資産 有形固定資産 （略） リース資産 （略） 無形固定資産 （略） リース資産 （略） （略） （略）		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１　（略）

２　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）

（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第８号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	

別紙様式第９号(1)（第202条第３項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）

共済農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）
第１～第４　（略）
第５　注記表
（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

1　計算書類に関する事項

(1)～(6)　（略）

（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	

別紙様式第９号(1)（第202条第３項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）

共済農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）
第１～第４　（略）
第５　注記表
（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

1　計算書類に関する事項

(1)～(6)　（略）

⑺　運用不動産

（単位：百万円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑻　業務用固定資産

（単位：百万円）

種類		取得原価				減価償却		期末簿価(A)－(B)
		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高(A)	当期償却額	累計額(B)	
有形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
（略）								

⑼～⑮　（略）

２　（略）

第７～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（単位：百万円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース負債の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第12・第13　（略）

⑺　運用不動産

（単位：百万円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑻　業務用固定資産

（単位：百万円）

種類		取得原価				減価償却		期末簿価(A)－(B)
		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高(A)	当期償却額	累計額(B)	
有形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
（略）								

⑼～⑮　（略）

２　（略）

第７～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（単位：百万円、％）

項目	金額又は比率
（略）	
リース債務の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第12・第13　（略）

別紙様式第９号(2)（第202条第５項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

共済農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　　次

（略）
第１　（略）
第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資 産 の 部）		（略）	
（略） 業務用固定資産 有形固定資産 （略） 使用権資産 （略） 無形固定資産 （略） 使用権資産 （略） （略）		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース負債」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

別紙様式第９号(2)（第202条第５項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

共済農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　　次

（略）
第１　（略）
第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資 産 の 部）		（略）	
（略） 業務用固定資産 有形固定資産 （略） リース資産 （略） 無形固定資産 （略） リース資産 （略） （略）		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第８号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	

別紙様式第10号(1)（第202条第３項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

厚生農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
（略）	
損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
（略）	
税効果会計に関する注記	

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	

別紙様式第10号(1)（第202条第３項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

厚生農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
表示方法の変更に関する注記	
（新設）	
（略）	
損益計算書に関する注記	
（新設）	
（略）	
税効果会計に関する注記	

リースに関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

⑴　（略）

⑵　固定資産　（単位：千円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計額
有形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	使用権資産							
	（略）							
（略）	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑻　（略）

２　（略）

第７～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項目	金額又は比率
（略）	

（新設）	
（新設）	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
（新設）	
（略）	（略）

第６　附属明細書

第　　年度（　年　月　日から
年　月　日まで）附属明細書

（記載上の注意）　（略）

１　計算書類に関する事項

⑴　（略）

⑵　固定資産　（単位：千円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計額
有形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
無形固定資産	（略）							
	リース資産							
	（略）							
（略）	（略）							
（略）								

（記載上の注意）　（略）

⑶～⑻　（略）

２　（略）

第７～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項目	金額又は比率
（略）	

リース負債の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第12・第13　（略）

別紙様式第10号⑵（第202条第５項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

厚生農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 固定資産 有形固定資産 （略） 使用権資産 （略） 無形固定資産 （略） 使用権資産 （略） （略）		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

リース債務の額　④	
（略）	

（記載上の注意）　（略）

第12・第13　（略）

別紙様式第10号⑵（第202条第５項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

厚生農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　次

（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部） （略） 固定資産 有形固定資産 （略） リース資産 （略） 無形固定資産 （略） リース資産 （略） （略）		（略）	
		（略）	
（略）		（略）	

（記載上の注意）
1　（略）
2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース負債」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第８号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
（略）	
連結損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
（略）	

（記載上の注意）
1　（略）
2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
表示方法の変更に関する注記	
（新設）	
（略）	
連結損益計算書に関する注記	
（新設）	
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（新設）	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
（新設）	
（略）	

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の提供） **第二十条の二**　（略） ２～９　（略）	（情報の提供） **第二十条の二**　（略） ２～９　（略）

10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　（略）

二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ　（略）

ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号に規定する書面の交付を請求することができる旨

11・12　（略）

（資産の部の区分）

第百十条　（略）

2　（略）

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　（略）

二　次に掲げる資産　有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する組合をいう。第百四十六条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）（対応する原資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～チ　（略）

リ　使用権資産（対応する原資産がロからヘまで、チ及びヌに掲げるものである場合に限る。）

ヌ　（略）

四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産

イ～ホ　（略）

ヘ　使用権資産（対応する原資産がトに掲げるものである場合に限る。）

ト　（略）

五　（略）

（負債の部の区分）

第百十一条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　（略）

二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ　（略）

ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号の規定にする書面の交付を請求することができる旨

11・12　（略）

（資産の部の区分）

第百十条　（略）

2　（略）

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　（略）

二　次に掲げる資産　有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件（リース契約により使用する物件をいう。以下この項において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～チ　（略）

リ　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからヘまで、チ及びヌに掲げるものである場合に限る。）

ヌ　（略）

四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産

イ～ホ　（略）

（新設）

ヘ　（略）

五　（略）

（負債の部の区分）

第百十一条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　（略）

ニ　リース負債のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ホ・ヘ　（略）

（注記表の区分）

第百三十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十三　（略）

十四　リースに関する注記

十五～十九　（略）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百四十一条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～六　（略）

（削る。）

七～十　（略）

２・３　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百四十二条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（削る。）

四～十二　（略）

２～４　（略）

（金融商品に関する注記）

第百四十三条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

三　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

２　（略）

（リースに関する注記）

第百四十六条の二　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　（略）

ニ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ホ・ヘ　（略）

（注記表の区分）

第百三十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十三　（略）

（新設）

十四～十八　（略）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百四十一条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～六　（略）

七　リース取引の処理方法

八～十一　（略）

２・３　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百四十二条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く。）があるときは、その旨及び当該固定資産の内容

五～十三　（略）

２～４　（略）

（金融商品に関する注記）

第百四十三条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一　（略）

二　金融商品の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

三　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

２　（略）

（新設）

ロ　リース特有の取引に関する情報

ハ　当該事業年度及び翌事業年度以降又は当該連結会計年度（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する組合をいう。）である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報

ロ　当該事業年度及び翌事業年度以降又は当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

2　前項の規定にかかわらず、リースにより使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く。）がある場合の注記表におけるリースに関する注記は、当該固定資産がある旨及びその内容に関する事項とする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第百四十六条の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この項において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、第一号に掲げるものとする。

一・二　（略）

2　前項の「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有するものをいう。

（合併に関する注記）

第百四十六条の四　（略）

（注記表に関する特例）

第百四十九条　次の各号のいずれにも該当しない組合の注記表については、第百三十八条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第百四十一条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百四十三条第一項第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号から第十五号まで（第十四号にあっては、第百四十六条の二第一項に掲げる事項に限る。）、第十七号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一～三　（略）

（令第十九条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第二百四条　（略）

2　令第十九条第一項第一号に規定する固定資産の価額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二　（略）

三　貸借対照表に計上したリース負債の額

四　（略）

3　（略）

（賃貸等不動産に関する注記）

第百四十六条の二　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

2　前項の「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。

（合併に関する注記）

第百四十六条の三　（略）

（注記表に関する特例）

第百四十九条　次の各号のいずれにも該当しない組合の注記表については、第百三十八条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第百四十一条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百四十三条第一項第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一～三　（略）

（令第十九条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第二百四条　（略）

2　令第十九条第一項第一号に規定する固定資産の価額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二　（略）

三　貸借対照表に計上したリース債務の額

四　（略）

3　（略）

別表第四（第二百七条第一項第三号ハ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

別紙様式第２号(1)（第121条第１号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～８　（略）	（略）	（負債の部） １～３　（略） ４　固定負債 ⑴　（略） ⑵　リース負債 ⑶・⑷　（略） ５～７　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） （削る。） ２～４　（略） １～３　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別表第四（第二百七条第一項第三号ハ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

別紙様式第２号(1)（第121条第１号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～８　（略）	（略）	（負債の部） １～３　（略） ４　固定負債 ⑴　（略） ⑵　リース債務 ⑶・⑷　（略） ５～７　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） ２　回転出資金 ３～５　（略） １～３　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第３号(1)（第121条第２号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～３　（略）	（略）	（負債の部） １　流動負債 (1)～(6)　（略） (7)　リース負債 (8)・(9)　（略） ２　固定負債 (1)～(5)　（略） (6)　リース負債 (7)・(8)　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） （削る。） ２～４　（略） １・２　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第４号(1)（第121条第３号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）	（略）	（負債の部） （略）	
		負債の部合計	

別紙様式第３号(1)（第121条第２号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～３　（略）	（略）	（負債の部） １　流動負債 (1)～(6)　（略） (7)　リース債務 (8)・(9)　（略） ２　固定負債 (1)～(5)　（略） (6)　リース債務 (7)・(8)　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） ２　回転出資金 ３～５　（略） １・２　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第４号(1)（第121条第３号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）	（略）	（負債の部） （略）	
		負債の部合計	

		（純資産の部） （略） （削る。） （略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第５号(1)（第121条第４号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～３　（略）	（略）	（負債の部） １　流動負債 (1)～(6)　（略） (7)　リース負債 (8)・(9)　（略） ２　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） （削る。） ２～４　（略） １・２　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第６号(1)（第121条第５号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（共済水産業協同組合連合会名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）	（略）	（負債の部） （略） その他負債 （略）	

		（純資産の部） （略） 回転出資金 （略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第５号(1)（第121条第４号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～３　（略）	（略）	（負債の部） １　流動負債 (1)～(6)　（略） (7)　リース債務 (8)・(9)　（略） ２　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） ２　回転出資金 ３～５　（略） １・２　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第６号(1)（第121条第５号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（共済水産業協同組合連合会名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）	（略）	（負債の部） （略） その他負債 （略）	

		リース負債 （略） （略）	
		負債の部合計	
		（純 資 産 の 部） （略） （削る。） （略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第７号⑴（第205条第３項第１号）

業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から
年　月　日まで）

漁業協同組合又は
水産加工業協同組合名
所在地

目　次

（略）

第１　事業概況書

第　年度（年　月　日から
年　月　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　組合の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

７　施設

⑴　組合の施設の設置状況

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　リースによる物件がある場合には、重要なものについて記入し、「摘要」欄にはその旨を記載すること。

⑵・⑶　（略）

８・９　（略）

第２・第３　（略）

		リース債務 （略） （略）	
		負債の部合計	
		（純 資 産 の 部） （略） 回転出資金 （略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第７号⑴（第205条第３項第１号）

業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から
年　月　日まで）

漁業協同組合又は
水産加工業協同組合名
所在地

目　次

（略）

第１　事業概況書

第　年度（年　月　日から
年　月　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　組合の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

７　施設

⑴　組合の施設の設置状況

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　リース取引による物件がある場合には、重要なものについて記入し、「摘要」欄にはその旨を記載すること。

⑵・⑶　（略）

８・９　（略）

第２・第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	（略）

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　出資金及び準備金等の内訳

⑴　組合員資本

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

⑵　（略）

２　固定資産

科　　目			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	差引帳簿価額
有形固定資産	減価償却資産	（略）							
		使用権資産							
		（略）							
	（略）						（略）	（略）	
無形固定資産	（略）							（略）	
	使用権資産								
	（略）							（略）	
（略）									

（記載上の注意）　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	（略）

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　出資金及び準備金等の内訳

⑴　組合員資本

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
回　転　出　資　金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

⑵　（略）

２　固定資産

科　　目			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	差引帳簿価額
有形固定資産	減価償却資産	（略）							
		リース資産							
		（略）							
	（略）						（略）	（略）	
無形固定資産	（略）							（略）	
	リース資産								
	（略）							（略）	
（略）									

（記載上の注意）　（略）

3　外部出資

出資先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資		（略）								
		計								
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）										

（記載上の注意）

（削る。）

1・2　（略）

4～21　（略）

Ⅱ　（略）

第６　キャッシュ・フロー計算書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科目	金額
1　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	

3　外部出資

出資先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資		（略）								
		計（うち回転出資金）								
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）										

（記載上の注意）

1　外部出資に県漁連等に対する回転出資金が含まれている場合は、該当する出資先の金額欄を二段書にし、その下段に「(うち　)」として回転出資金を内数で表示するとともに、次の様式により注記すること。

「(注)(　) 書きは回転出資金であり、内数である。」

2・3　（略）

4～21　（略）

Ⅱ　（略）

第６　キャッシュ・フロー計算書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科目	金額
1　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	

3　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） （削る。） （削る。） （略）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） （削る。） （削る。） （略）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

3　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科　　目	金　　額
１　（略）	（略）
２　損失金処理額	（略）
⑴～⑶　（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
３　（略）	（略）

第８～第10　（略）

［附表１］財務基準実績対照表等

⑴　財務基準等実績対照表

（令和　　年　　月　　日現在）

条件	基準事項	実　　績	対　比
自己資本基準（施行令第十九条）	１　自己資本	（略） （削る。） （略）	
		（略）	
	２　（略）	（略）	
		（略）	
	３　（略）	（略）	
	４　リース負債	リース負債　　××××	
	５　（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

⑵　（略）

［附表２］　（略）

別紙様式第７号⑵（第205条第５項第１号）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）

漁業協同組合又は
水産加工業協同組合名
所在地

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科　　目	金　　額
１　（略）	（略）
２　損失金処理額	（略）
⑴～⑶　（略）	（略）
⑷　回転出資金取崩額	××××
３　（略）	（略）

第８～第10　（略）

［附表１］財務基準実績対照表等

⑴　財務基準等実績対照表

（令和　　年　　月　　日現在）

条件	基準事項	実　　績	対　比
自己資本基準（施行令第十九条）	１　自己資本	（略） 回転出資金　　××××	
		（略）	
	２　（略）	（略）	
		（略）	
	３　（略）	（略）	
	４　リース債務	リース債務　　××××	
	５　（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

⑵　（略）

［附表２］　（略）

別紙様式第７号⑵（第205条第５項第１号）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）

漁業協同組合又は
水産加工業協同組合名
所在地

目　　次

（略）
第１　（略）
第２　連結財務諸表
　１～３　（略）
　４　連結注記表
　　（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	

　５　連結キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（年　月　日から／年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
１　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
２　（略）	
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） （削る。） （削る。） （略）	
（略）	
４　（略）	
５　（略）	
６　（略）	
７　（略）	

目　　次

（略）
第１　（略）
第２　連結財務諸表
　１～３　（略）
　４　連結注記表
　　（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	

　５　連結キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（年　月　日から／年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
１　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
２　（略）	
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	
４　（略）	
５　（略）	
６　（略）	
７　（略）	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） （削る。） （削る。） （略）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

６・７　（略）

別紙様式第８号(1)（第205条第３項第２号）

業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から
年　月　日まで）

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　次

（略）

第１～第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

６・７　（略）

別紙様式第８号(1)（第205条第３項第２号）

業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から
年　月　日まで）

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　次

（略）

第１～第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	

税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	（略）

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　出資金及び準備金等の内訳

⑴　会員資本

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）				
（削る。）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

⑵　（略）

２　固定資産

種　　類　　別		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額
有形固定資産	業　務　用						
	（略）					（略）	（略）
	使用権資産						
	（略）					（略）	（略）
	（略）						
	（略）						
（略）	（略）						（略）
（略）							

（脚注）　（略）

（注）　（略）

税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	（略）

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　出資金及び準備金等の内訳

⑴　会員資本

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）				
回　転　出　資　金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

⑵　（略）

２　固定資産

種　　類　　別		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額
有形固定資産	業　務　用						
	（略）					（略）	（略）
	リース資産						
	（略）					（略）	（略）
	（略）						
	（略）						
（略）	（略）						（略）
（略）							

（脚注）　（略）

（注）　（略）

3　外部出資

出資先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資		(略)								
		計								
(略)	(略)	(略)								
	(略)									
(略)	(略)	(略)								
	(略)									
(略)										

4～14　(略)

Ⅱ　(略)

第6　キャッシュ・フロー計算書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合]

(単位：千円)

科目	金額
1　(略)	
(略)	
2　(略)	
(略)	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
(略)	
(削る。)	
(略)	
4　(略)	
5　(略)	
6　(略)	
7　(略)	

3　外部出資

出資先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資		(略)								
		計（うち回転出資金）								
(略)	(略)	(略)								
	(略)									
(略)	(略)	(略)								
	(略)									
(略)										

4～14　(略)

Ⅱ　(略)

第6　キャッシュ・フロー計算書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合]

(単位：千円)

科目	金額
1　(略)	
(略)	
2　(略)	
(略)	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
(略)	
回転出資金の受入による収入	
(略)	
4　(略)	
5　(略)	
6　(略)	
7　(略)	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
（削る。）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科　　目	金　　額
1　（略）	（略）
2　損失金処理額	（略）
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
3　（略）	（略）

第８・第９　（略）

［附表］

業　務　報　告　書　添　付　書　類

１．財務基準実績対照表

年　　月　　日

条件	基準事項	実　　績	対　比
自己資本基準（施行令第十九条）	１．自己資本	（略） （削る。） （略）	
		（略）	
	２．（略）	（略）	
		（略）	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
回転出資金の受入による収入	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科　　目	金　　額
1　（略）	（略）
2　損失金処理額	（略）
（略）	（略）
回転出資金取崩額	×××××
3　（略）	（略）

第８・第９　（略）

［附表］

業　務　報　告　書　添　付　書　類

１．財務基準実績対照表

年　　月　　日

条件	基準事項	実　　績	対　比
自己資本基準（施行令十九条）	１．自己資本	（略） 回転出資金 （略）	
		（略）	
	２．（略）	（略）	
		（略）	

	３．（略）	（略）	
	４．（略）	（略）	
	５．（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

参考１．～参考３．　（略）

２．～５．　（略）

別紙様式第８号(2)（第205条第５項第２号）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から　年　月　日まで）

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結財務諸表

１～３　（略）

４　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	

	３．（略）	（略）	
	４．（略）	（略）	
	５．（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

参考１．～参考３．　（略）

２．～５．　（略）

別紙様式第８号(2)（第205条第５項第２号）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から　年　月　日まで）

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結財務諸表

１～３　（略）

４　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	

5　連結キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
（削る。）	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
（削る。）	
（略）	
4　（略）	

5　連結キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
回転出資金の受入による収入	
（略）	
4　（略）	
5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　（略）	
（略）	
2　（略）	
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
回転出資金の受入による収入	
（略）	
4　（略）	

5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

6・7　（略）

別紙様式第９号(1)（第205条第３項第３号）

業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から／年　月　日まで）

漁業協同組合連合会又は
水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　次

（略）

第１　事業概況書

第　年度（年　月　日から／年　月　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

７　施設

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　リースによる物件がある場合には、重要なものについて記入し、「摘要」欄にはその旨を記載すること。

８・９　（略）

第２・第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	（略）

5　（略）	
6　（略）	
7　（略）	

（記載上の注意）　（略）

6・7　（略）

別紙様式第９号(1)（第205条第３項第３号）

業　務　報　告　書

第　年度（年　月　日から／年　月　日まで）

漁業協同組合連合会又は
水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　次

（略）

第１　事業概況書

第　年度（年　月　日から／年　月　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

７　施設

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　リース取引による物件がある場合には、重要なものについて記入し、「摘要」欄にはその旨を記載すること。

８・９　（略）

第２・第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	（略）

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　会員資本

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

２　固定資産

科　　目			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	差引帳簿価額
有形固定資産	減価償却資産	（略）							
		使用権資産							
		（略）							
	（略）						（略）	（略）	
無形固定資産	（略）							（略）	
	使用権資産								
	（略）							（略）	
（略）									

（記載上の注意）　（略）

３　外部出資

出　資　先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資		（略）								
		計								
（略）	（略）	（略）								
	（略）									

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　会員資本

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
回　転　出　資　金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

２　固定資産

科　　目			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	差引帳簿価額
有形固定資産	減価償却資産	（略）							
		リース資産							
		（略）							
	（略）						（略）	（略）	
無形固定資産	（略）							（略）	
	リース資産								
	（略）							（略）	
（略）									

（記載上の注意）　（略）

３　外部出資

出　資　先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資		（略）								
		計（うち回転出資金）								
（略）	（略）	（略）								
	（略）									

（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）										

（記載上の注意）

（削る。）

１・２　（略）

４～19　（略）

Ⅱ　（略）

第６　（略）

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科　　目	金　　額
１　（略）	（略）
２　損失金処理額	（略）
(1)～(3)　（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
３　（略）	（略）

第８・第９　（略）

［附表］自己資本基準実績対照表

（　　年　　月　　日現在）

条件	基準事項	実　　績	対　比
自己資本基準（施行令第十九条）	１　自己資本	（略） （削る。） （略）	
		（略）	
	２　（略）	（略）	
		（略）	
	３　（略）	（略）	
	４　リース負債	リース負債　　××××	
	（略）	（略）	

（注）　（略）

（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）										

（記載上の注意）

１　外部出資に全漁連等に対する回転出資金が含まれている場合は、該当する出資先の金額欄を二段書にし、その下段に「(うち　)」として回転出資金を内数で表示するとともに、次の様式により注記すること。

「(注)(　) 書きは回転出資金であり、内数である。」

２・３　（略）

４～19　（略）

Ⅱ　（略）

第６　（略）

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科　　目	金　　額
１　（略）	（略）
２　損失金処理額	（略）
(1)～(3)　（略）	（略）
(4)　回転出資金取崩額	××××
３　（略）	（略）

第８・第９　（略）

［附表］自己資本基準実績対照表

（　　年　　月　　日現在）

条件	基準事項	実　　績	対　比
自己資本基準（施行令第十九条）	１　自己資本	（略） 回転出資金　　××××	
		（略）	
	２　（略）	（略）	
		（略）	
	３　（略）	（略）	
	４　リース債務	リース債務　　××××	
	（略）	（略）	

（注）　（略）

別紙様式第９号(2)（第205条第５項第３号）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

漁業協同組合連合会又は
水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結財務諸表

１～３　（略）

４　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	

５・６　（略）

別紙様式第10号(1)（第205条第３項第４号）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

共済水産業協同組合連合会名
所在地

目　　次

（略）

第１　事業概況書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

別紙様式第９号(2)（第205条第５項第３号）

連　結　業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

漁業協同組合連合会又は
水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　　次

（略）

第１　（略）

第２　連結財務諸表

１～３　（略）

４　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	

５・６　（略）

別紙様式第10号(1)（第205条第３項第４号）

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

共済水産業協同組合連合会名
所在地

目　　次

（略）

第１　事業概況書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

７　施設

⑴　連合会の施設の設置状況

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　リースによる物件がある場合には、重要なものについて記入し、「摘要」欄にはその旨を記載すること。

⑵　（略）

８・９　（略）

第２・第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
（略）	（略）

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　会員資本

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

２　固定資産

科目			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	差引帳簿価額
有形固定資産	減価償却資産	（略）							
		使用権資産							
		（略）							
	（略）						（略）	（略）	

７　施設

⑴　連合会の施設の設置状況

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　リース取引による物件がある場合には、重要なものについて記入し、「摘要」欄にはその旨を記載すること。

⑵　（略）

８・９　（略）

第２・第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（略）	（略）

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　会員資本

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
回転出資金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（記載上の注意）　（略）

２　固定資産

科目			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	差引帳簿価額
有形固定資産	減価償却資産	（略）							
		リース資産							
		（略）							
	（略）						（略）	（略）	

無形固定資産	（略）						（略）	
	使用権資産							
	（略）						（略）	
（略）								

（記載上の注意）　（略）

３　外部出資

出資先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資	（略）									
	計									
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）										

（記載上の注意）

（削る。）

１・２　（略）

４～12　（略）

Ⅱ　（略）

第６　（略）

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科目	金額	
１　（略）		（略）
２　損失金処理額		（略）
⑴～⑶　（略）	（略）	
（削る。）	（削る。）	
３　（略）		（略）

第８・第９　（略）

無形固定資産	（略）						（略）	
	リース資産							
	（略）						（略）	
（略）								

（記載上の注意）　（略）

３　外部出資

出資先			当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系統出資	（略）									
	計（うち回転出資金）									
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）	（略）	（略）								
	（略）									
（略）										

（記載上の注意）

１　外部出資に回転出資金が含まれている場合は、該当する出資先の金額欄を二段書にし、その下段に「（うち　）」として回転出資金を内数で表示するとともに、次の様式により注記すること。

「(注)（　）書きは回転出資金であり、内数である。」

２・３　（略）

４～12　（略）

Ⅱ　（略）

第６　（略）

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（略）

第　　年度　損失金処理計算書

科目	金額	
１　（略）		（略）
２　損失金処理額		（略）
⑴～⑶　（略）	（略）	
⑷　回転出資金取崩額	××××	
３　（略）		（略）

第８・第９　（略）

［附表］自己資本基準実績対照表

（令和　　年　　月　　日現在）

条件	基準事項	実績	対比
自己資本基準（施行令第十九条）	1　自己資本	（略） （削る。） （略）	
		（略）	
	2　（略）	（略）	
		（略）	
	3　（略）	（略）	
	4　（略）	（略）	
	（略）	（略）	

（注）　（略）

別紙様式第10号(2)（第205条第５項第４号）

連結業務報告書

第　年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）

共済水産業協同組合連合会名

所在地

目　　次

（略）
第１　（略）
第２　連結財務諸表
１～３　（略）
４　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	
税効果会計に関する注記	

［附表］自己資本基準実績対照表

（令和　　年　　月　　日現在）

条件	基準事項	実績	対比
自己資本基準（施行令第十九条）	1　自己資本	（略） 回転出資金　　×××× （略）	
		（略）	
	2　（略）	（略）	
		（略）	
	3　（略）	（略）	
	4　（略）	（略）	
	（略）	（略）	

（注）　（略）

別紙様式第10号(2)（第205条第５項第４号）

連結業務報告書

第　年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）

共済水産業協同組合連合会名

所在地

目　　次

（略）
第１　（略）
第２　連結財務諸表
１～３　（略）
４　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	
税効果会計に関する注記	

リースに関する注記	
（略）	
５・６　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第九十五条第三項、第九十六条第二項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条の二第一項、第百三十一条の二、第百三十一条の三第一項、第百三十四条、第二百一条第二項、別紙様式第一号の二(一)、別紙様式第二号(一)、別紙様式第三号(一)、別紙様式第四号(一)、別紙様式第五号(一)、別紙様式第六号(一)、別紙様式第六号(二)、別紙様式第七号(一)、別紙様式第七号(二)、別紙様式第八号(一)、別紙様式第八号(二)、別紙様式第九号(一)、別紙様式第九号(二)、別紙様式第十号(一)及び別紙様式第十号(二)の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新農協法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新農協法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新農協法施行規則第百二十六条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新農協法施行規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（水産業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下「新水協法施行規則」という。）第百十条第三項、第百十一条第二項、第百三十八条、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条の二第一項、第百四十六条の二、第百四十六条の三、第百四十九条、第二百四条第二項、別紙様式第二号(一)、別紙様式第三号(一)、別紙様式第五号(一)、別紙様式第六号(一)、別紙様式第七号(一)、別紙様式第七号(二)、別紙様式第八号(一)、別紙様式第八号(二)、別紙様式第九号(一)、別紙様式第九号(二)、別紙様式第十号(一)及び別紙様式第十号(二)の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新水協法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新水協法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新水協法施行規則第百四十一条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新水協法施行規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

○農林水産省令第二十五号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （研究専門官の設置期間の特例） ２　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。	附　則 （研究専門官の設置期間の特例） ２　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（新設）	
（略）	
５・６　（略）	

○農林水産省令第二十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（利用意向調査） **第七十四条**　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、当該調査に係る一筆の農地ごとに、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が次の各号のいずれに該当するかについて行うものとする。 一　農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）を利用すること。 二　所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。 三　当該農地の所有者等が耕作すること。 四　農業上の利用を行わないこと。 ２　前項の調査においては、法第三十六条第一項各号のいずれかに該当する場合には法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨を教示するものとする。	（利用意向調査） **第七十四条**　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、別記様式により行うものとする。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

別記様式（第七十四条関係）を削る。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農用地利用集積等促進計画の作成等） **第十二条**　（略） ２　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略）	（農用地利用集積等促進計画の作成等） **第十二条**　（略） ２　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略）

ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

(5)　農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業（農地法第二条第三項第一号に規定する農業をいう。(9)及び(10)において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(6)・(7)　（略）

(8)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第四号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

(9)　農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。(10)において同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(10)　農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下(10)において同じ。）のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ハ～ヘ　（略）

二～八　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。

一～四　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の六の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	
別表八（第三十五条の十二関係）	
第一　有害動物	
(一)　節足動物	*Bactrocera cucurbitae*（ウリミバエ）
	Bactrocera dorsalis species complex（ミカンコミバエ種群）
	Bactrocera tau（セグロウリミバエ）

改正前	
別表八（第三十五条の十二関係）	
第一　有害動物	
(一)　節足動物	*Bactrocera cucurbitae*（ウリミバエ）
	Bactrocera dorsalis species complex（ミカンコミバエ種群）
	Bactrocera tau（セグロウリミバエ）

ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

(5)　農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業（農地法第二条第三項第一号に規定する農業をいう。(8)及び(9)において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(6)・(7)　（略）

(8)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第五号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

(9)　農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。(9)において同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(10)　農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下(9)において同じ。）のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ハ～ヘ　（略）

二～八　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用集積等促進計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

一～四　（略）

Bactrocera tryoni（クインスランドミバエ）	*Bactrocera tryoni*（クインスランドミバエ）
Ceratitis capitata（チチュウカイミバエ）	*Ceratitis capitata*（チチュウカイミバエ）
Cydia pomonella（コドリンガ）	*Cydia pomonella*（コドリンガ）
Cylas formicarius（アリモドキゾウムシ）	*Cylas formicarius*（アリモドキゾウムシ）
Euscepes postfasciatus（イモゾウムシ）	*Euscepes postfasciatus*（イモゾウムシ）
Leptinotarsa decemlineata（コロラドハムシ）	*Leptinotarsa decemlineata*（コロラドハムシ）
Mayetiola destructor（ヘシアンバエ）	*Mayetiola destructor*（ヘシアンバエ）
（削る）	*Tuta absoluta*（トマトキバガ）
(二)～(四)　（略）	(二)～(四)　（略）
第二　有害植物	第二　有害植物
(一)～(四)　（略）	(一)～(四)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第六十条第二項及び独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第三十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農業者老齢年金に係る受給権者の現況の届出）	（農業者老齢年金に係る受給権者の現況の届出）
第四十一条　基金は、農業者老齢年金に係る受給権者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることができる者を除く。）に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該受給権者が自ら署名した届出書（自ら署名することが困難な受給権者にあっては、当該受給権者の代理人が署名した届出書。次条第一項において同じ。）を、六月一日から同年六月三十日までの間に提出することを求めるものとする。	**第四十一条**　農業者老齢年金に係る受給権者は、毎年六月一日から同年六月三十日までの間に、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届出書（自ら署名することが困難な受給権者にあっては、当該受給権者の代理人が署名した届出書。次条第一項において同じ。）を基金に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　受給権者は、前項の規定による届出書の提出を求められたときは、同項に規定する期間に、当該届出書を基金に提出しなければならない。	（新設）
3　第一項の規定は、農業者老齢年金の裁定が行われた日以後一年以内に六月一日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。	2　前項の規定は、農業者老齢年金の裁定が行われた日以後一年以内に六月一日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。
（前納保険料の還付希望の申出）	（前納保険料の還付希望の申出）
第八十一条の二　令第三十一条第三項及び次条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。	**第八十一条の二**　令第三十一条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）

（前納保険料の還付）

第八十二条　（略）

2　（略）

3　第一項各号に掲げる場合に該当する場合（以下この項において「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ当該被保険者が還付発生の場合には同項の規定による還付を受けることを希望する旨の申出をしていたときは、その者が同項の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

4　前項の規定による申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第三十号

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（前納保険料の還付） **第八十二条**　（略） 2　（略） 3　第一項各号に掲げる場合に該当する場合（以下この項において「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ当該被保険者が還付発生の場合には同項の規定による還付を受けることを希望する旨の申出をしていたときは、その者が同項の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用する。 4　前項の規定による申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。	（前納保険料の還付） **第八十二条**　（略） 2　（略） （新設）
（新設）	
（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官） **第三十一条**　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官二人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。 2～13　（略） （災害対策室並びに防災・減災対策官、災害査定官及び能登半島復旧調整官） **第二百二十一条**　防災課に、災害対策室並びに防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。ただし、東北農政局の防災課には、災害対策室を置かない。 2～6　（略） （森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官） **第三百九十一条の二**　（略） 2～4　（略） （削る。） 5・6　（略） 7　森林経営管理技術者育成専門官は、森林経営管理法に基づく措置に関する技術者の育成に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 8～15　（略）	（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官） **第三十一条**　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。 2～13　（略） （災害対策室並びに防災・減災対策官、災害査定官及び能登半島復旧調整官） **第二百二十一条**　防災課に、災害対策室並びに防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。 2～6　（略） （森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官） **第三百九十一条の二**　（略） 2～4　（略） 5　森林経営管理技術者育成専門官は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）に基づく措置に関する技術者の育成に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 6・7　（略） （新設） 8～15　（略）

（山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官それぞれ一人を置く。

2～9　（略）

（削る。）

10～15　（略）

（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、技術革新企画官、先進技術現場実装推進官、放射性物質影響評価官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官、森林鳥獣害対策指導官及び林木育種専門官）

第三百九十四条　研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、技術革新企画官一人、先進技術現場実装推進官一人、放射性物質影響評価官一人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人、森林鳥獣害対策指導官一人及び林木育種専門官一人を置く。

2～11　（略）

（削る。）

12～16　（略）

（国有林野管理室並びに企画官、業務推進専門官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、樹木採取権登録官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）

第三百九十七条　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、業務推進専門官一人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、樹木採取権登録官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。

2～9　（略）

（削る。）

10～13　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計

（山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官それぞれ一人を置く。

2～9　（略）

10～15　（略）

（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、技術革新企画官、先進技術現場実装推進官、放射性物質影響評価官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官、森林鳥獣害対策指導官及び林木育種専門官）

第三百九十四条　研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、技術革新企画官一人、先進技術現場実装推進官一人、放射性物質影響評価官一人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人、森林鳥獣害対策指導官一人及び林木育種専門官一人を置く。

2～11　（略）

12～16　（略）

（国有林野管理室並びに企画官、業務推進専門官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、樹木採取権登録官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）

第三百九十七条　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、業務推進専門官一人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、樹木採取権登録官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。

2～9　（略）

10～13　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計

（山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官それぞれ一人を置く。

2～9　（略）

10　海岸林復旧指導官は、災害を受けた海岸防災林の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11～16　（略）

（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、技術革新企画官、先進技術現場実装推進官、放射性物質影響評価官、森林除染技術専門官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官、森林鳥獣害対策指導官及び林木育種専門官）

第三百九十四条　研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、技術革新企画官一人、先進技術現場実装推進官一人、放射性物質影響評価官一人、森林除染技術専門官二人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人、森林鳥獣害対策指導官一人及び林木育種専門官一人を置く。

2～11　（略）

12　森林除染技術専門官は、命を受けて、森林の除染等の措置並びに除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13～17　（略）

（国有林野管理室並びに企画官、業務推進専門官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、森林除染対策官、樹木採取権登録官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）

第三百九十七条　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、業務推進専門官一人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、森林除染対策官一人、樹木採取権登録官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。

2～9　（略）

10　森林除染対策官は、国有林野の除染等の措置並びに除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11～14　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計

画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～11　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官四人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

2～7　（略）

（削る。）

（削る。）

8～10　（略）

（海洋技術室並びに研究管理官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官三人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～4　（略）

（削る。）

5～7　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　事業課に、漁港漁場専門官六人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2～5　（略）

画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～11　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官四人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

2～7　（略）

8　漁業復興推進官は、管理調整課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の漁業の復興のための施策の実施の推進に関する事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

9　操業指導調整官は、命を受けて、放射性物質による水産動植物への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

10～12　（略）

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官三人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～4　（略）

5　水産研究専門官は、研究指導課の所掌事務のうち放射性物質による水産動植物への影響に関する試験及び研究に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6～8　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　事業課に、漁港漁場専門官十人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2～5　（略）

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官四人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～7　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

（削る。）

6～9　（略）

10　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第四項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第四項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官及び第三百九十七条第一項の企画官のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

11　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰（せき）事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官七人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～7　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第四項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

7～10　（略）

（新設）

11　（略）

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第一条　ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省、農林水産省、通商産業省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種ダム事業を実施しようとする者は、第一種ダム事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種ダム事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種ダム事業の実施が想定される区域（以下「第一種ダム事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種ダム事業を実施しようとする者は、第一種ダム事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種ダム事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種ダム事業の実施が想定される区域（以下「第一種ダム事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

（堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省、農林水産省、商産業省、建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種堰事業を実施しようとする者は、第一種堰事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種堰事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種堰事業の実施が想定される区域（以下「第一種堰事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種堰事業を実施しようとする者は、第一種堰事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種堰事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種堰事業の実施が想定される区域（以下「第一種堰事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略）

ロ　社会的状況

(1)～(6)　（略）

(7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8)　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○農林水産省国土交通省令第一号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

国土交通大臣　金子　恭之

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

農林水産省
建設省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種埋立て又は干拓事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種埋立て又は干拓事業の実施が想定される区域（以下「第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種埋立て又は干拓事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種埋立て又は干拓事業の実施が想定される区域（以下「第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の四の三）	第一章　総則（第一条―第三条の四の三）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節　小売電気事業	第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）	第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）
第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）	第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）
第二節　一般送配電事業	第二節　一般送配電事業
第一款　事業の許可（第四条―第十六条）	第一款　事業の許可（第四条―第十六条）
第二款　業務（第十七条―第四十条の三）	第二款　業務（第十七条―第四十条の三）
第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）	第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）
第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）	第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）
第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）	第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）
第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一の五）	第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一の五）
第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の六―第四十五条の二十一の十一）	第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の六―第四十五条の二十一の十一）
第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の十二―第四十五条の二十一の十四）	第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の十二―第四十五条の二十一の十四）
第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十五―第四十五条の二十一の十七）	第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十五―第四十五条の二十一の十七）
第五節の五　系統整備回収金の回収等（第四十五条の二十一の十八―第四十五条の二十一の二十一）	（新設）
第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）	第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）
第七節　広域的運営	第七節　広域的運営
第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）	第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）
第二款　整備等計画（第四十五条の二十九―第四十五条の三十五）	第二款　整備等計画（第四十五条の二十九―第四十五条の三十五）
第三款　供給計画（第四十六条―第四十七条）	第三款　供給計画（第四十六条―第四十七条）
第四款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）	第四款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）
第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）	第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）
第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）	第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）

第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）
第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第四十九条）
第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）
第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）
第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）
第四款　承継（第九十五条）
第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）
第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

第二章　電気事業
第一節　（略）
第二節　一般送配電事業
第一款　（略）
第二款　業務

第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）
四　第四十五条の二十一の二十一第一項第一号から第四号まで又は第七号に規定する回収すべき系統利用者回収金、託送回収金及び系統整備負担金の額等の通知又は通知した事項の変更
五～八　（略）

第三節　（略）
第三節の二　（略）
第四節　（略）
第五節　（略）
第五節の二　（略）
第五節の三　（略）
第五節の四　（略）
第五節の五　系統整備回収金の回収等

第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）
第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第四十九条）
第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）
第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）
第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）
第四款　承継（第九十五条）
第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）
第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

第二章　電気事業
第一節　（略）
第二節　一般送配電事業
第一款　（略）
第二款　業務

第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）
（新設）
四～七　（略）

第三節　（略）
第三節の二　（略）
第四節　（略）
第五節　（略）
第五節の二　（略）
第五節の三　（略）
第五節の四　（略）
（新設）

（系統整備回収金の回収等）

第四十五条の二十一の十八　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の二十一第一項の通知を受けた者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、当該通知に従い、系統整備回収金（次条第一項に規定する系統整備回収金をいう。）をその接続供給の相手方、その供給区域内に供給区域がある配電事業者又はその供給区域内における電線路と電気的に接続する発電等用電気工作物（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第一条第二項第三号に規定するものに限る。）を維持し、及び運用する者（以下「系統利用者」という。）から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の二十一第一項の通知に従い、広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新をしようとする一般送配電事業者（以下「系統整備等実施送電事業者」という。）又は送電事業者（以下「系統整備等実施送電事業者」という。）に対し、託送回収金相当金（同項第五号に規定する託送回収金相当金をいう。）及び系統整備負担金相当金（同項第六号に規定する系統整備負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（新設）

（系統整備回収金の額の承認）

第四十五条の二十一の十九　系統整備等実施事業者（系統整備等実施一般送配電事業者又は系統整備等実施送電事業者をいう。以下同じ。）は、広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新に関する資金（当該電気工作物がこう長百キロメートル以上又は送電容量百万キロワット以上の会社間連系線に係る設備である場合であって、当該系統整備等実施事業者が当該広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年度から使用する日の前日の属する事業年度までの各事業年度に必要とされる資金の回収が必要な場合にあっては、その資金を含む。）を一般送配電事業者又は当該系統整備等実施一般送配電事業者の供給区域内の系統利用者から回収しようとするときは、その回収しようとする資金（以下「系統整備回収金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする系統整備等実施事業者は、様式第三十一の二十一の十五の系統整備回収金承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　整備又は更新をしようとする電気工作物の概要を記載した書類

二　当該系統整備等実施一般送配電事業者が前号の電気工作物の整備又は更新に関する資金として供給区域内の系統利用者から回収しようとする資金（以下「系統利用者回収金」という。）の総額及び回収の期間内における各年度の系統利用者回収金の額並びに当該額の根拠を記載した書類

三　第一号の電気工作物を使用する期間にわたり回収する系統整備回収金のうち、当該電気工作物の整備又は更新に関する資金であって、当該電気工作物を供給区域内に有する一般送配電事業者から回収しようとする資金（以下「託送回収金」という。）の総額及び当該額の根拠を記載した書類

四　系統整備回収金のうち、系統利用者回収金及び託送回収金を除いた資金（以下「系統整備負担金」という。）の総額及び当該額の根拠を記載した書類

（新設）

五　回収の期間を記載した書類

六　各一般送配電事業者の回収すべき託送回収金の総額及び回収の期間内における各年度の託送回収金の額並びに当該額の根拠を記載した書類

七　各一般送配電事業者の回収すべき系統整備負担金の総額及び回収の期間内における各年度の系統整備負担金の額並びに当該額の根拠を記載した書類

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請に係る各一般送配電事業者の回収すべき系統整備回収金の額が、広域系統整備計画に定める負担の方法に照らし、適正かつ明確に定められていると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

（系統整備回収金の額又は回収の期間の変更）

第四十五条の二十一の二十　前条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る系統整備回収金の額又は回収の期間を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前条第二項の規定は前項の変更の承認に準用する。この場合において、前条第二項中「様式第三十一の二十一の十五の系統整備回収金承認申請書」とあるのは「様式第三十一の二十一の十六の系統整備回収金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項の変更の承認に準用する。

（各一般送配電事業者が回収すべき系統整備負担金の額等の通知）

第四十五条の二十一の二十一　経済産業大臣は、第四十五条の二十一の十九第一項又は前条第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業者に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一　回収すべき系統利用者回収金の総額及び回収の期間内における各年度の系統利用者回収金の額

二　回収すべき託送回収金の総額及び回収の期間内における各年度の託送回収金の額

三　回収すべき系統整備負担金の総額及び回収の期間内における各年度の系統整備負担金の額

四　回収の期間

五　託送回収金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い託送回収金として回収した金銭をいう。）を払い渡すべき系統整備等実施事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　系統整備負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い系統整備負担金として回収した金銭をいう。）を払い渡すべき系統整備等実施事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2　経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第五号及び第六号の系統整備等実施事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該系統整備等実施事業者に係る事項を通知するものとする。

第六節　（略）

第七節　（略）

第八節　（略）

（新設）

（新設）

第六節　（略）

第七節　（略）

第八節　（略）

様式第31の21の15（第45条の21の19関係）

様式第三十一の二十二の前に次の二様式を加える。

系統整備回収金承認申請書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法施行規則第45条の21の19第2項の規定により、次のとおり系統整備回収金の額の承認を受けたいので申請します。

系統整備回収金の総額		円
系統利用者回収金の総額		円
各年度の系統利用者回収金の額	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
第45条の21の19第1項に規定する「広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年度から使用する日の前日の属する事業年度までの各事業年度」の系統利用者回収金の額	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円

託送回収金の総額		円
系統整備負担金の総額		円
回収の期間		年
各一般送配電事業者の託送回収金の総額 （各一般送配電事業者の名称及び住所）		円（　　）
各年度の各一般送配電事業者の託送回収金の額 （各一般送配電事業者の名称）	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
各一般送配電事業者の系統整備負担金の総額 （各一般送配電事業者の名称及び住所）		円（　　）
各年度の各一般送配電事業者の系統整備負担金の額 （各一般送配電事業者の名称）	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
第45条の21の19第1項に規定する「広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年度から使用する日の前日の属する事業年度ま	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）

での各事業年度」の各一般送配電事業者の系	年度	円（　）
統整備負担金の額 （各一般送配電事業者の名称）	年度	円（　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4であること。

様式第31の21の16（第45条の21の20関係）

系統整備回収金変更承認申請書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法施行規則第45条の21の20第2項において読み替えて準用する同令第45条の21の19第2項の規定により、次のとおり系統整備回収金の額又は回収の期間の変更の承認を受けたいので申請します。

系統整備回収金の変更後の総額		円
系統利用者回収金の変更後の総額		円
各年度の系統利用者回収金の変更後の額	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
第45条の21の19第1項に規定する「広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年度から使用する日の前日の属する事業年度までの各事業年度」の系統利用者回収金の変更後の額	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円

託送回収金の変更後の総額		円
系統整備負担金の変更後の総額		円
変更後の回収の期間		年
各一般送配電事業者の託送回収金の変更後の総額 （各一般送配電事業者の名称及び住所）		円（　　）
各年度の各一般送配電事業者の託送回収金の変更後の額 （各一般送配電事業者の名称）	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
各一般送配電事業者の系統整備負担金の変更後の総額 （各一般送配電事業者の名称及び住所）		円（　　）
各年度の各一般送配電事業者の系統整備負担金の変更後の額 （各一般送配電事業者の名称）	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）
第45条の21の19第1項に規定する「広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年	年度	円（　）
	年度	円（　）

度から使用する日の前日の属する事業年度までの各事業年度」の各一般送配電事業者の系統整備負担金の変更後の額 （各一般送配電事業者の名称）	年度	円（　）
	年度	円（　）
	年度	円（　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4であること。

様式第31の29（第45条の30第1項関係）

様式第三十一の二十九を次のように改める。

整備等計画の認定申請書

年　月　日

殿

住　所
名　称
代表者の氏名

電気事業法第28条の49第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

整備等計画

1　名称等

事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　整備又は更新を実施しようとする電気工作物の内容及び実施期間

（１）整備又は更新を実施しようとする電気工作物の内容

<table>
<tr><td colspan="4"></td><td></td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="4">事業区域（都道府県郡市区町村字を記載すること。）</td><td></td><td rowspan="11"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">整備又は更新を実施しようとする電気工作物</td><td rowspan="3">変電用の電気工作物</td><td colspan="2">設置の場所（都道府県郡市区町村字を記載すること。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">周波数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">出力</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">送電用及び配電用の電気工作物</td><td rowspan="3">設置の場所</td><td>区間</td><td></td></tr>
<tr><td>経由する発電所又は変電所の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>経過地（都道府県郡市区町村字を記載すること。）（※予定）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電気方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設置の方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">回線数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">周波数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電圧</td><td></td></tr>
</table>

（２）電気工作物のこう長、送電容量

電気工作物のこう長	
電気工作物の送電容量	

（３）電気工作物の整備又は更新の実施期間　※詳細別紙も可とする。

３　電気工作物の整備又は更新の実施体制

４　電気工作物の整備又は更新を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

資金＼調達方法		政府関係機関からの借入れ	金融機関等からの借入れ	資本出資	その他	合計	備考
電気工作物の整備又は更新に必要な資金の合計額							
電気工作物の整備又は更新に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

（注１）「政府関係機関からの借入れ」には政府関係機関からの借入れによる調達額を、「金融機関等からの借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「資本出資」には出資による調達額を、「その他」には社債の発行、リースその他「政府関係機関からの借入れ」、「金融機関等からの借入れ」及び「資本出資」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注２）政府関係機関及び金融機関等からの借入れについて保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先機関名、保証人名及び保証額を示しつつ「備考」に記載する。

５　電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（２）	損益計算書又はこれに準ずるもの
３	計画の実施に必要な資金の使途、調達方法及び返済方法の内訳を記載した書類
４	法第３条又は法第27条の４の許可を受けたことを証する書類
５	その他第45条の30第３項に定める書類

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）

第二条　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一区分費用の算定） **第三条**　一般送配電事業者は、第一区分費用項目として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金（第六条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、消耗品費、損害保険料、養成費、研究費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、修繕費（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、委託費（次条及び第五条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、普及開発関係費（専ら公益を図る目的を有する情報提供に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（次条及び第六条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）及び電気事業雑収益（会計規則附則第四項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。以下この条において同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用（送配電等業務に係る費用及び第九条に規定するものを除く。以下同じ。）の額及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって同項の承認を受けた額を除く。）として第一区分費用を算定しなければならない。 ２・３　（略） （第二区分費用の算定） **第四条**　一般送配電事業者は、発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備に係る第二区分費用項目として、修繕費（取替修繕費であって配電設備に係るもの及び修繕費であって配電設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。）、減価償却費（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第六項に規定するもの以外のものに限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。）及び固定資産税（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第六項に規定するもの以外のものに限る。）に対する税額に限る。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用の額及び電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって同項の承認を受けた額を除く。）として発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備に係る第二区分費用を算定しなければならない。 ２～８　（略） （第三区分費用の算定） **第五条**　一般送配電事業者は、第三区分費用項目として、修繕費（前二条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、委託費（支障木の伐採の委託に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、賃借料（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、託送料（第七条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、固定資産除却費、	（第一区分費用の算定） **第三条**　一般送配電事業者は、第一区分費用項目として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金（第六条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、消耗品費、損害保険料、養成費、研究費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、修繕費（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、委託費（次条及び第五条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、普及開発関係費（専ら公益を図る目的を有する情報提供に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（次条及び第六条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）及び電気事業雑収益（会計規則附則第四項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。以下この条において同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用（送配電等業務に係る費用及び第九条に規定するものを除く。以下同じ。）を除く。）として第一区分費用を算定しなければならない。 ２・３　（略） （第二区分費用の算定） **第四条**　一般送配電事業者は、発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備に係る第二区分費用項目として、修繕費（取替修繕費であって配電設備に係るもの及び修繕費であって配電設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。）、減価償却費（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第六項に規定するもの以外のものに限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。）及び固定資産税（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第六項に規定するもの以外のものに限る。）に対する税額に限る。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用を除く。）として発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備に係る第二区分費用を算定しなければならない。 ２～８　（略） （第三区分費用の算定） **第五条**　一般送配電事業者は、第三区分費用項目として、修繕費（前二条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、委託費（支障木の伐採の委託に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、賃借料（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、託送料（第七条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、固定資産除却費、

共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入送電費、地帯間購入送電費、一般送配電事業等に係る電力料（一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。以下同じ。）、需給調整市場手数料（需給調整市場（一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。以下同じ。）における取引に係る売買手数料をいう。以下同じ。）、電力費振替勘定（貸方）、開発費、株式交付費、社債発行費、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、廃炉等負担金、離島等供給に係る費用及び離島等供給に係る収益（送配電等業務に係る収益を除く。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって同項の承認を受けた額を除く。）として第三区分費用を算定しなければならない。

２・３　（略）

（制御不能費用の算定）

第六条　一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、退職給与金（規制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料（道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）及び災害等扶助拠出金（法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）、貸倒損、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であって、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電等用電気工作物の発電又は放電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、インバランス収支過不足額（電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。）、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同じ。）、調整力の確保に要する費用（法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の確保を促進するために要する費用（将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。以下この条において同じ。）及び再給電に要する費用（一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。）の一般送配電事業託送供給等

共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入送電費、地帯間購入送電費、一般送配電事業等に係る電力料（一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。以下同じ。）、需給調整市場手数料（需給調整市場（一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。以下同じ。）における取引に係る売買手数料をいう。以下同じ。）、電力費振替勘定（貸方）、開発費、株式交付費、社債発行費、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、廃炉等負担金、離島等供給に係る費用及び離島等供給に係る収益（送配電等業務に係る収益を除く。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額として第三区分費用を算定しなければならない。

２・３　（略）

（制御不能費用の算定）

第六条　一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、退職給与金（規制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料（道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）及び災害等扶助拠出金（法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）、貸倒損、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であって、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電等用電気工作物の発電又は放電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、インバランス収支過不足額（電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。）、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同じ。）、調整力の確保に要する費用（法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の確保を促進するために要する費用（将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。以下この条において同じ。）及び再給電に要する費用（一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。）の一般送配電事業託送供給等

約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用の額及び電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって同項の承認を受けた額を除く。）に、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）を加えた額として制御不能費用を算定しなければならない。

2　（略）

3　次の各号に掲げる制御不能費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一～五　（略）

六　賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送回収金相当金及び系統整備負担金相当金　電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十四第一項、第四十五条の二十一の十七第一項及び第四十五条の二十一の二十一第一項の通知を基に算定した額の規制期間における合計額

七　系統整備回収金　電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認を基に算定した額の規制期間における合計額

八～十　（略）

十一　特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益、託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）　電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認及び第四十五条の二十一の二十一第一項の通知を基に算定した額の規制期間における合計額

（事後検証費用の算定）

第七条　一般送配電事業者は、事後検証費用項目として、託送料（連系線の増強等に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、補償費、事業者間精算費、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用（災害等扶助交付金を含む。）、調整力の確保に要する費用（一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（前二条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、一般送配電事業者が、調整電源等（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定発電設備（同条第三項第一号に掲げる太陽光及び同項第二号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）から供出される電力量について、翌日市場（一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。）の売買取引が行われる日の午前六時における一般送配電事業者による予測値と当該売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における当該一般送配電事業者による予測値との差を調整するための調整電源等を除く。）を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。以下この条において同じ。）及び発電抑制（送配電線１回線、変圧器１台又は発電機１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制をいう。以下同じ。）に要する費用であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用の額及び電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって同項の承認を受けた額を除く。）として事後検証費用を算定しなければならない。

2・3　（略）

約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用の額を除く。）として制御不能費用を算定しなければならない。

2　（略）

3　次の各号に掲げる制御不能費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一～五　（略）

六　賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十四及び第四十五条の二十一の十七による通知を基に算定した額の規制期間における合計額

（新設）

七～九　（略）

（新設）

（事後検証費用の算定）

第七条　一般送配電事業者は、事後検証費用項目として、託送料（連系線の増強等に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、補償費、事業者間精算費、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用（災害等扶助交付金を含む。）、調整力の確保に要する費用（一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（前二条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、一般送配電事業者が、調整電源等（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定発電設備（同条第三項第一号に掲げる太陽光及び同項第二号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）から供出される電力量について、翌日市場（一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。）の売買取引が行われる日の午前六時における一般送配電事業者による予測値と当該売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における当該一般送配電事業者による予測値との差を調整するための調整電源等を除く。）を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。以下この条において同じ。）及び発電抑制（送配電線１回線、変圧器１台又は発電機１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制をいう。以下同じ。）に要する費用であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用を除く。）として事後検証費用を算定しなければならない。

2・3　（略）

（事業報酬の算定）

第九条　（略）

２　事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産であって一般送配電事業等に係るもの（以下「レートベース」という。）の額の合計額から特定系統整備準備引当金の事業年度における平均残高を基に算定した額を控除した額に、第四項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって同項の承認を受けた額を除く。）とする。

３　次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一　（略）

二　建設中の資産　建設仮勘定であって一般送配電事業等に係るものの事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産及び電源線に係るものを除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額であって一般送配電事業等に係るものを控除して得た額の規制期間における合計額

三　（略）

四　運転資本　営業資本の額（第三条から前条までに規定する項目の額の合計額から、退職給与金のうち引当金純増額、諸費（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減及び吸収量の自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうち引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、法人税等、廃炉等負担金、インバランス収支過不足額、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、系統整備負担金相当金、託送回収金相当金、特定系統整備準備金引当及び特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）であって一般送配電事業等に係るもの並びに第十一条第一項に規定する控除収益を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品の額（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他の貯蔵品であって一般送配電事業等に係るものの年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額の規制期間における合計額

五　（略）

４　（略）

（追加事業報酬の算定）

第十条　（略）

２　一般送配電事業者は、追加事業報酬対象額（レートベースのうち、原則として、推進機関により令和五年三月三十一日までに広域系統整備計画が策定される連系線及び連系線の設置に伴い設置される設備並びに法第二十八条第一項に規定する認定整備等計画に係る連系線及び連系線の設置に伴い設置される設備（以下「関連周辺設備」という。）の規制期間における平均帳簿価額を基に算定した額（建設中のものにあっては、その建設仮勘定の規制期間における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除して得た額）の合計額（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって同項の承認を受けた額を除く。）から特定系統整備準備引当金の事業年度における平均残高を基に算定した額を控除した額をいう。以下同じ。）を算定し、様式第二第十一表により、追加事業報酬対象額明細表を作成しなければならない。

３　（略）

（事業報酬の算定）

第九条　（略）

２　事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産であって一般送配電事業等に係るもの（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第四項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額とする。

３　次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一　（略）

二　建設中の資産　建設仮勘定であって一般送配電事業等に係るものの事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産及び電源線に係るものを除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額であって一般送配電事業等に係るものを控除して得た額に百分の五十を乗じて得た額の規制期間における合計額

三　（略）

四　運転資本　営業資本の額（第三条から前条までに規定する項目の額の合計額から、退職給与金のうち引当金純増額、諸費（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量の自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうち引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、法人税等、廃炉等負担金、インバランス収支過不足額、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金であって一般送配電事業等に係るもの、並びに第十一条第一項に規定する控除収益を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品の額（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他の貯蔵品であって一般送配電事業等に係るものの年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額の規制期間における合計額

五　（略）

４　（略）

（追加事業報酬の算定）

第十条　（略）

２　一般送配電事業者は、追加事業報酬対象額（レートベースのうち、原則として、推進機関により令和五年三月三十一日までに広域系統整備計画が策定される連系線及び連系線の設置に伴い設置される設備（以下「関連周辺設備」という。）の規制期間における平均帳簿価額を基に算定した額（建設中のものにあっては、その建設仮勘定の規制期間における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除して得た額に百分の五十を乗じて得た額）の合計額をいう。以下同じ。）を算定し、様式第二第十一表により、追加事業報酬対象額明細表を作成しなければならない。

３　（略）

（控除収益の算定）

第十一条　一般送配電事業者は、控除収益項目として、地帯間販売送電料、地帯間販売電源料、他社販売送電料、他社販売電源料、託送収益（接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（第三条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。）及び預金利息であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額として控除収益を算定しなければならない。ただし、電気事業雑収益のうち特定系統設置交付金の額については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十三条第三号に規定する特定系統設置交付金の交付期間を終えた次の年度から、同条第二号に規定する系統設置交付金の交付期間にわたり算定するものとする。

２・３　（略）

第十四条　一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

一～三　（略）

四　系統整備等実施事業者が申請した系統整備回収金が経済産業大臣により承認された場合であって、一般送配電事業者が系統利用者回収金、託送回収金又は系統整備負担金として回収すべき額を経済産業大臣より通知されたとき

五　前四号に掲げるもののほか、一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められるとき

２　（略）

別表第一（第３条―第９条、第11条関係）

第１表

収入上限を構成する項目分類表

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
制御不能費用	（略）	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当金		
	系統整備回収金		
	託送回収金相当金		
	系統整備負担金相当金		
	特定系統整備準備金引当		
	特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）		
	系統整備負担金相当収益		
	託送収益（託送回収金の回収に係る収益）		
	固定資産税	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（控除収益の算定）

第十一条　一般送配電事業者は、控除収益項目として、地帯間販売送電料、地帯間販売電源料、他社販売送電料、他社販売電源料、託送収益（接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（第三条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。）及び預金利息であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額として控除収益を算定しなければならない。

２・３　（略）

第十四条　一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

一～三　（略）

（新設）

四　前三号に掲げるもののほか、一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められるとき

２　（略）

別表第一（第３条から第９条、第11条関係）

第１表

収入上限を構成する項目分類表

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
制御不能費用	（略）	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当金		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	固定資産税	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

様式第１（第３条から第１１条まで関係）

第１表

収入の見通し総括表

（単位：千円）

		N年度（想定）	N+1年度（想定）	N+2年度（想定）	N+3年度（想定）	N+4年度（想定）	規制期間 5ヶ年計	規制期間 5ヶ年平均	備考
	役員給与							0	
	給料手当							0	
	給料手当振替額（貸方）							0	▲表示で記載
	退職給与金※1							0	
	厚生費							0	
	委託検針費							0	
	委託集金費							0	
	雑給							0	
	（人件費計）							(0)	
	修繕費※2							0	
	研究費							0	
	消耗品費							0	
	損害保険料							0	
	養成費							0	
	建設分担関連費振替額（貸方）							0	▲表示で記載
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）							0	▲表示で記載
	委託費※3							0	
	普及開発関係費							0	
	諸費※4							0	
	電気事業雑収益※5							0	▲表示で記載
第１区分費用計								0	
	修繕費※6							0	
	委託費※7							0	
	諸費※8							0	
	減価償却費※9							0	
	固定資産税※10							0	
第２区分費用計								0	
次世代投資								0	
	修繕費※11							0	
	委託費※12							0	
	固定資産除却費							0	
	賃借料※13							0	
	託送料※14							0	
	共有設備費等分担額							0	
	共有設備費等分担額（貸方）							0	▲表示で記載
	他社購入送電費							0	
	地帯間購入送電費							0	
	一般送配電事業等に係る電力料※15							0	
	需給調整市場手数料※16							0	
	電力費振替勘定（貸方）							0	▲表示で記載
	開発費							0	
	株式交付費							0	
	社債発行費							0	
	開発費償却							0	
	株式交付費償却							0	
	社債発行費償却							0	
	廃炉等負担金							0	
	離島等供給に係る費用※17							0	
	離島等供給に係る収益※18							0	▲表示で記載
	（何）							0	
第３区分費用計								0	
	地帯間販売送電料							0	▲表示で記載
	地帯間販売電源料							0	▲表示で記載
	他社販売送電料							0	▲表示で記載
	他社販売電源料							0	▲表示で記載
	託送収益※19							0	▲表示で記載
	事業者間精算収益							0	▲表示で記載
	電気事業雑収益※20							0	▲表示で記載
	預金利息							0	▲表示で記載
控除収益計								0	
	減価償却費※21							0	
	退職給与金※22							0	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用							0	
	賃借料※23							0	
	諸費※24							0	
	貸倒損							0	貸方の場合は▲表示で記載
	振替損失調整額							0	
	インバランス収支過不足額※25							0	貸方の場合は▲表示で記載

様式第一第一表及び様式第二第六表を次のように改める。

	電源開発促進税								0	
	事業税								0	
	雑税								0	
	法人税等								0	
	賠償負担金相当金								0	
	廃炉円滑化負担金相当金								0	
	系統整備回収金								0	
	託送回収金相当金								0	
	系統整備負担金相当金								0	
	特定系統整備準備金引当								0	
	特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）								0	▲表示で記載
	系統整備負担金相当収益								0	▲表示で記載
	託送収益※26								0	▲表示で記載
	固定資産税※27								0	
	調整力の確保に要する費用※28								0	貸方の場合は▲表示で記載
	再給電に要する費用※29								0	
制	御不能費用計								0	
	託送料※30								0	
	補償費								0	
	事業者間精算費								0	
	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用※31								0	
	調整力の確保に要する費用※32								0	
	発電抑制に要する費用※33								0	
事	後検証費用								0	
事	業報酬								0	
追	加事業報酬								0	
収	入の見通し計								0	

（記載注意）
※1：第６条に規定するものを除く。
※2：送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。
※3：第４条及び第５条に規定するものを除く。
※4：第４条及び第６条に規定するものを除く。
※5：会計規則附則第４項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。
※6：取替修繕費及び修繕費であって配電設備及び業務設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。
※7：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用に限る。
※8：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用に限る。
※9：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第６項に規定するもの以外のものに限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
※10：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第６項に規定するもの以外のものに限る。）に対する税額に限る。
※11：第３条及び第４条に規定するものを除く。
※12：支障木の伐採の委託に係る費用に限る。
※13：第６条に規定するものを除く。
※14：第７条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。
※15：一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。
※16：需給調整市場における取引に係る売買手数料をいう。
※17：送配電等業務に係る費用及び第９条に規定するものを除く。
※18：送配電等業務に係る収益を除く。
※19：接続供給託送収益、託送回収金の回収に係る収益及び電源線に係る収益を除く。
※20：第３条に規定するもの、災害等扶助交付金及び離島等供給に係る収益を除く。
※21：規制期間初年度の前年度３月３１日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
※22：規制期間初年度の前々年度３月３１日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。
※23：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。
※24：受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）、災害等扶助拠出金に限る。
※25：電気事業託送供給等収支計算規則第２条第１項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。
※26：託送回収金の回収に係る収益に限る。
※27：規制期間初年度の前年度３月３１日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。
※28：法第２８条の４０第１項第５号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。
※29：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。
※30：地域間連系設備の増強等に係る費用に限る。
※31：災害等扶助交付金を含む。
※32：一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（前二条に規定するものを除く。）、一般送配電事業者が、調整電源等（再生可能エネルギー電気特措法第２条第５項に規定する認定発電設備（同条第３項第１号に掲げる太陽光及び同項第２号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）から供出される電力量について、翌日市場（一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。）の売買取引が行われる日の午前六時における一般送配電事業者による予測値と当該売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における当該一般送配電事業者による予測値との差を調整するための調整電源等を除く。）を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。
※33：送配電線１回線、変圧器１台又は発電機１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制に要する費用をいう。

第６表

制御不能費用明細表

（単位：千円）

	N-6年度（実績）	N-5年度（実績）	N-4年度（実績）	N-3年度（実績）	N-2年度（実績）	参照期間 5ヶ年計	参照期間 5ヶ年平均	N年度（想定）	N+1年度（想定）	N+2年度（想定）	N+3年度（想定）	N+4年度（想定）	規制期間 5ヶ年計	規制期間 5ヶ年平均	備考
減価償却費 ※1							0							0	
退職給与金 ※2							0							0	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用							0							0	
賃借料 ※3							0							0	
諸費 ※4							0							0	
貸倒損							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
振替損失調整額							0							0	
インバランス収支過不足額 ※5							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
電源開発促進税							0							0	
事業税							0							0	
雑税							0							0	
法人税等							0							0	
賠償負担金相当金							0							0	
廃炉円滑化負担金相当金							0							0	
系統整備回収金							0							0	
託送回収金相当金							0							0	
系統整備負担金相当金							0							0	
特定系統整備準備金引当							0							0	
特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）							0							0	▲表示で記載
系統整備負担金相当収益														0	▲表示で記載
託送収益 ※6														0	▲表示で記載
固定資産税 ※7							0							0	
調整力の確保に要する費用 ※8							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
再給電に要する費用 ※9							0							0	
制御不能費用計							0							0	

（記載注意）

※1：規制期間初年度の前年度３月３１日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。

※2：規制期間初年度の前々年度３月３１日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。

※3：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。

※4：受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）、災害等扶助拠出金に限る。

※5：電気事業託送供給等収支計算規則第２条第１項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。

※6：託送回収金の回収に係る収益に限る。

※7：規制期間初年度の前年度３月３１日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。

※8：法第２８条の４０第１項第５号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が行う当該業務規程に規定する交付金の交付に充てるため、推進機関の定款に規定する会員のうち一般送配電事業者から拠出される金額をいう。）、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気をの用に供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。

※9：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎原価等項目の整理等） **第八条**　一般送配電事業者は、算定省令第三条第一項に規定する第一区分費用項目、算定省令第四条第一項に規定する第二区分費用項目、算定省令第五条第一項に規定する第三区分費用項目、算定省令第六条第一項に規定する制御不能費用項目、算定省令第七条第一項に規定する事後検証費用項目、算定省令第八条第一項に規定する次世代投資費用項目、算定省令第九条第一項に規定する事業報酬、算定省令第十条第一項に規定する追加事業報酬及び算定省令第十一条第一項に規定する控除収益項目として算定された額を、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあっては、その一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用を含む。以下同じ。）、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、非化石証書購入費、振替損失調整額、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等、自社アンシラリーサービス費（アンシラリーサービス費（電気の周波数の値の維持、第一条第二項第四号イからニまでに規定する電気の供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整並びに揚水式発電設備における揚水運転及び蓄電設備の運用（当該設備の建設及び維持管理に要する一切の費用を含む。）、電気の電圧の値の維持並びにその発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持等（第二十八条第一項において「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島等以外の供給区域に係るものに係る費用をいう。）のうち、当該用に供するための電気の調達に係る費用（第九条第三項において「他社アンシラリーサービス費」という。）に相当するものを除いたものをいう。以下同じ。）、廃炉等負担金、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益、託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）、電気事業報酬、追加事業報酬、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料、託送収益（接続供給託送収益及び託送回収金の回収に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。以下同じ。）、電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。第二十八条第二項を除き、以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息及びインバランス収支過不足（以下「期間原価等項目」という。）に整理しなければならない。 ２～５　（略）	（基礎原価等項目の整理等） **第八条**　一般送配電事業者は、算定省令第三条第一項に規定する第一区分費用項目、同省令第四条第一項に規定する第二区分費用項目、同省令第五条第一項に規定する第三区分費用項目、同省令第六条第一項に規定する制御不能費用項目、同省令第七条第一項に規定する事後検証費用項目、同省令第八条第一項に規定する次世代投資費用項目、同省令第九条第一項に規定する事業報酬、同省令第十条第一項に規定する追加事業報酬及び同省令第十一条第一項に規定する控除収益項目として算定された額を、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあっては、その一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用を含む。以下同じ。）、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、非化石証書購入費、振替損失調整額、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等、自社アンシラリーサービス費（アンシラリーサービス費（電気の周波数の値の維持、第一条第二項第四号イからニまでに規定する電気の供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整並びに揚水式発電設備における揚水運転及び蓄電設備の運用（当該設備の建設及び維持管理に要する一切の費用を含む。）、電気の電圧の値の維持並びにその発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持等（第二十八条第一項において「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島等以外の供給区域に係るものに係る費用をいう。）のうち、当該用に供するための電気の調達に係る費用（第九条第三項において「他社アンシラリーサービス費」という。）に相当するものを除いたものをいう。以下同じ。）、廃炉等負担金、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、電気事業報酬、追加事業報酬、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。以下同じ。）、電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。第二十八条第二項を除き、以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息及びインバランス収支過不足（以下「期間原価等項目」という。）に整理しなければならない。 ２～５　（略）

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条　（略）

２・３　（略）

４　一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売送電項目（地帯間購入送電費、他社購入送電費、地帯間販売送電料及び他社販売送電料をいう。以下同じ。）、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）として、第八条第一項の規定により整理された額を送電費に整理し、第二次整理原価として、当該額に前条第五項の規定により送電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目、購入販売送電項目、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）ごとに、総送電費に整理しなければならない。

第十条　一般送配電事業者は、送配電関連費として、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目、購入販売送電項目、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）ごとに、前条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第一次整理原価、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一次整理原価、同条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需要家費（販売需要家費及び配電需要家費をいう。以下同じ。）に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第一次整理原価並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第一次整理原価を整理し、様式第四により、送配電関連費整理表を作成しなければならない。

第十一条　一般送配電事業者は、前条の規定により整理された送配電関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目、購入販売送電項目、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費（以下「送配電関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費（以下「送配電関連可変費」という。）に配分することにより整理し、需要家費と併せて、様式第五により、送配電関連費明細表を作成しなければならない。

一　役員給与（総離島等供給費であって、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電関連費（以下この項において「環境対策費」という。）を除く。）、退職給与金（環境対策費を除く。）、厚生費（環境対策費を除く。）、水利使用料、補償費（環境対策費を除く。）、賃借料（環境対策費を除く。）、損害保険料（環境対策費を除く。）、普及開発関係費（環境対策費を除く。）、研究費（環境対策費を除く。）、固定資産税（環境対策費を除く。）、雑税（環境対策費を除く。）、減価償却費（環境対策費を

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条　（略）

２・３　（略）

４　一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売送電項目（地帯間購入送電費、他社購入送電費、地帯間販売送電料及び他社販売送電料をいう。以下同じ。）として、第八条第一項の規定により整理された額を送電費に整理し、第二次整理原価として、当該額に前条第五項の規定により送電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売送電項目ごとに、総送電費に整理しなければならない。

第十条　一般送配電事業者は、送配電関連費として、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目及び購入販売送電項目ごとに、前条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第一次整理原価、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一次整理原価、同条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需要家費（販売需要家費及び配電需要家費をいう。以下同じ。）に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された第一次整理原価並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第一次整理原価を整理し、様式第四により、送配電関連費整理表を作成しなければならない。

第十一条　一般送配電事業者は、前条の規定により整理された送配電関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目及び購入販売送電項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費（以下「送配電関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費（以下「送配電関連可変費」という。）に配分することにより整理し、需要家費と併せて、様式第五により、送配電関連費明細表を作成しなければならない。

一　役員給与（総離島等供給費であって、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電関連費（以下この項において「環境対策費」という。）を除く。）、退職給与金（環境対策費を除く。）、厚生費（環境対策費を除く。）、水利使用料、補償費（環境対策費を除く。）、賃借料（環境対策費を除く。）、損害保険料（環境対策費を除く。）、普及開発関係費（環境対策費を除く。）、研究費（環境対策費を除く。）、固定資産税（環境対策費を除く。）、雑税（環境対策費を除く。）、減価償却費（環境対策費を

除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、社債発行費償却（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益、託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあっては、送配電関連固定費

二・三　（略）

2・3　（略）

（届出料金に関する準用）

第三十条　（略）

2　第八条から第二十五条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	購入販売送電項目	変分購入販売送電項目
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	系統整備回収金	系統整備回収金（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	託送回収金相当金	託送回収金相当金（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	系統整備負担金相当金	系統整備負担金相当金（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	特定系統整備準備金引当	特定系統整備準備金引当（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）	特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	系統整備負担金相当収益	系統整備負担金相当収益（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）	託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）（額が変動する場合に限る。）の変動額

除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、社債発行費償却（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあっては、送配電関連固定費

二・三　（略）

2・3　（略）

（届出料金に関する準用）

第三十条　（略）

2　第八条から第二十五条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	購入販売送電項目	変分購入販売送電項目
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

第十一条第一項第一号	電気事業報酬（環境対策費を除く。）	電気事業報酬（環境対策費を除く。）のうち額が変動するもの
（略）	（略）	（略）

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　（略）

2～6　（略）

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第三十一条の二第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第三十一条の三第四項の規定により整理された需要側特別変動固定費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金を設定しなければならない。

8～11　（略）

12　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入、当該規制期間における発電側託送供給料金収入及びこの項、次条第十二項又は第三十一条の三第十五項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入の変動分並びに当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入の変動分及び当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を、第七項、前項及び第三十一条の三第八項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金並びに託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量及び発受電等量等の予測値により算定しなければならない。

13　一般送配電事業者は、第四項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入、当該規制期間における発電側託送供給料金収入、前項、次条第十二項又は第三十一条の三第十五項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入及び当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入並びに当該規制期間における発電側託送料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三十一条の二　（略）

2　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別可変変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十三の二により特別可変変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

3　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された特別可変変動額を、送配電関連可変費に配分することにより整理し、様式第十三の三により特別送配電関連可変費明細表を作成しなければならない。

第十一条第一項第一号	電気事業報酬（環境対策費を除く。）	電気事業報酬（環境対策費を除く。）のうち額が変動するもの
（略）	（略）	（略）

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　（略）

2～6　（略）

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費及び第三十一条の二第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金を設定しなければならない。

8～11　（略）

12　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第三十一条の二第十二項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金並びに託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならない。

13　一般送配電事業者は、第四項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第三十一条の二第十三項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三十一条の二　（略）

2　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十三の二により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

3　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された特別変動額を、送配電関連可変費に配分することにより整理し、様式第十三の三により特別送配電関連費明細表を作成しなければならない。

4　一般送配電事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第四項第五号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。ただし、経済産業大臣が社会的経済的事情の変動により、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、前項の規定により整理された送配電関連可変費のうち、賠償負担金相当金の変動額及び廃炉円滑化負担金相当金の変動額（以下この項において単に「変動額」という。）に係る特別可変変動額に相当する額に代えて、当該変動額の増額分を当該変動額を基に託送供給等約款で設定した料金を引き上げようとする際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額並びに当該変動額の減額分をこの項のただし書の規定により特別変動可変費を整理した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額を用いて、特別変動可変費を整理することができる。

5　一般送配電事業者は、送配電関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、三需要種別ごとに、様式第十三の四により特別送配電関連可変費計算表を作成し、及び様式第十三の五により特別可変原価等集計表を作成しなければならない。

6　（略）

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、前条第四項の規定により整理された特定変動可変費及び次条第四項の規定により整理された需要側特別変動固定費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金を設定しなければならない。

8～11　（略）

12　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入、当該規制期間における発電側託送供給料金収入及びこの項、前条第十二項又は次条第十五項の規定により算定した当該規制期間における発電側託送供給料金収入ごとの需要側託送供給料金収入の変動分並びに当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入の変動分を、第七項、前項及び次条第八項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金並びに託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量及び発受電等量等の予測値により算定しなければならない。

13　一般送配電事業者は、第四項に規定する特別変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入、当該規制期間における発電側託送供給料金収入、前項、前条第十二項又は次条第十五項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入及び当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入並びに当該規制期間における発電側託送料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

4　一般送配電事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第四項第五号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。ただし、経済産業大臣が社会的経済的事情の変動により、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、前項の規定により整理された送配電関連可変費のうち、賠償負担金相当金の変動額及び廃炉円滑化負担金相当金の変動額（以下この項において単に「変動額」という。）に係る特別可変変動額に相当する額に代えて、当該変動額の増額分を当該変動額を基に託送供給等約款で設定した料金を引き上げようとする際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額並びに当該変動額の減額分をこの項のただし書の規定により特別変動可変費を整理した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額を用いて、特別変動可変費を整理することができる。

5　一般送配電事業者は、送配電関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、三需要種別ごとに、様式第十三の四により特別送配電関連費計算表を作成し、及び様式第十三の五により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6　（略）

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費及び前条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金を設定しなければならない。

8～11　（略）

12　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は前条第十二項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金及び託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値により算定しなければならない。

13　一般送配電事業者は、第四項に規定する特別変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は前条第十三項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三の六により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三十一条の三　一般送配電事業者は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第八条から第二十五条まで及び第二十七条から第二十九条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一　系統整備回収金の変動額

二　託送回収金相当金の変動額

三　系統整備負担金相当金の変動額

四　特定系統整備準備金引当の変動額

五　特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額

六　系統整備負担金相当収益の変動額

七　託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額

八　系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費（託送供給等約款で設定する料金を算定する際に送配電関連固定費として整理されたものに限る。次項第四号において同じ。）の変動額（外生的要因による変動額に限る。次項第四号において同じ。）

2　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別固定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十三の七により特別固定変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般送配電事業者は、系統整備回収金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の規定により承認された額を基に算定した系統整備回収金の変動額を整理しなければならない。

二　一般送配電事業者は、託送回収金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した託送回収金相当金の変動額を整理しなければならない。

三　一般送配電事業者は、系統整備負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した系統整備負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

四　一般送配電事業者は、特定系統整備準備金引当の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認を受けた額を基に算定した特定系統整備準備金引当の変動額を整理しなければならない。

五　一般送配電事業者は、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認を受けた額を基に算定した特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額を整理しなければならない。

六　一般送配電事業者は、系統整備負担金相当収益の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した系統整備負担金相当収益の変動額を整理しなければならない。

七　一般送配電事業者は、託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額を整理しなければならない。

（新設）

八　一般送配電事業者は、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第八条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により整理された額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益並びに託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費の変動額を整理しなければならない。

3　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された特別固定変動額を、送配電関連固定費に配分することにより整理し、様式第十三の八により特別送配電関連固定費明細表を作成しなければならない。

4　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された送配電関連固定費の額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により算定した割合を乗じて得た額を、発電側特別変動固定費に整理し、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連固定費の額からこの項の規定により発電側特別変動固定費に整理された額を控除して得た額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第五項第一号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、需要側特別変動固定費に整理しなければならない。ただし、経済産業大臣が社会的経済的事情の変動により、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、前項の規定により整理された送配電関連固定費のうち、系統整備回収金の変動額、託送回収金相当金の変動額、系統整備負担金相当金の変動額、特定系統整備準備金引当の変動額、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額、系統整備負担金相当収益の変動額及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額（以下この項において単に「変動額」という。）に係る特別固定変動額に相当する額に代えて、当該変動額の増額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額を当該変動額を基に託送供給等約款で設定した料金を引き上げようとする際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値を乗じて得た額並びに当該変動額の減額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額をこの項のただし書の規定により発電側特別変動固定費を整理した際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値を乗じて得た額を用いて、発電側特別変動固定費を整理し、当該変動額の増額分から当該変動額の増額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該変動額を基に託送供給等約款で設定した料金を引き上げようとする際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額並びに当該変動額の減額分から当該変動額の減額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額をこの項のただし書の規定により需要側特別変動固定費を整理した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額を用いて、需要側特別変動固定費を整理することができる。

5　一般送配電事業者は、送配電関連費について、前項の規定により整理された発電側特別変動固定費及び前項の規定により三需要種別ごとに整理された需要側特別変動固定費を基に、様式第十三の九により特別送配電関連固定費計算表を作成し、及び様式第十三の十により特別固定原価等集計表を作成しなければならない。

6　第一項の規定により設定した基準託送供給料金は、規制期間における料金収入の合計が、法第十七条の二第一項又は第四項の規定により承認を受けた収入の見通しを上回らないように、規制期間において一律の料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、規制期間において異なる料金を設定することができる。

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び需要側特別変動固定費並びに第四項の規定により整理された需要側特別変動固定費、第三十一条第四項の規定により整理された特定変動可変費及び前条第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金を設定しなければならない。

8　一般送配電事業者は、発電側託送供給料金を設定するにあたっては、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の発電側送配電関連原価等及び発電側特別変動固定費並びに第四項の規定により整理された発電側特別変動固定費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、第十二項の規定により設定する発受電等量にかかわらず支払を受けるべき料金により回収する費用の額と発受電等量に応じて支払を受けるべき料金により回収する費用の額とが等しくなるように、次の各号に掲げる料金を設定しなければならない。ただし、第二号又は第三号に掲げる料金を設定する場合にあって、合理的な理由がある場合には、設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善に資するものでない場合であっても、当該料金を設定することができる。

一　一般送配電事業者の供給区域内の電気の供給に係る料金

二　一般送配電事業者の供給区域内の電気の供給に係る料金であって、基幹系統の設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善に資するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額

三　一般送配電事業者の供給区域内の電気の供給に係る料金であって、特別高圧系統（特別高圧に係る送配電関連設備で構成される電力系統をいう。）の設備投資の効率化に資するものである場合の第一号に掲げる料金からの割引額

9　一般送配電事業者は、前項第二号及び第三号に掲げる料金を設定する場合には、設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善（第二号に限る。）に資することにより負担を軽減する費用に相当する額を整理し、様式第十三の十一により、発電側託送供給料金割引額設定表を作成しなければならない。

10　一般送配電事業者は、第七項及び第八項本文で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

11　一般送配電事業者は、第七項に掲げる料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金を組み合わせることにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に応ずる電気の供給に係る料金を設定する場合は、この限りでない。

12　一般送配電事業者は、第八項第一号に掲げる料金を設定する場合には、発受電等量にかかわらず支払を受けるべき料金及び発受電等量に応じて支払を受けるべき料金（揚水式発電設備により発電された電気及び蓄電設備により放電された電気（同一地点における発電設備からの受電による充電に基づくものを除く。）に係る料金を設定する場合を除く。）を組み合わせることにより、当該料金を設定しなければならない。

13　一般送配電事業者は、法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る第七項に掲げる料金を設定する場合には、第十一項本文の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」という。）のほか、別表第三に規定する式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金（別表第三において「完全従量料金」という。）を、非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

14　一般送配電事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第七項に掲げる料金と異なる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同項に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

15　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入、当該規制期間における発電側託送供給料金収入及びこの項、第三十一条第十二項又は前条第十二項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入の変動分、当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入の変動分並びに当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を、第七項、第八項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金並びに託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量及び発受電等量等の予測値により算定しなければならない。

16　一般送配電事業者は、第四項に規定する発電側特別変動固定費及び需要側特別変動固定費並びに前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入、当該規制期間における発電側託送供給料金収入、前項、第三十一条第十二項又は前条第十二項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの需要側託送供給料金収入及び当該規制期間における発電側託送供給料金収入の変動分を整理し、様式第十三の十二により需要側特別変動固定費と需要側託送供給料金収入の変動分の比較表及び発電側特別変動固定費と発電側託送供給料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

様式第四、様式第五及び様式第十二から様式第十二の六までを次のように改める。

様式第４（第１０条関係）

送配電関連費整理表　（単位　千円）

	総離島等供給費				総アンシラリーサービス費	総送電費	電変受用電サービス費	配電用電サービス費	低圧配電費	高圧配電費	需要家費	給電費	一般販売費	合計	帰属方法別（%）		
		水力発電費分	火力発電分	新エネルギー等発電等費分											直課	活動帰属基準	配賦基準
役員給与																	
給料手当																	
給料手当振替額（貸方）																	
退職給与金																	
厚生費																	
委託検針費																	
委託集金費																	
雑給																	
燃料費																	
廃棄物処理費																	
消耗品費																	
修繕費																	
水利使用料																	
補償費																	
賃借料																	
託送料																	
事業者間精算費																	
委託費																	
損害保険料																	
普及開発関係費																	
養成費																	
研究費																	
諸費																	
貸倒損																	
固定資産税																	
雑税																	
減価償却費																	
固定資産除却費																	
共有設備費等分担額																	
共有設備費等分担額（貸方）																	
地帯間購入電源費																	
地帯間購入送電費																	
他社購入電源費																	
他社購入送電費																	
非化石証書購入費																	
建設分担関連費振替額（貸方）																	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）																	
開発費																	
開発費償却																	
株式交付費																	
株式交付費償却																	
社債発行費																	
社債発行費償却																	
法人税等																	
系統整備回収金																	
託送回収金相当金																	
系統整備負担金相当金																	
特定系統整備準備金引当																	
特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）																	
系統整備負担金相当収益																	
託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）																	
電気事業報酬																	
自社アンシラリーサービス費																	
地帯間販売電源料																	
地帯間販売送電料																	
他社販売電源料																	
他社販売送電料																	
合計																	

（記載注意）
１　帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第２において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。
２　自社アンシラリーサービス費の欄には、第８条第１項で自社アンシラリーサービス費に整理された金額を記載すること。
３　その他は、様式第３の注１から３までと同様とすること。

様式第５（第１１条関係）

送配電関連費明細表　（単位　千円）

| | 総離島等供給費 | | | | | | | | | 総アンシラリーサービス費 | | | 総送電費 | | | 受電用変電サービス費 | | | 配電用変電サービス費 | | | 低圧配電費 | | | 高圧配電費 | | | 給電費 | | | 需要家費 | 合計 |
|---|
| | 水力発電費分 | | | 火力発電費分 | | | 新エネルギー等発電等費分 |
| | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | 計 | 固定 | 可変 | | |
| 役員給与 |
| 給料手当 |
| 給料手当振替額（貸方） |
| 退職給与金 |
| 厚生費 |
| 委託検針費 |
| 委託集金費 |
| 雑給 |
| 燃料費 |
| 廃棄物処理費 |
| 消耗品費 |
| 修繕費 |
| 水利使用料 |
| 補償費 |
| 賃借料 |
| 託送料 |
| 事業者間精算費 |
| 委託費 |
| 損害保険料 |
| 普及開発関係費 |
| 養成費 |
| 研究費 |
| 諸費 |
| 貸倒損 |
| 固定資産税 |
| 雑税 |
| 減価償却費 |
| 固定資産除却費 |
| 共有設備費等分担額 |
| 共有設備費等分担額（貸方） |
| 地帯間購入電源費 |
| 地帯間購入送電費 |
| 他社購入電源費 |
| 他社購入送電費 |
| 非化石証書購入費 |
| 建設分担関連費振替額（貸方） |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） |
| 開発費 |
| 開発費償却 |
| 株式交付費 |
| 株式交付費償却 |
| 社債発行費 |
| 社債発行費償却 |
| 法人税等 |
| 系統整備回収金 |
| 託送回収金相当金 |
| 系統整備負担金相当金 |
| 特定系統整備準備金引当 |
| 特定系統整備準備引当金取崩し（貸方） |
| 系統整備負担金相当収益 |
| 託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。） |
| 電気事業報酬 |
| 自社アンシラリーサービス費 |
| 地帯間販売電源料 |
| 地帯間販売送電料 |
| 他社販売電源料 |
| 他社販売送電料 |
| 合計 |

（記載注意）
様式第３の注１から３までと同様とすること。

様式13（第31条関係）

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

需要種別等		固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量又は発受電等量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
需要側	特別高圧需要		（　）		（　）		（　）	
	高圧需要		（　）		（　）		（　）	
	低圧需要		（　）		（　）		（　）	
発電側								

（記載注意）
１　特別高圧需要、高圧需要、低圧需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として掲載すること。
２　様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式第13の２（第31条の２関係）

特別可変変動額総括表

（単位：千円）

項　　目	変　動　金　額	備　　考
賠償負担金相当金		
廃炉円滑化負担金相当金		
賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費 ＜　　＞		
合計		

（記載注意）
賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費の＜　＞内には、具体的な営業費項目を記載すること。

注　１　様式第３の注１及び２と同様とすること。
２　賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費項目が２つ以上ある場合は、欄を増やして記入すること。

様式第13の３（第31条の２関係）

特別送配電関連可変費明細表

（単位：千円）

	可変費
賠償負担金相当金	
廃炉円滑化負担金相当金	
賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費 ＜　　＞	

（記載注意）

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費の＜　＞内には、具体的な営業費項目を記載すること。

注　１　様式第３の注１及び２と同様とすること。

２　賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費項目が２つ以上ある場合は、欄を増やして記入すること。

様式第13の４（第31条の２関係）

特別送配電関連可変費計算表

（単位：千円）

	可　変　費
特別高圧需要	
高圧需要	
低圧需要	

注　様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式第13の５（第31条の２関係）

特別可変原価等集計表

（単位：千円）

	可　変　費
特別高圧需要	
高圧需要	
低圧需要	

注　様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式13の６（第31条の２関係）

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

需要種別等		固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量又は発受電等量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
需要側	特別高圧需要		（　）		（　）		（　）	
	高圧需要		（　）		（　）		（　）	
	低圧需要		（　）		（　）		（　）	
発電側								

（記載注意）

１　特別高圧需要、高圧需要、低圧需要の（　）内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として掲載すること。

２　様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式第十三の六の次に次の六様式を加える。

様式第13の７（第31条の３関係）

特別固定変動額総括表

（単位：千円）

項　　目	変　動　金　額	備　　考
系統整備回収金		
託送回収金相当金		
系統整備負担金相当金		
特定系統整備準備金引当		
特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）		
系統整備負担金相当収益		
託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）		
系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備引当金（引当）、特定系統整備準備引当金（取崩）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費 ＜　　＞		
合計		

（記載注意）

系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備引当金（引当）、特定系統整備準備引当金（取崩）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費の＜　＞内には、具体的な営業費項目を記載すること。

注　１　様式第３の注１及び２と同様とすること。

２　系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備引当金（引当）、特定系統整備準備引当金（取崩）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費項目が２つ以上ある場合は、欄を増やして記入すること。

様式第13の８（第31条の３関係）

特別送配電関連固定費明細表

（単位：千円）

	固　定　費
系統整備回収金	
託送回収金相当金	
系統整備負担金相当金	
特定系統整備準備金引当	
特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）	
系統整備負担金相当収益	
託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）	
系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備引当金（引当）、特定系統整備準備引当金（取崩）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費 ＜　　＞	

（記載注意）

系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備引当金（引当）、特定系統整備準備引当金（取崩）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費の＜　＞内には、具体的な営業費項目を記載すること。

注　１　様式第３の注１及び２と同様とすること。

２　系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備引当金（引当）、特定系統整備準備引当金（取崩）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費項目が２つ以上ある場合は、欄を増やして記入すること

様式第13の９（第31条の３関係）

特別送配電関連固定費計算表

（単位：千円）

需要種別等		固定費
需要側	特別高圧需要	
	高圧需要	
	低圧需要	
発電側		

注　様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式第13の10（第31条の３関係）

特別固定原価等集計表

（単位：千円）

需要種別等		固定費
需要側	特別高圧需要	
	高圧需要	
	低圧需要	
発電側		

注　様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式第13の11（第31条の３関係）

発電側託送供給料金割引額設定表

単位（千円、10^3kW）

基幹系統の設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善に資するものである場合									
発電側送配電関連原価等のうち、基幹系統分	当該基幹系統分のうち、半額	割引額（円/kW・月）	発電側送配電関連原価等における基幹系統分のうち						
			計	減価償却費	電気事業報酬	計の半額	割引額（円/kW・月）	割引額の半額（円/kW・月）	割引額の四半の額（円/kW・月）

特別高圧系統の設備投資の効率化に資するものである場合							
発電側送配電関連原価等のうち、特別高圧系統分	当該特別高圧系統分の半額	割引額（円/kW・月）	発電側送配電関連原価等における特別高圧系統分のうち				
			計	減価償却費	電気事業報酬	計の半額	割引額（円/kW・月）

（記載注意）
様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式13の12（第31条の３関係）

需要側特別変動固定費と需要側託送供給料金収入の変動分及び発電側特別変動固定費と発電側託送供給料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

需要種別等		固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量又は発受電等量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
需要側	特別高圧需要	（　）			（　）		（　）	
	高圧需要	（　）			（　）		（　）	
	低圧需要	（　）			（　）		（　）	
発電側		（　）	／	／	（　）		（　）	

（記載注意）
１　特別高圧需要、高圧需要、低圧需要の（　）内には、需要側特別変動固定費に係る費用等を内数として掲載すること。
２　発電側の（　）内には、発電側特別変動固定費に係る費用等を内数として掲載すること。
３　様式第３の注１及び２と同様とすること。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第四条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料（調整交付金に相当する額（以下「調整交付金相当額」という。）を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第13条の３の３第３号に掲げる額（以下「調整力確保費用相当額」という。）及び同条第１号に掲げる額のうち、調整力確保費用相当額に係るものの額を除く。）、系統整備負担金相当収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益（電源線に係る収益及び調整交付金を除く。）、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。 ２．発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費（調整交付金相当額を除く。）。）、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、系統整備負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税（調整交付金で手当される事業税相当額を除く。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。 ３．・４．　（略） ５．発生の主な原因を勘案して、次に掲げる収益又は費用を、送配電部門の収益又は費用に整理すること。 ⑴　財務収益、事業外収益、特別利益、財務費用、事業外費用、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）及び特別損失 ⑵　（略） ６．～９．　（略）	**別表第１**（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料（調整交付金に相当する額（以下「調整交付金相当額」という。）を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第13条の３の３第３号に掲げる額（以下「調整力確保費用相当額」という。）及び同条第１号に掲げる額のうち、調整力確保費用相当額に係るものの額を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（電源線に係る収益及び調整交付金を除く。）、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。 ２．発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費（調整交付金相当額を除く。）。）、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税（調整交付金で手当される事業税相当額を除く。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。 ３．・４．　（略） ５．発生の主な原因を勘案して、次に掲げる収益又は費用を、送配電部門の収益又は費用に整理すること。 ⑴　財務収益、事業外収益、特別利益、財務費用、事業外費用及び特別損失 ⑵　（略） ６．～９．　（略）

様式第１第二表及び第三表並びに様式第三第四表を次のように改める。

様式第1(第2条関係)
第2表

設　備　別　費　用　明　細　表

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　百万円）

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等発電等費	送　電　費	変　電　費	配　電　費	販　売　費	一般管理費	その他の費用	合　　計
役員給与										
給料手当										
給料手当振替額（貸方）										
退職給与金										
厚生費										
委託検針費										
委託集金費										
雑給										
燃料費										
廃棄物処理費										
消耗品費										
修繕費										
水利使用料										
補償費										
賃借料										
託送料										
託送回収金相当金										
事業者間精算費										
委託費										
損害保険料										
普及開発関係費										
養成費										
研究費										
諸費										
貸倒損										
固定資産税										
雑税										
減価償却費										
固定資産除却費										
共有設備費等分担額										
共有設備費等分担額（貸方）										
地帯間購入電源費										
地帯間購入送電費										
他社購入電源費										
他社購入送電費										
非化石証書購入費										
建設分担関連費振替額（貸方）										
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）										
接続供給託送料										
賠償負担金相当金										
廃炉円滑化負担金相当金										
系統整備負担金相当金										
廃炉等負担金										
電源開発促進税										
事業税										
開発費										
開発費償却										
電力費振替勘定（貸方）										
社内取引費用										
合計										

（記載注意）
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第３表

送　配　電　部　門　収　支　計　算　書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　百万円）

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		電灯料	
火力発電費		電力料	
新エネルギー等発電等費		地帯間販売電源料	
地帯間購入電源費		（インバランス対応取引収益）	
（インバランス対応取引費用）		（インバランスネッティング収益）	
（インバランスネッティング費用）		（広域運用調整電力量に係る収益）	
（広域運用調整電力量に係る費用）		地帯間販売送電料	
地帯間購入送電費		他社販売電源料	
他社購入電源費		（インバランス対応取引収益）	
（インバランス対応取引費用）		（追加供給電力量に係る収益）	
（インバランスの買取りに係る費用）		（追加供給力に係る収益）	
（追加供給電力量に係る費用）		託送収益	
（追加供給力に係る費用）		接続供給託送収益	
他社購入送電費		（需要側託送供給料金の回収に係る収益）	
非化石証書購入費		（発電側託送供給料金の回収に係る収益）	
送電費		（インバランスの供給に係る収益）	
変電費		（インバランス調整に係る収益）	
配電費		その他託送収益	
販売費			
一般管理費			
接続供給託送料			
賠償負担金相当金			
廃炉円滑化負担金相当金			
系統整備負担金相当金		系統整備負担金相当収益	
廃炉等負担金		事業者間精算収益	
電源開発促進税		電気事業雑収益	
事業税			
開発費		遅収加算料金	
開発費償却		社内取引収益	
電力費振替勘定（貸方）		（インバランス対応相当額取引収益）	
社内取引費用		（インバランスの供給相当額取引収益）	
（インバランス対応相当額取引費用）			
（インバランスの買取相当額取引費用）			
営業利益（又は営業損失）			
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
（株式交付費）		（預金利息）	
（株式交付費償却）			
（社債発行費）			
（社債発行費償却）			
事業外費用		事業外収益	
特定系統整備準備金引当又は取崩し			
（特定系統整備準備金引当）			
（又は特定系統整備準備引当金取崩し（貸方））			
特別損失		特別利益	
（インバランス調整に係る費用）		（インバランス調整に係る収益）	
税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）			
法人税等			
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）			

（記載注意）

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

１　送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

２　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

３　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

第４表

配　電　部　門　収　支　計　算　書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　千円）

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		地帯間販売電源料	
火力発電費		地帯間販売送電料	
新エネルギー等発電等費		他社販売電源料	
地帯間購入電源費		（インバランス対応取引収益）	
地帯間購入送電費		託送収益	
他社購入電源費		接続供給託送収益	
（インバランス対応取引費用）		（需要側託送供給料金の回収に係る収益）	
（インバランスの買取りに係る費用）		（発電側託送供給料金の回収に係る収益）	
他社購入送電費		（インバランスの供給に係る収益）	
非化石証書購入費		その他託送収益	
送電費		事業者間精算収益	
変電費		電気事業雑収益	
配電費		遅収加算料金	
販売費		社内取引収益	
一般管理費		（インバランス対応相当額取引収益）	
接続供給託送料		（インバランスの供給相当額取引収益）	
（電気事業法施行規則第45条の21の12第1項に係る費用）			
（電気事業法施行規則第45条の21の15第1項に係る費用）			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
社内取引費用			
（インバランス対応相当額取引費用）			
（インバランスの買取相当額取引費用）			
営業利益（又は営業損失）			
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
（株式交付費）		（預金利息）	
（株式交付費償却）			
（社債発行費）			
（社債発行費償却）			
事業外費用		事業外収益	
特別損失		特別利益	
税引前配電部門当期純利益（又は税引前配電部門当期純損失）			
法人税等			
配電部門当期純利益（又は配電部門当期純損失）			

（記載注意）

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

１　配電部門収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

２　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

３　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

（電気事業会計規則の一部改正）

第五条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
業務設備	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項の規定による国際協力排出削減量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
（略）	（略）	（略）

⑵　流　動　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
売掛金	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当収益	（略）
	系統整備負担金相当収益	系統整備負担金相当収益の未収分を整理する。関係会社に対するものを除く。
諸未収入金	（略）	（略）
		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が１年を超えるものを除く。
	（略）	（略）
	調整交付金	調整交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の２第１項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分（翌事業年度以降に精算される調整交付金（以下「差額調整額」という。）を含む。）を整理する。
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
業務設備	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
（略）	（略）	（略）

⑵　流　動　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
売掛金	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当収益	（略）
	（新設）	（新設）
諸未収入金	（略）	（略）
		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が１年を超えるものを除く。
	（略）	（略）
	調整交付金	調整交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の２第１項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
（略）	（略）	（略）

⑸　流　　動　　負　　債

科　目	項	備　　考
（略）	（略）	（略）
未払金		契約期間が１年以内のものを整理する。
	（略）	（略）
	未払消費税	（略）
	調整交付金	差額調整額を整理する。
	雑口	（略）
（略）	（略）	（略）

⑹　引　　当　　金

科　目	項	備　　考
（略）		
原子力発電工事償却準備引当金		
特定系統整備準備引当金		
（何）引当金		（略）

⑽　営　　業　　費　　用

科　目	項	備　　考
（略）		
他社購入電力料		（略）
送電費		
	（略）	（略）
	託送料	（略）
	託送回収金相当金	一般送配電事業者が、系統整備等実施事業者に払い渡した託送回収金相当金（電気事業法施行規則第45条の21の21第１項第５号に規定する託送回収金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。
（略）		
販売費	（略）	
	諸費	
	貸倒損	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「賠償負担金相当収益」、「廃炉円滑化負担金相当収益」、「系統整備負担金相当収益」、「事

⑸　流　　動　　負　　債

科　目	項	備　　考
（略）	（略）	（略）
未払金		契約期間が１年以内のものを整理する。
	（略）	（略）
	未払消費税	（略）
	（新設）	（新設）
	雑口	（略）
（略）	（略）	（略）

⑹　引　　当　　金

科　目	項	備　　考
（略）		
原子力発電工事償却準備引当金		
（新設）		
（何）引当金		（略）

⑽　営　　業　　費　　用

科　目	項	備　　考
（略）		
他社購入電力料		（略）
送電費		
	（略）	（略）
	託送料	（略）
	（新設）	（新設）
（略）		
販売費	（略）	
	諸費	
	貸倒損	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「賠償負担金相当収益」、「廃炉円滑化負担金相当収益」、「事業者間精算収益」、「電気事業

		業者間精算収益」、「電気事業雑収益」及び「貸付設備収益」に関する債権（再エネ特措法賦課金の未収分を含む。）の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）		（略）
廃炉等負担金		
系統整備負担金相当金		一般送配電事業者が、系統整備等実施事業者に払い渡した系統整備負担金相当金（電気事業法施行規則第45条の21の21第１項第６号に規定する系統整備負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。
電源開発促進税		（略）
（略）		
電力費振替勘定（貸方）		建設工事、発電用原子炉施設の廃炉（再処理法第２条第５項に規定する廃炉をいう。）及び附帯事業のために自家使用した電気の使用量及び使用状況に応ずる金額を整理する。
（略）	（略）	（略）

⑭　特定系統整備準備金引当又は取崩し

科　目	項	備　考
特定系統整備準備金引当（又は特定系統整備準備引当金取崩し（貸方））		

⑮　特　別　損　失

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

⑯　法　人　税　等

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

		雑収益」及び「貸付設備収益」に関する債権（再エネ特措法賦課金の未収分を含む。）の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）		（略）
廃炉等負担金		
（新設）		（新設）
電源開発促進税		（略）
（略）		
電力費振替勘定（貸方）		建設工事、発電用原子炉施設の廃炉（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第２条第５号に規定する廃炉をいう。）及び附帯事業のために自家使用した電気の使用量及び使用状況に応ずる金額を整理する。
（略）	（略）	（略）

（新設）

⑭　特　別　損　失

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

⑮　法　人　税　等

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

⑯ 営　業　収　益

科　目	項	備　考
（略） 託送収益	（略） 接続供給託送収益	（略） （略） 一般送配電事業者又は配電事業者が接続供給によつて得た収益を基準接続供給収益（送配電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。需要側託送供給料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定する需要側託送供給料金をいう。以下同じ。）の回収に係る収益と発電側託送供給料金の回収に係る収益とを区分して整理する。）、インバランスの供給に係る収益、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収に係る収益並びに配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額を受け取つた額（配電事業者においては定期支払額が負の値になるときに一般送配電事業者から受け取つた額を含む。ただし、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収に係る収益を含む場合はそれを除く。）に区分して整理する。
	（略）	（略）
（略） 廃炉等負担金収益	（略）	（略） （略）
（新設）		（新設）
（略）		（略）

⑰ 営　業　外　収　益

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

⑱ 特　別　利　益

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

⑰ 営　業　収　益

科　目	項	備　考
（略） 託送収益	（略） 接続供給託送収益	（略） （略） 一般送配電事業者又は配電事業者が接続供給によつて得た収益を基準接続供給収益（送配電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。需要側託送供給料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定する需要側託送供給料金をいう。以下同じ。）の回収に係る収益と発電側託送供給料金の回収に係る収益とを区分して整理する。）、インバランスの供給に係る収益、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収に係る収益、系統整備負担金の回収に係る収益、託送回収金の回収に係る収益、系統利用者回収金の回収に係る収益並びに配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額を受け取つた額（配電事業者においては定期支払額が負の値になるときに一般送配電事業者から受け取つた額を含む。ただし、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収に係る収益、系統整備負担金の回収に係る収益、託送回収金の回収に係る収益並びに系統利用者回収金の回収に係る収益を含む場合はそれを除く。）に区分して整理する。
	（略）	（略）
（略） 廃炉等負担金収益	（略）	（略） （略）
系統整備負担金相当収益		一般送配電事業者から払い渡された系統整備負担金相当金を整理する。
（略）		（略）

⑱ 営　業　外　収　益

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

⑲ 特　別　利　益

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）

別表第２（第３条関係）
第１表

貸借対照表

年　月　日現在

事業者名　（単位　千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産		固定負債	
電気事業固定資産		社債	
水力発電設備		長期借入金	
汽力発電設備		長期未払債務	
原子力発電設備		長期未払法人税等	
内燃力発電設備		未払使用済燃料再処理等拠出金	
新エネルギー等発電等設備		未払廃炉拠出金	
送電設備		リース債務	
変電設備		関係会社長期債務	
配電設備		退職給付引当金	
業務設備		特定原子力施設炉心等除去準備引当金	
休止設備		特定原子力施設炉心等除去引当金	
貸付設備		（何）引当金	
附帯事業固定資産		資産除去債務	
事業外固定資産		繰延税金負債	
固定資産仮勘定		雑固定負債	
建設仮勘定		流動負債	
除却仮勘定		１年以内に期限到来の固定負債	
原子力廃止関連仮勘定		短期借入金	
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		コマーシャル・ペーパー	
核燃料		支払手形	
装荷核燃料		買掛金	
加工中等核燃料		未払金	
投資その他の資産		未払費用	
長期投資		未払税金	
関係会社長期投資		預り金	
親会社株式		関係会社短期債務	
未収原子力損害賠償資金補助金		諸前受金	
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金		修繕準備引当金	
廃炉等積立金		（何）引当金	
長期前払費用		資産除去債務	
前払年金費用		雑流動負債	
繰延税金資産		引当金	
貸倒引当金（貸方）	△	渇水準備引当金	
流動資産		原子力発電工事償却準備引当金	
現金及び預金		特定系統整備準備引当金	
受取手形		（何）引当金	
売掛金		負債合計	
諸未収入金		株主資本	
短期投資		資本金	
貯蔵品		新株式申込証拠金	
前払金		資本剰余金	
前払費用		資本準備金	
関係会社短期債権		その他資本剰余金	
親会社株式		利益剰余金	
雑流動資産		利益準備金	
貸倒引当金（貸方）	△	その他利益剰余金	
繰延資産		（何）積立金	
創立費		繰越利益剰余金	
開業費		自己株式	△
株式交付費		自己株式申込証拠金	
社債発行費		評価・換算差額等	
開発費		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産合計	
合計		合計	

別表第二の第一表、第二表、第五表及び第十五表を次のように改める。

第２表

損　益　計　算　書

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

事業者名　　（単位　千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用		営業収益	
電気事業営業費用		電気事業営業収益	
水力発電費		電灯料	
汽力発電費		電力料	
原子力発電費		地帯間販売電力料	
内燃力発電費		他社販売電力料	
新エネルギー等発電等費		託送収益	
地帯間購入電力料		賠償負担金相当収益	
他社購入電力料		廃炉円滑化負担金相当収益	
送電費		廃炉等負担金収益	
変電費		系統整備負担金相当収益	
配電費		事業者間精算収益	
販売費		電気事業雑収益	
休止設備費		貸付設備収益	
貸付設備費			
一般管理費			
接続供給託送料			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
賠償負担金相当金			
廃炉円滑化負担金相当金			
廃炉等負担金			
系統整備負担金相当金			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）	△		
附帯事業営業費用		附帯事業営業収益	
（何）事業営業費用		（何）事業営業収益	
営業利益（又は営業損失）	（　　）		
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
支払利息		受取配当金	
株式交付費		受取利息	
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
事業外費用		事業外収益	
固定資産売却損		固定資産売却益	
(何)		(何)	
雑損失		雑収益	
当期経常費用合計		当期経常収益合計	
当期経常利益（又は当期経常損失）			
渇水準備金引当又は取崩し			
渇水準備金引当			

（又は渇水準備引当金取崩し（貸方））	（△）		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し			
原子力発電工事償却準備金引当			
（又は原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方））	（△）		
特定系統整備準備金引当又は取崩し			
特定系統整備準備金引当			
（又は特定系統整備準備引当金取崩し（貸方））	（△）		
特別損失		特別利益	
財産偶発損		原子力損害賠償資金補助金	
（何）		原賠・廃炉等支援機構資金交付金	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		（何）	
法人税等			
法人税等			
国際最低課税額に対する法人税等			
（何）			
法人税等調整額			
当期純利益（又は当期純損失）			

（記載注意）

附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の内訳科目のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の１００分の１０以下である場合は、当該附帯事業については「その他附帯事業営業費用」及び「その他附帯事業営業収益」の科目を用いて一括して記載することができる。また、附帯事業のすべての内訳科目の費用又は収益のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の１００分の１０以下である場合は、附帯事業営業費用及び附帯事業営業収益の内訳科目の記載を省略することができる。

第５表

電気事業営業費用明細表

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名　　（単位　千円）

区分	水力発電費	汽力発電費	原子力発電費	内燃力発電費	新エネルギー等発電等	地帯間購入電力料	他社購入電力料	送電費	変電費	配電費	販売費	休止設備費	貸付設備費	一般管理費	その他	合計
役員給与																
給料手当																
給料手当振替額（貸方）	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
建設費への振替額（貸方）	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
その他への振替額（貸方）	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
退職給与金																
厚生費																
法定厚生費																
一般厚生費																
委託検針費																
委託集金費																
雑給																
燃料費																
石炭費																
燃料油費																
核燃料減損額																
ガス費																
歴青質混合物費																
バイオマス燃料費																
廃棄物燃料費																
助燃費及び蒸気料																
運炭費及び運搬費																
核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））			(△)													(△)
濃縮関連費																
使用済燃料再処理等拠出金費																
廃棄物処理費																
特定放射性廃棄物処分費																
消耗品費																
修繕費																
水利使用料																
補償費																
賃借料																
託送料																
託送回収金相当金																
事業者間精算費																
委託費																
損害保険料																
原子力損害賠償資金補助法負担金																
原子力損害賠償資金補助法一般負担金																
原子力損害賠償資金補助法特別負担金																
原賠・廃炉等支援機構負担金																
原賠・廃炉等支援機構一般負担金																
原賠・廃炉等支援機構特別負担金																
普及開発関係費																
養成費																
研究費																
諸費																
貸倒損																
諸税																
固定資産税																
雑税																
減価償却費																
普通償却費																
特別償却費																
試運転償却費																
固定資産除却費																
除却損																
除却費用																
廃炉拠出金費																
共有設備費等分担額																
共有設備費等分担額（貸方）	△	△	△		△			△	△	△		△	△			△
非化石証書関連振替額																
地帯間購入電源費																
地帯間購入送電費																
他社購入電源費																
新エネルギー等電源費																
その他の電源費																
他社購入送電費																
非化石証書購入費																
建設分担関連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
接続供給託送料																
原子力廃止関連仮勘定償却費																
賠償負担金相当金																
廃炉円滑化負担金相当金																
廃炉等負担金																
系統整備負担金相当金																
電源開発促進税																
事業税																
開発費																
開発費償却																
電力費振替勘定（貸方）															△	△
合計																

（記載注意）
補償費については、原子力損害の賠償に関する法律第３条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち以下に掲げる受入金等があった場合には、脚注として記載すること。
(1)賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金
(2)除染求償関連資金交付金の金額及びその受入除染求償関連資金交付金

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。ただし、第二条中一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第九条第三項第二号、第十条及び第十一条の改正規定は、令和十年四月一日以降の収入の見通し（電気事業法第十七条の二に規定する収入の見通しをいう。）から適用する。

（経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の電気事業託送供給等収支計算規則及び第五条による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和七年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

第三条　一般送配電事業者が、この省令の施行前に回収を開始し、この省令の施行後、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の通知を受けるまでに回収した託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第七条一項に規定する託送料のうち電気事業法第二十八条の四十八に規定する広域系統整備計画に係る系統整備回収金に相当するものについては、当該一般送配電事業者が電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の通知をもって当該通知により回収すべき系統整備回収金として回収したものとみなす。

第１５表

託送収益明細表

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名　（単位 千円）

	送電電力量（MWh）	供給電力料金		
		基本料金	従量料金	合計
接続供給託送収益				
基準接続託送供給収益				
需要側託送供給料金の回収に係る収益				
発電側託送供給料金の回収に係る収益				
インバランスの供給に係る収益	（　）			
賠償負担金の回収に係る収益 廃炉円滑化負担金の回収に係る収益 系統整備負担金の回収に係る収益 託送回収金の回収に係る収益 系統利用者回収金の回収に係る収益 配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額				
その他託送収益				

（記載注意）

1　基本料金の欄には固定的に支払いを受ける料金、従量料金の欄には電気の使用量に応じて支払いを受ける料金を記載すること。

2　送電電力量の欄の（　）内には、インバランスの供給量の再掲分を記載すること。

○経済産業省令第二十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の三（同法第二十七条の十二において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、特定系統整備準備引当金に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特定系統整備準備引当金に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）において使用する用語の例による。

２　この省令において、「承認電気工作物」とは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認を受け、整備又は更新をしようとする電気工作物をいう。

（積立て）

第二条　電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認を受けた系統整備等実施事業者は、承認電気工作物ごとに、当該承認に係る広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年度から当該承認電気工作物を初めて使用する日の前日の属する事業年度までの期間に回収することが認められた額（以下「使用前期間に回収する額」という。）がある場合には、各事業年度において使用前期間に回収する額として回収した額を特定系統整備準備引当金として積み立てなければならない。

（取崩し）

第三条　系統整備等実施事業者は、承認電気工作物ごとに、当該承認電気工作物が初めて使用された日の属する事業年度終了の日から、当該承認電気工作物の使用期間が終了するまでの各事業年度終了の日において、前条の規定により積み立てられた各承認電気工作物の特定系統整備準備引当金の前事業年度末の残高から、当該承認電気工作物の使用前期間に回収する額を当該承認電気工作物の使用期間で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度末の残高を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）を取り崩さなければならない。

２　系統整備等実施事業者は、承認電気工作物ごとに、使用を終了する年度の年度末において、前条の規定により積み立てられた当該承認電気工作物に係る特定系統整備準備引当金について、前項の規定による取崩しを行った後になお残高がある場合は、当該残高の全額を取り崩さなければならない。

３　系統整備等実施事業者は、前条の規定により積み立てられた特定系統整備準備引当金について、前二項の規定により取り崩す場合又は特別の理由がある場合を除き、当該特定系統整備準備引当金を取り崩してはならない。

附　則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　定義（第一条）	第一章　定義（第一条）
第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置（第二条―第十九条）	第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置（第二条―第十九条）
第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置（第二十条―第二十四条）	第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置（第二十条―第二十四条）
第四章　納付金の納付等（第二十五条―第三十四条の四）	第四章　納付金の納付等（第二十五条―第三十四条の四）
第五章　雑則（第三十五条―第三十七条）	第五章　雑則（第三十五条・第三十六条）
附則	附則

（再生可能エネルギー発電設備の区分等）

第三条　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　削除

三の二　削除

三の三　削除

（再生可能エネルギー発電設備の区分等）

第三条　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの

三の二　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの

三の三　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が二百五十キロワット以上五百キロワット未満のもの

四　削除

四の二　削除

四の三～二十六の三　（略）

二十七　削除

二十八　削除

二十九～三十の四　（略）

（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件）

第四条の二の二　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー整備法」という。）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十の二　（略）

四　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの

四の二　太陽光発電設備（次号から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が千キロワット以上のもの

四の三～二十六の三　（略）

二十七　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が一万キロワット以上のもの

二十八　農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備（一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が五十キロワット以上のもの

二十九～三十の四　（略）

（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件）

第四条の二の二　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「再生可能エネルギー海域利用法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十の二　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四～十五　（略）

2・3　（略）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十五　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四～十五　（略）

2・3　（略）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十五　（略）

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備であって、法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　（略）

２　（略）

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　（略）

二　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ～ハ　（略）

ニ　選定事業者が、海洋再生可能エネルギー整備法第二十条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期又は海洋再生可能エネルギー整備法第二十条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、海洋再生可能エネルギー整備法第二十一条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日とする。以下「事業実施時期起算日」という。）から起算して一年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合　認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に一年を加えた期間

ホ・ヘ　（略）

三～五　（略）

２・３　（略）

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備である場合における法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である場合　令和九年四月一日以降に最初に検針等が行われた日

二　前号以外の場合　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日以降に最初に検針等が行われた日

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備であって、法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　（略）

２　（略）

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　（略）

二　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ～ハ　（略）

ニ　選定事業者が、再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された再生可能エネルギー海域利用法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期又は再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、海洋再生可能エネルギー整備法第二十一条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日とする。以下「事業実施時期起算日」という。）から起算して一年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合　認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に一年を加えた期間

ホ・ヘ　（略）

三～五　（略）

２・３　（略）

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備である場合における法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である場合　令和九年四月一日以降に最初に検針等が行われた日

二　前号以外の場合　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日以降に最初に検針等が行われた日

（系統設置交付金等の額を算定する際の再生可能エネルギー電気の利用の促進に占める割合の算定方法等）

第二十二条　法第二十九条第一項の経済産業省令で定める割合の算定方法は、広域系統整備計画（電気事業法第二十八条の四十八第一項で規定する広域系統整備計画をいう。次項において同じ。）に基づき、法第二十八条第一項で規定する系統電気工作物（以下「系統電気工作物」という。）を設置し、及び維持することで再生可能エネルギー発電設備に係る出力の抑制を回避することにより、燃料及び二酸化炭素が削減されることに伴い生ずる便益（削減されると見込まれる燃料費及び削減されると見込まれる二酸化炭素の量を換算して得られる金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額を、系統電気工作物を設置し、及び維持することで燃料及び二酸化炭素が削減されることに伴い生ずる便益の合計額で除して得られる値を割合とする方法とする。

2　法第二十九条第二項の経済産業省令で定める費用は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の規定により届け出られた費用のうち、次に掲げるものとする。

一　支払利息、債務保証料及び損害保険料

二　対象費（広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件（令和三年経済産業省告示第三十六号）第四条第二号に規定する対象費をいう。）のうち減価償却費及び固定資産除却費の合計額に、次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額

イ　系統整備回収金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であって、同項に基づき承認を受けたものをいう。以下ロにおいて同じ。）の総額のうち減価償却費及び固定資産除却費の合計額に相当する額であって、電気事業法第二十八条の四十八第一項で定める広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年度から当該広域系統整備計画に定める系統電気工作物を使用する日の前日の属する事業年度までの期間内に回収することについて電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に基づき承認を受けた額

ロ　系統整備回収金の総額のうち減価償却費及び固定資産除却費の合計額に相当する額

3　（略）

（公示送達の方法）

第三十七条　法第五十二条の四第二項の経済産業省令で定める方法は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨（第一号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（経済産業省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

3　（略）

（新設）

様式第一、第一の一、第三、第四の一、第六、第十の三及び第十五を次のように改める。

様式第１（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（１０ｋＷ未満、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電及び市場取引等による供給事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　住　所　（〒　－　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

<table>
<tr><th colspan="6">事　業　計　画　内　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="3">事業者名（注３）</td><td colspan="3"></td><td>□地方税法第七十二条の四に規定する法人</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">課税事業者の該否（注４）</td><td colspan="2">□課税事業者に該当する
（消費税を申告・納付されている方）</td><td>□インボイス発行事業者に該当する
（登録年月日）
年　月　日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">□課税事業者に該当しない
（消費税を申告・納付されていない方）</td></tr>
<tr><td colspan="3">法人番号／
インボイス発行事業者の登録番号（注５）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人の代表者氏名
（注３）</td><td>役職</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">法人の役員氏名
（注６）</td><td>役職</td><td colspan="4"></td><td rowspan="6">□別紙あり</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">密接関係者（注７）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業者の住所（注３）</td><td colspan="3">（〒　－　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">発電設備の区分（注８）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">既設設備の更新
（注９）</td><td rowspan="4">□　有</td><td>既設設備ＩＤ</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の出力（ｋＷ）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の名称</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の設置場所</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">□　無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">発電設備の出力（ｋＷ）
（注１０）</td><td colspan="3"></td><td>□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中
□条例に基づく環境影響評価の手続を実施中</td></tr>
</table>